東神楽町地域防災計画

平成２７年１１月

東神楽町

目　次

第１編　総論
第１章　町の責務及び計画の方針
第１　町の責務 1
第２　計画の目的 1
第３　計画の基本理念 1
第４　計画の位置づけ 2
第５　計画の構成 2
第６　計画の見直し、変更手続 3
第７　地区防災計画 3
第２章　防災に関する基本方針 4
第３章　関係機関の事務又は業務の大綱等
第１　東神楽町 6
第２　北海道 6
第３　北海道警察 7
第４　指定地方行政機関 8
第５　陸上自衛隊 8
第６　指定公共機関 9
第７　指定地方公共機関 9
第８　その他 10
第４章　住民及び事業所等の責務
第１　住民 13
第２　住民組織 13
第３　事業所 14
第５章　東神楽町の地理的、社会的特徴
第１　自然環境 15
第２　社会環境 15
第３　災害履歴 16
第６章　災害の予測
第１　風水害等の予測 18
第２　地震災害等の予測 18
第３　大規模事故災害の想定 21

第２編　平素からの備えや予防
第１章　組織・体制の整備等
第１節　町における組織・体制の整備 23
第１　防災会議 23
第２　町の各課における平素の業務 24
第３　町職員の参集基準 26
第４　消防機関の体制 27

第２節　関係機関との連携体制の整備 28
第１　基本的考え方 28
第２　道との連携 28
第３　近接市町村との連携 29
第４　指定公共機関等との連携 29
第５　住民組織等の対する支援 29
第３節　通信の確保 30
第４節　情報収集・提供等の整備 30
第１　基本的考え方 30
第２　警報等の伝達に必要な整備 31
第３　安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 32
第４　被災情報の収集・報告に必要な準備 33
第５節　研修及び訓練 34
第１　研修 34
第２　訓練 34
第２章　災害に強いまちづくり
第１節　市街地の整備 36
第１　市街地の整備 36
第２　防災空間の整備 36
第３　道路の整備 37
第４　上下水道施設等の整備 37
第２節　防災施設等の整備 38
第１　防災拠点の整備 38
第２　避難所、避難場所の整備 38
第３節　通信システムの整備 40
第１　通信システムの整備 40
第４節　消防力の整備 40
第１　消防体制の整備 40
第２　救急救助体制の整備 41
第３　火災の予防 42
第５節　災害防止対策の推進 42
第１　水害対策の推進 42
第２　土砂災害対策の推進 44
第３　雪害対策の推進 44
第４　風害対策の推進 46
第５　地震災害対策の推進 46
第６　火災予防対策の推進 47
第３章　災害に関する平素からの備え
第１節　災害応急対策への環境整備 48
第１　応急医療体制の整備 48
第２　緊急輸送の整備 48
第３　給水体制の整備 48

第４　物資供給体制の整備 49
第５　備蓄体制の整備 49
第６　応援体制の整備 49
第７　建築物体制の整備 50
第８　ボランティア活動の環境整備 50
第９　文教対策の整備 50
第10　宅地対策の整備 51
第11　町が管理する施設及び設備の整備及び点検 51
第２節　避難に関する環境整備 51
第１　避難に関する基本的事項 52
第２　避難実施要領のパターンの整備 53
第３　避難所施設に関する基本的事項 53
第４　運送事業者の輸送力・輸送施設の把握 54
第５　避難所の指定及び啓発 54
第６　生活関連施設の把握 54
第３節　災害に強い組織、人づくり 56
第１　防災体制の整備 56
第２　自主防災活動の推進 56
第３　防災訓練の実施 57
第４　防災知識の普及・啓発 57
第４節　要配慮者対策のための環境整備 59
第１　要配慮者の視点に立った施設整備 59
第２　要配慮者に関する情報の把握等 59
第３　在宅の避難行動要支援者への対策 59
第４　要配慮者利用施設等への対策 61
第５　外国人への対策 62

第３編　災害時応急対策計画
第１章　災害時応急体制の確立
第１節　災害警戒態勢 63
第１　警戒本部の設置 63
第２節　災害対策本部体制 65
第１　町対策本部の設置基準 65
第２　町対策本部の設置手順 66
第３　町対策本部の設置場所等 67
第４　町対策本部の組織構成及び機能 68
第３節　災害対策本部の参集・配備 72
第１　体制及び配備 72
第２　参集場所 73
第３　参集の指示 73
第４節　災害対策本部の事務分掌 75
第２章　情報の収集・伝達

第１節　災害関連情報の伝達..... 80
第１　気象情報等の発表..... 80
第２　気象情報等の収集・伝達..... 83
第２節　被害情報の収集・調査・報告..... 85
第１　異常現象発見時の措置..... 85
第２　被害情報等の収集・整理..... 85
第３　被害調査 86
第４　被害報告 87
第３節　通信の確保..... 89
第１　情報通信手段の確保..... 89
第３章　関係機関相互の連携
第１　国・道の対策本部との連携..... 90
第２　知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への応援等の要請 90
第３　自衛隊の部隊等の派遣要請の要求等..... 90
第４　道、他の市町村長等に対する応援の要請等..... 93
第５　応援隊の受け入れ..... 95
第６　町の行う応援等..... 95
第７　住民組織等に対する支援等..... 96
第８　住民への協力要請..... 96
第４章　災害広報・広聴活動
第１節　防災情報の伝達等..... 98
第１　防災情報等の伝達..... 98
第２　防災情報の伝達方法..... 99
第３　緊急通報の伝達及び通知..... 100
第２節　災害時の広報広聴活動..... 100
第１　災害広報活動..... 100
第２　報道機関への対応..... 102
第３　災害広聴活動..... 102
第５章　避難
第１節　避難活動 104
第１　避難準備情報及び避難の勧告・指示..... 104
第２　避難準備情報及び避難の勧告・指示の伝達..... 106
第３　避難準備 106
第４　自主避難 106
第５　避難の勧告・指示の伝達経路..... 107
第６　解除 107
第２節　避難者の誘導等..... 108
第１　避難勧告等の通知・伝達..... 108
第２　避難実施要領の策定..... 108
第３　避難者の誘導..... 110
第３節　警戒区域の設定..... 113
第４節　避難所の開設・廃止..... 114

第１　避難所の開設..... 114
第２　避難所開設の広報..... 114
第３　避難者の受入れ..... 114
第４　避難所の統合・廃止..... 115
第５節　避難所の運営..... 115
第１　避難所運営体制..... 115
第２　避難所の整備及び設備の設置..... 116
第３　食料・物資の供給..... 116
第４　避難所における生活支援対策..... 117
第５　要配慮者への配慮..... 118
第６　避難所周辺地域での被災者への対応..... 118
第６章　救出・救急・消火
第１節　救出・救急活動..... 119
第１　救出情報の収集..... 119
第２　救出活動 119
第３　救急活動 120
第２節　消火活動 120
第１　情報の収集..... 120
第２　消火活動 120
第３　住民・自主防災組織・事業所の活動..... 121
第７章　医療救護
第１節　応急医療活動..... 122
第１　救護所の設置..... 122
第２　医療チームの派遣..... 122
第３　救護所での活動..... 123
第４　医薬品・医療資機材の確保..... 123
第５　医療体制の確立..... 123
第２節　被災者等への医療..... 124
第１　避難所での医療活動..... 124
第２　心の医療活動..... 125
第３　医療情報の提供..... 125
第８章　水防活動
第１節　水防組織 126
第１　水防本部の設置..... 126
第２　消防機関の配備..... 126
第３　河川管理者、隣接市町村水防管理団体及び警察官との協力応援 126
第２節　重要水防区域及び水防施設..... 127
第１　重要水防区域の指定..... 127
第２　水防施設 128
第３節　通信連絡 129
第１　通信施設及び伝達..... 129
第２　水防信号 133

第３　決壊通報 134
第４　水防通信連絡..... 135
第５　雨量観測水位の伝達..... 135
第４節　水防活動 136
第１　水防管理団体の非常配備体制..... 136
第２　監視及び警戒..... 136
第３　警戒区域の設定等..... 137
第４　水防作業 137
第５　避難及び立ち退き..... 137
第６　水防標識及び身分証明..... 138
第５節　公用負担等..... 138
第１　公用負担 138
第２　公務災害補償..... 139
第６節　水防報告 139
第７節　水防訓練 139
第８節　浸水想定区域..... 139
第９章　生活救援
第１節　給水活動 140
第１　優先給水 140
第２　給水活動 140
第２節　食料の供給..... 141
第１　備蓄食料の供給..... 141
第２　食料の確保..... 141
第３　食料の供給..... 142
第４　炊き出し 142
第３節　物資の供給..... 143
第１　備蓄品の供給..... 143
第２　物資の確保..... 143
第３　物資の供給..... 144
第４節　救援物資の供給..... 144
第１　救援物資拠点の設置..... 144
第２　救援物資の受入れ・管理・供給..... 144
第３　救援物資の要望及び拒否..... 144
第４　義援金の取り扱い..... 144
第５　要配慮者への配慮..... 144
第 10 章　交通対策・緊急輸送
第１節　交通対策 145
第１　交通情報の収集..... 145
第２　交通規制 145
第３　緊急通行車両等の確認..... 146
第４　緊急輸送道路の確保..... 147
第５　緊急除雪 147

第２節　緊急輸送 147
第１　車両・燃料の確保..... 147
第２　緊急輸送 148
第３　輸送拠点の設置..... 149
第 11 章　災害警備
第１節　警察の災害警備..... 150
第１　災害警備体制の確立..... 150
第２　応急対策 150
第２節　被災地の警備..... 150
第１　被災地の警備..... 150
第 12 章　建物対策
第１節　応急仮設住宅..... 151
第１　仮設住宅の建設..... 151
第２　応急仮設住宅の対象者..... 151
第３　管理 152
第２節　公営住宅の供給..... 152
第１　公営住宅の応急修理..... 152
第２　公営住宅の確保..... 152
第３節　住宅の応急修理..... 152
第１　住宅の応急修理..... 152
第２　修理の対象者..... 153
第 13 章　被災宅地安全対策
第１　危険度判定の実施..... 154
第２　危険度判定実施本部..... 154
第３　事前準備 155
第 14 章　防疫・清掃
第１節　防疫活動 156
第１　防疫体制の確立..... 156
第２　感染症の予防..... 156
第３　感染症患者への医療..... 157
第４　避難所の防疫措置..... 157
第２節　し尿の処理..... 158
第１　仮設トイレの設置..... 158
第２　し尿の処理..... 158
第３節　清掃・廃棄物の処理..... 158
第１　一般廃棄物の処理..... 158
第２　災害廃棄物の処理..... 159
第 15 章　障害物除去・放浪動物等対策
第１節　障害物の除去..... 160
第１　住宅関係の障害物の除去..... 160
第２　河川関係の障害物の除去..... 160
第３　主要道路上の障害物の除去..... 160

第２節　動物対策 160
第１　飼養動物への対応..... 160
第２　放浪動物への対応..... 161
第 16 章　安否情報の収集・提供
第１節　安否情報システムの利用..... 162
第２節　安否情報の収集..... 162
第１　安否情報の収集..... 162
第２　安否情報収集の協力要請..... 163
第３　安否情報の整理..... 163
第３節　安否情報の報告、回答等..... 163
第１　道に対する報告..... 163
第２　安否情報の照会に対する回答..... 163
第３　日本赤十字社に対する協力..... 164
第 17 章　行方不明者の捜索・遺体の処理
第１節　行方不明者の捜索..... 165
第１　行方不明者情報の収集..... 165
第２　捜索活動 165
第２節　遺体の処理..... 165
第１　遺体処理の実施..... 165
第２　遺体の安置..... 165
第３節　遺体の火葬・埋葬..... 166
第１　遺体の火葬・埋葬..... 166
第２　遺骨の保管..... 166
第 18 章　ライフライン・公共施設等の応急復旧対策
第１節　ライフライン施設..... 167
第１　上水道施設..... 167
第２　下水道施設..... 167
第３　電力施設 168
第４　ガス施設 169
第５　通信施設 169
第６　公共施設 170
第２節　交通施設 170
第１　道路・橋りょう..... 170
第２　河川施設 171
第３　空港施設 171
第 19 章　農業対策
第１節　農林業対策..... 172
第１　応急対策 172
第２　農作物施設..... 172
第２節　畜産業対策..... 172
第１　応急対策 172
第２　家畜の防疫活動..... 173

第３　死亡家畜の処理..... 173
第 20 章　文教・保育対策
第１節　応急保育・教育..... 174
第１　安否の確認..... 174
第２　応急保育の実施..... 174
第３　避難所開設への協力..... 174
第４　応急教育活動..... 174
第５　学校施設の応急復旧..... 176
第２節　社会教育施設等の応急措置..... 176
第１　社会教育施設等の応急措置..... 176
第２　文化財に対する措置..... 176
第 21 章　防災ボランティア対策
第１　ボランティア団体等への要請..... 177
第２　全国からのボランティアへの対応..... 177
第３　防災ボランティア活動への配慮..... 179
第 22 章　要配慮者対策
第１節　要配慮者への対応..... 180
第１　避難行動要支援者の安全確認..... 180
第２　避難所での支援..... 180
第３　被災した在宅の避難行動要支援者への支援..... 181
第４　仮設住宅での支援..... 181
第２節　要配慮者利用施設入居者への対策..... 181
第１　災害発生時の安全確保..... 181
第２　情報の伝達等..... 181
第３　施設における生活の確保..... 182
第３節　外国人への対応..... 182
第１　外国人への広報..... 182
第２　外国人への援助..... 182
第 23 章　災害応急金融対策
第１　災害応急金融対策..... 183
第 24 章　災害救助法の適用
第１節　災害救助法の適用基準..... 184
第１　災害救助法の適用..... 184
第２節　滅失世帯の算定基準..... 185
第１　滅失世帯の算定..... 185
第２　住宅被害程度の認定..... 185
第３節　災害救助法の適用手続き..... 186
第１　災害救助法の適用申請..... 186
第２　適用要請の特例..... 186
第３　特別基準の適用申請..... 187
第４節　救助の実施者及び救助の内容等..... 187
第１　救助の実施者..... 187

第２　救助の内容等..... 188
第25章　雪害対策
第１　雪害対策 189

第４編　震災応急対策計画
第１章　災害時応急体制の確立
第１節　災害警戒態勢..... 191
第１　警戒本部の設置..... 191
第２節　災害対策本部体制..... 193
第１　町対策本部の設置基準..... 193
第２　町対策本部の設置手順..... 193
第３　町対策本部の設置場所等..... 194
第４　町対策本部の組織構成及び機能..... 195
第３節　災害対策本部の参集・配備..... 199
第１　体制及び配備..... 199
第２　参集場所 200
第３　参集の指示..... 200
第４節　災害対策本部の事務分掌..... 203
第２章　情報の収集・伝達
第１節　災害関連情報の伝達..... 208
第１　地震動警報等の発表..... 208
第２　地震情報等の収集・伝達..... 209
第２節　被害情報の収集・調査・報告..... 209
第１　地震直後の情報等の収集..... 209
第２　被害情報等の収集・整理..... 210
第３　被害調査 211
第４　被害報告 211
第３節　通信の確保..... 212
第１　情報通信手段の確保..... 212
第３章　関係機関相互の連携
第１　国・道の対策本部との連携..... 214
第２　知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への応援等の要請 ... 214
第３　自衛隊の部隊等の派遣要請の要求等..... 214
第４　道、他の市町村長等に対する応援の要請等..... 217
第５　応援隊の受け入れ..... 219
第６　町の行う応援等..... 220
第７　住民組織等に対する支援等..... 220
第８　住民への協力要請..... 221
第４章　災害広報・広聴活動
第１節　災害時の広報広聴活動..... 222
第１　災害広報活動..... 222
第２　報道機関への対応..... 223

第３　災害広聴活動 223
第５章　避難
第１節　避難活動 225
第１　避難準備情報及び避難の勧告・指示 225
第２　避難準備情報及び避難の勧告・指示の伝達 227
第３　避難準備 227
第４　自主避難 228
第５　避難の勧告・指示の伝達経路 228
第６　解除 229
第２節　避難者の誘導等 229
第１　避難勧告等の通知・伝達 229
第２　避難実施要領の策定 229
第３　避難者の誘導 231
第３節　警戒区域の設定 234
第４節　避難所の開設・廃止 235
第１　避難所の開設 235
第２　避難所開設の広報 235
第３　避難者の受入れ 235
第４　避難所の統合・廃止 236
第５節　避難所の運営 236
第１　避難所運営体制 236
第２　避難所の整備及び設備の設置 237
第３　食料・物資の供給 238
第４　避難所における生活支援対策 238
第５　要配慮者への配慮 239
第６　避難所周辺地域での被災者への対応 239
第６章　救出・救急・消火
第１節　救出・救急活動 240
第１　救出情報の収集 240
第２　救出活動 240
第３　救急活動 241
第２節　消火活動 241
第１　情報の収集 241
第２　消火活動 241
第３　住民・自主防災組織・事業所の活動 242
第７章　医療救護
第１節　応急医療活動 243
第１　救護所の設置 243
第２　医療チームの派遣 244
第３　救護所での活動 244
第４　医薬品・医療資機材の確保 244
第５　医療体制の確立 244

第２節　被災者等への医療 245
第１　避難所での医療活動 245
第２　心の医療活動 246
第３　医療情報の提供 246
第８章　生活救援
第１節　給水活動 247
第１　優先給水 247
第２　給水活動 247
第２節　食料の供給 248
第１　備蓄食料の供給 248
第２　食料の確保 248
第３　食料の供給 249
第４　炊き出し 249
第３節　物資の供給 250
第１　備蓄品の供給 250
第２　物資の確保 250
第３　物資の供給 251
第４節　救援物資の供給 251
第１　救援物資拠点の設置 251
第２　救援物資の受入れ・管理・供給 251
第３　救援物資の要望及び拒否 251
第４　義援金の取り扱い 251
第５　要配慮者への配慮 251
第９章　交通対策・緊急輸送
第１節　交通対策 252
第１　交通情報の収集 252
第２　交通規制 252
第３　緊急通行車両等の確認 253
第４　緊急輸送道路の確保 254
第５　緊急除雪 254
第２節　緊急輸送 255
第１　車両・燃料の確保 255
第２　緊急輸送 255
第３　輸送拠点の設置 256
第 10 章　災害警備
第１節　警察の災害警備 257
第１　災害警備体制の確立 257
第２　応急対策 257
第２節　被災地の警備 257
第１　被災地の警備 257
第 11 章　建物対策
第１節　被災建築物の応急危険度判定 258

第１　応急危険度判定の実施 258
第２　応急危険度判定の基本的事項 258
第２節　応急仮設住宅 259
第１　仮設住宅の建設 259
第２　応急仮設住宅の対象者 260
第３　管理 260
第３節　公営住宅の供給 260
第１　公営住宅の応急修理 260
第２　公営住宅の確保 261
第４節　住宅の応急修理 261
第１　住宅の応急修理 261
第２　修理の対象者 261
第 12 章　被災宅地安全対策
第１　危険度判定の実施 262
第２　危険度判定実施本部 262
第３　事前準備 263
第 13 章　防疫・清掃
第１節　防疫活動 264
第１　防疫体制の確立 264
第２　感染症の予防 264
第３　感染症患者への医療 265
第４　避難所の防疫措置 265
第２節　し尿の処理 266
第１　仮設トイレの設置 266
第２　し尿の処理 266
第３節　清掃・廃棄物の処理 266
第１　一般廃棄物の処理 266
第２　災害廃棄物の処理 267
第 14 章　障害物除去・放浪動物等対策
第１節　障害物の除去 268
第１　住宅関係の障害物の除去 268
第２　河川関係の障害物の除去 268
第３　主要道路上の障害物の除去 268
第２節　動物対策 268
第１　飼養動物への対応 268
第２　放浪動物への対応 269
第 15 章　安否情報の収集・提供
第１節　安否情報システムの利用 270
第２節　安否情報の収集 270
第１　安否情報の収集 270
第２　安否情報収集の協力要請 271
第３　安否情報の整理 271

第３節　安否情報の報告、回答等..... 271
第１　道に対する報告..... 271
第２　安否情報の照会に対する回答..... 271
第３　日本赤十字社に対する協力..... 272
第 16 章　行方不明者の捜索・遺体の処理
第１節　行方不明者の捜索..... 273
第１　行方不明者情報の収集..... 273
第２　捜索活動 273
第２節　遺体の処理..... 273
第１　遺体処理の実施..... 273
第２　遺体の安置..... 274
第３節　遺体の火葬・埋葬..... 274
第１　遺体の火葬・埋葬..... 274
第２　遺骨の保管..... 274
第 17 章　ライフライン・公共施設等の応急復旧対策
第１節　ライフライン施設..... 275
第１　上水道施設..... 275
第２　下水道施設..... 275
第３　電力施設 276
第４　ガス施設 277
第５　通信施設 277
第６　公共施設 278
第２節　交通施設 278
第１　道路・橋りょう..... 278
第２　河川施設 279
第３　空港施設 279
第 18 章　農業対策
第１節　農林業対策..... 280
第１　応急対策 280
第２　農作物施設..... 280
第２節　畜産業対策..... 280
第１　応急対策 280
第２　家畜の防疫活動..... 281
第３　死亡家畜の処理..... 281
第 19 章　文教・保育対策
第１節　応急保育・教育..... 282
第１　安否の確認..... 282
第２　応急保育の実施..... 282
第３　避難所開設への協力..... 282
第４　応急教育活動..... 282
第５　学校施設の応急復旧..... 284
第２節　社会教育施設等の応急措置..... 284

第１　社会教育施設等の応急措置..... 284
第２　文化財に対する措置..... 284
第 20 章　防災ボランティア対策
第１　ボランティア団体等への要請..... 285
第２　全国からのボランティアへの対応..... 285
第３　防災ボランティア活動への配慮..... 287
第 21 章　要配慮者対策
第１節　要配慮者への対応..... 288
第１　避難行動要支援者の安全確認..... 288
第２　避難所での支援..... 288
第３　被災した在宅の避難行動要支援者への支援..... 289
第４　仮設住宅での支援..... 289
第２節　要配慮者利用施設入居者への対策..... 289
第１　災害発生時の安全確保..... 289
第２　情報の伝達等..... 289
第３　施設における生活の確保..... 290
第３節　外国人への対応..... 290
第１　外国人への広報..... 290
第２　外国人への援助..... 290
第 22 章　災害応急金融対策
第１　災害応急金融対策..... 291
第 23 章　災害救助法の適用
第１節　災害救助法の適用基準..... 292
第１　災害救助法の適用..... 292
第２節　滅失世帯の算定基準..... 292
第１　滅失世帯の算定..... 292
第２　住宅被害程度の認定..... 293
第３節　災害救助法の適用手続き..... 294
第１　災害救助法の適用申請..... 289
第２　適用要請の特例..... 295
第３　特別基準の適用申請..... 295
第４節　救助の実施者及び救助の内容等..... 295
第１　救助の実施者..... 295
第２　救助の内容等..... 296

第５編　大規模事故災害応急対策計画
第１章　事故災害対策
第１節　大規模事故に対する体制..... 297
第１　対象とする災害..... 297
第２　基本的な対応..... 297
第２　防災体制 297
第２節　航空機事故対策..... 299

第１　基本方針 299
第２　災害情報の伝達..... 299
第３　応急対策 301
第３節　道路災害対策..... 302
第１　基本方針 302
第２　災害情報の伝達..... 302
第３　応急対策 303
第４節　危険物等災害対策..... 304
第１　基本方針 304
第２　災害情報の伝達..... 305
第３　応急対策 306
第５節　大規模火災対策..... 307
第１　基本方針 307
第２　災害情報の伝達..... 307
第３　応急対策 308
第６節　林野火災対策..... 309
第１　基本方針 309
第２　災害情報の伝達..... 309
第３　応急対策 309

第６編　災害復旧計画

第１章　住民生活復旧への支援
第１節　被災者への支援..... 312
第１　災害弔慰金等の支給..... 312
第２　災害援護資金等の貸付け..... 312
第３　災害復興住宅資金の融資..... 312
第４　り災証明の交付..... 312
第５　被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供..... 313
第６　災害公営住宅の供給..... 314
第７　租税等の減免..... 315
第８　職業の斡旋..... 315
第２節　地域経済への復旧支援..... 316
第１　農林業への融資..... 316
第２　中小企業への融資..... 316
第３節　義援金の受付け・配分..... 316
第１　義援金の受付け..... 316
第２　義援金の配分..... 317
第２章　災害復旧事業の推進
第１節　災害復旧事業の推進..... 318
第２節　激甚法による災害復旧事業..... 318
第３章　災害復興計画の推進
第１節　災害復興体制の確立..... 320

第１　災害復興基本計画..... 320
第２　災害復興の推進..... 320

第１編　　総　　論

第１章　町の責務及び計画の方針

第１　町の責務

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）その他の法令等に基づき、住民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、災害の予防、応急対策及び復旧を的確かつ迅速に実施し、町民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から保護するため、町の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

第２　計画の目的

本計画は、災害対策基本法第 42 条及び水防法第 33 条の規定に基づき、東神楽町防災会議が作成する計画であり、東神楽町の地域に係る防災に関し、平素からの備えや予防、災害応急対策及び災害復旧の諸活動について一連の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関、町民及び事業所等がその全力をあげて、町民の生命、身体及び財産を災害から守るため、実施すべき事務を定めることを目的とする。

第３　計画の基本理念

本計画は、災害対策基本法第２条の２の規定に基づき、次の事を基本理念とする。

1　災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

2　自助（町民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（町民等が地域においてお互いに助け合うことをいう。）及び公助（町及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、町民等並びに町及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。

3　災害発生時は町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。

4　地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。

第４　計画の位置づけ

本計画は、災害対策基本法のほか、国の防災指針を定めた防災基本計画（中央防災会議）、北海道地域防災計画（北海道防災会議）、防災業務計画（指定行政機関又は指定公共機関）との整合性及び関連性を有しており、防災に関して町の処理すべき事務又は業務を中心として、各防災関係機関の防災に関し行う事務又は業務を有機的に結びつけた計画である。

【東神楽町地域防災計画の位置づけ】

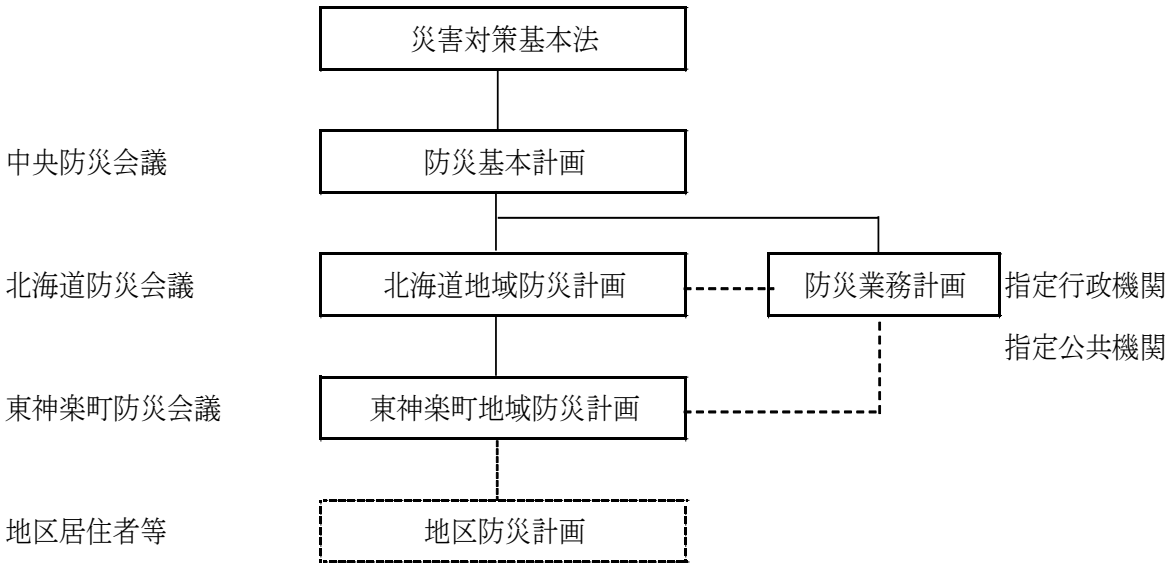

第５　計画の構成

本計画は、以下の各編により構成する。

地域防災計画	第１編　総論	計画の目的、防災関係機関、町民及び事業所等の責務等、防災対策に関する基本的事項など
	第２編　平素からの備えや予防	災害を予防するため、日頃から行う対策や組織体制など
	第３編　災害応急対策	風水害等が発生した場合の応急対策活動など
	第４編　震災応急対策	地震災害が発生した場合の応急対策活動など
	第５編　大規模事故災害応急対策	大規模事故災害が発生した場合の応急対策活動など
	第６編　復旧等	被災した施設や被災者の復旧・復興対策など
	資料編	地域防災計画に関する資料
	地区防災計画	地区住民等の防災活動計画

なお、本計画に準じて職員等に対するマニュアル等必要な規程類について整備する。

第６　計画の見直し、変更手続

(1) 計画の見直し

本計画については、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて東神楽町防災会議において修正する。ただし、軽易な事項又は緊急に修正を必要とする事態が発生したときは、会長が修正し、次の防災会議において報告するものとする。

町及び防災関係機関は、自己の所掌する事項について、検討し、必要がある場合は東神楽町防災会議に提案するものとする。

(2) 計画の変更手続

本計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、災害対策基本法第 42 条第 1 項の規定に基づき、あらかじめ知事との協議を経て、町防災会議において決定し、公表するものとする。

第７　地区防災計画

地区防災計画は、一定の地域内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業所（以下「地区居住者等」という。）が、当該地区における防災活動に関して定める計画である。内容は次のとおり。

（１）地区居住者等が共同して行う防災訓練
（２）地区居住者等の防災活動に必要な物資及び資材の備蓄
（３）災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援
（４）その他

地区居住者等は、共同して、東神楽町防災会議に対し東神楽町地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。

東神楽町防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて東神楽町地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断する。

第２章　防災に関する基本方針

１　防災体制の確立

町は、住民の生命、財産を守るため、災害に強いまちづくりを進め、大きな災害にも対応できる防災体制の確立を目指す。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の３段階があり、それぞれの段階において国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本方針は以下の通りである。

(1) 周到かつ十分な災害予防

・災害に強いまちづくりを実現するための主要交通・通信機能の強化、国土保全事業及び市街地開発事業等による災害に強い国土とまちの形成、並びに住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物・施設、ライフライン機能の安全性の確保等
・事故災害を予防するための安全対策の充実
・災害発生時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄、防災訓練の実施等
・住民の防災活動を促進するための住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施、並びに自主防災組織等の育成強化、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進等
・予知・予測研究、工学的・社会学的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進、観測の充実・強化、及びこれらの防災施策への活用

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策

・災害発生の兆候が把握された際の警報等の伝達、住民の避難誘導及び災害未然防止活動
・大規模な事故が発生した場合等における速やかな情報の連絡
・災害発生直後の被害規模の早期把握、災害に関する情報の迅速なる収集及び伝達並びにそのための通信手段の確保
・災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制の確立並びに他機関との連携による応援体制の確立
・災害発生中にその拡大を防止するための消火・水防等の災害防止活動
・被災者に対する救助・救急活動と負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するための交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等による交通の確保並びに優先度を考慮した緊急輸送
・被災者の安全な避難場所への誘導、避難場所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供等避難収容活動

・被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給・被災者の健康状態の把握並びに必要に応じた救護所の開設、仮設トイレの設置、廃棄物処理等の保健衛生活動、防疫活動並びに迅速な遺体の処理等
・防犯活動等による社会秩序の維持、物価の安定、物資の安定供給のための施策の実施
・被災者の生活確保に資するライフライン、交通施設等の施設・設備の応急復旧
・流言、飛語等による社会的混乱を防ぎ、適切な判断と行動を促す、被災者等への的確な情報伝達
・二次災害の危険性の見極め及び必要に応じ住民の避難、応急対策の実施
・ボランティア、義援物資、義援金、海外からの支援の適切な受入れ

(3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興
・被災地域の復旧・復興の基本方向の早急な決定と事業の計画的推進
・被災施設の迅速な復旧
・再度の災害の防止とより快適な都市環境を目指した防災まちづくり
・迅速かつ適切ながれき処理
・被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建の支援
・被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けての経済復興の支援

2　住民に対する情報提供

町は、住民に対し、防災（特に災害時）に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

3　関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、道、近隣市町村並びに関係指定公共機関、関係指定地方公共機関及びその他の関係団体等と、平素から相互の連携体制の整備に努める。

4　住民の協力

町は、住民に対し、防災上必要な協力を要請する。この場合において、住民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実、活性化、ボランティアへの支援に努める。

5　要配慮者への配慮

町は、防災対策の実施にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人、その他災害時において支援を必要とする者（以下「要配慮者」という。）について特に配慮する。

第３章　関係機関の事務又は業務の大綱等

第１　東神楽町

１　東神楽町

(1) 防災会議及び町災害対策本部に関すること。
(2) 防災知識の普及、訓練及び自主防災組織の育成、指導に関すること。
(3) 防災に関する施設、設備及び物資等の整備に関すること。
(4) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報並びに被害状況の調査に関すること。
(5) 災害の予防と被害の拡大防止に関すること。
(6) 被災者及び要配慮者　　の救難、救助、その他保護に関すること。
(7) 避難の勧告、指示、誘導及び収容に関すること。
(8) 災害時の清掃、防疫、保健衛生、環境衛生、食品衛生、文教、輸送、交通規制等に関すること。
(9) 被災施設の復旧に関すること。
(10) 災害ボランティアの活動環境の整備に関すること。
(11) 防災関係機関が実施する災害応急対策等の調整に関すること。
(12) 自衛隊の派遣要請依頼に関すること。

２　大雪消防組合東消防署・東神楽消防団

(1) 消防活動に関すること。
(2) 水防活動に関すること。
(3) 災害時における救助活動に関すること。
(4) 災害の予防と被害の拡大防止に関すること。
(5) 東神楽町の行う災害対策への協力に関すること。

３　東神楽町教育委員会

(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育に関すること。
(2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。

第２　北海道

１　上川総合振興局

(1) 上川総合振興局地域災害対策連絡協議会に関すること。
(2) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置に関すること。
(3) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。
(4) 市町村及び指定公共機関等の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、総合調整に関すること。
(5) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。

2　上川総合振興局旭川建設管理部
(1) 道道の整備、防災及び輸送の確保に関すること。
(2) 道管理区域内危険箇所の整備、警戒、災害防止、維持補修、災害復旧その他の管理に関すること。
(3) 道管理区間内河川の危険箇所の整備、警戒、災害防止、維持補修、災害復旧その他の管理に関すること。
(4) 道管理河川の水位観測及び通報に関すること。
(5) 町管理河川に対する応急復旧の援助に関すること。

3　上川保健所（上川総合振興局保健環境部保健行政室）
(1) 医療施設及び衛生施設等の被害調査に関すること。
(2) 災害時の応急医療及び防疫活動に関すること。
(3) 防疫薬剤の確保及び供給に関すること。
(4) 災害時における給水清掃等環境衛生活動に関すること。
(5) 災害救助に関すること。

4 上川農業改良普及センター大雪支所
(1) 農作物の被害調査及び報告に関すること。
(2) 農作物被害に対する応急措置及び対策の指導に関すること。
(3) 被災地の病害虫防除の指導に関すること。

5　上川総合振興局南部森林室
(1) 所轄道有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化に関すること。
(2) 所轄道有林の復旧治山並びに予防治山に関すること。
(3) 林野火災の予防対策をたて、その未然防止に関すること。
(4) 災害時において町の要請があった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用資材の供給に関すること。

第３　北海道警察

1　北海道警察（旭川方面旭川東警察署）
(1) 住民の避難誘導、救出及び救助並びに緊急交通路の確保に関すること。
(2) 災害情報の収集に関すること。
(3) 災害警備本部の設置運用に関すること。
(4) 被災地、避難場所、避難所、危険箇所等の警戒に関すること。
(5) 犯罪の予防、取締りに関すること。
(6) 危険物に対する保安対策に関すること。
(7) 広報活動に関すること。
(8) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

第４　指定地方行政機関

１　北海道開発局旭川開発建設部
(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。
(2) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。
(3) 直轄河川及び直轄ダムの整備並びに災害復旧に関すること。
(4) 国道及び開発道路の整備並びに災害復旧に関すること。
(5) 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること。
(6) 補助事業に係る指導、監督に関すること。

２　旭川地方気象台
(1) 気象、地象、水象等の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。
(2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと。
(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。

(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。
(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。

３　北海道農政事務所地域第四課
(1) 災害時における米穀の確保、供給及び緊急輸送に関すること。
(2) 災害時において陸上自衛隊備蓄の乾パンの管理換えを行う応急供給に関すること。
(3) 災害応急飼料対策において要請に応じて応急飼料として小麦及び大麦を供給する等、必要な措置に関すること。

４　北海道森林管理局上川中部森林管理署
(1) 所轄国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化に関すること。
(2) 所轄国有林の復旧治山及び予防治山に関すること。
(3) 林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。
(4) 災害時において町の要請があった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用資材の供給に関すること。

５　旭川公共職業安定所
(1) 被災者の職業紹介に関すること。
(2) 災害復旧に必要な労務者及び技術者のあっせんに関すること。

第５　陸上自衛隊

１　陸上自衛隊第２師団第２特科連隊

(1) 災害派遣要請に基づき、人命又は財産の保護のために、緊急に行う必要のある応急対策又は応急復旧活動の実施に関すること。

第６　指定公共機関

1　北海道電力(株)旭川支店
(1) 電力供給施設の防災対策に関すること。
(2) 災害時における電力供給の確保に関すること。
(3) ダムの放流等についての関係機関との連絡調整に関すること。

2 東日本電信電話(株)北海道事業部
(1) 気象官署からの警報の伝達に関すること。
(2) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保に関すること。

3　日本郵便(株)北海道支社旭川東支店及び東神楽郵便局
(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務の確保に関すること。
(2) 郵便、為替貯金及び簡易保険の非常取扱いに関すること。
(3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。
(4) 災害ボランティア口座の取扱いに関すること。

4　(株) エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道及びKDDI(株)北海道総支社及びソフトバンクモバイル(株)及びソフトバンクテレコム(株)
(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保に関すること。

5　日本赤十字社北海道支部
(1) 災害時における医療、助産及びその他救助・救護に関すること。
(2) 災害ボランティア(民間団体及び個人)が行う救助活動の連絡調整に関すること。
(3) 災害義援金の募集及び配分に関すること。

6　日本放送協会旭川放送局
(1) 予報（注意報を含む）、警報、特別警報並びに情報等並びに被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。

第７　指定地方公共機関

1　旭川ガス(株)
(1) ガス供給施設の防災対策に関すること。

(2) 災害時におけるガスの円滑な供給に関すること。

2　北海道医師会・上川郡中央医師会
(1) 災害時における救急医療に関すること。

3　北海道歯科医師会・旭川歯科医師会
(1) 災害における歯科医療救護活動に関すること。

4　東和土地改良区・旭川土地改良区
(1) 農業用水利施設の防災対策に関すること。
(2) 農業用水利施設の災害対策及び災害復旧対策に関すること。

5　北海道放送(株)・札幌テレビ放送(株)・北海道テレビ放送(株)・北海道文化放送(株)・(株)テレビ北海道・(株)エフエム北海道・(株)エフエムノースウェーブ
(1) 気象の予報（注意報を含む。）、警報、特別警報並びに情報等の報道に関すること。
(2) 災害状況、被害状況等の報道に関すること。
(3) 防災に係る知識の普及に関すること。

6　社団法人北海道薬剤師会旭川支部
(1) 災害時における調剤、医薬品の供給に関すること。

7 北海道獣医師会上川支部
(1) 災害時における産業用動物の保護に関すること。
(2) 災害時におけるペットの保護に関すること。

8　上川地区バス協会
(1) 災害時における人員の緊急輸送に関すること。
(2) 災害時におけるバス輸送に関すること。

9　公益社団法人トラック協会及び支部
(1) 災害時におけるトラック輸送に関すること。
(2) 災害時における救援物資の緊急輸送に関すること。

第８　その他

1　住民団体、ボランティア団体
(1) 防火防災知識の普及に関すること。
(2) 災害時における応急対策活動に関すること。

2　東神楽町商工会
(1) 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保に関すること。
(2) 被災商工業者への経営指導に関すること。
(3) 商工業者への融資斡旋に関すること。

3　東神楽農業協同組合
(1) 共同利用施設等の災害応急対策及び災害復旧に関すること。
(2) 被災組合員に対する融資及びそのあっせんに関すること。
(3) 共済金支払いの手続きに関すること。
(4) 農業生産資材及び農家生活物資の確保に関すること。

4　東神楽町建設業協会
(1) 災害時における応急対策及び応急修理に関すること。
(2) 災害時における復旧資材の確保に関すること。

5 上川中央農業共済組合
(1) 農作物の被害調査及び報告に関すること。
(2) 家畜の被害調査及び防疫、診療に関すること。

6　東神楽町森林組合
(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。
(2) 被災組合員に対する融資及びそのあっせんに関すること。

7　東神楽町社会福祉協議会
(1) 避難行動要支援者の支援対策に関すること。
(2) 災害ボランティアの募集、受付、活動支援に関すること。

8　民生委員
(1) 避難行動要支援者の支援対策に関すること。

9　一般病院・医院
(1) 災害時における医療及び防疫対策における協力に関すること。

10　運送事業者
(1) 災害時における救援物資及び応急対策用物資等の緊急輸送の協力に関すること。

11　危険物関係施設の管理者
(1) 災害時における危険物の保安の確保に関すること。

12　電気通信事業者

（1）災害時における電気通信の確保に関すること。

13　防災上重要な施設の管理者

（1）施設内災害予防及び危険物の保安に関する措置を行うこと。

第４章　住民及び事業所等の責務

第１　住民

１　住民の責務

住民は、町における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害教訓の伝承や災害に関する知識の習得、災害への備えを行うとともに、災害発生時には、自主的な防災活動に努める。また、町及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するものとする。

２　平常時における住民の責務

○　避難の方法及び家族との連絡方法（家庭の避難計画）の確認
○　飲料水、食料その他の生活必需物資の備蓄、救急用品等の非常持出品の準備
○　隣近所との相互協力関係の構築
○　町内会、公民館活動への協力
○　災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
○　防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術の習得
○　要配慮者　　の把握
○　自主防災組織の結成及び活動の推進
○　災害教訓の伝承

３　災害時における住民の責務

○　地域における被災状況の把握
○　近隣の負傷者・要配慮者　　の救助
○　初期消火活動等の応急対策
○　避難所での自主的活動
○　防災関係機関の活動への協力
○　自主防災組織の活動
○　飼養動物の保護管理

第２　住民組織

１　住民組織の責務

町内会、行政区、公民館等の住民組織及び自主防災組織（以下「住民組織」という。）は、「自分たちが住む地域は、自分たちが守る」との理念に基づき、地域の住民を組織し、平常時及び災害発生時の自主防災活動を行う。

２　平常時における住民組織の責務

○　防災知識の普及
○　防災体制の整備

○　地域の安全点検の実施
○　地域住民（避難行動要支援者等）の把握
○　防災用資機材等の日常の管理
○　防災訓練、防災講習会等の参加、あるいは企画や開催

3　災害時における住民組織の責務
○　情報の収集伝達
○　負傷者の救出、応急手当
○　出火防止及び初期消火
○　避難誘導、安否確認
○　食料、救援物資等の配布協力
○　避難所の自主運営

第３　事業所

1　事業所の責務

事業所は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施しなければならない。このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業継続、地域への貢献、地域との共生等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、町、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力するなど、防災活動の推進に努めるものとする。

2　平常時における事業所の責務
○ 災害時行動マニュアルの作成及び事業継続計画（BCP）の策定・運用
○ 防災体制の整備及び事業所の耐震化・浸水防止対策の推進
○ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
○ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
○ 取引先とのサプライチェーンの確保

3　災害時における事業所の責務
○　事業所の被災状況の把握
○　従業員及び施設利用者への災害情報の提供
○　施設利用者の避難誘導
○　従業員及び施設利用者の救助
○　初期消火活動等の応急対策、危険物の安全対策
○　ボランティア活動への参加、地域への貢献等
○　応急対策活動、応急復旧活動への協力
○　事業の継続又は早期再開・復旧

第５章　東神楽町の地理的、社会的特徴

第１　自然環境

［資料編 4-1, 6, 7］

１　地形・地質

本町は、東部は旭川市に入り込む形で旭川市と接し、北は石狩川水系忠別川で東川町と南東部は美瑛町と接しており、東西最大で21.7km、南北最大で6.2kmで、町域は細長いくさび形になっている。隣接する東川町、美瑛町には、大雪山連峰、十勝岳連峰が連なり、十勝岳をはじめとする火山活動も見られる。

地形としては、平坦部と丘陵部に分かれ、山岳は存在しない。平坦部は忠別川とポン川による氾濫原で、主に砂やれきからなっている。また、丘陵部は南西部の神楽台（聖台）、南東部の八千代ケ丘南、栄岡があり、西部の神楽台は、低位段丘で主に粘土、れき、美瑛火砕流堆積物（溶結凝灰岩）からなっている。南東部の八千代ケ丘南、栄岡は、美瑛火砕流堆積物からなる緩い傾斜を持つ台地になっている。

河川は、大雪山連峰に源を発する忠別川（１級河川石狩川水系）が町の北辺を東から西に流れており、その支流としてポン川、稲荷川、八千代川、志比内川が流れている。天然の湖沼は存在しないが、農業用かんがい施設の東神楽遊水池のほか、忠別川上流には、東川町、美瑛町とまたがる忠別ダムがある。

２　気候

本町は上川総合振興局管内のほぼ中央で、内陸盆地に位置するため、夏は暑く冬は寒い大陸性気候を示し、寒暖の差が激しいのが特徴である。風は全般的にあまり強くはないが、南風が多い地形になっている。年間平均気温は6.4度程度で、月別の平均気温が15度以上になるのは６月から９月までの短い期間となっている。

年間降水量は、志比内で1000㎜程度　　であり、比較的湿度が低い。ま
た、平均の初雪は10月中旬以降で、冬季間の降雪量は、近隣の旭川で7m程度で、最深積雪の平年値は１ｍ以下であり、四季を通じて比較的大きな災害は少なく生活しやすい
地域である。

第２　社会環境

［資料編4-2, 26］

１　人口分布

本町の人口は、２市街地に集中しており、全体の約８割が市街地に居住している。宅地開発等により、町の人口は増加しているが、農村地帯では過疎化が進行している。年齢別人口では、年少者人口は高いものの、65 歳以上の高齢者が占める割合が年々増加し、今後も高齢化が進むものと思われる。

２　道路の位置等

道路は、道道東川東神楽旭川線、道道鷹栖東神楽線、道道旭川空港線、道道旭川旭岳温泉線、道道天人峡美瑛線が総延長 21.9km で旭川市街及び東川町、美瑛町と結ぶ幹線道路となっており、各集落等を結ぶ町道が総延長約 276km で整備されている。冬期間の除雪による路線は、道道の全部と町道の一部で、道道については旭川建設管理部が、町道については、町（一部旭川市）が分担して実施している。

3　空港、港湾の位置等

鉄道については、町内に整備されていないが、北海道旅客鉄道(株)富良野線（旭川～富良野間）が隣接する旭川市内西神楽地区及び美瑛町に延びている。

空港については、旭川空港が町と旭川市にまたがって所在し、管制塔等の主要施設は町に所在している。旭川空港は、2,500ｍの滑走路を有し、北海道内外及び台湾等の国外にもチャーター便の運航がある。

4　自衛隊施設等

自衛隊施設は、陸上自衛隊第２師団が、東神楽市街地から約 18km 離れた旭川市に所在している。また、陸上自衛隊上富良野駐屯地、演習場については、町から 35km 離れた上富良野町に所在している。

5　ライフライン

生活の基盤となるライフラインは、水道については、ひじり野市街全区域及び東神楽市街の一部に町による上水道が、聖台地区には旭川市水道局による上水道が整備されており、その他の地域は各戸が地下水を利用している。下水道については、町によってひじり野市街地区及び東神楽市街地区の全区域に供用されている。電気は北海道電力(株)に、電話は日本電信電話(株)によって供給されている。ガスは、ひじり野市街地区全区域に旭川ガス(株)によって供給されている。

第３　災害履歴

［資料編 4-3,4,5］

1　風水害

本町は、度重なる水害により大きな被害を被ってきた。その大きな原因は、本町の北辺を流れる忠別川の氾濫及び中小河川の氾濫によるものであった。

しかし、治水・治山対策が進んだことにより、水害による被害は大幅に減少した。

一方、水害以外にも、台風や突風、低温、豪雪、雹、霜などの発生により、人的被害のほか住家や農作物などに被害が発生している。

2　地震災害

本町は、地震の発生が極めて少ない地域である。過去に本町周辺において発生した地震の中で、被害を生じた地震は記録に認められない。

北海道周辺で発生した被害地震の中で、日本海や太平洋沖で発生する地震は、マグニチュード７～８クラスと規模が大きい。しかし、震源が遠いため町内での被害

はなかった。隣接する旭川市内で記録上最大の地震は、太平洋岸に大きな被害を発生させた 1968 年の十勝沖地震等の地震で、震度４である。

また、本町には火山が存在しないが、隣接する美瑛町に所在する十勝岳は、過去数度の噴火をしており、関係町では大きな被害を受けているが、本町においては、降灰等はあったものの、大きな被害は受けていない。

３　大規模事故災害

本町は、旭川空港が所在するが、当空港内において重大な事故の発生はない。しかし、世界各地で航空機事故は毎年発生している。

また、近年大規模な事故災害や林野火災の発生はない。

４　災害危険箇所

本町には、災害危険箇所として水防区域６箇所、地すべり危険区域０箇所、急傾斜地崩壊危険区域 24 箇所、土石流危険渓流 29 箇所、山地災害危険地区 44 箇所がある（平成 20 年度災害危険区域現地調査ほか）。

なお本町には、土砂災害警戒区域として１箇所、土砂災害特別警戒区域として１箇所がある。

第６章　災害の想定

第１　風水害等の想定

１　風水害

本町で発生した風水害は、忠別川の氾濫及び中小河川の氾濫によるものであった。

○しかしながら、近年の河川改修等により、大規模な水害の事例はみられなくなってきた。また、平成 18 年に忠別ダムも完成し、治水環境は大きく改善された。このため、概ね 150 年に１度発生するような大雨が振ることで忠別川及びポン川が氾濫した場合を想定した「浸水想定区域」では、低地の一部が浸水する予測となっている。

その他の小河川や農業用水路、排水路では、豪雨時に排水能力を超えた雨水が集中し、小規模な浸水の発生が予測される。

また、冬季においては、著しい降雪による雪害により、交通災害等が発生することが予測される。

２　土砂災害

土砂災害については、本町南部は段丘となっており、その縁辺部は急崖が連なっている。また、山間部においても急な斜面が分布している。

このような箇所には、降雨、地質等が原因で土砂崩れ、地すべり、土石流により災害が予想され、北海道により指定された土砂災害警戒区域のほかにも警戒を要する区域、渓流、山地災害危険地区がある。

■想定する災害

○　大小河川、水路等のはん濫による局地的な浸水被害
○　風雨による少数の建物の損壊
○　道路の路肩等の崩壊
○　土石流危険渓流における土石流
○　急傾斜地崩壊危険箇所等における崩壊、土砂崩れ、地すべり
○　山地災害危険地区における山腹崩壊、土砂流出
○　大雪による交通の寸断

第２　地震災害等の想定

１　想定地震

北海道では、北海道地域防災計画（地震防災対策編）において、想定する地震を以下の表に示す３１の地震とし、諸元を以下の表１、震源の位置を図１、被害想定及び規模を表２のように想定している。

表１　想定地震の諸元

地震（断層）名		計算パターン数	断層原点		走向	断層(単位：km)			傾斜角
			緯度	経度		上端深さ	長さ	幅	
1)①標津断層帯		10	43° 32′ 10″	144° 42′ 4″	N36° E	3	56	18	45°，30°
②十勝平野断層帯主部		8	42° 31′ 56″	143° 14′ 45″	N9° E	3	88	18	45°，30°
③十勝平野断層帯光地園断層		10	42° 17′ 32″	143° 19′ 23″	N153° E	3	28	18	45°，30°
④富良野平野断層帯西部		10	43° 11′ 44″	142° 20′ 21″	N196° E	3	28	18	45°，30°
⑤富良野平野断層帯東部		10	43° 8′ 13″	142° 23′ 43″	N192° E	3	28	18	45°，30°
⑥増毛山地東縁断層帯		10	43° 19′ 59″	141° 40′ 30″	N17° E	3	64	18	45°，30°
⑦沼田－砂川付近の断層帯		10	43° 29′ 28″	141° 55′ 1″	N0° E	3	40	18	45°，30°
⑧当別断層		10	43° 15′ 28″	141° 35′ 0″	N180° E	3	22	18	40°，30°
石狩低地東縁断層帯	⑨主部（北）	10	42° 58′ 0″	141° 43′ 0″	N12° E	7	42	24	45°，30°
	⑩主部（北）深さ3km	10				3			
	⑪主部（南）	10	42° 44′ 0″	141° 48′ 0″	N345° E	7	26	24	45°，30°
	⑫主部（南）深さ3km	10				3			
	⑬南部	5	42° 24′ 9″	141° 55′ 1″	N340° E	7	55	18	30°
	⑭南部　深さ3km	5				3			
⑮黒松内低地断層帯		10	42° 27′ 28″	140° 20′ 7″	N350° E	2	34	18	45°，30°
⑯函館平野西縁断層帯		10	41° 42′ 29″	140° 36′ 54″	N7° E	2	26	18	45°，30°
⑰サロベツ断層帯		5	45° 13′ 17″	141° 40′ 53″	N337° E	7	44	18	30°
⑱サロベツ断層帯　北延長		5					58		
2)①西札幌背斜に関連する断層		1	43° 3′ 49″	141° 16′ 54″	N0° E	5	16	16	45°
②月寒背斜に関連する断層		1	42° 57′ 48″	141° 22′ 31″	N10° E	6	28	20	45°
③野幌丘陵断層帯		2	42° 56′ 29″	141° 32′ 8″	N0° E	6	32	22	45°
3)①根室沖・釧路沖		1	42° 37′ 57″	147° 25′ 14″	N236° E	10	146	114	15°
②十勝沖		1	41° 53′ 37″	145° 14′ 38″	N228° E	10	125	124	14°
③三陸沖北部		1	41° 39′ 15″	142° 30′ 13″	N142° E	10	200	90	(x)：13° (y)：9°
④北海道北西沖		6	45° 54′ 36″	141° 10′ 1″	N180° E	2	140	24	45° (東・西傾斜)
⑤北海道西方沖（積丹半島沖）		3	43° 42′ 24″	139° 30′ 13″	N348° E	2	100	35	45°
⑥北海道南西沖		3	43° 12′ 49″	139° 32′ 6″	N190° E	2	140	35	45°
⑦北海道留萌沖（走向N193E）		3	44° 21′ 19″	140° 35′ 31″	N193° E	2	100	35	45°
⑧北海道留萌沖（走向N225E）		3	44° 6′ 54″	141° 11′ 31″	N225° E	2	100	35	45°
4)①網走沖（北見大和堆）		5	44° 19′ 38″	144° 12′ 17″	N2° E	3	73	18	45°
②紋別沖（紋別沖構造線）		5	44° 41′ 39″	143° 39′ 35″	N340° E	3	80	18	45°

図１　震源の位置

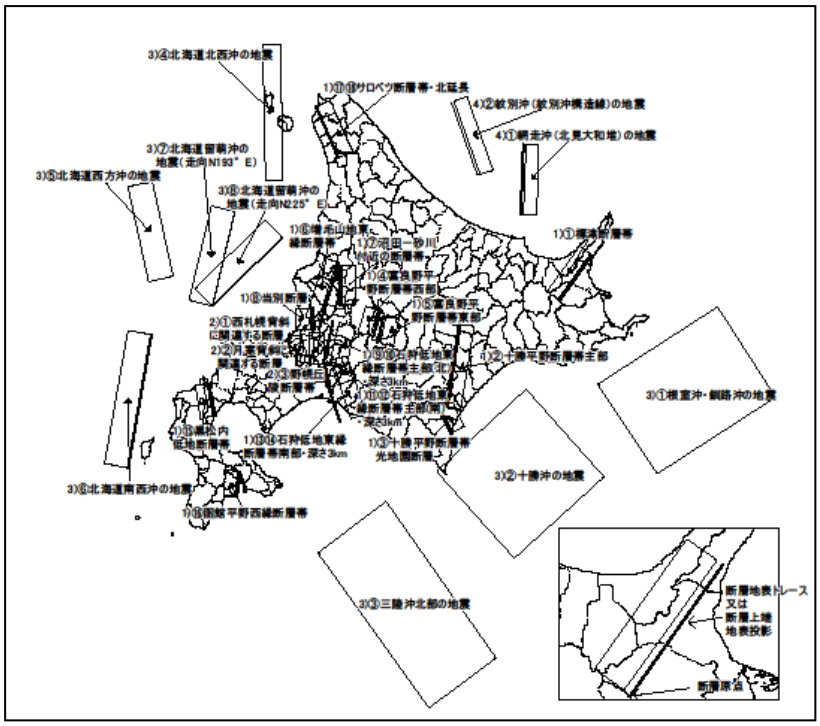

表２　被害想定及び規模

地震（断層）名		計算パターン数	最大震度	木造住家全壊棟数（棟）		死傷者数（人）	
				最大	最小	最大	最小
1)①標津断層帯		10	7	2,040	1,339	2,059	813
②十勝平野断層帯主部		8	7	5,971	4,044	5,033	3,758
③十勝平野断層帯光地園断層		10	7	486	165	293	242
④富良野平野断層帯西部		10	7	2,534	787	1,627	1,253
⑤富良野平野断層帯東部		10	7	690	265	707	378
⑥増毛山地東縁断層帯		10	7	12,696	5,006	18,054	3,419
⑦沼田－砂川付近の断層帯		10	7	11,593	7,675	5,119	3,852
⑧当別断層		10	7	2,125	791	4,192	2,154
石狩低地東縁断層帯	⑨主部（北）	10	6強	6,033	1,708	11,550	4,676
	⑩主部（北）深さ3km	10	7	10,628	5,754	14,984	7,079
	⑪主部（南）	10	6強	280	98	1,798	832
	⑫主部（南）深さ3km	10	7	927	688	3,068	1,911
	⑬南部	5	7	5,115	2,310	11,904	2,483
	⑭南部　深さ3km	5	7	9,682	4,299	14,143	3,879
⑯黒松内低地断層帯		10	7	1,028	379	715	465
⑰函館平野西縁断層帯		10	7	4,075	2,217	3,477	2,422
⑪サロベツ断層帯		5	7	940	680	612	479
⑫サロベツ断層帯　北延長		5	7	2,589	1,429	1,121	700
2)①西札幌背斜に関連する断層		1	7	32,596		22,265	
②月寒背斜に関連する断層		1	7	44,437		34,318	
③野幌丘陵断層帯		2	7	17,549	17,068	23,264	22,898
3)①根室沖・釧路沖		1	6強	271		1,225	
②十勝沖		1	6強	2,694		8,637	
③三陸沖北部		1	6強	356		4,036	
④北海道北西沖		6	7	3,768	1,613	3,420	619
⑤北海道西方沖（積丹半島沖）		3	6強	39	1	1,077	33
⑥北海道南西沖		3	7	2,011	745	4,904	1,596
⑦北海道留萌沖（走向N193° E）		3	7	6,401	108	15,502	1,541
⑧北海道留萌沖（走向N225° E）		3	7	8,384	3,024	18,257	9,070
4)①網走沖（北見大和堆）		5	6強	189	0	668	3
②紋別沖（紋別沖構造線）		5	6強	57	0	195	3

2　被害の想定

本町で平成19年度に策定した東神楽町耐震改修促進計画に示した地震動の経験的な評価手法を用いた役場周辺における震度の計算結果は次のとおりである。

■東神楽町における想定震度

①北海道の想定地震による震度（役場周辺）

想定地震名	石狩地震	北海道東部地震	釧路北部地震	日高中部地震	留萌沖地震	後志沖地震	十勝沖・釧路沖地震	根室沖・釧路沖地震
計測震度	3.3	2.9	2.2	3.3	3.4	2.8	4.2	3.4

②地震調査研究推進本部の想定地震による震度（役場周辺）

断層の名称	標津沖断層帯	十勝平野断層帯主部		富良野断層帯		増毛山東縁断層帯		当別断層帯	石狩低地東縁断層帯		黒松内低地断層帯	函館平野西縁断層帯
		十勝平野断層帯主部	光地園断層帯	富良野断層帯西部	富良野断層帯東部	増毛山東縁断層帯	沼田－砂川付近の断層帯		石狩低地東縁断層帯主部	石狩低地東縁断層帯南部		
計測震度	3.3	4.4	3.1	4.9	4.6	4.9	4.9	3.7	4.7	3.5	2.6	2.3

※ただし、気象庁の震度階級と計測震度の関係は次のとおり。

気象庁の震度階級	震度4以下	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7
計測震度	～4.4	4.5-4.9	5.0-5.4	5.5-5.9	6.0-6.4	6.5～

以上、計算した震度においては、震度6以上の大きな地震は想定されていないが、この計画においては、全国どこでも起こりうる直下型地震を想定する。

■想定する災害

○　震度6弱の直下型地震

第3　大規模事故災害の想定

1　航空機事故

本町には、旭川市とまたがって旭川空港が所在することから、大規模事故としては、旭川空港内、市街地、山林等おいて航空機による墜落事故が起きたことを想定する。

近年の定期航空網の整備、小型飛行機及びヘリコプターの普及等を考慮すれば、ほとんど全ての場所で航空機による事故災害が発生する可能性がある。しかしながら、航空機の事故の約7割が離着陸時及び地上で発生していることを考えると、被害の発生場所は空港及びその周辺地域に限定して考えることができる。

航空機の墜落炎上の形態は多種多様であり、また、地上に激突するときの搭載燃料の飛散状況によって災害の状況も異なるので、その予測は著しく困難である。

特に市街地における航空機災害の態様は、航空機の種別、搭載燃料、事故の発生形態等によって相違する。このため、多くのデータの集積、研究成果等を必要とする。

2　大規模事故災害、道路事故災害、危険物等事故災害、大規模火災災害、林野火災災害等

大規模事故災害、道路事故災害、危険物等事故災害、大規模火災災害、林野火災災害等については、その発生、規模等の予測は困難である。しかし、このような事故の発生の可能性は低いものの、延焼災害や交通災害等住民や周辺環境へ影響を与える事故が発生することは想定される。

■想定する災害

○　航空機の墜落
○　市街地における延焼火災
○　林野火災
○　危険物施設における爆発、延焼、危険物(油等)の漏えい
○　多数の被災者が発生する集団事故、危険物積載車両からの危険物の漏えい

第２編　平素からの備えや予防

第１章　組織・体制の整備等

第１節　町における組織・体制の整備

第１　防災会議

［資料編 1-1, 2, 3］

町長は、災害対策基本法第 16 条の規定に基づき、東神楽町防災会議（以下「防災会議」という。）を設置する。防災会議は、町長を会長とし、東神楽町防災会議条例（昭和 37 年東神楽町条例第 20 号）第３条第５項に規定する委員 25 名以内をもって組織する。防災会議の所掌事務は、防災の基本方針の決定及び地域防災計画を作成し、その実施を図るとともに、町の区域に災害が発生した場合に、情報を収集することを任務とする。

防災会議の運営は、東神楽町防災会議条例及び東神楽町防災会議運営規程（平成 22 年３月 25 日東神楽町防災会議議決）の定めるところによる。

【東神楽町防災会議の構成】

職	条例等	機関又は委員の職
会長	東神楽町長	東神楽町長
委員	指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者	旭川開発建設部 旭川地方気象台
	陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者	陸上自衛隊第２特科連隊
	北海道知事の部門の職員のうちから町長が任命する者	上川総合振興局 上川総合振興局旭川建設管理部
	北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者	北海道警察旭川東警察署
	町長がその部内の職員のうちから指定する者	東神楽町副町長
	東神楽町教育委員会教育長	東神楽町教育委員会教育長
	大雪消防組合東消防署長及び東神楽消防団長	大雪消防組合東消防署長 東神楽消防団長
	指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者	北海道電力㈱旭川支店 東日本電信電話㈱北海道事業部 旭川電気軌道㈱
	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命するもの	各地区公民館長 旭川大学教授

	その他町長が特に認めた者	東神楽農業協同組合 東神楽町商工会 東神楽町社会福祉協議会 東神楽町建設業協会

第２　町の各課における平素の業務

町の各課は、防災に関する措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【町の各課における平素の業務】

課名	平素の業務
総務課 まちづくり推進課	・防災会議等の運営に関すること ・地域防災計画に関すること ・地区防災計画に関すること ・自主防災組織の活動の推進に関すること ・災害対策本部等に関すること ・防災に関する情報の収集に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・関係機関との連絡調整に関すること ・防災に関する啓発に関すること ・物資及び資材の備蓄等に関すること ・防災訓練に関すること ・生活関連等施設（所管分）の把握及び対策に関すること ・避難施設及び緊急避難施設の指定に関すること ・協定の締結に関すること ・安否情報の収集体制の整備に関すること ・り災証明及びり災届証明に関すること ・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること ・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること ・報道機関との調整に関すること ・防災対策予算その他財政に関すること　など
税務課	・特命に関すること　　など
くらしの窓口課	・廃棄物処理に係る調整に関すること ・死体の処理並びに埋葬及び火葬に係る調整に関すること ・危険動物及びペット動物の対策に関すること ・災害による交通対策に関すること　など

健康ふくし課	・避難施設の運営体制の整備に関すること ・外国人の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・要配慮者、避難行動要支援者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること ・救援物資の調達体制の整備に関すること ・生活関連等施設（所管分）の把握及び対策に関すること ・日本赤十字社北海道支部との連絡調整に関すること ・ボランティア等の支援に関わる総合調整に関すること　など
産業振興課 農業委員会事務局	・商工労働団体、機関等との連絡調整に関すること ・観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整に関すること ・農業関係団体との連絡調整に関すること ・林業関係団体との連絡調整に関すること ・生活関連等施設（所管分）の把握及び対策に関すること ・家畜の対策に関すること　など
建設水道課	・建設関係団体との連絡調整に関すること ・道路、河川、公園等の把握及び対策に関すること ・被災者住宅の再建支援に関すること ・住宅融資等の相談窓口の開設に関すること ・生活関連等施設（水道施設等所管分）の把握及び対策に関すること ・水の安定供給に関する措置体制の整備に関すること ・運送事業者に対する要請（車両等の確保、避難者・緊急物資の輸送等）体制の整備及び連絡調整に関すること ・スクールバスによる避難者の運送等体制の整備及び連絡調整に関すること　など
こども未来課	・こどもの安全指導に関すること ・保育施設等との連携協力に関すること ・保育施設等における防災訓練の実施に関すること　など
会計課	・防災対策の実施に要する費用の出納に関すること　など
議会事務局	・特命に関すること　など
国保診療所	・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること ・入院患者等の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・救護所の運営体制の整備に関すること ・診療施設における防災訓練の実施に関すること　など

【町教育委員会における平素の業務】

教育委員会 教育推進課 地域の元気づくり課	・町立学校への警報の伝達体制の整備に関すること ・児童、生徒の安全指導に関すること ・文教施設、社教施設における防災訓練の実施に関すること ・文教施設、社教施設の保全に関すること ・文化財の保護に関すること　など

第３　町職員の参集基準

１　職員の迅速な参集体制の整備

町は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、災害に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

２　24 時間即応体制の確立

町は、災害が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに町長、防災担当職員等に連絡が取れる 24 時間即応可能な体制を確保する。

３　町の体制及び職員の参集基準等

町は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。具体的な参集基準については後述の通りである。

参集の際、町長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【体制及び基準】

体　　制	基　準
①災害警戒本部体制	災害のおそれがあり、警戒活動をする必要があると認められる場合
②災害対策本部体制	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

４　幹部職員等への連絡手段の確保

町の管理職及び防災担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

５　幹部職員等の参集が困難な場合の対応

町の管理職及び防災担当職員が、交通の途絶や職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、災害の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、町対策本部の長（以下「本部長」という。）、副本部長及び本部員の代替

職員については、以下のとおりとする。

【町対策本部長、町対策副本部長、町対策本部員の代替職員】

名称	代替職員 （第１順位）	代替職員 （第２順位）	代替職員 （第３順位）
本　部　長 （町長）	副町長	総務課長	まちづくり推進課長
副 本 部 長 （副町長）	総務課長	まちづくり推進課長	税務課長
本　部　員 （教育長）	教育推進課長	地域の元気づくり課長	上席の職員
本部員（課長）	参事	課長補佐等	上席の職員

6　職員の服務基準

町は、３の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

7　交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、町災害対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

○　交代要員の確保その他職員の配置
○　食料、燃料等の備蓄
○　自家発電設備の確保
○　仮眠設備等の確保　等

第４　消防機関の体制

1　消防本部及び消防署における体制

大雪消防組合消防本部及び消防署は、町における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、町は、消防本部及び消防署における 24 時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な災害対策が実施できる体制を整備する。

2　消防団の充実・活性化の推進等

町は、消防団が応急災害対策や避難者の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、道と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備、支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、町は、道等と連携し、消防団員に対する防災及び応急災害対策等についての研修を実施するよう努めるとともに、防災及び応急災害対策等についての訓練に

消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、町は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める

第２節　関係機関との連携体制の整備

第１　基本的考え方

１　防災対策のための連携体制の活用

町は、防災対策への効果的かつ迅速な対処ができるよう、関係機関との連携体制を整備する。

２　関係機関の計画との整合性の確保

町は、国、道、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する防災計画及び防災業務計画との整合性の確保を図る。

３　関係機関相互の意思疎通

町は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、町防災会議を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるよう、留意する。

第２　道との連携

１　道の連絡先の把握等

町は、緊急時に連絡すべき道の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（ＦＡＸ）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、災害対策の実施の要請等が円滑に実施できるよう、道と必要な連携を図る。

【連絡先】

上川総合振興局地域振興部地域政策課 電話　0166-46-5918　Fax 0166-46-5204　防災無線　6-550-2192

２　道との情報共有

町は、警報等の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、道との間で緊密な情報の共有を図る。

３　町地域防災計画の道への協議

町は、町地域防災計画の道への協議を通じて、道の行う防災対策と町の行う防災

対策との整合性の確保を図る。

4　道警察との連携

町長は、自らが管理する道路について、災害時において道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、道警察と必要な連携を図る。

第３　近接市町村との連携

1　近接市町村との連携

町は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、相互の地域防災計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、防災対策、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

2　消防機関の連携体制の整備

町は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。

第４　指定公共機関等との連携

1　指定公共機関等の連絡先の把握

町は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

2　医療機関との連携

町は、災害発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう、消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換等を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

3　関係機関との協定の締結等

町は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難者の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、必要な連携体制の整備を図る。

また、町は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

第５　住民組織等に対する支援

1　住民組織等に対する支援

町は、町内会、行政区、公民館等の住民組織のリーダー等に対し、防災対策の周知及び自主防災組織等の活性化を促進し、その充実を図るとともに、住民組織相互間、消防団及び町等との間の進携が図られるよう配慮する。また、防災訓練の実施を促進し、住民組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るよう努める。

2　住民組織以外のボランティア団体等に対する支援

町は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、災害発生時等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るよう努める。

第３節　通信の確保

1　非常通信体制の整備

町は、防災対策の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成する非常通信協議会との連携に十分配慮する。

2　非常通信体制の確保

町は、災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るとともに、情報収集及び連絡システムのＩＴ化など、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第４節　情報収集・提供等の体制整備

第１　基本的考え方

1　情報収集・提供のための体制の整備

町は、災害等の状況、応急災害対策の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対し、これらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

2　体制の整備にあたっての留意事項

町は、体制の整備に際しては、ＩＴ化を図るなど効率的な情報の収集、整理及び提供や、災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保にあたっては、確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営、管理、整備等を行う。

施設設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・災害発生時において確実な利用ができるよう、防災対策の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・夜間、休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集、連絡体制の整備を図る。
	・災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うにあたっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割、責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・住民に情報を提供するにあたっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し支援を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

3　情報の共有

町は、災害対策の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、個人情報の保護や情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

第２　警報等の伝達に必要な準備

［資料編 4-18］

1　警報の伝達体制の整備

町は、警報等を伝達する場合の住民及び関係団体への伝達方法等について、あらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明、周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達

に配慮する。（その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）

2　防災行政無線の整備

町は、災害発生時等における迅速な警報等の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の通信方式のデジタル化の推進や、可聴範囲の拡大を図るなど通信体制の充実に努める。

3　道警察との連携

町は、災害発生時等において、住民に対する警報等の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、道警察との協力体制を構築する。

4　大規模集客施設等に対する警報等の伝達のための準備

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、町長が迅速に警報等の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、空港、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、その警報等の伝達方法を定める。

5　民間事業者からの協力の確保

町は、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報等の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業所等の取組みをＰＲすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

第３　安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

［資料編 3-8］

1　安否情報の種類、収集及び報告の様式

町は、避難者及び災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成 17 年総務省令第 44 号。以下「安否情報省令」という。）に準じ、同令第１条に規定する様式第１号及び第２号により収集を行い、第２条に規定する様式第３号の安否情報報告書の様式により、道に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1　避難者（負傷した住民も同様）

①　氏名

②　フリガナ

③　出生の年月日

④　男女の別
⑤　住所（郵便番号を含む）
⑥　国籍
⑦　①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明であるにおいて、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
⑧　負傷（疾病）の該当
⑨　負傷又は疾病の状況
⑩　現在の居所
⑪　連絡先その他必要情報
⑫　親族・同居者への回答の希望
⑬　知人への回答の希望
⑭　親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2　死亡した住民
（上記①～⑦に加えて）
⑮　死亡の日時、場所及び状況
⑯　遺体が安置されている場所
⑰　連絡先その他必要情報
⑱　①～⑦、⑮～⑰の親族・同居者・知人以外の者への回答の同意

2　安否情報収集のための体制整備

町は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、町における安否情報の整理担当者及び回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、道の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

3　安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

第４　被災情報の収集・報告に必要な準備

1　情報収集・連絡体制の整備

町は、被災情報の収集、整理及び関係機関への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集、連絡に当たる担当者を定め、必要な体制の整備を図る。

2　担当者の育成

町は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第５節　研修及び訓練

第１　研修

１　研修機関における研修の活用

町は、消防大学校、市町村職員中央研修所、道消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用するなど、防災に関して知見を有する職員の育成に努める。

２　職員等の研修機会の確保

町は、職員に対して、国、道等が作成する防災に関する教材や資料等を活用し、多様な方法により研修を行うよう努める。

また、道等とも連携し、消防団員等に対しても防災に関する研修等の実施を検討する。

３　外部有識者等による研修

町は、職員等の研修の実施にあたっては、消防職員の活用や国、道、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど、外部有識者の積極的な活用を検討する。

第２　訓練

１　町における訓練の実施

町は、近隣市町村、道、国等関係機関と共同するなどして、防災訓練の実施に努め、災害発生時等における対処能力の向上を図る。

なお、訓練の実施にあたっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、道警察、自衛隊等との連携に努める。

２　訓練の形態及び項目

訓練を計画するにあたっては、実際に人、物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練の実施に努める。

なお、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する必要がある。

○　町対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び町対策本部設置運営訓練

○　警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集

○　避難誘導訓練及び救援訓練

3　訓練にあたっての留意事項

(1) 防災上の措置と国民保護措置との間で相互に応用が可能な項目については、防災訓練と国民保護措置についての訓練とを有機的に連携させる。

(2) 防災訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

(3) 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、町地域防災計画及び地区防災計画の見直し作業等に反映する。

(4) 町は、住民組織等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

(5) 町は、道と連携し、学校、病院、駅、空港、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

(6) 町は、道警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第２章　災害に強いまちづくり

第１節　市街地の整備

第１　市街地の整備

１　計画的なまちづくりの推進

開発行為や土地区画整理事業や市街地再開発事業の促進により、市街地の無秩序な開発を防ぎ、避難路となる道路や延焼遮断効果のある都市公園を整備するなど、防災に配慮したまちづくりを推進する。

また、既成市街地においても市街地再開発事業等により、建物の不燃化・耐震化、防災空間の確保を図るとともに、狭小道路の解消や公園等のオープンスペースの確保などを促進する。

２　防火・準防火地域の指定

木造住宅や飲食店等が密集し、火災の発生や延焼危険性のある地区は、防火地域・準防火地域の指定を行い、耐火建築物等の建築を促進する。

３　公共建築物の耐震化等の促進

大規模な地震災害が発生した場合、災害応急対策を円滑に実施するため、庁舎等公用建築物の耐震化を促進し、施設内での落下物及び転倒防止に取り組むとともに、非常用自家発電の整備や緊急時の応急対策ができる体制整備に努める。

また、学校、体育館等の公共建築物は、多数の住民が利用するとともに避難所としても機能することから、公共建築物の耐震化を進める。

４　民間建築物の耐震化促進

民間建築物についても、新耐震基準以前の既存建築物の耐震診断を促進するため、建築技術者や建築物の所有者等に対して、耐震改修の必要性、耐震診断、改修の概要及び耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号）の概要等について普及啓発を行うとともに、耐震改修の促進を図る。また、パンフレット等により、住宅の自己診断の普及を図る。

５　下水道区域の整備

市街地住宅における雨水及び融雪水等の浸水対策を行うため、下水道区域の早期整備を進める。

第２　防災空間の整備

１　公園及びオープンスペースの整備

街区公園、近隣公園、緑地等は、災害時に延焼遮断帯や避難場所として防災上重要な機能を果たすため、今後も市街地や市街地周辺に公園等のオープンスペースを確保し、防災空間として利用できるよう整備を推進する。

2　河川緑地等の整備

市街地に隣接している河川敷等についても災害時に避難場所やヘリポートなどにも活用可能な空間である。このため、防災空間としての関連性を確保しつつ、河川緑地の整備についても推進する。

第３　道路の整備

1　都市計画道路の整備

道路は、災害時の避難路や緊急車両の通行、さらには災害対策活動の交通輸送路としての役割を果たすなど防災上重要な施設である。このため、今後も都市計画道路として計画された道路の整備を推進する。

2　生活道路の整備

生活道路は、住民が日常利用するとともに、災害時には避難路となる。このため、段差の解消や幅の広い歩道の整備を進め、要配慮者に配慮した安全で利用しやすい道路づくりを進める。

3　雪に強い道路構造の確立

冬季に有効な道路を確保するために、凍結抑制舗装、流雪溝や堆積スペースを考慮した道路整備など雪に強い道路構造の確立に努める。

4　安全通行の確保

災害時に道路の安全通行を確保するために、パトロールを行う。また、がけ崩れなどの危険箇所は、防災点検等を実施し危険性の調査を行う。

5　災害時障害物の除去

地震発生時には、転倒したブロック塀、自動販売機、折損した電柱、破損落下した窓ガラス、看板等により、人が負傷したり車両通行の障害となる。このため、実地調査等に基づき、対策を指導する等災害時に障害物となるおそれのあるものの対策を推進する。

第４　上下水道施設等の整備

1　水道管の耐震化促進

災害時にライフライン施設が被災すると、復旧までにかなりの時間を要し住民生活に多大な影響を与える。このため、本町及び各ライフライン機関では、耐震性の高い地下埋設管の敷設、二重三重のネットワーク化などライフライン施設の防災対

策を推進している。
今後も本町の管理する上水道施設、下水道施設の耐震化やバックアップ化、復旧体制の強化など防災対策を推進するため、経年鋳鉄管は、順次耐震性の高い管に敷設替え等の対策を行う。

2　水道施設の整備
水道供給施設の耐震点検及び改修を行う。また、災害時に備え自家発電装置、電気設備、バルブ等の点検、補修を行う。

3　資機材の整備
施設が被災したときに備え、応急復旧資機材の備蓄、資機材の調達ができるような体制を整備する。

4　給水水源の確保
災害時の給水水源として、配水池の貯水量を増量するよう施設の拡張を行うとともに、災害用井戸の確保を図る。

5　下水道施設の耐震化推進
ポンプ場等構造物の耐震点検及び改修を行う。また、災害時に備え、幹線管渠のループ化等を推進する。

第２節　防災施設等の整備

第１　防災拠点の整備

1　防災拠点の整備
地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画等により、防災拠点の整備対策を効率的に行い、緊急時の応急対策ができる体制整備に努め、災害時の迅速な指揮等が可能な体制を構築できるようにする。
○　役場庁舎の整備
○　東消防署の整備
○　町内各公園の整備

第２　避難所、避難場所の整備

［資料編 4-16, 17］

1　避難場所等の指定
市街地の拡大や災害の特性等地域の状況にあわせて、学校施設、公園等の安全性を調査して、避難場所等の指定又は指定解除を実施する。

■避難場所の種類と役割

区分	種類	意味	機能	適応災害
指定緊急避難場所（公園・広場等）	広域避難場所	周辺地区から避難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する公園、緑地等をいう。	・火災の危険や危険物の漏出などからの数時間程度の一時的避難（降雨時・冬季を除く）やテント等による避難生活（冬季を除く） ・家屋が被災した時の仮設住宅による長期避難生活	屋外施設 ・大規模事故 ・大規模火災 ・地震 （降雨時・冬季を除く）
	一時避難場所（屋外）	広域避難場所へ避難する前の中継点で、避難者が一時的に集合し様子を見る場所とし、安全がある程度確保されるスペースをいう。		
	一時避難場所（屋内）	洪水時の危険が切迫した場合における一時的に退避する施設	・浸水想定区域において、逃げ遅れた者の一時的な収容	・風水害
指定避難所（学校・公民館等）	避難所	被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を一時的に学校、公民館等に収容し保護するところをいう。	・降雨時、冬季等の屋外避難が不可能なときの一時避難 ・家屋が被災した時の生活の場（収容避難）	・地震 ・風水害 ・その他
避難路		広域避難場所に通じる道路等で、避難圏の住民を当該広域避難場所に迅速かつ安全に避難させるための道路をいう。		・全災害

2　避難場所等の設備の整備

避難場所等における避難生活を支援するために、避難場所等に次の避難設備を整備するよう努める。

○　無線等通信機器の整備
○　食料、生活必需品等の備蓄
○　暖房資機材等の備蓄

3　避難場所等の標識の整備

住民等に避難場所等の周知を図るために、新たに指定した避難場所等には、入口付近等の適当な位置に表示板を設置する。

4　避難所施設等の耐震化の促進

地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、学校等避難所として利用される施設等の耐震化を計画的に進める。

5　避難路の指定

住民等が速やかに避難できるようにするため、道道及び主要な町道を避難路として指定する。

第３節　通信システムの整備

第１　通信システムの整備

1　情報伝達体制の推進

大規模な災害が発生したときは、被害情報、道路の情報、避難の状況等を迅速に把握し、分析することによって的確かつ素早い対応が可能である。町では、各戸に固定系防災行政無線の端末を配備するとともに、移動系の防災行政無線も配備している。今後、町及び関係機関との情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進し、大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築を推進する。

2　災害情報の収集・連絡システムの整備等

被害状況報告の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。このため被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うシステムのＩＴ化などについて検討する。また、要配慮者に配慮した多様な情報伝達手段及び被災地との連絡や、災害危険区域の住民へ警戒情報等が伝達できるようなシステム等について検討する。

3　防災行政無線の整備

町では、各戸に固定系防災行政無線の端末を配備するとともに、移動系の防災行政無線も配備しているが、今後も適正な維持管理に努め、デジタル化及び機器更新を検討する。

第４節　消防力の整備（町、大雪消防組合東消防署所管関係）

第１　消防体制の整備

［資料編 4-11］

1　消防力の強化

災害発生時には、同時に多くの被災地で救助・消火活動が必要となる。本町では、市街地の拡大にあわせて、消防署の新設や消防車両等の充実を図ってきた。今後も、

地域の実情に応じて、消防資機材、水利の整備や消防団の活性化等、消防力の強化を推進する。

2　消防水利の整備

消火活動が円滑にできるように地域の状況に応じて消防水利を充実させる。特に、地震発生時は水道施設の破損による消火栓の使用不能が考えられることから、それに対応できるような設備を考慮する。

○　消火栓の整備拡充
○　耐震性防火水槽の整備

3　消防資機材の整備

大規模火災や事故、地震時の同時多発火災等に対応できるように消防車両や消防情報システム等の整備を推進する。

○　消防車両の増強
○　消防機械、装備の充実
○　消防通報システムの整備

4　消防団の活性化推進

災害時に迅速な対応を強化するため、地域防災の担い手である消防団を活性化する。

○　消防無線の整備
○　消防団の車両、資機材の整備

5　広域消防体制の整備

他の消防機関とも連携して、北海道広域消防相互応援協定に基づき、災害に際しての広域応援態勢を確立するとともに、消防広域化の検討を行う。

第２　救急救助体制の整備

1　救急救助体制の向上

救急体制の充実は、災害時だけでなく日常の事故や病気等に対しても重要なことである。町では、関係機関と連携して、救急需要にあわせた資機材の整備など救急体制の整備を図ってきた。今後は、救急救助需要の増加や高度化、あるいは大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する体制の整備を図るとともに、救急救助需要の増加及び高度化に対応できるように、次の対策を推進する。

○　高規格救急車の整備充実
○　救急救命士の養成、救急隊員の資質向上
○　高度救助資機材の整備、救命用資機材の整備

2　自主救護能力の向上・啓発

事故や災害発生時に、負傷者等の救命率をあげるために、住民の自主救護能力の

向上等の対策を推進する。
○　救命講習会の実施
○　応急手当に関する知識の普及、啓発

3　医療機関との情報連絡体制の強化
救命率の向上を図るために、圏域の高度救急医療機関との連絡体制を強化する。

第３　火災の予防

1　予防査察等の推進
災害による出火防止や被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりが防災に対する知識を持つとともに、特に事業所においては、消防用設備等の維持管理、防火管理体制を強化することが重要である。本町では、消防法等に基づきこれらの対策を推進してきた。
今後も、住民の防火意識の高揚を図るとともに、事業所に対して火災の未然防止等を指導する。消防法の規定に基づき、防火対象物に対する出火防止措置などを強化するため、引き続き次の対策を推進する。
○　立ち入り検査の実施
○　事業所の防火管理者への指導、講習の参加
○　事業所防災訓練への参加、指導

2　防火クラブ活動の推進
防火・防災意識の高揚を図り、出火防止や被害を軽減するために、地域の中で組織されている各クラブの育成及び活動の支援を推進する。
○　幼年消防クラブ
○　少年消防クラブ
○　婦人防火クラブ

第５節　災害防止対策の推進

第１　水害対策の推進

［資料編 4-6, 7、8, 9, 10］

1　河川整備の推進
近年、集中豪雨による水害が全国各地で発生し、甚大な被害を引き起こすことも少なくない。また、本町においても、過去に中小河川の氾濫などが発生している。今後も引き続き河川改修等の整備を推進し、河川の増水等による洪水や浸水被害を防止・軽減するため、河川整備を旭川開発建設部、北海道に要請するとともに町内の中小河川の河川改修を推進する。

2　雨水管渠の整備
住宅地区等の排水不良による浸水被害を解消するため、公共下水道の雨水管渠の整備を推進する。

3　流出抑制対策の促進

造成地等では舗装等により降雨時に排水路へ雨水が一度に集中し、浸水被害が発生する危険性がある。そのため、調整池（遊水池）や地下浸透設備等の整備指導を推進する。

4　水防体制の確立

洪水による被害を軽減するためには、迅速かつ適切な水防活動が必要である。そのため、旭川開発建設部、北海道と連携して、河川の観測施設、情報連絡機器の整備を推進するとともに、水防資機材の備蓄及び水防訓練の実施を進める。

5　避難に関する情報伝達体制の整備

住民組織等と連携して避難に関する情報の伝達体制の整備、特に要配慮者に対応できる伝達体制を整備する。

6　避難勧告・指示等の発令体制の整備

降雨等により水害の発生又は水害の発生のおそれが認められることにより避難を要する事態の発生を想定した避難勧告・指示等のマニュアルを作成し、時期を逸しない避難勧告・指示等のための情報収集、分析、判断等の体制を整備する。

7　避難勧告・指示等の伝達体制の整備

避難勧告・指示等が発令された場合を想定し、放送機関等を通じた迅速な情報伝達の体制を整備する。

8　警戒区域設定体制の整備

災害発生時において広範囲の区域で立入りを制限、禁止する必要がある場合を想定し、関係機関と連携した警戒区域設定を整備し、防災訓練等により習熟を図る。

9　避難体制の周知

水害発生時に住民の避難行動が迅速的確に実施できるよう避難場所等の周知及び避難行動について指導・啓発を実施する。特に震災時の避難行動との違いについて留意する。

○　洪水ハザードマップ等の周知
○　避難訓練等の実施
○　地域ごとの避難計画の策定指導
○　水害に係る避難誘導標識等の設置

10　住民組織等による避難体制の整備推進

住民組織、事業所等（以下「住民組織等」という。）は、避難を要する事態を想定して、要配慮者に留意した避難体制を整備するとともに徒歩での避難が困難と予想される場合については、浸水想定区域の浸水深より高い床面を持つ鉄筋コンクリー

ト造等の建物管理者等との話し合いを通じて、付近住民、事業所利用者が一時的に待避できる体制を整備する必要がある。このため、住民組織等による避難体制が整備されるようその推進を図る。

11　施設避難体制の整備推進

浸水想定区域内の地下等及び主として高齢者等の要配慮者利用施設に対して、洪水時に利用者が円滑かつ迅速な避難ができるよう、避難確保計画の作成、訓練の実施等、避難体制の整備推進を図る。

12　自主水防組織の設置推進

浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者が利用する施設に対して、自主的な水防の取組を促進するため、自衛水防組織の設置推進を図る。

13　移送体制の整備

山間部等において道路寸断等により孤立するおそれのある地域について、住民を緊急的に移送する手段のための応援要請体制を整備する。

第２　土砂災害対策の推進

［資料編 4-4,5］

1　危険箇所の調査等

町内には、土砂災害防止法指定の土砂災害警戒区域が１箇所指定されており、その他指定されていない急傾斜地崩壊危険区域、地すべり危険区域その他の危険箇所及び土石流危険渓流が多数あるが、北海道等関係機関と連携して、さらに調査を進める。

2　警戒避難体制の整備

危険区域の住民に対して、土砂災害の危険性を周知し、降雨時の警戒避難体制を確立するために、北海道と連携して次の対策を推進する。

○　パンフレット、防災マップ等による危険区域の周知
○　危険箇所への標識等の設置
○　危険箇所の点検パトロール
○　要配慮者が利用する施設及び住民への情報伝達、避難体制の確立支援

3　災害防止工事の促進

災害の危険性のある箇所は、災害の未然防止のために、国土交通省、北海道に対して次の対策を要請する。

○　急傾斜地崩壊防止工事、砂防工事等の促進

第３　雪害対策の推進

１　雪に強いまちづくり

本町は、日本でも有数の積雪寒冷地であり、積雪により住民生活はかなり制約を受ける。そこで、安全で円滑な交通を確保し、住民生活や産業活動を支えるため雪対策を推進するとともに、子供から高齢者まで住民全てが快適に安心して生活できるように雪に強いまちづくりを推進する。

○　生活路線（町道）の除雪
○　堆積スペースや歩行者空間の確保などに配慮した街区整備計画の推進
○　北国型住宅の普及推進
○　一般住宅等に対する融雪機、融雪槽、ロードヒーティング設置の促進
○　自力での除雪等が困難な世帯に対する協力体制の推進
○　病弱及び身体障がい等を負った高齢者世帯地先の除排雪業務における配慮
○　除雪資機材の確保や作業体制の確立

２　雪に強い道路構造の確立

積雪時にも円滑な交通を確保するために雪に強い道路構造として、次の対策を推進する。

○　除排雪車両、除排雪機器、ロードヒーティング施設等の整備
○　雪堆積スペースの確保

３　雪処理施設の整備

効率的な雪処理を実施するために、次の対策を推進する。

○　流雪溝、消流雪用水等の雪処理施設の整備検討
○　河川敷地等を利用した雪堆積場の確保

４　雪害対策の充実

災害時、迅速かつ適切な応急対策を実施できるよう北海道雪害対策実施要綱に準じ、次の対策を推進する。

○ 雪害時における消防体制の強化充実
○ 応急対策マニュアルの作成

５　寒冷対策の充実

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて被害の拡大や避難所及び避難路等の確保に支障を生じることから次の対策を推進する。

○　道路交通及び航空輸送の確保
○　孤立地区におけるヘリコプター離発着場の確保
○　避難所における暖房対策の推進

６　融雪災害対策の充実

災害時、迅速かつ適切な応急対策を実施できるよう北海道雪害対策実施要綱に準じ、次の対策を推進する。

○　融雪出水時における水防体制の強化充実
○　気象情報に注意し、なだれ等の対策を強化
○　危険区域等に関する広報活動

第４　風害対策の推進

1　防災意識の高揚

近年台風や竜巻によって発生する風による人的被害及び家屋その他建築物の倒壊、農作物などの被害を防止するため次の対策を推進する。

○　防災講習等を通じた普及啓発
○　マスコミ等を通じた広報
○　危険区域等に関する広報活動
○　施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底

2　応急対策の充実

物資、資機材、人員等災害時の対応を応援する体制を充実する。

○　民間業者、団体等と応援協定の締結
○　協定締結先との運用方法等の連携強化

第５　地震災害対策の推進

1　防災意識の高揚

いつ発生するかわからない地震による人的被害及び家屋その他建築物の倒壊など人的、物的被害を防止するため次の対策を推進する。

○　防災講習等を通じた普及啓発
○　マスコミ等を通じた広報
○　旭川地方気象台と協力し、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報活動
○　施設管理者に対して、落下及び転倒防止対策等を図るよう啓発

2　ライフライン等の整備

(1) 上・下水道施設

老朽化した配管施設等の敷設替えを行い、災害に強い施設の整備を図る。

また、水源が使用できない事態に備え、新たな水源の確保と給水体制の確立を推進する。

(2) その他のライフライン

各ライフライン機関は、地震発生に備え主要施設の耐震化、災害後の応急復旧体制の確立、資機材の確保体制の整備を図る。

3　建物の耐震化・不燃化

地震の揺れによる建物倒壊等を防止するための既存建築物の耐震診断、耐震補強等の促進、延焼を防ぐための不燃化の促進をするよう広報を行う。

4　公共施設の整備

公共施設を整備する場合は、耐震化、不燃化に配慮し、災害に強い施設とする。

また、各種設備は、停電に備えた非常電源等のバックアップ機能や落下及び転倒防止措置を取る。

第６　火災予防対策の推進

1　防火意識の高揚

火災の発生を未然に防止するために、住民の防火意識の高揚を図ることが必要であることから、大雪消防組合等関係機関と連携して「火災予防運動」、「防火コミュニティ事業の推進」等次の対策を推進する。

○　防火研修会及び防火イベントの実施
○　広報紙等を利用した広報活動
○　ポスター、チラシの配布
○　防火、防災知識の普及、啓発
○　初期消火等の訓練等

2　予防査察等の推進

消防法の規定に基づき、防火対象物の所有者や管理者に対して、次の対策を推進する。

○　消防対象物への立入検査
○　事業所の防火管理者への指導、講習参加の推進
○　危険物施設の把握及び安全対策の指導

3　林野火災の予防対策

林野火災の発生を予防するために、入林者への火災予防対策や火入れの防止等、次の対策を推進する。

○　広報啓発活動の実施
○　入林許可、届出等の指導
○　気象条件の急変時の入林の制限
○　観光関係者による防火思想の啓発
○　火災警報発令時の火入れの制限などの指導、呼びかけ
○　林業事業者への予防措置等の啓発

第３章　災害に関する平素からの備え

第１節　災害応急対策への環境整備

第１　応急医療体制の整備

１　応急医療体制の整備

災害時には同時に多数の負傷者が発生するため、通常の医療体制では対応が困難となる。また、災害後にはストレス等による精神医療等も必要となる。町では、医師会等との連携により、災害時の医療体制の確立を推進する。また、地震災害では多数の負傷者の発生が予測されることから、迅速に医療救護チームの出動や病院の受け入れができるように、医師会等と応急医療体制について連携を図る。

○　国保診療所の防災設備の整備

○　非常用資機材の備蓄（流通備蓄の確保）

２　後方搬送体制の整備

町内及び近隣の医療機関だけでは収容できない傷病者を、遠方の医療施設に搬送するための体制を整備する。

○　ヘリポートの選定

○　消防防災ヘリコプター等、搬送手段の確保

３　精神医療体制の整備

災害によるストレスやＰＴＳＤ（心的外傷ストレス障害）等の発生に備えて、災害時の精神医療体制について医師会等と協議し、医療体制を整備する。

４　医薬品・医療資器材の供給体制の整備

医薬品・医療資器材・血液の供給体制を確保するため、医薬品業者等と供給体制について協議する。

第２　緊急輸送体制の整備

１　緊急輸送道路の確保

災害時には、食料、生活必需品、資機材等を緊急に輸送する必要があることから、迅速な輸送の確保に向け体制の整備を図るとともに、道による北海道緊急輸送道路ネットワークを基に、町管理の道路や橋りょうの安全点検、障害物の除去及び冬期間の除雪などにより迅速に対応できる体制の整備を推進する。

第３　給水体制の整備

１　給水資機材の確保

地震災害では水道管の被災により、復旧まで長期間にわたり飲料水・生活用水等の給水活動が必要となる場合が想定される。町では、給水活動に備えて、給水資機材の備蓄を進め、資機材の確保等給水体制の整備を推進する。

○　給水資機材の備蓄の充実
○　給水資機材の流通在庫の確保

第４　物資供給体制の整備

１　協定の締結推進

災害発生時には、流通経済が停止するために物資の入手が困難な被災者に、食料、生活必需品等を供給する必要がある。町では、これに備えて物資の備蓄のほか、民間業者と協定を締結し、必要に応じた体制整備を推進するとともに、物資の供給体制を強化するために、協定締結業者との連携や、新たな機関、団体等と協定を締結する。

第５　備蓄体制の整備

１　家庭内備蓄の促進

災害対策基本法では、住民等の責務として、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずることを定めている。町では、各家庭での備蓄を推進するとともに、災害発生直後におけるり災者への供給を目的に、食料、物資等の備蓄を今後とも継続して進める。

家庭内における食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄は住民の責務とされており、各家庭でも備蓄をするように啓発活動を推進する。

○　広報紙、パンフレットによる家庭内備蓄の広報

２　備蓄の推進

避難所を中心に、災害に備えて備蓄の充実を図る。

○　備蓄食料、物資の充実
○　避難所（学校、公民館等）等への分散備蓄

第６　応援体制の整備

１　応援態勢の連携強化

大規模災害が発生した場合、単独での対応は困難であり、各業者、北海道あるいは全国からの応援を必要とする。町では、今後も必要に応じ応援協定を締結し、応援体制の充実を図る。

２　民間業者との応援体制の整備

物資、資機材、応急復旧要員等、災害時の対応を応援する体制を整備する。

○　民間業者、関係団体等と応援協定の締結
○　災害時の運用方法等についての連携強化

第７　建築物対策の整備

１　応急危険度判定士の確保

被災した建物は余震による二次災害の防止のために、応急危険度判定が必要となる。一方、住宅の被災による避難生活者に対しては、自活の第一歩として応急仮設住宅での生活再建が望まれる。町では、北海道と連携して、応急危険度判定や応急仮設住宅等、災害時の建物対策を推進する。また、北海道及び建築関係団体との連携により、応急危険度判定士の確保を図る。

第８　ボランティア活動の環境整備

１　ボランティア受け入れ体制の整備

災害時のボランティアの活動支援体制づくりを推進するため、社会福祉協議会やボランティア団体との協力体制を整備するとともに、災害時のボランティアの対応を適切に行うために、社会福整備祉協議会、ボランティア団体が中心となって、受け入れ体制の整備を行う。

○　ボランティアの登録
○　ボランティアコーディネーター等の養成
○　受け入れ窓口等の設置方法等の検討

２　ボランティアが活動しやすい環境の整備

災害時にボランティアが活動を行うために必要な施設や支援策等環境の整備、活動しやすい環境を整備する。

○　ボランティア活動拠点の選定
○　ボランティア保険制度等の検討

第９　文教対策の整備

１　防災体制の整備

災害時には学校施設の被災等により児童生徒等の安全確保及び教育活動の確保等が文教対策で必要となる。このため、学校管理者等は防災上必要な体制の整備及び児童生徒等の安全確保を推進するとともに、災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校で平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等について体制を整備する。

２　児童生徒等の安全確保

在校中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安

全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。また、登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

3　施設の整備

文教施設・設備等を災害から保護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

第１０　宅地対策の整備

1　被災宅地危険度判定の整備

大規模な地震及び降雨などにより、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止して住民の安全を確保することが必要である。そのため、宅地被害に関する危険度判定を実施するうえで、危険度判定実施本部の設置及びその体制整備を推進し、北海道等と連携して被災宅地危険度判定を実施し、宅地対策を推進する。

第１１　町が管理する施設及び設備の整備及び点検

1　施設及び設備の整備及び点検

町は、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

2　ライフライン施設の機能性の確保

町は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

3　復旧のための各種資料等の整備等

町は、被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

4　業務継続に向けた取り組み

町は、災害発生時における応急対策が一段落し、通常の業務を再開することができる環境になった場合、迅速に業務再開ができるよう努力する。

○　事業継続計画（ＢＣＰ）の策定及び運用

第２節　避難に関する環境整備

第１　避難に関する基本的事項

［資料編 4-16, 17］

１　基礎的資料の収集

町は、迅速に避難者の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

また、本町は積雪寒冷地であるため、積雪により道路が寸断され、地域が孤立する状況が生じるおそれがあることにかんがみ、道路の除雪及び閉鎖状況の照会先や冬季における交通機関の輸送体制等の把握については特に留意する。

■町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料

○　住宅地図
（※　人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ）
○　区域内の道路網のリスト
（※　避難経路として想定される高速道路、国道、道道、町道等の道路のリスト）
○　輸送力のリスト
（※　鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ）
（※　鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ）
○　避難施設のリスト（データベース策定後は、そのデータベース）
（※　避難者の収容能力や屋内外の別についてのリスト）
○　備蓄物資、調達可能物資のリスト
（※　備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト）
○　生活関連等施設等のリスト
（※　避難者の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
○　関係機関（国、道、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
○　住民組織等の連絡先等一覧
（※　代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）
○　消防機関のリスト
（※　消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先）
（※　消防機関の装備資機材のリスト）
○　避難行動要支援者の避難支援計画

２　住民等の避難体制の整備

町内会、行政区、公民館等の住民組織や自主防災組織等と連携して、あらかじめ災害を想定した避難計画を検討する。

■ 避難計画の検討項目

○ 避難勧告等の基準の明確化（基準雨量等）
○ 避難勧告等の伝達方法
○ 避難所への誘導方法、消防等との連携方法
○ 避難行動要支援者等の避難支援方法
○ 避難所への職員の配置
○ 避難所の運営方法

3　隣接する市町村との連携の確保

町は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

4　要配慮者への配慮

町は、避難者の誘導にあたっては、要配慮者の避難について、要配慮者に配慮した避難対策を講じるため、要配慮者避難計画(全体計画)を策定するとともに、避難行動要支援者に対する個別計画の策定を行う。

その際、避難誘導時において、地域防災計画に準じて、福祉関係部局を中心とした避難行動要支援者の支援体制を迅速に行えるよう職員の配置に留意する。

5　民間事業者からの協力の確保

町は、避難者の誘導時における地域の民間事業者等の協力が重要となることにかんがみ、平素からこれら企業の協力が得られるよう、防災応援協定の締結など連携・協力の関係を構築しておく。

6　防災上重要な施設の避難体制の整備

町は、学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者に避難所、避難誘導方法、避難行動要支援者の移送方法等を検討し、避難計画の作成を行うよう指導する。

7　学校や事業所との連携

町は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、学校や事業所単位により集団避難することをふまえて、平素から、学校や事業所等における避難の在り方等について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

8　事業所、観光施設の避難体制の整備

町は、各事業所、観光施設の管理者に、観光客、来客者及び従業員の安全確保のため、避難計画の作成を行うよう指導する。

第２　避難実施要領のパターンの作成

町は、関係機関（国、道、隣接市町、道警察、自衛隊、消防機関等）と緊密な意見交換を行いつつ、別に作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

第３　避難所施設に関する基本的事項

1　施設に関する基礎的資料の準備等

町は、避難所の運営に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

また、町が積雪寒冷地であることにかんがみ、冬季における避難を考慮して、暖房器具や自家発電機の備蓄状況又は調達体制等の把握については特に留意する。

第４　運送事業者の輸送力・輸送施設の把握

町は、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難者や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

特に、冬期間の積雪による道路幅員の減少や、道路閉鎖となる区間が生じることを踏まえ、冬季における他の交通機関を活用した運送の実施体制について検討を行う。

1　運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

町は、道が保有する町の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

○　輸送力に関する情報
　①　保有車両等（鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等）の数、定員
　②　本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法　など
○　輸送施設に関する情報
　①　道　路　（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
　②　鉄　道　（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
　③　飛行場　（飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など）

2　運送経路の把握等

町は、災害等における避難者や緊急物資の運送を円滑に行うため、道が保有する町の区域に係る運送経路の情報を共有する。

第５　避難所の指定及び啓発

町は、必要に応じ、民間が管理する施設等を避難所とする場合において、必要な情報を提供するなど相互に協力する。

また、避難所に関する情報を住民に周知、啓発する。

第６　生活関連等施設の把握

1　生活関連等施設の把握等

町は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第 27 条の規定に準じ、町の区域内に所在する生活関連等施設について、道等関係機関を

通じて把握するとともに、関係機関との連絡体制を整備する。

また、町は、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置に努める。

国民保護法施行令	各号	施　設　の　種　類	所管省庁名	所管道担当部局
第２７条	１号	発電所、変電所	経済産業省	総務部 危機対策局
	２号	ガス工作物	経済産業省	
	３号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	
	４号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	
	５号	電気通信事業用交換設備	総務省	
	６号	放送用無線設備	総務省	
	７号	水域施設、係留施設	国土交通省	
	８号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	
第２７条	９号	ダム	国土交通省 農林水産省	
	１０号	危険物質等の取扱所	総務省消防庁	
第２８条	１号	危険物	総務省消防庁	
	２号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	
	３号	火薬類	経済産業省	
	４号	高圧ガス	経済産業省	
	５号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	
	６号	核原料物質	原子力規制委員会	
	７号	放射性同位元素及び放射性汚染物	原子力規制委員会	
	８号	（毒薬及び劇薬）	厚生労働省	
	９号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	
	１０号	生物剤及び毒素	各省庁（主務大臣）	
	１１号	毒性物質	経済産業省	

２　町が管理する公共施設等における警戒

町は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、災害による被害を受けるおそれがある場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、警戒等の措置を実施する。この場合において、道警察等関係機関との連携を図る。

第３節　災害に強い組織、人づくり

第１　防災体制の整備

１　町及び町関係施設の防災体制の整備

災害が発生したときに町及び町関係施設の管理者は、迅速かつ適切な防災活動ができるように、次の対策を推進する。

○　事務分掌等の適時見直し
○　各職員の役割、行動等の周知徹底
○　危機管理マニュアル、各応急対策マニュアルの作成
○　災害予防対策の推進
○　職員を対象とした防災研修の実施

２　学校等の防災体制の整備

災害が発生したときに学校、保育園、幼稚園の管理者は、園児、児童、生徒の安全を確保し、迅速かつ適切な行動がとれるよう災害時の行動をあらかじめ定め、教職員、児童生徒、保護者等への周知徹底を行う。

○　職員の任務分担、参集方法、保護者との連絡方法、緊急通学路の設定など防災に関する計画の作成
○　計画の教職員、児童生徒、保護者等への周知徹底

３　防災関係機関との連携

町に係る防災に関する方針や各機関との連携を図るため、次の対策を推進する。

○　防災会議の適時開催及び連絡先、連絡責任者の明確化
○　他機関との連携についての継続的協議

第２　自主防災活動の推進

１　自主防災活動の推進

地域における防災は、住民一人ひとりが、自分の住む地域は自分が守るとの観点から、自主防災組織の活動を中心として自主防災活動を行うことが大切である。町では、既存の公民館、町内会・行政区等の住民組織等の活動に防災活動も行えるよう支援するとともに、今後も自主防災組織の結成を推進し、地域住民が一致団結して、消防団等と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、高齢者や障がい者等要配慮者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図り、また消防関係法令に基づく防火管理体制を確立する各事業所においては、関係法令の周知徹底、防災要員等の資質の向上、また、その他の事業所においては、自主的な防災組織の設置・育成など、防災体制の整備、強化に努める。次のとおり自主防災活動への支援を行う。

○　公民館、町内会・行政区等の住民組織等の活動強化及び防災に関する活動推進
○　地域コミュニティを主体とした自主防災組織の結成を推進
○　女性の参画の推進

２　自主防災組織の育成

自主防災組織の活動が効果的に行われるように、次の対策を推進する。

○　自主防災組織のリーダーの養成
○　防災訓練、防災研修会の実施の促進及び指導
○　各地区の危険情報等の提供

3　自主防災組織への支援

災害時及び訓練で使用するため、次のような資機材等に関する支援を推進する。

○　可搬式ポンプ、ホース、救急救助資機材等の貸与
○　防災井戸及び防災資機材の整備・点検

4　事業所の防災組織の確立

各事業所は、消防法等の規定に基づいて従業員や利用者などの安全を図るとともに、災害の未然防止のため次の対策を推進する。

○　防火管理者の選任
○　消防計画の作成
○　防災訓練の実施
○　消防設備等の維持管理

■自主防災活動の内容

平常時	○　防災知識の普及 ○　地域の安全点検の実施 ○　防災用資機材等の日常の管理	○　防災訓練の実施 ○　地域住民（要配慮者等）の把握 ○　防災計画の作成
災害時	○　情報の収集伝達 ○　負傷者の救出、応急手当 ○　避難誘導（避難勧告・指示及び避難準備情報発令時） ○　食料、救援物資等の配布協力	○　出火防止及び初期消火 ○　避難準備情報発令時の対応 ○　避難所の自主運営 ○　安否確認

第３　防災訓練の実施

1　防災訓練の実施

災害時に適切な行動をとるためには、平常時の訓練の積み重ねによって実践的な行動力を発揮することができる。大規模地震の発生等さまざまな条件を想定して、防災関係機関、住民組織等、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携し、次の防災訓練を実施するともに、北海道等防災関係機関の行う防災訓練に対して、積極的に参加する。

○　大規模災害を想定した防災訓練
○　水防訓練
○　消防訓練
○　救助訓練
○　情報通信訓練
○　職員非常参集訓練
○　防災図上訓練（ＤＩＧ）

○　各部局別の訓練
○　避難訓練（町有施設、社会福祉施設等）

2　学校等の防災訓練

災害発生時に適切な行動がとれるよう学校、保育園、幼稚園等の避難等の防災訓練を実施する。

第４　防災知識の普及・啓発

1　防災広報の推進

災害時に適切な行動をとるためには、あらかじめ災害知識、災害時の行動基準や関係機関との連携について習熟しておくことが重要である。今後も、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、継続的に啓発を行うよう努め、防災知識の普及を図る。

また、防災知識の普及にあたっては、要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が確立されるように努め、被災時における避難者のニーズの違いなどそれぞれの住民に十分配慮し、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災知識の普及啓発を推進する。

さらに、児童生徒等の安全の確保及び安全対応能力育成を図るため、町立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育の実施に努める。

また、町は、日本赤十字社北海道支部、道、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

住民、事業所に防災知識を普及するために、次の対策を推進する。

○　各種防災訓練の参加普及
○　防災マップ、パンフレット、広報紙、ホームページ等の作成、啓発
○　防災講習・研修の実施
○　防災教育の実施

2　職員の防災教育の推進

町の危機管理体制の理解と行動力を高めるため、町職員に対し、次のような防災教育を推進する。

○　防災教育及び危機管理研修の実施
○　各職場における応急対策マニュアル等の整備及び習熟

3　防災イベント等の開催

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、火災予防運動期間及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間、山地災害防止キャンペーン等普及内容により最も効果のある時期をえらんで防災知識の普及を図る。

○　防災用品等の展示
○　写真、パネル展等

第４節　要配慮者対策のための環境整備

災害発生時における要配慮者の安全確保に関する計画は、次のとおりであり、別に定める「要配慮者避難支援計画（全体計画）」により、その支援体制の整備を図る。

■要配慮者とは

要配慮者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的には高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦、難病者等があげられる。

また、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人々を避難行動要支援者という。

第１　要配慮者の視点に立った施設整備

高齢者、障がい者等すべての人にやさしい福祉のまちづくりを推進し、道路や公共施設などの整備・改善を行い、災害時においても安全で快適な施設整備を推進する。

○　道路、通路への点字ブロック敷設
○　通路・階段のスロープ化

第２　要配慮者に関する情報の把握等

町及び要配慮者利用施設等の管理者は、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報を集約、整理、把握し、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

○　要配慮者に関する情報の集約、整理、把握
○　要配慮者に対する情報伝達方法の検討
○　要配慮者の避難誘導体制の確立
○　避難所等における要配慮者に必要な配慮等に関する情報の集約

第３　在宅の避難行動要支援者への対策

１　避難行動要支援者の支援体制の整備

災害時には、避難行動や避難所生活、あるいは災害後の混乱のなかでの在宅ケアなど避難行動要支援者に対する支援が必要である。町では、要配慮者のうち在宅の避難行動要支援者の避難支援等（避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を確保するために、防災担当及び福祉担当等関係部局の連携の下、避難行動要支援者の名簿を整備し、定期的に更新し、避難支援等関係者となる消防団、警察、平常時から避難行動要支援者と接している地域住民組織や自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員、介護保険

制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者に提供して、在宅の避難行動要支援者の支援等の体制を整備し、避難行動要支援者に関する情報の共有を図り、個別計画の策定等を行うものとする。

また、防災関係機関及び福祉関係者等の協力により避難誘導等の避難行動要支援者の支援体制を確立する。

○　在宅の避難行動要支援者の把握
○　避難行動要支援者の個別計画の策定
○　地域住民による避難支援体制の確立

2　避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報の入手方法

本町に居住する要配慮者のうち、避難行動要支援者名簿を作成するに当たって必要な次の個人情報（氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援を必要とする事由）を、関係機関等から収集する。

○　要介護者・要支援者認定者情報（健康ふくし課）
○　身体障害者手帳所有者情報（健康ふくし課）
○　療育手帳所有者情報（健康ふくし課）
○　精神障害者保険福祉手帳所有者情報（健康ふくし課）
○　難病者情報（北海道・健康推進課）
○　その他の対象となる者の情報（地域住民等）

3　避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

在宅の要配慮者のうち、避難勧告・避難指示等の災害情報取得能力、避難時期・避難方法の選択等の判断能力、避難行動上の身体能力等に着目して、避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲を次のように定める。

○　要介護認定において、要介護３以上の判定を受けている者
○　身体障害者手帳所有者（１級・２級）
○　療育手帳所有者（A判定）
○　自立支援医療費の支給認定を受けている精神障害者
○　高齢者（独居、高齢者のみの世帯など）
○　上記以外で、特に災害時の支援が必要と認められる者

4　避難行動要支援者名簿情報の外部提供

避難行動要支援者名簿は、平常時から避難支援等関係者に提供、共有されることで、災害時に円滑かつ迅速な避難支援に結びつくため、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

本町では、平常時に名簿情報を外部に提供する場合は、避難行動要支援者の同意を得て提供することとしている。なお、災害発生時又は発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため特に必要があるときは、本人の同意を得ずに提供する場合がある。

5　避難行動要支援者名簿情報の外部提供に際し、情報漏洩を防止するために本町が講ずる措置又は本町が避難支援等関係者に求める措置

避難行動要支援者名簿情報を提供するに際し、次に掲げる措置により情報漏洩の防止に努める。

○　名簿情報は当該避難行動要支援者を担当する避難支援等関係者に限り提供する。
○　避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共用、個人利用されないように指導する。
○　災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
○　必要以上に複製しないように指導する。
○　名簿情報の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部での取扱者を限定するように指導する。
○　名簿情報の取扱状況を報告させる。
○　提供する避難支援等関係者に対し、個人情報取扱いに関する研修を行う。
○　平常時及び災害発生時又は発生するおそれがある場合に提供した名簿については、不要になった名簿及び名簿情報の廃棄又は返却させることとする。

6　緊急通報システム等の拡充

一人暮らしの障がい者、高齢者等が緊急時に消防機関に通報できる避難行動要支援者緊急通報システム等を整備する。

7　被災した要配慮者への支援

被災した要配慮者のために、福祉避難所の指定や保健対策や福祉サービスが受けられるように、関係機関、団体、民生委員、ボランティア等と連携し、地域福祉を推進する。

第４　要配慮者利用施設等への対策

［資料編 4-15］

1　災害時の防災計画の策定

災害時には、在宅の避難行動要支援者だけでなく、要配慮者が入所又は通所している施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、授産所、病院、保育園・幼稚園等。以下「要配慮者利用施設」という。）の要配慮者の安全確保と生活支援も必要である。各施設で避難活動や生活物資の確保などを定めた防災計画を策定し、災害時の防災対策を整備するよう指導する。

2　関係施設との連絡体制の強化

平常時から要配慮者利用施設との連絡体制の確立に努めるとともに、防災意識の高揚を図るよう啓発に努める。

3　災害時の生活確保

災害時の生活を確保するため、日頃から防災関係施設の整備、点検等を行い、ライフライン等の停止に備えて、食料や物資の備蓄などを行う。

【要配慮者利用施設】

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設をいい、以下に掲げる施設（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第９条第２項、同施行令第６条）
・老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（児童自立支援施設を除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、母子・父子福祉施設、母子健康センターその他これらに類する施設
・特別支援学校及び幼稚園並びに保育所
・病院、診療所及び助産所

第５　外国人への対策

１　防災知識の普及

日本語の理解が十分でない外国人は、災害時の対応や避難生活などに大きなハンディキャップを持っているため、このような外国人も要配慮者と位置付けて外国人への防災対策を推進するため、外国人向けの情報紙や生活ガイドブックに防災情報を外国語で記載し、外国人の防災知識の普及・啓発を図る。

２　災害時の支援体制の確立

災害時の外国人への対策として、通訳ボランティアの確保等の登録等を行う。

第３編　災害応急対策計画

第１章　災害応急体制の確立

第１節　災害警戒態勢

第１　警戒本部の設置

1　警戒本部の設置時期

(1)　町長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、情報の収集や警備及び応急対策の準備、関係機関との情報交換を組織的に実施し、対策本部へ円滑に移行できる体制（災害警戒態勢）をとる。このため、町として的確かつ迅速に対処するため、警戒本部を設置する。

警戒本部は、町対策本部員のうち、総務課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

なお、必要に応じて災害の発生の前に、災害の発生に備え、情報収集を行える体制として、注意配備をする場合もある。

【災害等に対する体制】

時期	体制及び組織		配備	配備人員
対策本部設置前	情報連絡及び警戒体制	本部体制はとらない	注意配備	総務課及びその他必要な課の人員
		警戒本部（災害）、連絡本部(事故等)、緊急事態連絡室（国民保護）	警戒配備	
対策本部設置後	応急対策体制	対策本部	第１非常配備	総務課及びその他必要な課の人員
			第２非常配備	総務課及びその他必要な課の全員、各課長
			第３非常配備	全職員

態様に応じて警戒本部（災害）・連絡本部(事故等)・緊急事態連絡室（以下「警戒本部等」という。）

種別	配備内容	活動要領
注意配備	・災害の発生の備え、情報収集を行える体制をとる。 地震＝町内で震度３以上の地震が発生したとき 風水害＝町内に気象警報が発表されたとき若しくは、降雨、降雪、強風、河川の水位状況に注意が必要なとき。※必要に応じパトロール実施	・総務対策部長及び関係対策部長によって情報収集を行う。
警戒配備	・災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、情報の収集や警備及び応急対策の準備、関係機関との情報交換を組織的に実施し、対策本部へ円滑に移行できる体制をとる。※パトロール実施 地震＝町内で震度４以上の地震が発生したとき 火山＝十勝岳又は大雪山に噴火警報（火口周辺）が発表されたとき、若しくは噴火による災害の発生が予想されるとき。 風水害＝ ①町内に気象警報が発表され、特に水防活動及び警戒が必要なとき（降り始めからの雨量が 100㎜を超えるおそれがあるとき。）又は土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ②局地的な浸水及び小規模な土砂災害が発生したとき。	・総務対策部長及び関係対策部長によって情報収集を行うとともに、関係機関と連絡をとり、災害に関する情報交換を行う。 ・本部長、副本部長及び関係対策部長とも連絡を取り、対策本部が設置できるよう準備を進める。

※　住民からの通報、道からの連絡その他の情報により、町職員が災害の発生を把握した場合は、直ちにその旨を町長及び幹部職員等に報告するものとする。

(2) 警戒本部は、気象台、旭川開発建設部、道、消防機関及び消防機関以外などの関係機関を通じて情報収集に努め、国、道、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

この場合、警戒本部は迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

２　初動措置の確保

町は、警戒本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、町長は、国、道等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

町は、警察官職務執行法（昭和２３年法律第１３６号）に基づき、警察官が行う

避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

3　連絡体制

総務課長は、災害の状況に応じ必要な部局へ災害警戒本部の連絡を行う。

4　警戒本部の活動内容

町長は、災害の状況等に応じて、災害対策本部（以下「対策本部」という。）の活動に準じた配備又は活動を指示する。主な活動は次のとおりである。

○　災害情報の収集、伝達
○　河川、土砂災害危険区域、急傾斜地等の警戒、監視
○　小規模な災害への応急対策活動
○　住民、要配慮者利用施設等への情報の伝達
○　町所管施設の状況把握
○　関係機関等への連絡調整
○　避難所の開設

5　関係機関への支援の要請

町長は、災害への対処に関し必要があると認めるときは、道や他の市町村等に対し、支援を要請する。

6　町対策本部への移行に要する調整

警戒本部を設置した後、町対策本部の設置が必要な事態になったときは、直ちに町対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、警戒本部は廃止する。

第２節　災害対策本部体制

第１　町対策本部の設置基準

1　町対策本部の設置基準

町対策本部を設置する場合については、次の基準により行う。

対策本部の設置		
区分	設置基準	配備基準
地震	・町内で震度５弱以上の地震が発生したとき（自動開設） ・震度５弱未満でも被害の状況によって必要と認められたとき	第１非常配備（状況により第２非常配備） ※震度６弱以上は第３非常配備＝全職員参集

火山	・十勝岳又は大雪山に噴火警報（居住地域）が発表されたとき ・十勝岳又は大雪山で、中・大噴火の発生が予想されるとき ・十勝岳又は大雪山に噴火警報（居住地域）が発表され、かつ、町の区域内で災害が発生したとき、又は災害のおそれがあるとき	第１非常配備（状況により第２非常配備又は第３非常配備）
風水害、土砂災害	・気象警報、土砂災害警戒情報が発表され、かつ、町の区域内で災害が発生したとき、又は災害のおそれがあるとき ・孤立集落が発生し、応急対策が必要なとき ・多くの交通機関の障害、ライフラインの被害が発生し、応急対策が必要なとき	第１非常配備（状況により第２非常配備又は第３非常配備）
事故災害、ライフラインの故障等	・多くの交通機関の障害、ライフラインの被害が発生し、応急対策が必要なとき ・町内で航空機事故が発生したとき（空港内の場合は災害の規模内容により設置）	第１非常配備（状況により第２非常配備又は第３非常配備）

※第２非常配備～一部の地域で避難準備情報が出されたとき又は災害応急対策上本部長が必要と認めたとき。

※第３非常配備～複数の地域又は多数の住民の居住する地域で避難準備情報が出されたとき又は災害応急対策上本部長が必要と認めたとき。

第２　町対策本部の設置手順

１　町長による町対策本部の設置

町長は、上記基準に沿って必要と認められる場合、直ちに町対策本部を設置する。なお、事前に警戒本部を設置していた場合は、町対策本部に切り替えるものとする。

２　本部員及び町対策本部職員の参集

町対策本部担当者は、町対策本部員、町対策本部職員等に対し、連絡網等を活用し、町対策本部に参集するよう連絡する。

３　町対策本部の開設

町対策本部担当者は、東神楽町役場庁舎に町対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。特に、関係機関が相互に電話、ＦＡＸ、電子メール等を用いることを考慮し、通信手段の状況を確保する。

4　本部設置の通知

町対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに北海道及び防災関係機関に通知するとともに、町民にも公表する。

また、町長は、町対策本部を設置したときは、町議会にその旨を連絡する。

5　交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

6　本部の代替機能の確保

町は、町対策本部の設置場所が被災した場合等町対策本部が設置できない場合に備え、町対策本部の予備施設をあらかじめ指定する（第１順位、第２順位など）。

なお、事態の状況に応じ、町長の判断によりその順位を変更することを妨げるものではない。

また、町の区域外への避難が必要で、町の区域内に町対策本部を設置することができない場合には、知事と町対策本部の設置場所について協議を行う。

第３　町対策本部の設置場所等

1　本部の設置場所

本部は、役場内に置く。設置要領等は次のとおりとする。

設置場所	総務課→役場大会議室→役場研修室２→議会会議室の順 ※優先順：危機の規模、被害状況により決定
設置要領	状況把握、対策会議、関係機関との連絡等ができるように対応すること。 設置時には玄関及び本部室前に「○○災害（事故等）対策本部」の明示 ※準備資機材 地図（現況図）、電話、ＦＡＸ、コピー機、パソコン、時計、テレビ、ホワイトボード、掲示板、無線機、ハンドマイク、各種掲示物、会議用テーブル、プロジェクター、スクリーン、大型モニター、その他
設置担当	設置の統制担当：総務対策部　※必要に応じて各課より要員派遣要請
運営	運営担当～総務対策部　※必要に応じて各課より要員派遣要請

第４　町対策本部の組織構成及び機能

町対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

1　対策本部の組織

本部長	町長	本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。
副本部長	副町長	本部長を補佐し、本部長に事故ある時はその職務を代理する。
本部員	教育委員会教育長、課長職	本部会議を構成し、災害対策の方針等を決定するとともに、所管の部の事務に従事する。
班長	町長が指名する課長職	本部員の名を受け、班の事務を処理する。
班員	町長が指名する職員	上司の命を受け、災害対策事務に従事する。

2　災害本部体制

総務対策部	◎総務課総務グループ
広報渉外部	◎まちづくり推進課、会計課、議会事務局
住民対策部	◎くらしの窓口課、健康ふくし課、税務課、教育委員会地域の元気づくり課、こども未来課
建設対策部	◎建設水道課
産業対策部	◎産業振興課、農業委員会事務局
教育対策部	◎教育委員会教育推進課
医療対策部	◎国保診療所

※部の編成については、危機の規模、状況により変更する場合がある。◎の課長が部長担任

3　本部長の指揮権限及び権限の委任

対策本部の設置及び指揮は、町長の権限で行われる。町長が交通の途絶等で連絡が取れない場合は、次の順位により、その権限を委任したものとする。

第１順位	第２順位	第３順位
副町長	総務課長	まちづくり推進課長

4　会議等

対策本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。なお、本部会議において、本部員が出席できないときは、当該課内の上席の職員（課長補佐等、係長等）が出席する。

(1)　本部員会議は、本部長が必要と認めたとき開催するものとする。

(2)　本部員はそれぞれの所管事務について会議に必要な資料を提出するものとする。

(3)　本部長は、会議の構成員のほか必要と認める者を会議に出席させ又はこれらの一部をもって会議を開くことができる。

(4)　本部員は、必要により部に属する職員を伴って会議に出席することができる。

(5)　本部員において本部員会議の招集を必要とするときは、総務対策部長にその旨を申し出るものとする。

会議の種類等は次のとおりである。

■会議の種類

応急対策会議	副町長、総務課長、関係課長（自然災害時は建設水道課長、その他は災害関係課長）をもって構成し、対策本部の設置及び廃止を決議する。
対策本部会議	教育長、消防署長、課長(参事を含む。)で構成し、本部長が招集する。
現地対策本部	災害等の発生現場において、応急対策措置の実施に必要と認めるときに設置し、町対策本部の事務の一部を行う。
現地調整所	現場における防災関係機関等の活動を円滑にするために必要に応じて設置する。

■本部会議の協議事項

○　本部の非常配備体制の設定、切替及び廃止に関すること
○　災害情報、被害情報の分析と対策活動の基本方針の決定に関すること
○　本部長の指示・特命に関すること
○　関係機関に対する応援の要請に関すること
○　その他災害に関する重要事項の協議

5　町対策本部における広報等

災害発生時において情報の錯綜等による混乱を防止し、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、町対策本部における広報広聴体制を整備する。

■町対策本部における広報体制の例

(1) 広報責任者の設置

災害発生時において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置。

(2) 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備。

(3) 留意事項

ア） 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ） 町対策本部において重要方針を決定した場合等は、広報する情報の重要性等に応じて、町長自ら記者会見を行うこと。

ウ） 道及び関係機関と連携した広報体制を構築すること。

(4) その他関係する報道機関

資料編記載の通り。

6　町現地対策本部の設置

町長は、被災現地における応急対策の的確かつ迅速な実施並びに国、道等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、町対策本部の事務の一部を行うため、町現地対策本部を設置する。

現地対策本部長や現地対策本部員は、町対策副本部長、町対策本部員その他の職員のうちから町町長（町対策本部長）が指名する者をもって充てる。

7　現地調整所の設置

町長は、災害等が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（道、消防機関、道警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成例】

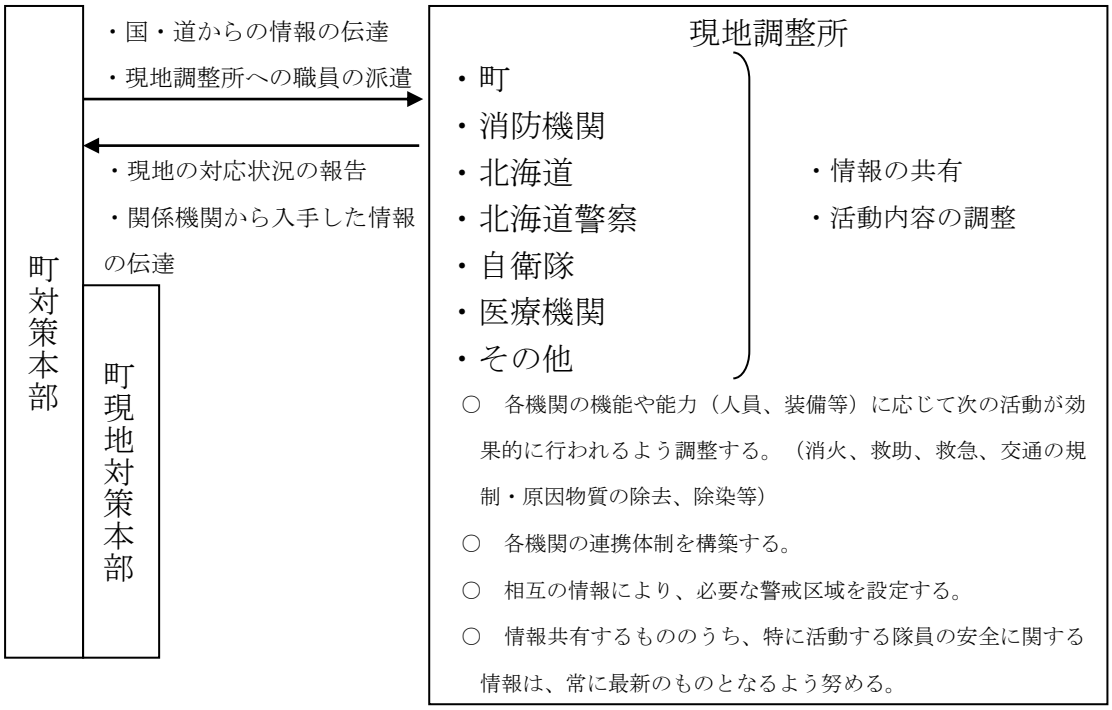

8　本部長の権限

町長（町対策本部長）は、町の区域における応急対策を総合的に推進するため、各種の応急対策の実施にあたっては、次に掲げる権限を適切に行使して、応急対策の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 町の区域内の災害に関する総合調整

町長（町対策本部長）は、町の区域に係る応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、町が実施する応急対策に関する総合調整を行う。

(2) 道及び関係機関に対する要請

町長（町対策本部長）は、道に対して、道並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する応急対策に関して必要な事項の実施や調整を行うよう要請する。また、町長（町対策本部長）は、道に対して、国が実施する災害応急対策に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、町長（町対策本部長）は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 情報の提供の求め

町長（町対策本部長）は、道に対し、町の区域に係る応急対策の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(4) 応急対策に係る実施状況の報告又は資料の求め

町長（町対策本部長）は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、町の区域に係る応急対策の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(5) 町教育委員会に対する措置の実施の求め

町長（町対策本部長）は、町教育委員会に対し、町の区域に係る応急対策を実施するため必要な限度において、必要な措置を講じるよう求める。

この場合において、町長（町対策本部長）は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

9　町対策本部の廃止

町長は、災害の危険が解消したと認めたとき、又は災害発生後における応急対策が完了したと認めるときは、町対策本部を廃止する。

第３節　災害対策本部の参集・配備

第１　体制及び配備

時期	体制及び組織		配備	配備人員
対策本部設置前	情報連絡及び警戒体制	本部体制はとらない	注意配備	総務課及びその他必要な課の人員
		警戒本部（災害）、連絡本部(事故等)、緊急事態連絡室（国民保護）	警戒配備	
対策本部設置後	応急対策体制	対策本部	第１非常配備	総務課及びその他必要な課の人員
			第２非常配備	総務課及びその他必要な課の全員、各課長
			第３非常配備	全職員

態様に応じて警戒本部（災害）・連絡本部(事故等)・緊急事態連絡室（以下「警戒本部等」という。）

1　警戒本部等の体制

必要に応じて警戒本部等を組織する。警戒本部等を設置している場合、災害が拡大し、若しくは拡大のおそれがある場合には、町長の判断により対策本部へ移行する。

2　警戒本部等の廃止

災害発生のおそれがなくなったとき、又は応急対策が概ね完了したとき、若しくは対策本部の設置に移行したときは、警戒本部等を廃止する。

第２　参集場所

(1) 勤務時間内の参集場所　所属場所を参集場所とする。
(2) 勤務時間外の参集場所　勤務時間外の参集場所は、原則として所属先とする。ただし、所属先に行くことが困難な場合は、災害発生時にいた場所に近い避難所に参集する。

第３　参集の指示

必要な職員に参集の指示をする場合（自動参集の場合を除く。）は、次のとおりする。

１　参集指示のフロー

(1) 勤務時間内の招集

勤務時間内に招集が必要な場合は、総務企画課長は、口頭、電話又は庁内放送で職員の招集を伝達する。

■勤務時間内の招集

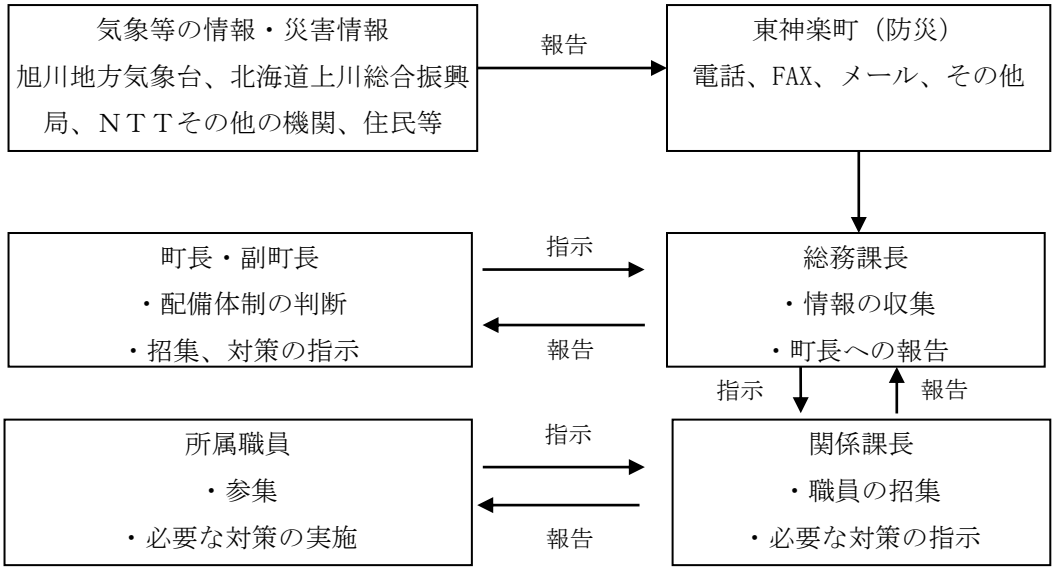

(2) 勤務時間外の招集

役場庁舎警備員は、勤務時間外に災害等に関する情報を受理した場合には、総務課長（不在の場合は課長補佐、主査等）に連絡する。総務課長は、総務課関係職員に指示して、参集をさせるとともに、必要な関係課長に連絡する。

※総務課関係職員（連絡及び代理の順序はあらかじめ決定しておく。）

・総務課参事・課長補佐
・総務グループ防災担当主査
・その他

■勤務時間外の招集

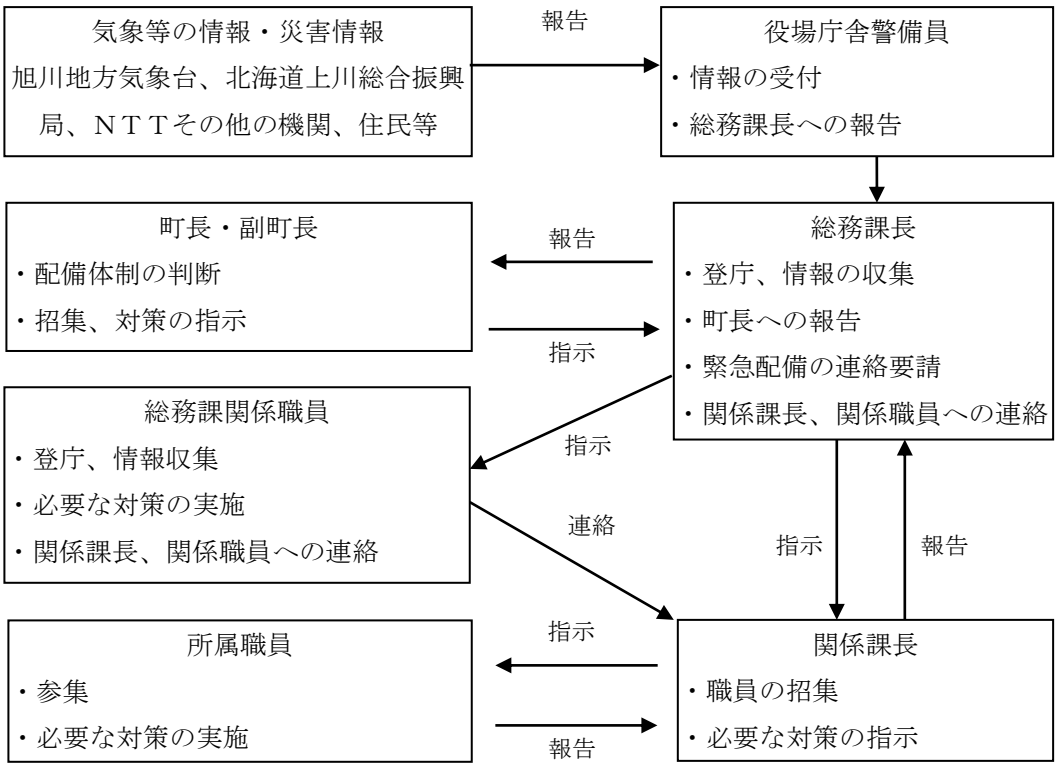

2　情報収集等の担当

項目	内容	担当
情報伝達	住民及び関係機関に対する危機情報等の収集･伝達	総務対策部 広報渉外部
被害状況の調査、報告	危機情報、被害情報の取りまとめ、所管施設等の被害状況	総務対策部
	所管道路、河川及び橋梁、公園等、上下水道施設、一般住宅及び公営住宅等の被害状況、所管施設の被害状況	建設対策部
	避難所の被害状況、所管施設の被害状況、社会福祉施設の被害状況	住民対策部
	農林水産物及び同施設の被害状況、商工業観光施設等の被害状況、所管施設等の被害状況	産業対策部
	所管施設の被害状況	教育対策部
	医療機関等の被害状況、所管施設等の被害状況	医療対策部

3　危機情報の通信方法

(1) 通信連絡の方法

固定電話、携帯電話及びＩＴ機器（パソコンメール、携帯メール）等を活用し、もっとも迅速な方法で報告する。このため、あらかじめ連絡先は課内等において確認しておく。なお、連絡すべき職員等に連絡が取れなくても、次の職員等に連絡をして、途絶しないようにするとともに、課内において縦・横・斜めに連絡が取れるような体制（フィッシュネット方式）を構築しておく。

(2) 電話途絶時の連絡方法

・防災無線の活用（移動系、固定系）
・無線基地局の確保
・移動無線、携帯無線の活用
・各官公庁無線局、報道機関に対する連絡員の派遣

(3) 防災関係連絡機関

資料編記載のとおり

第４節　災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の事務分掌は次のとおりとする。

部	部長	班(班長)	所管事務	編成
総務対策部	総務課長	総務班(総務課総務グループ課長補佐)	1　警戒本部、連絡本部、緊急事態連絡室（国民保護）の設置、廃止及び移行に関すること。 2　対策本部会議、応急対策会議に関すること。 3　災害対策本部の庶務及び各部の連絡調整に関すること。 4　国、道、他の自治体等の防災関係機関及び防災協定団体等との連絡調整及び支援要請に関すること。 5　自衛隊の災害派遣要請に関すること。 6　気象の予報(注意報を含む。)、警報、特別警報、並びに情報等の受理並びに伝達に関すること。 7　災害の分析及び対策の骨子に関すること。 8　本部長の指揮命令の伝達に関すること。 9　警戒区域の設定、立ち入り許可等の管理及び避難指示、勧告等に関すること。 10　行政情報システムの被害調査及び応急対策に関すること。 11　通信連絡回線の確保に関すること。 12　役場庁舎の応急措置及び復旧対策に関すること。 13　災害に関する国、道への報告（各部の総括）に関すること。 14　所管施設及び普通財産の被害状況の調査及び応急対策に関すること。 15　避難実施要領の策定に関すること。	総務課総務グループ

			16　町有車両の運用・管理に関すること。 17　避難者及び本部職員の緊急運送等に関する車両確保、緊急運送の実施及び連絡調整に関すること。 18　応急救助、復旧対策の調整に関すること。 19　被災証明及びり災証明に関すること（状況により調査班に委託する。）。 20　災害救助法の適用手続きに関すること。 21　職員の安否及び被害情報に関すること。 22　登庁職員の把握に関すること。 23　職員の動員､配置及びその調整並びに動員記録に関すること(臨時職員、派遣職員も含む。）。 24　出動職員の公務災害補償に関すること。 25　職員に対する食料、物資等の供与に関すること。 26　その他、他の部に属さないこと。	
広報渉外部	まちづくり推進課長	広報渉外班(会計課長)	1　災害等の情報収集に関すること。 2　安否情報の収集に関すること。 3　避難勧告、避難指示等住民に対する周知に関すること。 4　災害及び被災の状況把握及び記録に関すること。 5　各対策部及び防災関係機関等が実施する諸対策の把握及び災害日誌等の執行記録に関すること。 6　災害情報等、被害状況等の取りまとめ及び報告並びに公表の統制・調整、広報に関すること。 7　報道機関、防災関係機関への発表、要請及び連絡調整に関すること。 8　各対策部及び防災関係機関等との情報共有のための連絡、調整に関すること。 9　防災行政無線に関すること。 10　インターネット等を利用した災害情報等の入手及び提供に関すること。 11　被災地及び避難所等における広報・広聴活動に関すること。 12　他自治体等の応援隊受入に関すること。 13　外国人への情報提供及び相談に関すること。 14　災害にかかる予算及び財政に関すること。 15　災害にかかる経費の経理等の事務に関すること。 16　緊急物資等の調達及び受け払いに関すること。 17　財務に関する道との調整に関すること。 18　災害救援金の受付・受理に関すること。 19　他の自治体の応援受け入れに関すること。 20　災害見舞い者及び視察者の接待に関すること。 21　災害関係経費の出納に関すること。	まちづくり推進課　、会計課、議会事務局

			22　議会に対する報告に関すること。 23　特命事項に関すること。	
住民対策部	くらしの窓口課長	避難班(健康ふくし課長)	1　避難勧告、避難指示その他住民に対する伝達に関すること（防災無線を除く。）。 2　安否情報の収集に関すること。 3　避難者の避難誘導に関すること。 4　避難者の避難状況の記録及び報告に関すること。 5　避難者、急患の運送に関すること。 6　避難所の開設及び管理に関すること。 7　応急仮設住宅の入居者の決定及び管理に関すること。 8　救護活動の実施・協力に関すること。 9　被災者の健康対策、保健予防、心のケアに関すること。 10　要配慮者・避難行動要支援者に関する情報収集及び避難誘導対策に関すること。 11　要配慮者・避難行動要支援者の確認に関すること。 12　要配慮者・避難行動要支援者の保護に関すること。 13　避難所における乳幼児、障がい者、高齢者等の要配慮者に対する支援に関すること。 14　日本赤十字社北海道支部との連絡調整に関すること。 15　保健所等関係機関の連絡調整に関すること。 16　災害救援活動を行う住民組織等の調整に関すること。 17　応急救援金品、被服、寝具その他生活必需品の調達配分に関すること。 18　救援物資、応急物資、応急資材の保管に関すること。 19　救護用品の受付、管理及び配分に関すること。 20　災害弔慰金の支給、救援物資の取り扱いに関すること。 21　義援金に関すること。 22　災害生活相談窓口の設置に関すること。 23　災害時に社会福祉協議会に設置される災害救援ボランティアの調整に関すること。 24　被災者、救援活動協力者の食料の供給及び搬送に関すること。 25　応急保育に関すること。 26　災害時における環境保全に関すること。 27　災害時における公害調査及び公害情報の収集に関すること。 28　遺体の収容、処理、火葬及び搬送に関すること。 29　被災者及び被災地の防疫活動に関すること。 30　災害時における廃棄物の処理に関すること。 31　被災地域のし尿汲み取りに関すること。 32　浄化施設の被害調査及び応急対策に関すること。 33　災害による交通対策に関すること。	くらしの窓口課、健康ふくし課、税務課、教育委員会地域の元気づくり課、こども未来課

			34　行方不明者の捜索に関すること。 35　危険動物、放浪動物及びペット動物の対策に関すること。 36　文化財の保護に関すること。 37　社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 38　社会福祉施設入所者の避難誘導に関すること。 39　社会体育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 40　社会体育施設の応急利用に関すること。 41　所管施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。	
		調査班(税務課長)	1　被災状況の調査及び報告に関すること。 2　災害救助法適用に必要な災害調査に関すること。 3　被災世帯名簿の作成に関すること。 4　被災証明及びり災証明に関すること（総務対策部からの委託による）。	税務課
建設対策部	建設水道課長		1　道路、河川等の被害状況の調査に関すること。 2　水防活動、土砂災害応急対策に関すること。 3　道路河川等土木関係災害に関する応急対策に関すること。 4　障害物の除去に関すること。 5　緊急除雪に関すること。 6　所管道路の交通規制に関すること。 7　応急工事に必要な資機材の確保及び輸送に関すること。 8　救農土木工事の施行に関すること。 9　災害関係請負工事に関すること。 10　災害土木復旧工事に関すること。 11　公共建築物の被害状況の調査及び応急対策に関すること。 12　応急仮設住宅の建築及び管理に関すること。 13　被災公営住宅に関すること。 14　災害住宅融資に関すること。 15　被災地における建築制限に関すること。 16　住宅の応急修理に関すること。 17　応急建築物危険度判定調査に関すること。 18　水道、下水道施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。 19　水道、下水道施設の修理・復旧に関する応急作業従事者の応援要請に関すること。 20　避難所及び断水地域への給水に関すること。 21　下水道区域内における雨水対策に関すること。 22　所管施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。 23　町有車両の運用・管理に関すること。 24　避難者及び本部職員の緊急運送等に関する車両確保、緊急運送の実施及び連絡調整に関すること。	建設水道課

産業対策部	産業振興課長		1　農用地、土地改良等農業関係施設及び農林作物の被害調査及び応急対策に関すること。 2　農作物及び家畜の防疫に関すること。 3　被災農家の援護対策に関すること。 4　種苗及び家畜飼料の確保に関すること。 5　救農事業に関すること。 6　被災家畜に関すること。 7　林野災害に関する被害調査及び復旧対策に関すること。 8　林野の火災予防に関すること。 9　被災商工業者の金融措置その他復旧対策に関すること。 10　観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。 11　観光施設の避難及び連絡調整に関すること。 12　災害時における応急食糧等の供給及び実施に関すること。 13　災害時における労務の供給計画に関すること。 14　所管施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。	産業振興課、農業委員会事務局
教育対策部	教育委員会教育推進課長		1　児童、生徒の安全指導に関すること。 2　教育施設の管理保全に関すること。 3　教育施設の復旧対策に関すること。 4　被災時における教職員の動員に関すること。 5　施設管理者に対する避難の指示、勧告等の伝達に関すること。 6　被災児童及び生徒に関すること。 7　児童及び生徒に対する教科書、学用品の支給に対すること。 8　町立学校への警報の内容の伝達体制の整備に関すること。 9　各学校及び教育関係機関等の連絡調整に関すること。 10　避難所の開設及び管理の応援協力に関すること。 11　災害時における学校運営、学習指導に関すること。 12　応急教育施設の確保に関すること。 13　災害時における学校給食に関すること。 14　所管施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。	教育委員会教育推進課
医療対策部	国保診療所長		1　救護所の設置及び運営体制の整備に関すること。 2　医療品及び医療機器の確保に関すること。 3　医療及び助産に関すること。 4　医師会その他医療機関に対する応援要請に関すること。 5　所管施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。	国保診療所

第２章　情報の収集・伝達

第１節　災害関連情報の伝達

第１　気象情報等の発表

［資料編 3-9, 4-8］

関係機関の発表する気象情報等については次のとおりである。

1　旭川地方気象台の発表する注意報、警報、特別警報、並びに情報等

■種類

用語	内容
注意報	大雨などによって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。 気象、地面現象、浸水、洪水の注意報がある。 気象注意報には風雪、強風、大雨、大雪、雷、乾燥、濃霧、霜、なだれ、低温、着雪、融雪の注意報がある。
警報	大雨などによって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。 気象、地面現象、浸水、洪水の警報がある。 気象警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の警報がある。
特別警報	警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。 気象特別警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の特別警報がある。
地面現象注意報	大雨、大雪などによる山崩れ、地すべり、土石流、がけ崩れなどによって、災害が起こるおそれがある場合に気象注意報に含めて発表される。
地面現象警報	大雨、大雪などによる山崩れ、地すべり、土石流、がけ崩れなどによって、重大な災害の起こるおそれのある場合に気象警報に含めて発表される。
浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれのある場合に気象注意報に含めて発表される。
浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれのある場合に気象警報に含めて発表される。
洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれのある場合にその旨を注意して行う予報。
洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報
水防活動用予報・警報	水防活動の利用に適合する気象及び洪水についての予報及び警報で、大雨などによって水害の起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報が水防活動用注意報、重大な水害の起こるおそれがある場合にその旨を警告して行う予報が水防活動用警報。 発表は、一般の利用に適合する大雨注意報・警報、洪水注意報・警報をもって代える。
気象情報	気象の予報などについて、一般及び関係機関に対して発表する情報をいう場合と、気象庁が保有する情報を総称していう場合とがある。予報に関する気象情報は目的別に次のように分けられる。 a)特別警報、警報、注意報に先立って注意を喚起するためのもの。

	b)特別警報、警報、注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説するもの。 c)数年に１回程度発生する記録的な短時間の大雨を観測したなどのときに、一層の警戒を呼び掛けるもの。 d)少雨、長雨、低温など比較的長期にわたる現象について注意を喚起したり、解説するためのもの。 e)気象情報の種類としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報、少雨に関する情報、指定河川の洪水情報などがある。また、対象とする予報区により全般、地方、府県気象情報がある。
記録的短時間大雨情報	大雨警報が発表されている時に、数年に１回程度発生する激しい短時間の大雨を観測、又は解析したことを発表する情報。 現在の降雨がその地域にとって希な激しい状況であることを周知するために発表する。

■警報・注意報基準（東神楽町関係分）

東神楽町	府県予報区		上川・留萌地方	
	一次細分区域		上川地方	
	市町村等をまとめた地域		上川中部	
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	1時間雨量50㎜
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	117
	洪水		雨量基準	－
			流域雨量指数基準	ポン川流域=11、八千代川流域=8
			複合基準	－
			指定河川洪水予報による基準	忠別川［暁橋］
	暴風		平均風速	16m/s
	暴風雪		平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ40㎝
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		雨量基準	1時間雨量30㎜
			土壌雨量指数基準	87
	洪水		雨量基準	－
			流域雨量指数基準	ポン川流域=9、八千代川流域=8
			複合基準	－
			指定河川洪水予報による基準	忠別川［暁橋］
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	10m/s
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ25㎝
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		60㎜以上：24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計	
	濃霧		視程	200m
	乾燥		最小湿度30％　実効湿度60％	
	なだれ		①24時間降雪の深さ30㎝以上 ②積雪の深さ50㎝以上で、日平均気温5℃以上	
	低温		4月～6月、8月中旬～10月：(平均気温)平年より6℃以上低い 7月～8月上旬　　：(気温)14℃以下が12時間以上継続 11月～3月　　：(最低気温)平年より12℃以上低い	
	霜		最低気温3℃以下	
	着氷			
	着雪		気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	90㎜

2　洪水予報（指定河川）

旭川地方気象台及び北海道開発局旭川開発建設部で、指定河川(本町においては、忠別川)の基準点（暁橋）の水位が、下記のはん濫注意水位を超えるときは、「はん濫注意情報」を、避難判断水位を超えるときには、「はん濫警戒情報」を発表する。

■基準水位（東神楽町関係）※全て世界測地系対応

河川名	観測所	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	計画高水位
忠別川	暁橋 (東橋下流 40m)	209.50	210.20	210.50	211.00	212.94

3　水防警報

北海道開発局旭川開発建設部又は上川総合振興局旭川建設管理部は、水防警報を行うと指定した河川について、洪水予報、気象予報等により又は自ら水位、流量その他の河川の状況の判断により、水防を行う必要があると求められるときは、水防警報を発表する。

■水位（東神楽町関係）※全て世界測地系対応

河川名	観測所	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	計画高水位
忠別川	大正橋 (大正橋下流 180m)	119.50	120.40	－	－	123.02
	暁橋 (東橋下流 40m)	209.50	210.20	210.50	211.00	212.94
	江卸 (志比内橋上流 900m)	307.30	308.20	－	－	310.11
ポン川	ポン川(紅葉橋)	136.41	136.83	136.92	137.93	137.93

4　土砂災害警戒情報

旭川地方気象台と上川総合振興局旭川建設管理部は、大雨による土砂災害の危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、該当市町村名を明示して土砂災害警戒情報を発表する。

5　火災気象警報

旭川地方気象台は、消防法第 22 条に基づき、次のような気象状況の時、火災気象通報の発表及び終了を上川総合振興局へ通報する。町長は、上川総合振興局からこの通報を受けたとき又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。

なお、林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行う。

■旭川地方気象台の火災気象通報の基準

○　実効湿度が 60%以下で最小湿度が 30%以下の場合 ○　平均風速 10m/s 以上が予想される場合（ただし、平均風速が 10m/s であっても、降水及び降雪の状況によっては、火災気象通報を行わない場合がある。）

第２　気象情報等の収集・伝達

１　気象情報等の収集・伝達は次の系統で行う。

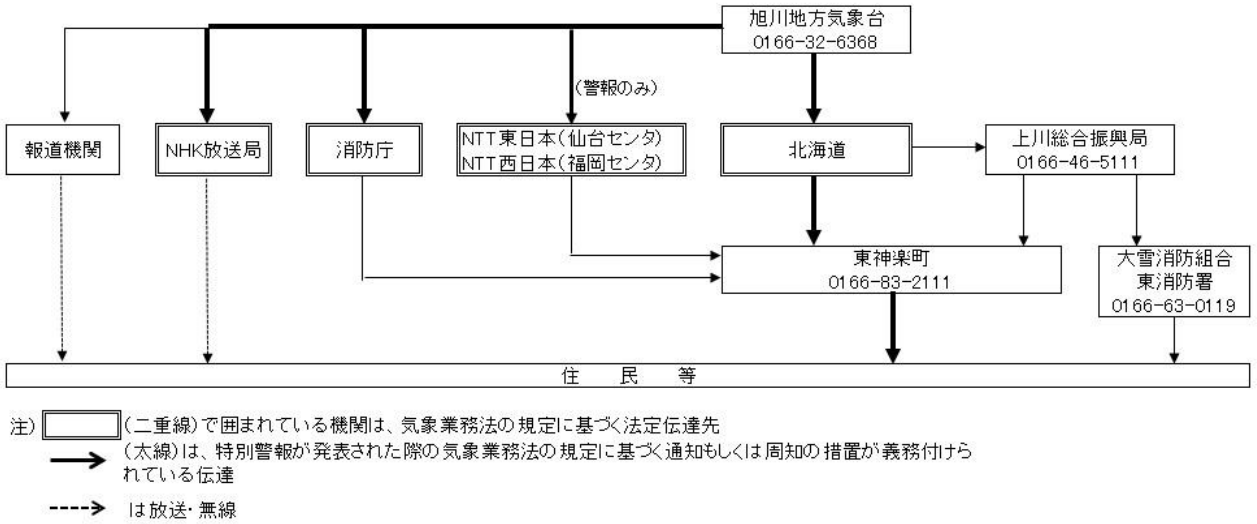

２　水防に関する警報の収集・伝達は次の系統で行う。

3　指定河川洪水予報の伝達は次の系統で行う。

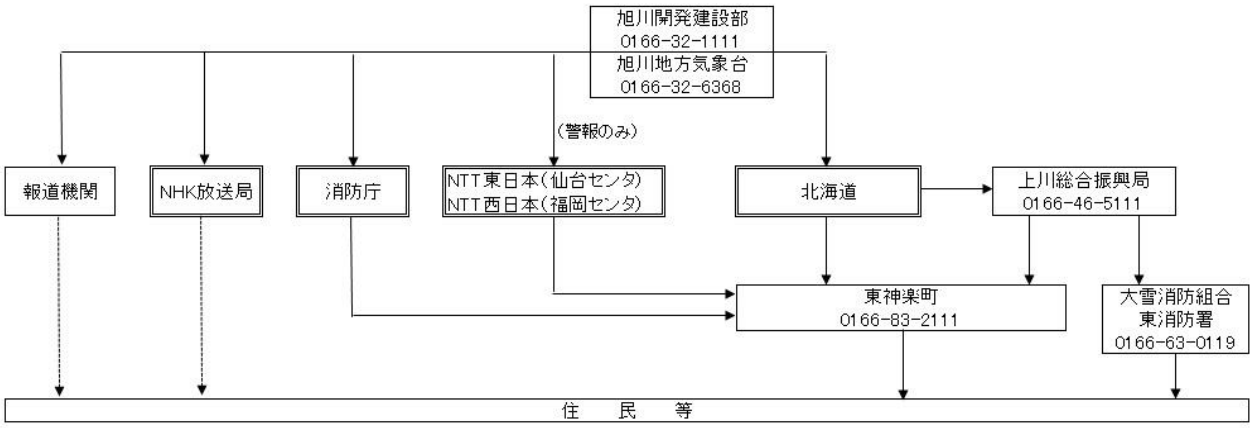

注) □(二重線)で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先

----→ は放送

NTT東日本及びNTT西日本への洪水予報の伝達は、洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

4　土砂災害警戒情報の伝達は次の系統で行う。

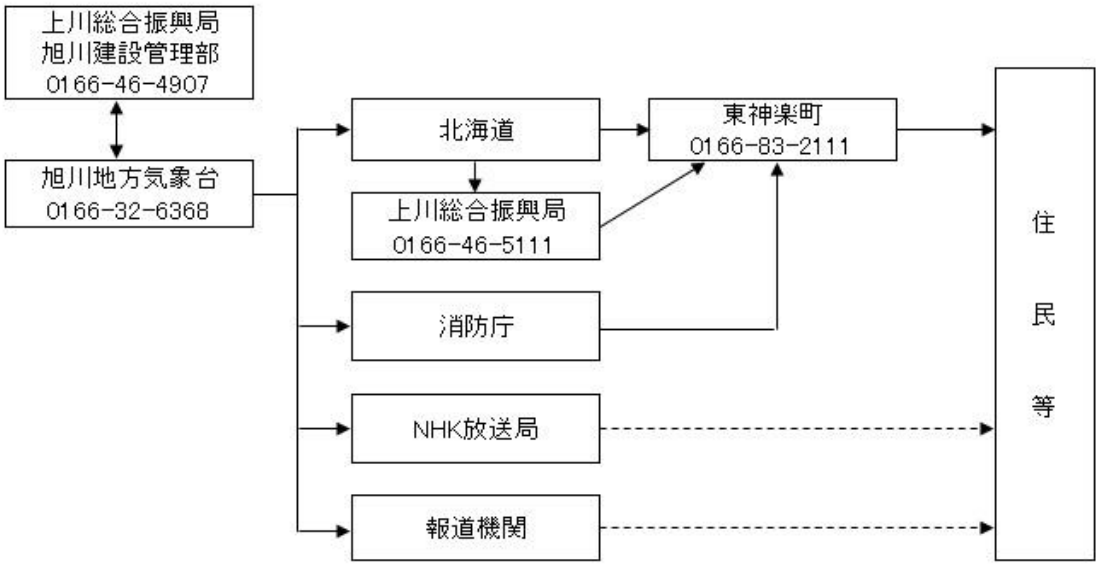

----→ は放送

5　火災気象通報の伝達は次の系統で行う。

第２節　被害情報の収集・調査・報告

第１　異常現象発見時の措置

［資料編 3-2, 3, 4, 11］

１　発見者の通報義務

災害が発生するおそれのある異常な現象（火災、異常水位、がけ崩れ、地すべり等）を発見した者は、直ちに役場、東神楽駐在所、東消防署に通報する。

※関係法令：災害対策基本法第 54 条（発見者の通報義務）

２　町への通報

発見者から通報を受けた警察官、消防署員は、その旨を町に通報する。通報は総務対策部が受け付ける。夜間・休日は役場庁舎警備員が受け付け、総務課長に連絡する。

３　関係機関への通報

総務対策部は、異常気象等の発見又は災害発生の連絡を受けた場合は、旭川地方気象台等、その事象に関係のある機関に通報する。

■災害情報等の通報先

○　上川総合振興局（地域政策部地域政策課 0166-46-5918）
○　旭川東警察署（警備課 0166-34-0110）
○　旭川開発建設部（防災対策官 0166-32-1111）
○　旭川地方気象台（観測予報管理官 0166-32-6368）
○　上川総合振興局旭川建設管理部（総務課総務係 0166-46-4907）
○　陸上自衛隊（第２特科連隊　0166-51-6111）
○　異常気象によって災害の影響があると予想される隣接市町村

第２　被害情報等の収集・整理

１　警戒・巡視活動

異常現象発見の通報を受けたとき又は災害の発生が予想されるときは、産業対策部、建設対策部、消防団等は現場を巡回し警戒に当たる。また、各対策部は所管施設の警戒監視に当たる。

２　被害情報収集

総務対策部は、行政区長等を通じて、災害の状況、地域の実情、応急対策の実施状況等について情報を収集する。

３　ホームページによる情報の収集

北海道のホームページ「北海道川の防災情報」、国土交通省のホームページ「川

の防災情報」等、関係機関のホームページによる情報を収集する。

4　ライフラインの情報収集

総務対策部は、ライフライン施設の被害、供給状況等の情報を、関係する対策部から収集する。

■ ライフライン情報

○ ライフライン施設の被害状況	○ 交通の運行状況、道路の状況
○ 供給停止区域	○ 各機関の対策の状況

5　被害情報の整理

総務対策部は、通報を受けた情報、警戒・巡視の情報等を集約し整理する。

6　現地対策本部等との連絡

総務対策部は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、ＬＧＷＡＮ（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で、応急対策の実施に必要な情報通信手段の確保に努める。

第３　被害調査

［資料編 3-2, 3, 4, 11］

1　被害の調査

各担当部は、災害の危険が解消した段階で、「被害状況判定基準」（資料編）による被害調査を行う。各調査担当部が行う判定基準による調査対象は、次のとおりである。

■部門別調査の担当及び対象

調査担当部	調査対象
総務対策部	職員の人的被害、所管する施設の被害状況
住民対策部	人的被害、病院施設、社会福祉施設の被害状況、廃棄物処理施設の被害状況、所管する施設の被害状況
教育対策部	児童、生徒、教職員の人的被害、所管する教育施設の被害状況
産業対策部	所管する施設の被害状況、農業、畜産、農業施設、林業、商業、工業の被害状況、所管する施設の被害状況
建設対策部	河川、道路、橋りょう、公園等の被害状況、水道、下水道施設の被害状況、所管する施設の被害状況
医療対策部	人的被害（町立診療所所管分）、所管する施設の被害状況

2　被害のとりまとめ

各被害調査担当部は、調査した結果をまとめ、総務対策部に提出する。

第４　被害報告

［資料編 3-2, 3, 4, 11］

1　道に対する報告

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、北海道地域防災計画で定める災害情報等報告取扱要領に基づき、災害情報及び被害状況を知事（上川総合振興局長）に報告する。

■北海道への報告事項

報告の種類		内容	報告の方法
災害情報		災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、災害の経過に応じ、逐次報告する。	電話、無線、FAX 他
被害状況報告	速報	被害発生後、直ちに報告する。	
	中間報告	被害状況が判明次第、報告する。報告内容に変更を生じたときは、その都度報告する。	
	最終報告	応急措置が完了した後 15 日以内に報告する。	文書
上川総合振興局地域政策部地域政策課 電話　0166-46-5918　FAX　0166-46-5204　防災無線　6-550-2192			

2　国に対する報告

次の場合、直接国（消防庁）に報告する。

①　消防庁即報基準に該当する火災・災害のうち、一定規模以上のもの（直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知した場合。）

②　通信の途絶等により、道に報告することができない場合

③　１１９番通報の殺到状況時にその状況を報告する場合

④　消防庁から要請があった場合

■国への報告先

回線・区分	平日（9:30～17:45） 消防庁応急対策室	左記以外 消防庁宿直室
ＮＴＴ回線	電話　０３－５２５３－７５２７ FAX　０３－５２５３－７５３７	電話　０３－５２５３－７７７７ FAX　０３－５２５３－７５５３
消防防災無線	電話　7527 FAX　7537	電話　7782 FAX　7789
地域衛星通信ネットワーク	電話　ＴＮ－０４８－５００－７５２７ FAX　ＴＮ－０４８－５００－７５３７	電話　ＴＮ－０４８－５００－７７８２ FAX　ＴＮ－０４８－５００－７７８９

■消防庁への直接即報基準

火災等即報	ア　交通機関の火災 (1) 船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの ・航空機火災　・トンネル内車輌火災　・列車火災 イ　石油コンビナート等特別防災区域内の事故 (1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 (例示)　危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故 (2) 危険物、高圧ガス、毒物ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの ウ　危険物等にかかる事故 (1) 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの ・死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ・負傷者が５名以上発生したもの (2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500 ㎡程度以上の区域に影響を与えたもの (3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ・河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ・500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 (4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの (5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災 エ　原子力災害等 (1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生した者及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの (2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生した者及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの (3) 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの (4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの オ　ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災 カ　爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）
救急・救助事故即報	死者及び負傷者の合計が１５人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの (1) 列車、航空機の衝突等による救急・救助事故

	(2) バスの転落等による救急・救助事故 (3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急、救助事故 (5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの
武力攻撃災害即報	(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第２条第４項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他人的又は物的災害 (2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律(平成 15 年法律第 79 号)第 25 条第１項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
災害即報	(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度 5 強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。） (2) 風水害、火山災害のうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第３節　通信の確保

第１　情報通信手段の確保

１　通信手段の確保

町は、固定電話、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、ＬＧＷＡＮ（総合行政ネットワーク）、同報系無線､地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により､町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域、避難所等との間で、応急対策の実施に必要な情報通信手段の確保に努める。

２　情報通信手段の機能確認

町は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし､そのための要員を直ちに現場に配置する。

３　通信輻輳により生じる混信等の対策

町は、災害発生時等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第３章　関係機関相互の連携

第１　国・道の対策本部との連携

１　国・道の対策本部との連携

町は、道対策本部又は道を通じ、国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により、密接な連携を図る。

２　国・道の現地対策本部との連携

町は、国・道の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、道、国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

第２　知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への応援等の要請

１　知事への応援等の要請

町長は、必要があると認めるときは、知事（上川総合振興局長、上川総合振興局旭川建設管理部長、上川保健所長(上川総合振興局保健環境部保健行政室長）、上川総合振興局南部森林室長）に対し、その所掌事務に係る災害応急対策の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

２　知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

町長は、特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

３　指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

町長は、必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る必要な要請を行う。この場合において、町は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

第３　自衛隊の部隊等の派遣要請の要求等

［資料編 3-6］

１　災害派遣要請の要求

(1) 災害派遣要請基準

町長（町対策本部長）は、人命又は財産の保護に必要が認められるときに、自衛隊の災害派遣要請を知事（上川総合振興局長）に要求する。その基準は概ね次

のとおりである。

※関係法令：災害対策基本法第 68 条の 2(災害派遣の要請の要求等)
自衛隊法第 83 条(災害派遣)

■自衛隊派遣要請基準

○ 人命救助のための応援を必要とするとき
○ 水害等の災害発生が予想され、緊急措置のための応援を必要とするとき
○ 大規模な災害が発生し、応急措置のための応援を必要とするとき
○ 救援物資の輸送のための応援を必要とするとき
○ 主要道路の応急復旧のため、応援を必要とするとき
○ 応急措置のため、医療、防疫、給水、通信等の応援を必要とするとき

(2) 派遣要請の手続き

町長（町対策本部長）は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、知事（上川総合振興局長）に対して次の事項を明らかにした文書をもって要求する。ただし、緊急を要する場合は、電話、無線で要求し、後日文書を送付する。

また、緊急避難、人命救助が急迫し、知事（上川総合振興局長）に要求するいとまがないと認められるとき、若しくは通信の途絶等で知事（上川総合振興局長）に要求できないときは、直接陸上自衛隊第２師団に通知し、事後、所定の手続きを行う。なお、本部長はこの通知をしたときは、速やかにその旨を知事（上川総合振興局長）に通知する。

■災害派遣要請手続き

提出(連絡)先	上川総合振興局地域政策課 電話　0166-46-5918　　FAX　0166-46-5204 防災無線　6-550-2192
連絡方法	文書(緊急を要するときは電話、無線で行い、事後に文書送付)
要請の要求事項	○　災害の状況及び派遣要請を要求する事由 ○　派遣を希望する期間 ○　派遣を希望する区域及び活動内容 ○　派遣部隊が展開できる場所 ○　派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

■自衛隊連絡先

提出(連絡)先	陸上自衛隊第２師団 所在地　旭川市春光無番地 電話　0166-51-6111（代表）

(3) 派遣活動

自衛隊の災害派遣時における支援活動は、次のとおりである。

■自衛隊の活動

○ 被害状況の把握	○ 避難の援助
○ 遭難者の捜索活動	○ 水防活動
○ 消防活動	○ 応急医療、救護及び防疫
○ 人員及び物資の緊急輸送	○ 炊飯及び給水
○ その他	

(4) 経費の負担区分

次の費用は、町が負担する。その他必要経費については、自衛隊と協議して決定する。また、派遣部隊は、関係機関又は民間からの宿泊、給食の施設、設備等の提供を受けたときには、これを利用することができる。

■町が負担する経費

○ 資材費及び機器借上料	○ 電話料及びその施設費	○ 電気料
○ 水道料	○ 汲取料	

2 自主派遣

(1) 情報の収集

自衛隊は、震度５弱以上の地震が発生した場合は、当該地震発生地域及びその周辺地域等の被害状況等について航空偵察を実施して、情報を収集する。

(2) 自主派遣

自衛隊においては、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事（上川総合振興局長）の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

■自衛隊自主派遣の判断基準

○ 災害に際し、関係機関に対して災害情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
○ 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣の要請を行うことができないと認められ、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
○ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、その救援活動が人命救助に関する場合
○ その他、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

3 撤収要請の要求

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、町長（町

対策本部長）は、知事（上川総合振興局長）及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請の要求を行う。

第４　道、他の市町村長等に対する応援の要請等

［資料編 2-3～8］

1　道への要請

(1) 応援、職員の派遣・斡旋要請

町長は、知事（上川総合振興局長）に対し、応援の要請又は職員派遣・斡旋の要請を行う。

■道への応援要請手続き

要請先	上川総合振興局地域政策課 電話　0166-46-5918　　FAX　0166-46-5204 防災無線　6-550-2192
連絡方法	文書(緊急を要するときは電話、無線で行い、事後に文書送付)
応援の要請 ※災害対策基本法第 68 条	○　災害の状況 ○　応援を必要とする理由 ○　応援を希望する物資等の品名、数量 ○　応援を必要とする場所・活動内容 ○　その他必要な事項
職員派遣･斡旋要請 ※災害対策基本法第 29 条、第 30 条、地方自治法第252条の 17	○　派遣を要請・斡旋を求める理由 ○　職員の職種別人員数 ○　派遣を必要とする期間 ○　派遣される職員の給与その他勤務条件 ○　その他必要な事項

(2) 消防防災ヘリコプターの要請

町長は、ヘリコプターによる負傷者等の搬送、物資の輸送等が必要なときは、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、道に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

■消防防災ヘリコプターの要請手続き

要請先	北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室 電話　011-782-3233　FAX　011-782-3234
連絡方法	電話、無線（速やかに消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票をファクシミリで提出）
要請事項	○　災害の種類

	○　災害発生の日時及び場所並びに災害の状況 ○　災害現場の気象状況 ○　災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場との連絡方法 ○　消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制 ○　応援に要する資機材の品目及び数量 ○　その他必要な事項

2　市町村への要請

町長は、道内の市町村への要請が必要な場合、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、知事（上川総合振興局長）又は市町村の長に対して応援の要請を行う。また、かみかわ管内１８町村に対しては、「かみかわの絆１９」に基づき、応援の要請を行う。

■市町村への要請手続き

連絡先	上川総合振興局地域政策課又は要請先市町村
連絡方法	電話、無線（事後文書送付）
要請事項	○　被害の種類及び状況 ○　品名、数量等 ○　車両の種類、規格及び台数 ○　職員の職種別人員 ○　応援の場所及び応援場所への経路 ○　応援の期間 ○　応援の実施に関し、必要な事項

■市町村の応援の種類

○　食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及び斡旋 ○　被災者の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及び斡旋 ○　災害応急活動に必要な車両等の提供及び斡旋 ○　災害応急活動に必要な職員の派遣 ○　被災者の一時収容のための施設の提供及び斡旋 ○　特に要請のあった事項

3　消防の広域応援要請

町長は、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の市町村等の長に対し、消防の広域応援を求める。

知事は、災害の状況に応じて緊急消防援助隊の応援を要請する。

4　指定行政機関の長等に対する要請等

(1) 町長は、必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定に基づき、他の地方公共団体に対して職員の派遣を求める。

(2)　町長は、(1)の要請を行うときは、道を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要するときは、直接要請を行う。また、その要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、必要があるときは、道を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

5　協定機関・団体への要請

町長は、必要があるときは、応援協定に基づき、各団体、民間業者等に対し、応急対策活動に必要な物資その他の応援要請を行う。

6　応援隊の撤収要請

応援の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、町長は、要請先と協議の上、撤収要請を行う。

第５　応援隊の受け入れ

1　応援隊への対応

各担当部及び消防署は、応援を求める作業について作業計画を立案し、応援部隊が派遣された場合は、その長と協議して各対応を調整する。

2 応援活動への支援

(1) 宿舎等の準備

広報渉外部は、応援隊の宿泊先、食料等の手配を行う。

(2) 現場への案内

各担当部は、応援隊の車両等に同乗し、被災現場への案内等を行う。

(3) 場所の確保等

広報渉外部は、自衛隊を含む応援隊が多数の車両、施設等が展開する場所を必要とするときは、必要な場所を確保するように努める。

第６　町の行う応援等

1　他の市町村に対して行う応援等

町は、他の市町村から応援の求めがあったときには、その応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する応急対策と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

2　指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

町は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う応急対策の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められたときには、その応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する応急対策措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

3　緊急消防援助隊への協力

大雪消防組合は、緊急消防援助隊に対する取り組みを充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

第７　住民組織等に対する支援等

1　住民組織等に対する支援

町は、住民組織等による警報の内容の伝達、避難者の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

2　ボランティア活動への支援等

町は、ボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、二次災害等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、町は、安全の確保が十分であると判断した場合には、道と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

3　民間からの救援物資の受入れ

町は、道や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

第８　住民への協力要請

町は、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。要請する業務は概ね次のとおりである。

○　災害情報の収集及び伝達の応援に関すること
○　被害状況の調査及び報告の応援に関すること
○　飲料水・生活必需品の供給及び救援物資の配分応援に関すること

○　危険箇所の監視・警戒応援に関すること ○　警報の周知及び避難誘導に関すること ○　人命・家畜・財産の救助搬出応援に関すること ○　築堤の補強・越水の排除など応急作業の応援に関すること ○　避難所内における保健衛生の確保、介護及び炊き出し応援に関すること

第４章　災害広報・広聴活動

第１節　防災情報の伝達等

第１　防災情報等の伝達

１　警報・避難勧告等防災情報の伝達

(1) 町は、道、旭川開発建設部及び旭川地方気象台等関係機関から、警報等の防災に関する情報を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係団体（消防団、住民組織、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会、病院、学校など）に伝達する。

(2) 町は、災害が発生し又は発生するおそれがあるときで、避難勧告・避難指示を発令する場合には、速やかに住民及び関係団体（消防団、住民組織、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会、病院、学校など）に伝達する。

２　防災情報の内容の通知

(1) 町は、町の他の執行機関その他関係機関(教育委員会、国保診療所、保育園等)に対し、防災情報（警報等及び避難勧告等）の内容を通知する。

(2) 町は、避難勧告等が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、町のホームページに警報の内容を掲載する。

【関係機関への防災情報の通知・伝達の仕組み】

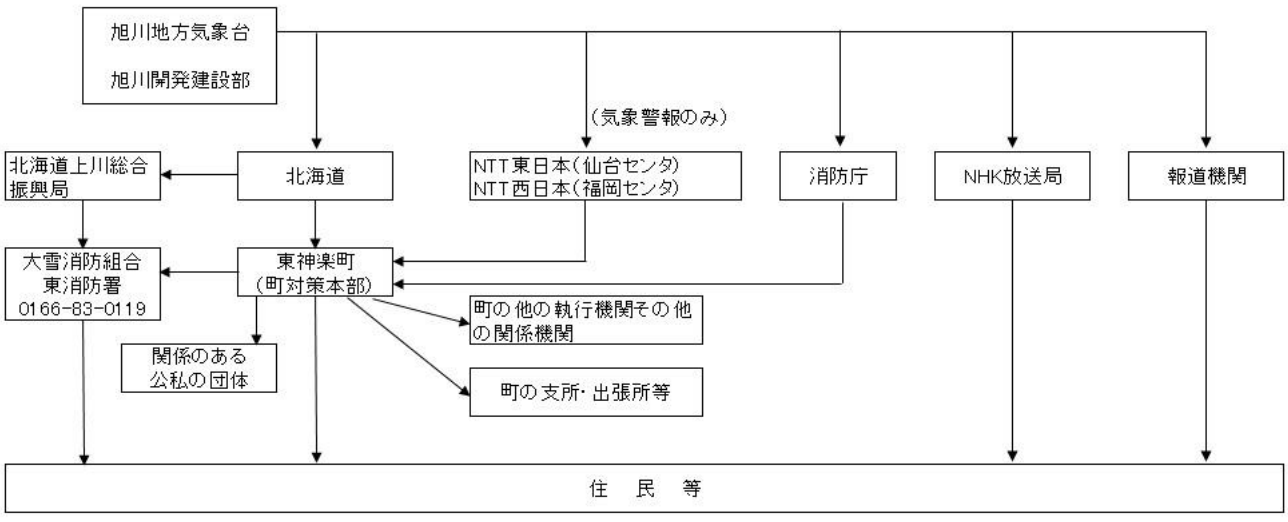

第２　防災情報の伝達方法

１　防災情報の伝達方法については、当面の間は、現在、町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領で行う。

(1) 大規模な災害が発生した場合等で避難勧告等を発令する場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線でサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、災害が発生した事実等を周知する。

(2) 大規模な災害が発生することが予想される場合（避難準備情報を発令する場合）

ア　この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ　なお、町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や住民組織等による伝達、協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

２　町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。

この場合において、消防署は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配意する。

また、町は、道警察の交番、駐在所、パトカー等の警察官による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、道警察と緊密な連携を図る。

３　防災情報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

４　避難勧告等の解除の伝達については、原則として、サイレンは使用しないこととする（その他は避難勧告等の発令の場合と同様とする。）。

■避難勧告等の伝達内容及び周知の方法

勧告又は内容	周知の方法
○　避難勧告、指示の種類及び状況 ○　理由 ○　避難対象地域（地区） ○　避難先 ○　避難経路 ○その他注意事項	○　防災行政無線による広報 ○　防災行政無線を使ったサイレンの吹鳴、消防信号 ○　広報車による広報 ○　他機関の資機材（広報車、ヘリ等）による広報 ○　伝達員による広報
（広報例） 東神楽町災害対策本部より、○○地区の避難勧告についてお知らせします。 ○○川のはん濫の危険があるため（○○地区に崖くずれの危険があるため等）、○時○分、○○地区に避難勧告が発令されました。 対象地区の皆さんは、○○会館へ避難してください。 なお、避難の際は・・・・（経路、注意事項等）。	

第３　緊急通報の伝達及び通知

避難勧告等以外に発する緊急通報の住民や関係機関への伝達、通知方法については、原則として災害情報の伝達、通知方法と同様とする。

第２節　災害時の広報広聴活動

第１　災害広報活動

1　災害時の広報

(1) 災害発生時の広報活動

広報渉外部、消防署、消防団は、災害が発生又は発生するおそれがあるときは、次の手段によって住民への広報を行う。

■広報の手段と内容

広報の手段	内容等
防災行政無線（同報系）	○　避難勧告、避難指示の内容 ○　災害発生の状況 ○　災害への注意喚起 ○　住民のとるべき措置
広報車による巡回	○　避難勧告、避難指示の内容 ○　災害発生の状況 ○　応急活動の状況、応急活動のお知らせ ○　住民のとるべき措置
災害広報紙の配布	○　災害発生の状況 ○　避難生活の注意事項 ○　町、北海道等の災害応急対策の内容 ○　住民サービス等の情報 ○　住民のとるべき措置
テレビ・ラジオ・新聞	○　災害発生の状況 ○　避難生活の注意事項 ○　町、北海道等の災害応急対策の内容 ○　住民サービス等の情報
ホームページ	○　災害発生の状況 ○　住民サービス等の情報 ○　住民のとるべき措置

(2) 応急対策活動期の広報

災害の危険性が解消された応急対策活動時における広報は、テレビ、ラジオ、災害広報紙等にて行う。広報渉外部は、各部からの広報内容を受付け、報道機関への要請及び災害広報紙、チラシ等を作成する。

2　避難所における広報

総務対策部及び住民対策部は、避難所において避難者への広報を行う。広報にあたっては、各部との調整を行い、情報の混乱が生じないようにする。避難が長期にわたる場合は、避難者で組織する避難所運営委員会、ボランティアと協力する。

また、要配慮者に配慮し、口頭伝達や避難所運営組織等を通じた伝達など、避難者の状況に応じた広報を行う。

■避難所における広報

○　災害広報紙の配布
○　避難所広報板の設置
○　避難所運営委員会による口頭伝達

■避難所での広報項目例

○　災害の状況	○　施設使用方法等避難所での注意事項
○　生活ルール	○　生活支援対策の内容
○　避難所運営等への協力要請	○　その他各種対策の内容

第２　報道機関への対応

1　報道機関への要請

広報渉外部は、報道機関に対しテレビ・ラジオ等を通じた広報を要請する。

2 記者発表

広報渉外部は、記者会見場を設置し、記者会見を定時に開いて必要な情報を報道機関へ提供する。なお、発表内容は、原則として本部会議に諮るものとする。

■記者発表の項目例

○　災害の種別	○　発生年月日、時刻
○　災害の発生場所及び被害激甚地域	○　被害状況
○　二次災害等その他の情報	○　災害救助法適用の有無
○　町の応急復旧対策	○　災害対策本部の設置又は廃止
○　住民等への情報	○　住民等への要請

第３　災害広聴活動

1　相談窓口の設置

広報渉外部は、住民等からの問い合せ等に対応するため、役場内に相談窓口を設置する。

2　被災者相談

住民の相談に対応するため、相談窓口には各対策部の担当者を置く。相談窓口で扱う主な事項は、次のとおりである。

■相談窓口の主な内容及び担当部

○ 捜索依頼の受付け（住民対策部）
○ 食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報（産業対策部、建設対策部）
○ 仮設住宅の申し込み（住民対策部）
○ 住宅の応急修理の申し込み（建設対策部）※
○ 災害見舞金、義援金支給の申し込み（住民対策部）※
○ 生活資金等の相談等（住民対策部）※
※災害救助法適用の場合

第５章　避難

第１節　避難活動

第１　避難準備情報及び避難の勧告・指示

1　避難準備情報及び避難勧告・指示の発令

災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、町長は、避難行動要支援者など特に避難行動に時間を要する住民に対しては「避難準備情報」の発令を行う。また、避難を要する地区で通常の避難行動ができる住民に対しては「避難勧告」の発令を行う。ただし、事態が切迫し、急を要するときは「避難指示」の発令を行う。

具体的な発令基準については、「避難勧告等の発令ガイドライン」に基づき、「東神楽町避難対策マニュアル」にて別に定める。

「避難準備情報」はその対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその準備情報を尊重することを期待し、避難のための準備等を勧め、又は促すものである。避難行動要支援者など特に避難行動に時間を要する住民については避難を開始する段階である。「勧告」は、その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して避難の立ち退きを勧め、又は促すものである。「指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を立ち退かせるものである。

■避難準備情報及び避難勧告・指示の基準

種類	内容	発令基準
避難準備（要配慮者避難）情報※	避難の勧告・指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制を整えること	○　避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない状況のとき ○　気象警報及び洪水警報が発表されたとき ○　指定河川洪水注意報が発表されたとき ○　人的被害の発生する可能性が高まったとき ○　その他本部長が必要と認めるとき
避難勧告	あらかじめ危険が予想されるときに、災害が発生する前に避難すること	○　通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならないとき ○　土砂災害警戒情報が発表されたとき ○　指定河川洪水警報が発表されたとき ○　人的被害の発生する可能性が明らかに高まったとき ○　その他本部長が必要と認めるとき

避難指示	避難勧告より拘束力が強く、避難のため立ち退き若しくは屋内での待避等を指示するもの	○　前兆現象の発生や事態の切迫した状況、地域の特性等から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断されたとき ○　人的災害が発生したとき ○　その他本部長が必要と認めるとき

※法令によって規定されたものではない。

■避難準備情報の発令権者及び要件

発令権者	避難準備情報の発令要件
町長	○　災害により人的被害の発生のおそれがあり、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき

※法令によって規定されたものではない。

■避難の勧告・指示の発令権者及び要件

発令権者	発令する要件	根拠法令
町長	○　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第 60 条
知事	○　災害の発生により町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第 60 条
警察官	○　町長が避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認められるとき ○　町長から要求があったとき ○　人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○　人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法第 94 条
知事、知事の命を受けた道職員	○　洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき ○　地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条
水防管理者	○ 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第 29 条

第２　避難準備情報及び避難の勧告・指示の伝達

広報渉外部は、避難準備情報及び避難の勧告・指示を防災対策支援システムにより報道機関等を通じ住民に伝達するほか、防災無線、緊急速報メール、HP、広報車等により住民に伝達する。

また、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設への伝達は、施設に関係する各部から避難準備情報及び避難の勧告・指示を電話、ＦＡＸで伝達する。町長は、避難準備情報及び避難の勧告・指示をしたときは、速やかにその旨を知事（上川総合振興局長）に報告する。

■避難時の伝達事項

○　避難を要する事由	○　避難勧告、指示の対象区域
○　避難先	○　避難経路
○　避難時の服装、携行品等	○　避難行動における注意事項

第３　避難準備

避難準備を取った場合、各対策部は、町長の指示により避難勧告・指示による避難が取れるような体制づくりを行う。

■避難準備の体制

担当部	対策
住民対策部	○　避難所開設の準備 ○　避難カードの作成、住民への配布 ○　避難所施設の点検 ○　避難世帯調査票の作成
広報渉外部	○　災害広報紙の作成、住民への配布 【内容】：災害の状況・予想される現象、避難先、避難者カードの記入・提出 ○　避難準備の住民広報（防災行政無線・広報車） ○　防災無線機器の点検
建設対策部	○　避難路の確認

第４　自主避難

自主避難を促した場合は、自主的に避難する避難者の受入場所として避難所を開設する。原則として、避難者への食料や物資等の支援は行わない。住民対策部は、開設する避難所を決定し、避難所管理者とともに受入準備を行う。

渉外対策部は、住民に広報車や災害広報紙の配布などにより周知する。特に、

避難行動に時間を要する者に対し自主避難を呼びかける。

在宅の避難行動要支援者の避難は、地域の住民が協力して行うが、住民では困難な場合は、住民対策部は申し出により町有車両による移動や、受入可能な施設への入所等の支援を行う。

第５　避難の勧告・指示の伝達経路

避難の勧告・指示の伝達は、次の経路のとおりとする。広報渉外部は、関係各対策部及び関係機関に避難の勧告・指示の広報を要請する。

また、総務対策部は速やかにその旨を知事（上川総合振興局長）に報告する。

■避難勧告・指示の伝達

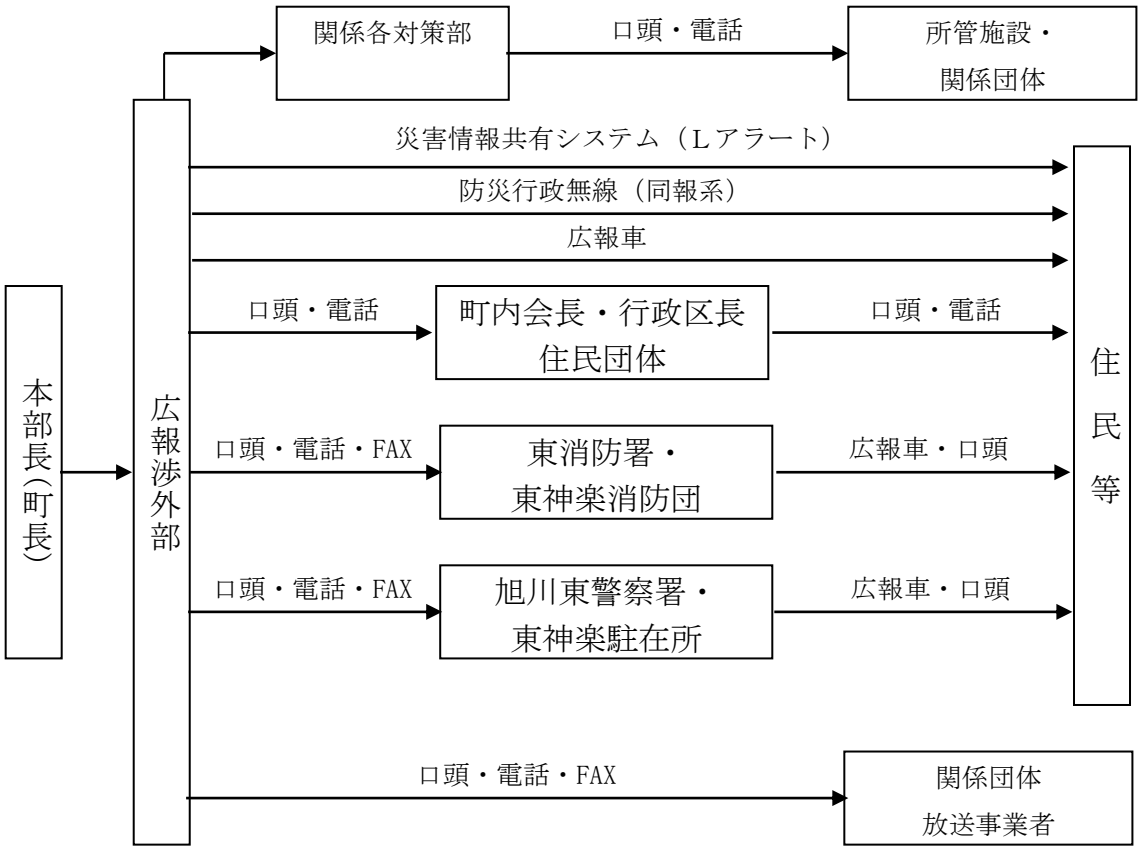

第６　解除

町長（町対策本部長）は、災害による危険がなくなったと判断されるときには、避難準備情報及び避難の勧告・指示を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事（上川総合振興局長）に報告する。

第２節　避難者の誘導等

［資料編 4-16, 17］

第１　避難勧告等の通知・伝達

１　情報の提供

総務対策部は、避難勧告等を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ被災情報や現場における事態に関する情報、避難者数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に道に提供する。

２　住民等への伝達

広報渉外部は、知事等による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じ、その内容を住民及び関係のある公私の団体に対して迅速に伝達する。

３　関係機関への通知

総務対策部は、警報に準じて他の執行機関、その他の関係機関に対し、避難の指示を迅速かつ確実に通知する。

第２　避難実施要領の策定

１　避難実施要領の策定

町長は、避難勧告・指示を行う場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、道、道警察等、自衛隊等の関係機関の意見を聞いた上で､迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知、伝達が、避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合､又は災害等の状況が変化した場合には､直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

■避難実施要領の内容

○　避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
○　避難者の誘導の実施方法、避難者の誘導に係る関係職員の配置その他避難者の誘導に関する事項
○　その他避難の実施に関し必要な事項

２　避難実施要領の策定の留意点

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするため策定するものであることから、町長は原則として、次の項目を記載する。ただし、緊急の場合には時間的な余裕がないことや事態の状況等を踏まえ、避難実施要領を簡潔な内容とすることもありうる。

■避難実施要領の項目

①　要避難地域及び避難者の誘導の実施単位
②　避難先
③　一時集合場所及び集合方法
④　集合時間
⑤　集合にあたっての留意事項
⑥　避難の手段及び避難の経路
⑦　市町村職員、消防職団員の配置等
⑧　要配慮者及び避難行動要支援者への対応
⑨　要避難地域における残留者の確認
⑩　避難誘導中の食料等の支援
⑪　避難者の携行品、服装
⑫　避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

3　避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

(1) 避難の指示の内容の確認（地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態）

(2) 災害等の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）

(3) 避難者の概数把握

(4) 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））

(5) 輸送手段の確保の調整（※　輸送手段が必要な場合）
（道との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）

(6) 要配慮者の避難方法の決定（避難支援計画、避難行動要支援者支援班の設置）

(7) 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、道警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）

(8) 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）

(9) 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）

(10) 自衛隊の行動と避難経路や避難手段の調整

4　避難実施要領の内容の伝達等

総務対策部は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、町長は、直ちに、その内容を、町の他の執行機関、町の区域を管轄する消防機関、警察署長等及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、町長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

第３　避難者の誘導

１　避難者の誘導実施者

避難誘導は、災害の規模、状況に応じて、最も近い避難場所等まで次のとおり行う。避難は原則として徒歩とする。なお、在宅の避難行動要支援者の避難は、地域の住民が協力して行うが、住民では困難な場合は、総務対策部及び住民対策部班が車両を手配して避難所まで搬送する。

■避難誘導者

住民	住民対策部、広報渉外部、消防団員、警察官、自主防災組織等
在宅の避難行動要支援者	原則として地域の住民の協力により行う。 ※困難な場合は、住民対策部が行う。
教育施設、保育施設	教職員等施設の職員
社会福祉施設	施設職員
事業所等	施設の防火管理者及び管理責任者
交通施設	施設管理者及び乗務員

２　避難者の誘導

総務対策部は、避難実施要領で定めるところにより、町職員並びに消防機関及び消防団長を指揮し、避難者を誘導する。その際、緊急の場合を除き、避難実施要領の内容に沿って、行政区、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、住民対策部は、避難実施要領に沿って、安全な経路で避難経路の要所や危険箇所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して誘導の円滑化を図る。

避難の誘導にあたっては、避難行動要支援者を優先する。

また、総務対策部は、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、町職員には腕章、旗等を携行させるとともに、毅然とした態度での活動を徹底させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導にあたる職員等が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど、住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

３　消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行が困難な避難行動要支援者の人

員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難者の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部及び消防署と連携しつつ、住民及び事業所等と連携した避難者の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内の残留者の確認等を担当するなど、地域とのつながりを活かした誘導を行う。

4　避難誘導を行う関係機関との連携

町長は、避難実施要領の内容を踏まえ、町職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難者の誘導を要請する。この場合、総務対策部は、その旨を知事に通知する。

また、警察官等が避難者の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、総務対策部は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制など関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、総務対策部は、事態の規模、状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

5　住民組織等に対する協力の要請

総務対策部は、避難者の誘導にあたっては、住民組織等におけるリーダーとなる住民に対して、避難者の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

6　誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

総務対策部は、避難者の誘導に際して、道と連携して、食料及び飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

また、避難者の心理を勘案し、避難者に対して必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難者の不安軽減のために、可能な限り事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

7　高齢者、障がい者等への配慮

総務対策部は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を組織し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、緊急輸送手段の確保を的確に行うものとする（また、「避難行動要支援者避難支援計画（全体計画及び個別計画）」を策定している場合には、当該計画に沿って対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。

8　残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関す

る情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

9　避難所等における安全確保等

住民対策部は、道警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、道警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安軽減に努める。

10　動物の保護等に関する配慮

住民対策部は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成１７年８月３１日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

・危険動物等の逸走対策
・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

11　通行禁止措置の周知

建設対策部は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、道警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

12　道に対する要請等

町長は、避難者の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に道による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難者の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

町長は、知事から避難者の誘導に関して是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて適切な措置を講じる。

13　避難者の運送の求め等

町長は、避難者の運送が必要な場合において、道との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難者の運送を求める。

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては道を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては道対策本部長に対し、その旨を通知する。

14　避難者の復帰のための措置

総務対策部は、避難の指示が解除された時は、避難者の復帰に関する要領を作成し、避難者を復帰させるため必要な措置を講じる。

第３節　警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限又は禁止し、退去を命じる。

消防署又は消防団は、警戒区域の設定に伴い、警察官等の協力を得て実施する。

■警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
町長	○　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
消防長・消防署長	○ ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2
消防吏員又は消防団員	○　火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条
消防機関に属する者	○　水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条
警察官	○　町長若しくは町長の委任を受けた町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。 ○　消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき。 ○　消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき	災害対策基本法第63条 消防法第23条の2 消防法第28条

	又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき。 ○　消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。	水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○　町長若しくは町長の委任を受けた町職員及び警察官が現場にいないとき。	災害対策基本法第63条

第４節　避難所の開設・廃止

［資料編 4-16, 17］

第１　避難所の開設

(1)　避難所の決定

町長は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。開設する避難所は、被災地に最も近く安全な避難所とする。冬期間においては、積雪寒冷の気候等に配慮する。

(2)　避難所の開設

避難所は、住民対策部が開設する。避難所として開設する施設と関係する部は、施設の管理者に開設の協力を要請する。また、必要に応じ、指定された避難所以外の施設についても管理者の同意を得て避難所として開設する。

なお、住民対策部は、住民が自主的に避難してきたときは、避難所として開設する施設と関係する部及び管理者と連携し、避難所に避難者を誘導する。

(3)　避難所の応急復旧

避難所を開設する場合、避難班は施設の設備等の状況を確認し、災害対策本部へ連絡する。避難所として開設する施設と関係する班は避難班と協議し、設備等の修理が必要な場合は建設対策部等に修理を要請する。建設対策部等は、修理内容を確認し協定を活用するなど応急工事等を手配する。

第２　避難所開設の広報

広報渉外部は、避難所が開設されたとき、速やかに住民等に対して避難所開設を広報する。

第３　避難者の受入れ

住民対策部は、施設管理者と協力して避難所で避難者の受入れを行う。なお教育施設での避難者の受入れにあたっては、収容場所と教育（授業）の場とを明確に区分する。

■避難者の受入れ事項

○　体育館など収容スペースへの案内
○　避難者数等の把握
○　災害情報等の伝達

第４　避難所の統合・廃止

住民対策部は、建設対策部と連携し、仮設応急住宅の提供、公営住宅や空き家等利用可能な住宅の斡旋等により、避難所の早期解消を進める。

仮設住宅への入居等により避難者が減少したときは、地域単位に避難所を統合、廃止する。避難所としての使用を終了するときは、運営委員会に対し校舎等の清掃を行うよう指導する。

第５節　避難所の運営

第１　避難所運営体制

１　避難所運営組織

避難所の運営は、避難者自らが行うことを原則とし、住民対策部はそのために自主防災組織や町内会等住民組織のリーダーからなる避難所運営委員会を組織するよう援助し、自主運営を行う体制の整備を図るものとする。

住民対策部は、運営委員会が確立した場合でも、委員会やボランティア等との連絡・調整を十分にとり、相互の協力・連携のもとに避難所の管理を行うものとする。

■避難所運営担当者の役割

避難所運営委員会	町職員
○　運営方法等の決定 ○　生活ルールの作成 ○　避難者カード・名簿の作成 ○　町からの連絡事項の伝達 ○　食料・物資の配給 ○　ボランティア等との調整 ○　避難者の要望等のとりまとめ	○　災害対策本部との連絡 ○　避難所内の広報 ○　施設管理者、ボランティア等との調整 ○　避難所運営記録の作成

２　避難者の把握

住民対策部は、避難所運営委員会の協力を得て、避難者カード、避難者名簿を作成し、避難者の状況を早期に把握し、避難所における生活環境に注意を払うとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

3　避難所事務所の開設

住民対策部は、避難所内に避難所事務所を開設する。

4　避難所運営記録の作成

住民対策部は、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成し、１日に１度本部へ報告する。また、病人発生等、特別な事情のある時は、そのつど必要に応じて報告する。

5　報道機関への対応

報道機関の取材活動等への対応は、原則として運営組織が当たる。

6　防犯対策

避難所では、外来者の受付記録をとり、防犯に注意する。また、必要に応じて警察官の派遣を要請する。

第２　避難所の整備及び設備の設置

1　スペースの配置

避難所職員は、施設管理者と協力して避難所のスペースを配置する。

■スペース例

○　生活スペース	○　洗面・洗濯スペース	○　配膳・配給スペース
○　休憩スペース	○　救護センタースペース	○　駐車スペース
○　更衣スペース	○　物資保管スペース	

2　避難所の設備

避難所には、季節の特性に配慮し、生活環境を向上させるため、次の設備を整備する。住民対策部は、必要な設備を本部に要請する。建設対策部は、避難所に設備の設置に協力する。

■避難所で必要な設備

○　ストーブ等の暖房器具・設備	○　仮設トイレ	○　公衆電話
○　給水・給湯施設	○　掲示板	○　間仕切り
○　食器・調理器具	○　炊き出し器具	○　清掃用具
○　入浴施設	○　ゴミ箱	○　喫煙所
○　照明器具	○　資材運搬器具	○　その他必要なもの

第３　食料・物資の供給

住民対策部は、把握した避難者数から食料、生活必需品等の必要量を本部に報告す

る。食料、物資等を受け取ったときは、避難所運営委員会、ボランティア等との協力により避難者に配給する。特に避難者のアレルギー等に配慮する。

第４　避難所における生活支援対策

１　衛生指導

住民対策部は、避難所運営委員会、ボランティア等と協力して、避難所の衛生指導等を行い居住環境の保持に努める。

■避難所の衛生指導

○　水飲場、トイレの清掃・消毒	○　避難所居住スペースの清掃
○　ごみ置き場の清掃・消毒	○　手洗い、うがいの励行
○　石けん、消毒薬品の配布	

２　食中毒等の予防

住民対策部は、食中毒の予防のため、避難所では食料の管理、炊事場の清掃、炊き出し時の衛生管理を徹底するよう指導する。また、食料供給業者に対しても、食中毒の予防を要請する。

３　入浴対策

住民対策部は、産業対策部と連携し、ホテル、旅館等の入浴施設を確保し、入浴計画を立案し、送迎バスの手配等を行う。

４　避難所の警備

住民対策部は、警察署、避難所運営委員会と連携して、避難所内及びその周辺のパトロールを行う。

５　健康管理等

住民対策部は、避難者等の健康状態を十分把握し、必要に応じ、救護所等を設けるとともに、インフルエンザ等の感染症予防のため、薬品を確保し、手洗い、うがいの励行を指導する。また、仮設トイレの早期設置、冬期間における暖房など避難所の生活環境を確保するほか、必要に応じてプライバシーの確保、心のケアの問題等に配慮する。

６　相談所の開設

住民対策部は、避難所内に相談所を設置し、被災者対策の各種申し込み、関係機関の支援策等の受付を行う。

７　生活バスの運行

住民対策部は、避難者の通学や買い物等の利便を図るため、バスを運行する。

第５　要配慮者への配慮

１　避難所での配慮

住民対策部は、日常生活を営む上でハンディを負う人々にとって避難所での生活ができる限り支障のないものとなるようにする。

■避難所での要配慮者対策

○　要配慮者専用スペース
○　間仕切り
○　視覚・聴覚障害者への情報伝達

２　福祉避難所の開設

避難生活が長期化し、避難所での生活が困難な要配慮者に対して、その状況に応じて福祉避難所を開設する。住民対策部は、社会福祉施設等に協力を求め福祉避難所を開設し、要配慮者のうち特に配慮を必要とする避難者を収容する。

さらに、施設に不足が生じた場合について、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の活用など、多様な避難所の確保に努める。

３　在宅療養者への配慮

住民対策部は、避難時に重度在宅療養者を特別養護老人ホーム等介護できる施設に一時受け入れ、ケアマネージャー等の助言のもと、当該施設での受け入れ又は他施設への転送等の措置をとるよう配慮する。

第６　避難所周辺地域での被災者への対応

１　被災住民の把握

住民対策部は、避難所周辺地域で被災し、支援が必要な住民を把握する。

２　食料・物資の供給

住民対策部は、把握した避難者数から食料、生活必需品等の必要量を本部に報告する。食料、物資等を受け取ったときは、避難所運営委員会、ボランティア等との協力により支援が必要な住民に配給する。

３　健康管理等

住民対策部は、把握した支援が必要な住民に対し、避難所における避難者と同様に健康管理等のサービスを提供する。

第６章　救出・救急・消火

第１節　救出・救急活動

第１　救出情報の収集

１　発見者の通報

要救出者を発見した者は、消防署又は警察署等へ通報する。

２　救出情報の収集

広報渉外部は、町及び警察署等に通報された救出情報を収集し、消防署へ伝達する。救出情報は総務対策部で管理する。

３　情報の共有

総務渉外対策部は、要救出者等の情報を受けた場合は、東消防署、旭川東警察署に通報し、相互に情報の共有を図る。

第２　救出活動

１　救出活動

消防署及び消防団は、救出情報に基づいて救出チームを編成し救出活動を行う。消防署は、次の原則によって救出チームの出動を統括する。警察、自衛隊等の応援が出動したときは、地域や作業分担の割り振りを行う。

■救出活動の原則

○　多数の救出事象のある場合は、多くの人命を救護できる事象を優先する。
○　多数の救出事象のある場合は、救命効率の高い事象を優先する。
○　多数の救出事象のある場合は、生存が確認されている事象を優先する。

住民・自主防災組織・事業所等は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行う。

２　応援要請

町長は､町単独の対応では困難と認めたときは､「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、北海道内の消防組織に対し、消防隊、救急隊及びヘリコプター等の応援を要請するとともに、消防署は応援部隊が到着したときは、救助活動に関する情報を提供し、指揮、統括を行う。また、町長は、被害状況等に応じて自衛隊、警察署、建設業協会（重機、資機材等）等に応援を要請する。

3　現地対策本部

災害現場で作業拠点が必要な場合は、災害現場に近い公共施設に現地対策本部を設置する。

第３　救急活動

消防署は、負傷者を救急車にて救護所又は救急告示指定病院等に搬送する。

町長は、道路の被害等で救急車による搬送ができない場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、道に対してヘリコプターの出動を要請する。

第２節　消火活動

第１　情報の収集

消防署は、住民、各消防署、警察署からの火災発生等の情報を収集する。収集すべき情報は、次のとおりである。

■収集する情報の種類

○　火災の発生状況
○　町内会･自主防災組織等の活動状況
○　通行可能な道路の状況
○　無線通信の状況
○　使用可能な消防水利の状況

第２　消火活動

1　消火活動

消防署は、延焼の状況等を把握し、次の点に留意して消火活動を効果的に行う。

■消火活動の留意事項

○　風向き、市街地の建物分布等を考慮し、最も効果的な消防力を投入する。
○　延焼火災の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区として確保する。
○　延焼火災が発生している地区は、直ちに住民の避難を開始し、必要に応じて避難路の確保等を最優先で行う。また、安全な方向への避難を呼びかける。
○　危険物の漏洩等のおそれがある地区は、立入り禁止措置をとり、安全な避難誘導に努める。
○　病院、避難所、幹線道路、防災拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
○　住民等が実施する初期消火活動との連携、指導に努める。

2　応援要請

消防署長は、消防署だけでは対応が困難と認めたときは、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、北海道内の消防組織に対し消防隊、救急隊及びヘリコプター等の応援を要請する。

消防署は応援部隊が到着したときは、火災の状況、分担区域、道路状況、水利等に関する情報を提供し、指揮、統括を行う。

3　災害対策本部の活動

災害対策本部は、消防部が行う活動と連携して、次のような活動を行う。

■災害対策本部の活動

○　火災の発生状況、避難の広報
○　避難勧告、避難誘導
○　避難所の開設、受け入れ
○　避難者への食料、生活必需品等の供給
○　交通規制（警察署との連携）

第３　住民・自主防災組織・事業所の活動

住民・自主防災組織・事業所等は、消防機関との連携を保ちつつ、可能な限り、次にあげる消防活動を行う。

(1) 住民・自主防災組織の活動

住民・自主防災組織は、火災が発生した場合に初期消火及び延焼防止活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。

(2) 事業所の活動

事業所は、火災が発生した場合、出火防止措置及び初期消火活動を行う。また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

■事業所の消火活動等

○　警察、消防署等最寄りの防災機関への通報
○　自衛消防隊等による初期消火､延焼防止活動
○　必要に応じて従業員、顧客等の避難
○　周辺地域の住民等に対する必要な情報の伝達
○　立入り禁止措置等の実施

第７章　医療救護

第１節　応急医療活動

第１　救護所の設置

１　救護所の決定

医療対策部は、被災情報から救護所の設置場所を決定する。

２　救護所の設営

医療対策部は、救護所となる施設に医療用資器材、電源、応急医療に必要な資機材を搬送し設置する。

建設対策部は、救護所とする建物の電気設備等を点検し救護所としての利用可能な措置をとる。停電のときは、北海道電力に早期復旧を要請する。

■救護所の設置場所

被害が小規模なとき	国保診療所
被害が大規模なとき、被災現場が遠隔地のとき、多数の負傷者が発生したとき	被災地に近い学校、公民館、医療施設

３　救護所（トリアージポスト）の決定

医療対策部は、トリアージや応急手当に必要な医師の要請、医薬品等の準備、２次・３次医療機関への受入れ要請等を行う。

※トリアージ＝災害発生時などに多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために傷病者の治療優先順位を決定すること。

４　２次・３次医療機関への収容

医療対策部は、国保診療所では収容できない場合は、旭川赤十字病院等に収容を要請する。

５　傷病者の搬送

災害現場から国保診療所までは、救急車又は搬出にあたった機関の車両で搬送する。また、救護所から２次・３次医療機関への搬送は、救急車とする。

ただし、道路等が途絶した場合又は緊急を要する場合は、ヘリコプターでの搬送を北海道に要請する。

第２　医療チームの派遣

医療対策部は医療救護チームを編成し、救護所で応急医療にあたる。医療対策

部だけでは対応できない場合は、町長を通じて医師会、歯科医師会及び道等に医療救護チームの出動を要請する。また、町長は、道を通じ、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の派遣を要請する。

第３　救護所での活動

救護所では、原則として次のような活動を行う。

■救護所での活動

○　傷病者の応急手当
○　負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージ）
○　医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
○　転送困難な患者に対する医療の実施
○　死亡の確認
○　助産
○　救護所での活動記録の作成

第４　医薬品・医療資機材の確保

１　医薬品・医療資器材等の確保

応急医療救護では、国保診療所が保有している医薬品、医療用資器材を使用する。不足するときは、医療対策部は、薬剤師会、近郊の薬品業者から医薬品、医療資器材等を確保する。近郊での入手が困難なときは、道を通じて医薬品業者、他医療機関等に要請する。

２　血液製剤等の確保

医療対策部は、輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、赤十字血液センター等に供給を依頼する。また、必要に応じて住民へ献血の呼びかけを行う。

第５　医療体制の確立

１　医療情報の収集

医療対策部は、医師会及び歯科医師会との連携のもとに、町内及び近郊の医療施設について、次の医療情報を収集する。

■収集する医療情報

○　医療施設の被害状況
○　診療機能の確保状況
○　空きベッド数、受入れ可能数
○　医薬品、医療資器材等の需給状況
○　その他参考となる事項

2　医療施設の確保

医療対策部は、医療情報をもとに重症者を収容する医療施設を確保する。町内の医療施設では収容困難なときは、近隣市町村及び道に収容を要請する。

3　医療施設への搬送

消防署は、傷病者を救護所から町内及び近郊の医療施設へ救急車で搬送する。総務対策部は、交通の状況により救急車での搬送が困難な場合は、道、自衛隊等にヘリコプターでの搬送を要請する。

第２節　被災者等への医療

第１　避難所での医療活動

1　避難所救護センターの設置

医療対策部は、避難生活が長期にわたる場合は、避難所に救護センターを併設し、医師会、歯科医師会、上川保健所（上川総合振興局保健環境部保健行政室）に巡回救護班の派遣を要請する。救護センターでは、避難者の治療及び健康相談、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

2　健康管理及び巡回医療等の実施

医療対策部及び住民対策部は、救護センターに保健師等を配置し、保健指導及び栄養指導等被災者の健康管理にあたる。医療対策部は、国保診療所の医師、歯科医師や看護師その他の職員により巡回医療チームを編成する。巡回医療チームは、救護センター又は被災地の公民館等で治療、健康診断及び検病調査を行う。また、感染症等の発生のおそれがあるときは、予防接種を実施する。

医療対策部は、国保診療所の巡回医療チームで不足するときは、医師会及び歯科医師会等に巡回医療チームの編成を要請し、精神科、歯科等を含めた医療救護活動を行う。

3　感染症患者への措置等

医療対策部は、保健所等と連携して感染症患者又は病原菌保菌者が発生したときは、感染症指定医療機関への入院勧告又は入院措置をとる。

第２　心の医療活動

医療対策部及び住民対策部は、避難生活が長期化する場合は、精神科医療機関の協力によりカウンセリングやメンタルケア資料の作成等を行い、被災者や要配慮者の精神的負担の軽減に努める。

第３　医療情報の提供

医療対策部及び住民対策部は、通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、テレビ・ラジオ、災害広報紙等で提供する。

第８章　水防活動

第１節　水防組織

第１　水防本部の設置

水防管理者（町長）は、洪水等による水害が発生するおそれのある場合、役場内に水防本部を設置する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織内に吸収され、水防に関する事務は災害対策本部にて行う。

第２　消防機関の配備

消防署は、次の基準に基づき配備を行う。

■消防機関の配備

種別	配備時期
待機	１　水防警報河川に水防警報（待機）が発令されたとき ２　大雨又は洪水警報等が発表され、局地的に災害が発生し又は発生するおそれがあると認めるとき ３　知事から、待機の指示を受けたとき
準備	１　水防警報河川に水防警報（準備）が発令されたとき ２　大雨又は洪水警報等が発表され、町内の広範囲に災害が発生し又は発生するおそれがあると認められるとき ３　知事から、準備の指示を受けたとき
出動	１　水防警報河川に水防警報（出動）が発令されたとき ２　大雨又は洪水警報等が発表され、雨量、水位、流量、その他の状況により、堤防から水があふれ、決壊等のおそれがあるとき ３　知事から、出動の指示を受けたとき

第３　河川管理者、隣接市町村水防管理団体及び警察官との協力応援

１　河川管理者の協力

河川管理者（北海道開発局長又は知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

(1)　北海道開発局長の協力が必要な事項

○　河川に関する情報（忠別川及び忠別ダムの水位及び雨量、河川管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像、ヘリ巡視の画像等）の提供

○　重要水防箇所の合同点検の実施

○　水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

○　水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材等が不足するような緊急事態に際して、河川管理者（北海道開発局長）の応急復旧資機材又は備蓄資機材（災害対策用機械含む）の貸与

○　洪水等により甚大な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、水防管理団体と河川管理者（北海道開発局長）間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾンの派遣）

(2)　北海道知事の協力が必要な事項

○　水防管理団体に対して、河川に関する情報（道管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供

○　重要水防箇所の合同点検の実施

○　水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

○　水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者（北海道知事）の備蓄資機材の貸与

2　隣接市町村水防管理団体との協力応援

水防法第 23 条の規定に基づく隣接市町村水防管理団体との協力応援連絡系統は、次のとおりとする。

東神楽町水防管理団体
　東神楽町　0166-83-2111
　東消防署　0166-83-0119

↓

水防管理団体名	市役所・役場	消防本部
旭川市水防管理団体	0166-26-1111	0166-23-4556
美瑛町水防管理団体	0166-92-1111	大雪消防組合本部 0166-92-2029
東川町水防管理団体	0166-82-2111	

2　警察官との協力応援

警察に対し、水防管理者又は消防機関の長が協力応援を求めるときの法に規定されている事項は、次のとおりである。

○　警察通信施設の使用　水防法第 27 条第２項

○　警戒区域の監視　水防法第 21 条第２項

○　警察官の出動　水防法第 22 条

○　避難、立退きの場合における措置　水防法第 29 条

第２節　重要水防区域及び水防施設等

［資料編4-9, 10］

第１　重要水防区域の指定

町内河川等で水防上特に重要な区域は、資料編掲載のとおりである。また、市街

地で排水能力以上に増水し、低地帯で浸水のおそれが予想される区域は、資料編掲載のとおりである。

第２　水防施設

1　水位観測所

町内の主要な水位観測所は資料編掲載のとおりである。

2　雨量観測所

町内の主要な雨量観測所は、資料編掲載のとおりである。

3　水防倉庫及び資器材の備蓄状況

水防倉庫の位置等は、資料編掲載のとおりである。また、水防資器材の備蓄状況は、資料編掲載のとおりである。

4　水防資器材調達先

水防資器材が不足した場合、又は緊急やむをえない場合は、民間等から調達するものとする。調達先及び調達可能量は、資料編掲載のとおりである。

5　水門（樋門）等の操作

水門（樋門）の管理者は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉操作を行うものとする。なお、水門（樋門）の管理者は、あらかじめ水門（樋門）操作要領を作成し、操作担当責任者等に周知徹底を図り、門扉の操作等について支障のないようにするものとする。操作要領には、次のことを定め、水防管理者に提出するものとする。ただし、国・道の管理する水門（樋門）に関してはこの限りではない。

■操作要領

○　目的	○　門扉の維持管理
○　門扉の開閉取扱者	○　門扉の閉鎖時期
○　閉鎖の通報	○　閉鎖作業
○　門扉の開く時期	○　開放作業
○　作業完了の報告	○　その他

6　水門（樋門、樋管）等の設置場所

水門（樋門、樋管）等の設置楊所及び管理者等は、資料編掲載のとおりである。

7　水防用土砂採取場

水防管理者は、水災に備え、あらかじめ土砂採取場を調査し、土砂の堆積状況を把握しておくものとする。なお、水防用土砂採取場は、資料編掲載のとおりである。

第３節　通信連絡

第１　通信施設及び伝達

１　町の通信施設

町の水災時における災害関連情報の伝達及び被害情報の収集・調査・報告は、東神楽町地域防災計画第３章第２節情報の収集・伝達の定めるところによる。

２　公衆通信施設

水防管理者、消防機関の長又はこれらの命をうけた者は、水災時の水防通信においては、町の通信施設を基本的に使用するものであるが、水防上緊急を要する場合には、水防法第 27 条第２項の規定により、公衆通信施設を優先的に利用し、又は次に掲げる専用通信施設を使用することができるものとする。

○　北海道通信施設
○　北海道警察本部施設
○　北海道旅客鉄道株式会社施設
○　北海道電力株式会社施設
○　北海道開発局施設
○　自衛隊施設

３　気象等の通信連絡

水防管理者又は水防に関係ある機関は、常に気象の状況に注意するとともに、旭川地方気象台及び旭川開発建設部から発表される次の水防活動用の各種予報及び警報の処理に遺漏のないようにしなければならない。

４　水防警報の種類等

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

■水防活動用の警報等の種類

	種類	発表機関	摘要
気象予報、警報（気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）（水防法第 10 条第１項）	大雨注意報・大雨警報・大雨特別警報 洪水注意報・洪水警報	旭川地方気象台	水防活動の利用適合する注意報及び警報は、一般向け注意報・警報をもって代える。
洪水予報（指定河川）（気象業務	注意報・警報	旭川地方気象台、旭川開発建設部で共同	指定河川について水位又は流量を示して行う予報。なお、洪水予報の発表基準（危

法第 14 条の 2 第 2 項）（水防法第 10 条）			険レベル、洪水予報の種類及び求める行動等）は下表のとおり。
水防警報（水防法第 16 条）	待機・準備・出動・警戒・解除	旭川開発建設部 上川総合振興局 旭川建設管理部	指定河川区域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表。
水位情報（水位周知河川）（水防法第 13 条第 1 項及び第 2 項）	避難判断水位（水位周知河川）	旭川開発建設部 上川総合振興局 旭川建設管理部	指定河川について水位（避難判断水位）又は流量等を示した情報

■洪水予報の発表基準

洪水の危険レベル	洪水予報の表題（洪水予報の種類）	（水位の名称）発表基準	町及び住民に求める行動等
レベル１	発表なし	水防団待機水位	水防団待機
レベル２	氾濫注意情報（洪水注意報）	（氾濫注意水位） 氾濫注意水位を超え、さらに上昇するおそれがあるとき	・避難準備情報（要配慮者避難情報）発令を判断。 ・住民は、氾濫に関する情報に注意 ・避難行動要支援者及びその支援者は避難を判断 ・水防団出動
レベル３	氾濫警戒情報（洪水警報）	（避難判断水位） 避難判断水位を超え、さらに上昇するおそれがある場合、あるいは水位予測に基づき、氾濫危険水位を超えると見込まれたとき	・避難勧告等の発令を判断 ・住民は避難を判断
レベル４	氾濫危険情報（洪水警報）	（氾濫危険水位） 氾濫危険水位に到達したとき	・住民の避難完了

レベル５	氾濫発生情報 （洪水警報）	（氾濫発生） 氾濫が発生したとき	・逃げ遅れた住民の救助等 ・新たに氾濫が発生した区域の住民の避難誘導

■水防警報の種類

種類	内容	発表基準
待機	不意の増水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨警告するもの。 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動はやめることはできない旨警告するもの。	水防活動用気象予報・警報等及び河川の水位情報により特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要を認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等は、上記に準じて水防警報を発表する。

５　水防警報の伝達

水防活動用気象予報、警報及び情報等の伝達は次により行うものとする。

なお、町は災害時要援護者関係施設（資料編記載）について、洪水時に円滑か

つ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等を電話、ＦＡＸ、広報車、防災無線等により施設管理者に伝達するとともに、避難誘導等を実施する。

(1) 水防活動用気象予報・警報の伝達

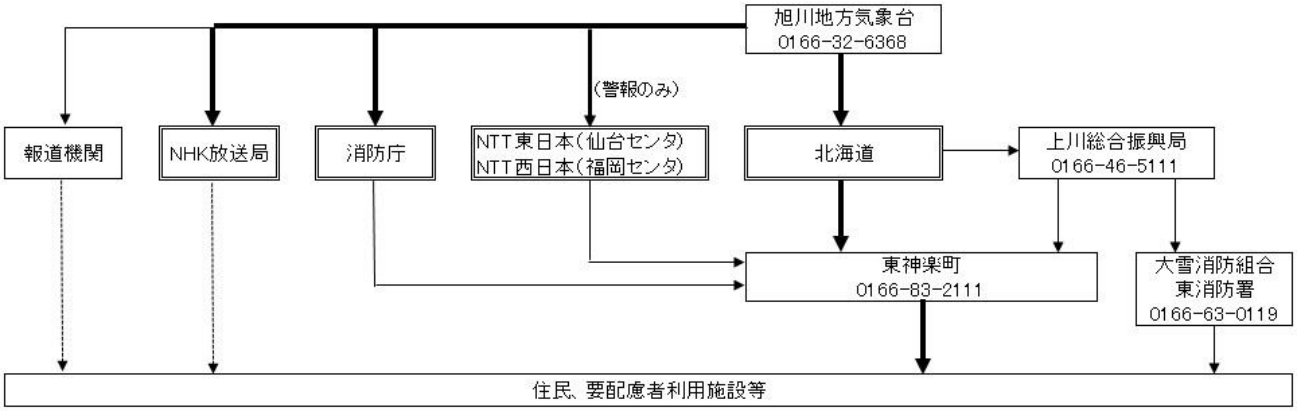

注) □(二重線)で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先
→ (太線)は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達
----→ は放送・無線

(2) 指定河川洪水予報の伝達

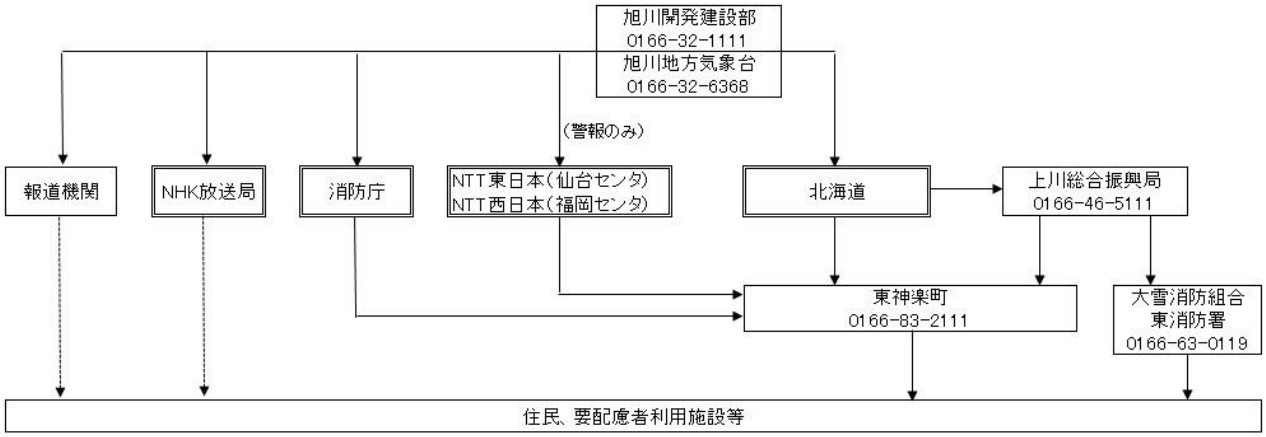

注) □(二重線)で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先
----→ は放送

(3) 水防警報の伝達

①旭川開発建設部所管

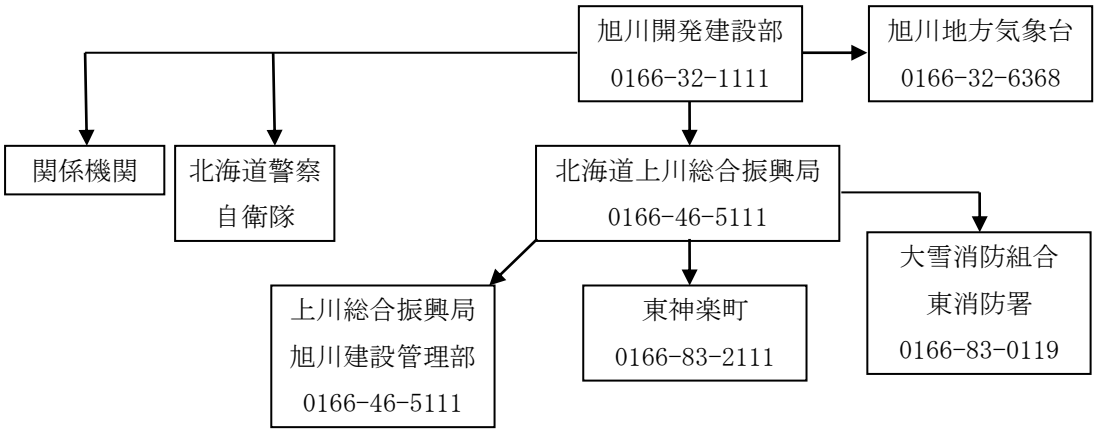

②上川総合振興局旭川建設管理部所管

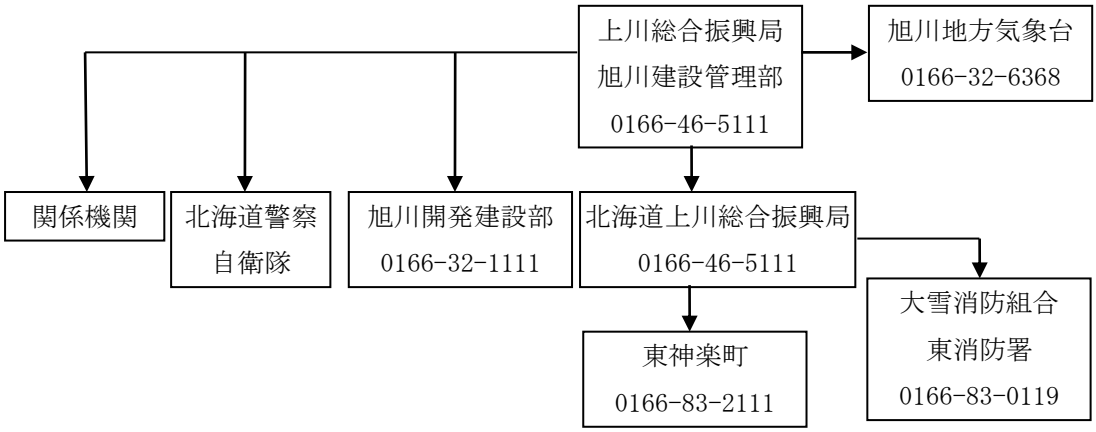

第２　水防信号

水防法第 20 条の規定により、知事の定める水防信号は次のとおりである。

■水防信号

方法・区分	警鐘信号	サイレン信号	摘要
警戒信号	○休止○休止○休止	5 秒-15 秒　5 秒-15 秒　5 秒-15 秒 ○　休止　○　休止　○　休止	気象官署から洪水警報を受けたとき又は警戒水位になったとき。
出動第１信号	○－○－○ ○－○－○ ○－○－○	5 秒-6 秒　5 秒-6 秒　5 秒-6 秒 ○　休止　○　休止　○　休止	水防団員等の全員出動信号（消防機関・水防団等）
出動第２信号	○－○－○－○	10 秒-5 秒　10 秒-5 秒　10 秒-5 秒	市町村の区域内に

	○－○－○－○ ○－○－○－○	○　休止　○　休止　○　休止	住居する者の出動信号
危険信号（避難、立退き）	乱打	1分－5秒　1分－5秒　1分－5秒 ○　休止　○　休止　○　休止	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退の事を知らせる信号

（備考）

1　信号は、適宜の時間継続すること。

2　必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。

3　危険が去ったときは口頭伝達により周知させるものとする。なお、地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発することとする。

第３　決壊通報

堤防等が決壊した揚合は、水防管理者及び消防機関の長は、直ちに次の図により通報するものとする。なお、消防署長は、水防管理者が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断した時は、水防管理者に準じ、通報を行うものとする。

【堤防等の決壊通報系統図】

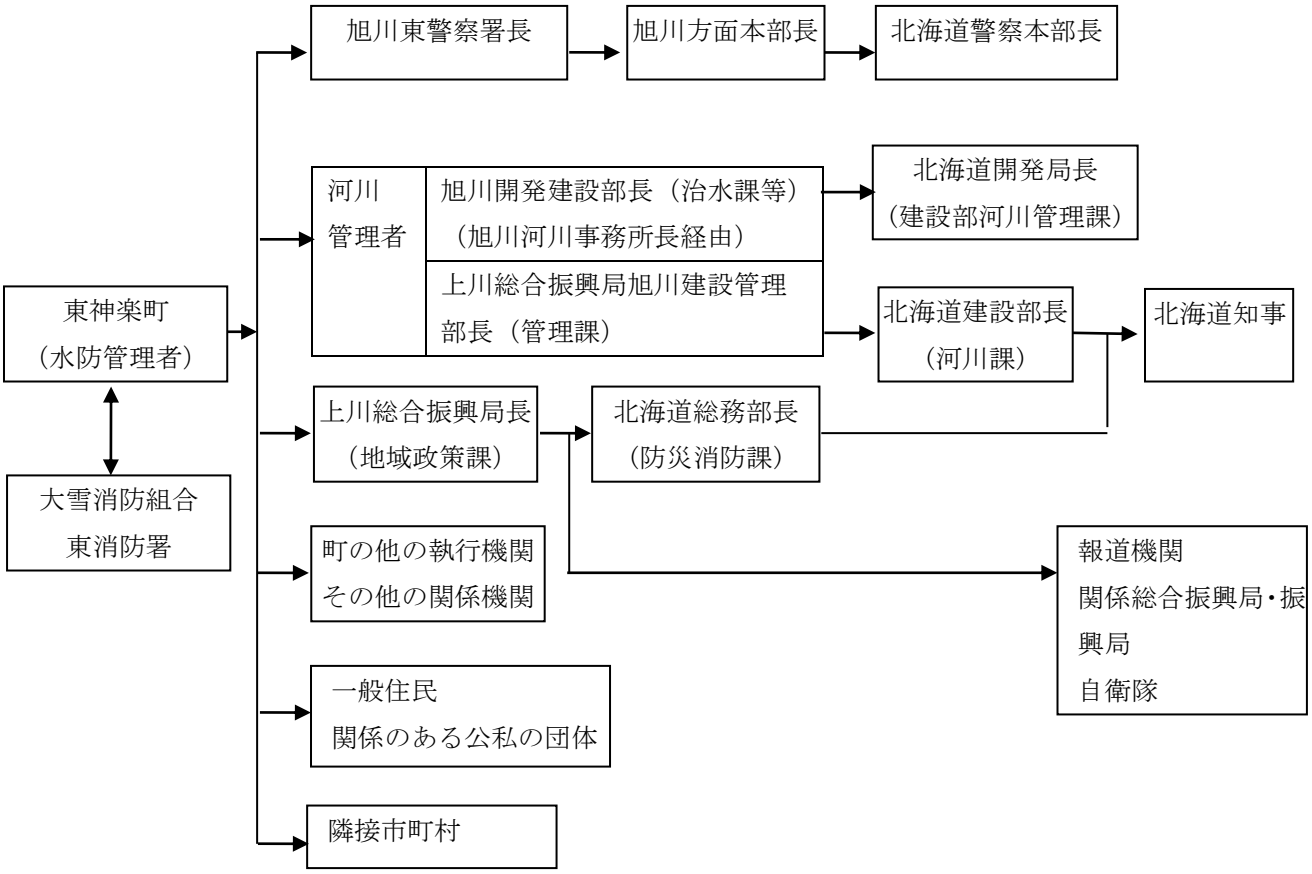

【異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図】

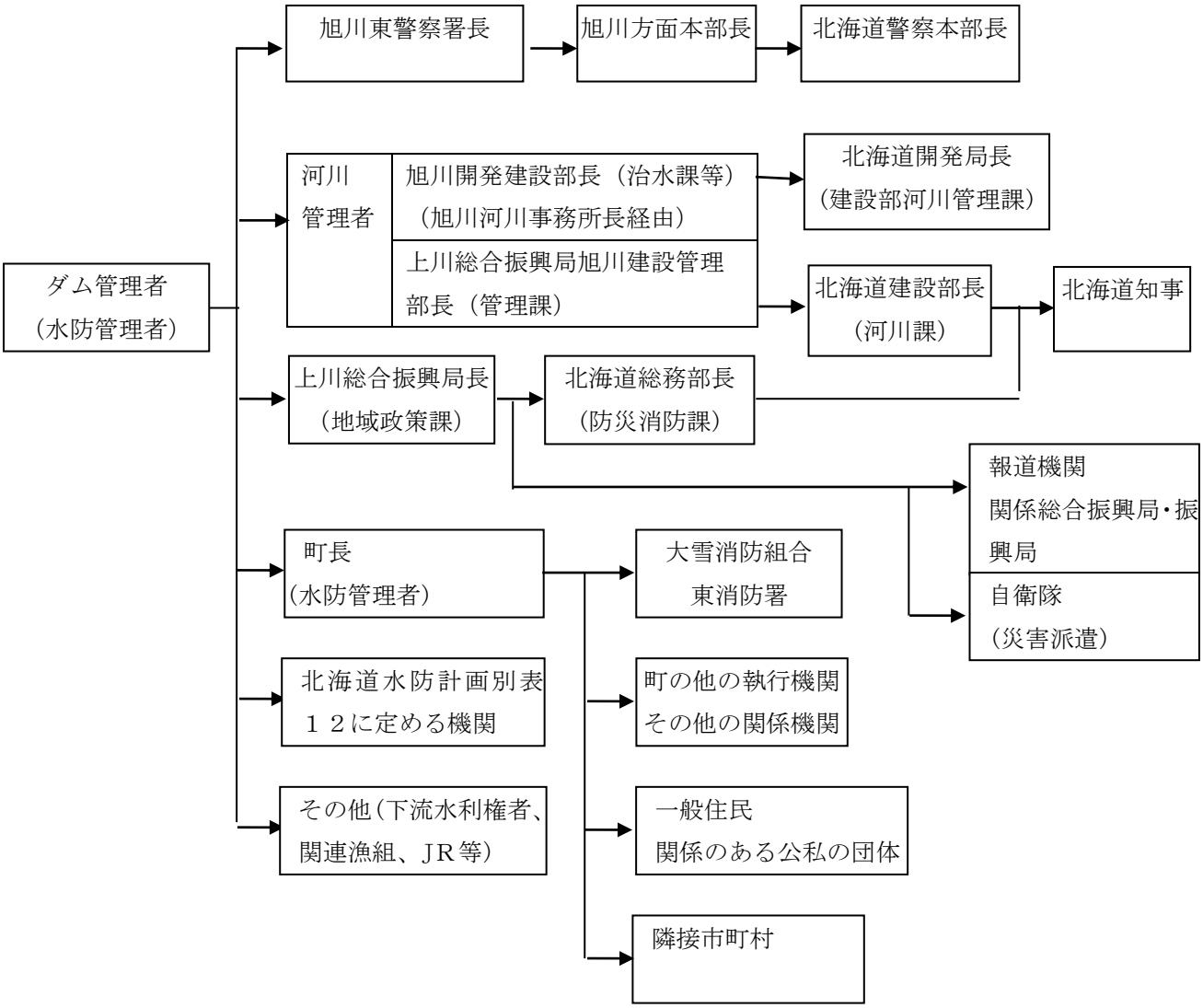

第４　水防通信連絡

水防に関し、町と関係機関とが相互に行う通信連絡は、第２章第１節及び上図と同様に通報するものとする。

第５　雨量水位観測の伝達

雨量水位観測の通信系統は、次のとおりである。

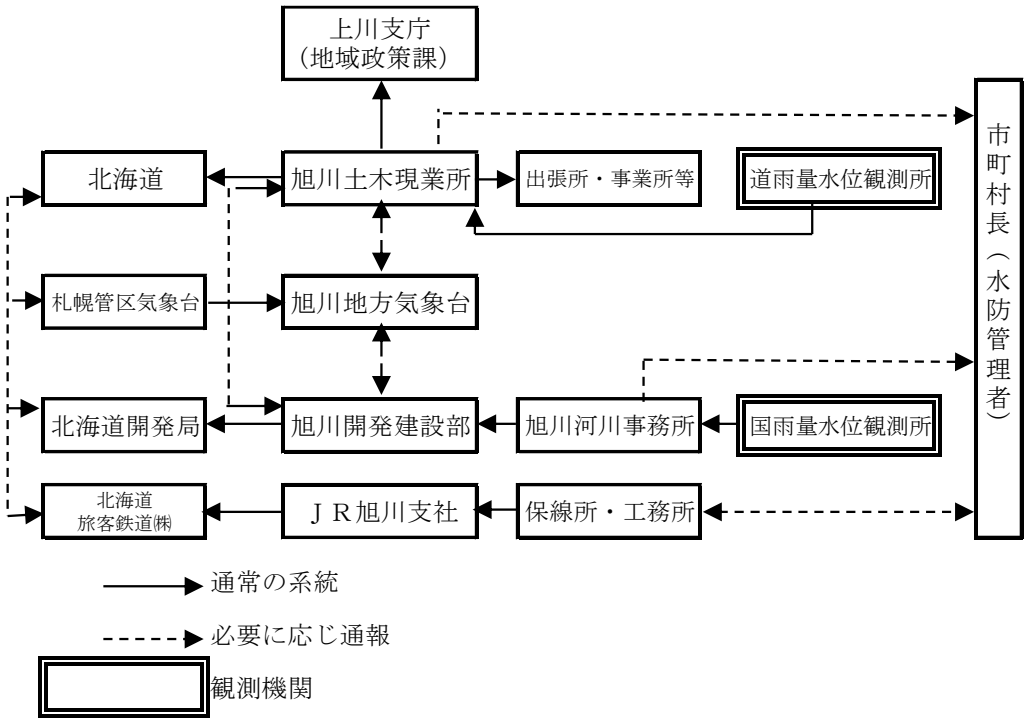

第４節　水防活動

［資料編 3-7］

第１　水防管理団体の非常配備体制

１　町の非常配備体制

水防管理者の指令する町の非常配備体制は、第１章第２節に定める非常配備に関する基準に準ずるものとする。

２　消防署長の司令する消防機関の非常配備体制は、大雪消防組合警防規程（平成２年訓令第２号）に準ずるものとする。

３　非常配備をしたときの処置

水防管理者は、非常配備を指令したときは、水防に関係ある機関に対し、通知するものとする。

第２　監視及び警戒

１　常時監視

水防管理者及び消防機関の長は、監視員を定め重要水防区域の堤防及び樋門等を随時巡視させるものとする。監視員は水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者及び消防機関の長に報告しなければならない。この場合において、水防管理者及び消防機関の長は当該河川・堤防等の管理者に連絡し、必要な処置を求めるものとする。

2　非常監視

水防管理者は、非常配備を指令したときは、監視員を増員し、重要水防区域の監視を厳重にし、異常を発見したときは直ちに上川総合振興局長及び当該河川管理者に連絡するものとする。なお、監視員の巡視に当たり、注意すべき事項は次のとおりとする。

■注意事項

○　裏法で漏水又は飽水による亀裂及びがけ崩れ
○　表法で水当たりの強い場所の亀裂及びがけ崩れ
○　天端の亀裂又は沈下
○　堤防の越水状況
○　樋門の両袖又は低部からの漏水と扉の締まり具合
○　橋梁その他構造物と堤防の取付部分の異常

第３　警戒区域の設定等

1　警戒区域の設定

消防機関に属する者は、水防法第 21 条の規定に基づき、水防上緊急の必要がある場所に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができるものとする。

2　警察官の警戒区域の設定

前項に定める場合において、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求のあったときは、警察官は、消防機関に属する職権を行うことができるものとする。

3　警戒区域の設定の報告

消防機関に属する者及び警察官は、警戒区域を設定した場合は、直ちに水防管理者、消防機関の長及び当該区域を管轄する警察署長にその旨を報告するものとする。

第４　水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し実施するものとする。

第５　避難及び立ち退き

1　避難及び立ち退き

水防法第 29 条の規定により、水防管理者が避難のための立退きを指示した場合は、その旨を知事（上川総合振興局長）及び当該区域を管轄する警察署長に通知するものとする。

2　避難場所の指定及び避難者等の移送

避難場所の指定及び避難者等の移送は、第５章避難に定めるところによるものとする。

第６　水防標識及び身分証明

1　水防標識

水防法第 18 条の規定により、水防のために出動する車両の標識は、資料編記載の通りである。

2　身分証明

水防法第 49 条第１項及び２項に定める業務を行うための町の職員及び消防機関に属する者の身分証書は、資料編記載の通りである。

第５節　公用負担等

第１　公用負担

1　公用負担

水防法第28条第１項の規定により、公用負担命令を行うときは、資料編３－７様式１に定める公用負担命令票を交付して行うものとする。

2　水防管理者又は消防機関の長の権限

水防管理者又は消防機関の長が、水防のため必要があるとき、行使できる権限は、次のとおりである。

○　必要な土地の一時使用
○　土石、竹木、その他の資材の使用若しくは収用
○　車馬その他運搬具又は器具の使用
○　工作物その他障害物の処分

3　公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者及び消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、資料編３－７様式２に定める公用負担権限委任証を携行し、関係者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

4　公用負担命令票の交付

公用負担を命ずる権限を行使する者は、資料編３－７様式１に定める公用負担命令票を２通作成して、当該権限を行使する場合その１通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

5　損失補償

水防法第２８条第２項の規定により、水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

第２　公務災害補償

水防法第６条の２の規定により居住者等が水防に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷、若しくは病気により死亡し、若しくは、障害の状態となったときは、大雪消防組合消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例（昭和48年条例第16号）の定めるところにより補償を行う。

第６節　水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに上川総合振興局長に報告するものとする。

○　消防機関を出動させたとき
○　他の水防管理団体に応援を求めたとき
○　その他報告を必要と認める事態が発生したとき

第７節　水防訓練

水防管理者は、消防機関の職員及び消防団員に対し、随時水防工法についての技能を習得させるため、毎年水防訓練を実施するものとする。

第８節　浸水想定区域

浸水想定区域は、河川整備の計画降雨により氾濫した場合に浸水が想定される区域として指定されるもので、本町においては、忠別川の洪水予報区間について流域の一部に浸水想定区域が指定されている。なお、指定の前提となる計画降雨は、忠別川流域の３日間総雨量が 280㎜ となっている。

第９章　生活救援

第１節　給水活動

第１　優先給水

建設対策部は、水道施設の破損等により水の供給が停止した場合、断水地区の重要施設に対し優先給水を行う。給水は、町所有の車両、資機材を用いて行う。

■優先給水先

○　救護所　　○　病院　　○　要配慮者利用施設　　○　避難所

第２　給水活動

１　需要の把握

建設対策部は、水の供給が停止したときは、給水の必要な地域、給水活動の規模を決定するため、需要の把握を行う。

■把握する内容

○　断水地区の範囲　　○　断水地区の人口、世帯数　　○　避難所及び避難者数 ○　給水所の設置場所　○　断水地区内の要配慮者利用施設及び防災関係機関

２　水源の確保

水源は、専用水道とする。建設対策部は、被災のため使用できない場合は、近隣市町村の水源からの供給を要請する。

３　給水活動の準備

建設対策部は、次のように給水活動の準備を行う。

■給水活動の準備事項

給水拠点の設定	避難所又は被災地の公園等
活動計画策定	給水ルート、給水方法、給水量、人員配置、広報の内容・方法等
応援要請	自衛隊、他水道事業者
給水資機材の確保	水槽積載車～自衛隊、他水道事業者 ポリタンク等の備蓄品（不足するときは業者から確保）

４　給水活動

浄水場から給水拠点までは、水槽積載車で運搬する。給水拠点では、住民自らが

持参したポリタンク、バケツ等に給水する。なお、復旧に長期を要するときは、応急仮設配管などの措置をとる。

■給水量の基準

１人１日３リットル（飲料水）（給水体制の復旧に応じて拡大する。） 概ね１週間～ １人１日２０リットル（飲料水・生活用水） （給水体制の復旧に応じて増減する）

5　浄水装置による給水

輸送による給水が困難な場合で、付近に利用可能な水源がある場合は、上川保健所（上川総合振興局保健環境部保健行政室）、自衛隊に浄水装置の設置を要請し、浄水して供給する。

6　家庭用井戸等による給水

家庭用井戸、事業所の井戸について、水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、近隣の住民に飲料水として提供する。

第２節　食料の供給

第１　備蓄食料の供給

住民対策部は、必要に応じて被災地の避難所、要配慮者利用施設等に備蓄食料を搬送する。

第２　食料の確保

1　食料供給の対象者

食料供給の対象者は、次のとおりである。

■食料供給の対象者

○　避難指示等に基づき避難所に収容された人 ○　住家が被害を受け、炊事の不可能な人 ○　旅行者、町内通過者などで他に食料を得る手段のない人 ○　施設で調理することができない要配慮者利用施設等の入所者 ○　災害応急活動従事者※ ○　食料供給システムが麻痺し、食料の調達が不可能となった人※ ※これらの者は、災害救助法の実費弁償の対象外である。

2　需要の把握

住民対策部は、被災者や災害対策要員等に食料を供給するため、各部からの報告

等により必要な量を把握する。

■需要の把握方法

対象者	方法
避難者	避難所運営組織等からの報告に基づいて、住民対策部が把握
災害対策本部要員	各対策部からの報告を総務対策部が把握
応援者、作業従事者	作業を所管する各対策部からの報告を総務対策部が把握

3　食料の確保

供給する食料は、弁当、パン、牛乳、飲料とし、副食等は炊き出しで補う。

総務対策部は、報告された必要量を「災害時における応急生活物資の供給等に関する協定」等により食料調達業者に要請する。なお、町内だけでは確保が困難なときは、道又は道内市町村に対して食料の供給を要請する。

また、応急用米穀の確保ができないときは、上川総合振興局長を通じて知事に要請し、知事の指示に基づいて北海道農政事務所から受領する。

第３　食料の供給

1　食料の輸送

食料の輸送は、原則として食料調達業者に依頼する。食料調達業者が輸送困難なときは、輸送業者に要請する。なお、輸送が困難なときは総務対策部が輸送する。

2　食料の分配

避難所では、住民対策部が避難所運営委員会、ボランティア等の協力により食料を分配する。

第４　炊き出し

1　炊き出しの実施

住民対策部は、弁当等が調達できない場合や避難所等から申し出があった場合は、炊き出しを実施する。避難所内での炊き出しは、運営組織、ボランティア等の協力により行う。

2　食材の確保

産業対策部は、避難所内での炊き出しに使用する食材を、東神楽農協、食料品販売業者から調達する。米穀は町内又は近郊の米穀取扱業者から調達する。不可能な場合は、上川総合振興局長を通じて知事に要請し、知事の指示に基づいて北海道農政事務所（地域第四課）から受領する。

3　炊き出し施設の確保

炊き出しは、避難所等の既存施設を活用する。住民対策部はこれらの既存施設を確保する。なお、炊き出し施設を確保できないときは、自衛隊に炊飯支援を要請する。

第３節　物資の供給

第１　備蓄品の供給

住民対策部は、必要に応じて被災地の避難所、救護所等に備蓄物資を搬送する。

第２　物資の確保

１　物資供給の対象者

物資供給の対象者は、次のとおりである。本部長は、このうち特に必要と認められる者に支給する。

■物資供給の対象者

○　避難指示等に基づき避難所に収容された人
○　災害により住家に被害を受けた人
○　被服、寝具その他生活上必要な最低限度の家財等を喪失した人
○　被服、寝具その他生活上必要な物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な人
○　指定避難所以外の施設で避難生活を送る人

主な供給対象物資は次のとおりとし、必要に応じ支給する。

■主な供給対象物資

○　寝具	○　肌着	○　食器	○　外衣	○　身の回り品
○　日用品	○　炊事道具	○　光熱材料		

２　需要の把握

物資の必要量の把握は、食料と同様に行う。

３　物資の調達

総務対策部は、報告された必要量を「災害時における応急生活物資の供給等に関する協定」等により物資調達業者に要請する。なお、町内だけでは確保が困難なときは、道又は道内市町村に対して物資の供給を要請する。また、住民対策部は、日本赤十字社北海道支部に必要な物資を要請する。

第３　物資の供給

１　物資の輸送

物資の輸送は、原則として物資調達業者に依頼する。物資調達業者が輸送困難なときは、輸送業者に要請する。総務対策部は協定に基づき、輸送業者に要請する。

２　物資の分配

各避難場所等を配給場所として、避難所運営委員会、ボランティア等の協力のもとに分配する。

第４節　救援物資の供給

第１　救援物資拠点の設置

住民対策部は、救援物資を保管・管理するために公共施設に物資保管センターを開設する。

第２　救援物資の受入れ・管理・供給

住民対策部は、ボランティア等の協力により、物資を受入れ、在庫を管理する。物資供給の請求があったときは、総務対策部を通じて輸送業者に要請する。

第３　救援物資の要望及び拒否

住民対策部は、必要な救援物資について把握し、総務対策部を通じて要望する。救援物資の要望は、原則として、金銭によるものとし、それ以外の物資については、緊急的に必要なものを除き、受け入れないものとする。

第４　義援金の取り扱い

義援金は、北海道災害義援金募集（配分）事業要綱骨子に準じ、関係機関と協議して災害義援金募集委員会を設立し、全国に呼びかける。寄せられた義援金は、災害義援金配分委員会によって配分する。

第５　要配慮者への配慮

食料や救援物資等の提供を適切に行うため、特に聴覚障がい者等の要配慮者に対する情報提供に留意し、要配慮者が食料等の提供を受けられないことのないよう配慮する。

第１０章　交通対策・緊急輸送

第１節　交通対策

第１　交通情報の収集

総務対策部は、警察署及び各道路管理者と連絡を取り、交通情報の収集、整理を行う。

■収集する交通情報

○　主要道路、橋りょう等の被害状況及び復旧の見通し
○　交通規制の実施状況（道路名、区間、迂回路等）
○　特に危険と認められた道路及び橋りょうの位置
○　その他必要な事項

第２　交通規制

１　交通規制

警察署又は道路管理者は、応急対策上重要な路線について交通規制を実施する。

建設対策部は、町管理の道路が、浸水、土砂災害等により危険なとき、又は緊急輸送のため必要なときは、通行禁止又は制限等の措置をとる。

■交通規制等の実施者及び状況・内容

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
公安委員会	○　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。 ○　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他道路における交通の規制をすることができる。	災害対策基本法第 76 条 道路交通法第４条
警察署長	○ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものをすることができる。	道路交通法第５条
警察官	○　通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、	災害対策基本法第 76 条の 3

	災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、措置をとることを命ぜられたものが当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自ら当該措置をとることができる。 ○　道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。	第１項 災害対策基本法第 76 条の 3 第 2 項 道路交通法第 6 条第 4 項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○　警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第 76 条の３第１項、第２項に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法第 76 条の 3 第 3 項
消防吏員	○　警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第 76 条の３第１項、第２項に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法第 76 条の 3 第 4 項
道路管理者	○　道路の破損、一部流出（崩壊）、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法第 46 条

第３　緊急通行車両等の確認

１　緊急通行車両の確認

上川総合振興局長又は公安委員会（警察署長）は、使用者の申し出により、応急対策で物資の輸送等に使用する車両を緊急通行車両として確認する。確認は、支庁又は警察署及び交通検問所で行う。総務対策部は、町の応急対策で使用する車両について、所定の書式に記入し、支庁又は警察署で各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」の交付を受ける。「標章」は車両の前面に掲示する。

２　規制対象外車両の確認

公安委員会（警察署長）は、使用者の申し出により、公益上又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として確認する。確認は、警察署及び交通

検問所で行う。

総務対策部は、町の応急対策で使用する車両等について、所定の書式に記入し、警察署で各車両ごとに「規制対象除外車両通行証明書」、「標章」の交付を受ける。

「標章」は車両の前面に掲示する。また、避難者が一時帰宅等に使用する車両についても、避難者の申し出により交付を受ける。

第４　緊急輸送道路の確保

建設対策部は、道路管理者と連携を図り、緊急輸送道路となる道路の状況を点検し、交通規制、応急復旧などを行い通行を確保する。総務対策部は、道路の通行禁止、制限等緊急輸送道路における状況について各道路管理者及び警察署と密接な連絡をとる。

■北海道緊急輸送道路ネットワーク

北海道では、道路管理者及び北海道警察等からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会により緊急輸送道路のネットワーク化を図るため「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画」を策定している。

第１次緊急輸送道路ネットワーク	札幌市、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路
第２次緊急輸送道路ネットワーク	第１次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路
第３次緊急輸送道路ネットワーク	その他の道路

第５　緊急除雪

建設対策部は、旭川開発建設部、上川総合振興局旭川建設管理部と協力して、緊急輸送道路及び重要路線の除雪を行う。道路管理者だけで実施困難なときは、建設業協会及び自衛隊等に要請する。

■除雪対象路線

○　緊急輸送道路
○　災害対策本部と防災関係機関とを結ぶ道路
○　緊急輸送道路と避難所等とを結ぶ道路

第２節　緊急輸送

第１　車両・燃料の確保

1　町有車両の確保・配車

建設対策部は、町の所有する車両その他の車両を管理し、各部からの配車要請に基づいて配車を行う。町の所有する車両だけでは不足する場合は、協定に基づき輸送業者に応援を要請し、各部からの輸送要請に基づいて連絡調整を行う。

2　燃料の確保

建設対策部は、町の所有する車両、応援車両等、すべての車両に必要な燃料を燃料販売業者から調達する。

第２　緊急輸送

1　緊急輸送の範囲

町及び防災関係機関が実施する緊急輸送の対象は、次のとおりである。

■緊急輸送の範囲

○　医療救護を必要とする人（負傷者等）
○　消防、救助救急、医療、救護のための要員、資機材
○　避難を要する避難行動要支援者
○　被災者
○　災害対策要員
○　食料、飲料水、生活必需品等の救援物資
○　応急復旧用資機材

2　広域輸送

緊急輸送は、トラック等による陸上輸送を原則とする。ただし、北海道全域との広域輸送を行う場合は、鉄道、ヘリコプター、航空機による輸送を行う。

3　ヘリコプターによる輸送

孤立者の救出、重傷者の搬送、道路寸断時の輸送等のために必要がある場合は、ヘリコプターによる輸送を実施する。町長は、北海道、警察又は自衛隊のヘリコプターを要請する。

■ ヘリコプター要請先

○ 北海道消防防災ヘリコプター（北海道総務部危機対策局危機対策課）
○ 北海道警察ヘリコプター（旭川東警察署）
○ 自衛隊ヘリコプター（上川総合振興局）

第３　輸送拠点の設置

１　物資拠点

建設対策部は、調達した物資や他県市町村等からの救援物資を受け入れ、保管・管理するために、住民対策部と協力して、公共施設に物資保管センターを開設する。

また、不足する場合は、駅、道路などの交通条件のよい体育館等を物資拠点とする。

２　ヘリポートの設置

建設対策部は、臨時ヘリポートの開設予定地にヘリポートを開設する。設置にあたっては、必要に応じ自衛隊等の協力を要請する。

第１１章　災害警備

第１節　警察の災害警備

第１　災害警備体制の確立

警察署は、風水害等各種災害が発生した場合、その災害の規模、態様に応じて「災害警備計画」に基づいて災害警備本部等を設置する。

第２　応急対策

１　災害情報の収集

警察署の体制を速やかに確立し、災害警備活動に必要な情報収集活動を徹底する。

２　避難の指示等

災害対策基本法等の規定に基づき、避難の指示又は警告を行うとともに、町災害対策本部と連携して避難先を示す。住民の避難にあたっては、町災害対策本部及び消防機関と協力し、安全な経路を選定して誘導する。

３　広報

風水害等各種災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努める。

４　救助

防災関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動を実施するとともに、遺体の検分等にあたる。

５　交通規制

道路管理者等と連携して、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両及び規制対象外車両以外の通行を禁止又は制限する。また、通行禁止区域等において、車両等が通行の妨害となるときは、所有者等に対し、移動等の措置を命ずる。

第２節　被災地の警備

第１　被災地の警備

警察署は、避難後の無人化した住宅地、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締まり等にあたる。

第１２章　建物対策

第１節　応急仮設住宅

第１　仮設住宅の建設

１　需要の把握

住民対策部は、災害直後に被害の程度から仮設住宅の概数を把握する。また、住民対策部は、災害相談窓口又は避難所にて、仮設住宅入居の申し込みを受付ける。

２　用地の確保

建設対策部は、仮設住宅の需要、ライフライン等の被害、交通の状況等に基づいて、あらかじめ調査してある仮設住宅建設可能地から適当な土地を選定する。

３　仮設住宅の建設

建設対策部は、プレハブメーカー、建設業者等に仮設住宅の建設を発注する。仮設住宅の仕様は、原則として北海道の基準に準じる。気象条件や要配慮者に配慮して、ストーブの設置、段差の排除等に配慮する。建築資材等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼する。

なお、災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅は原則として道が設置する（ただし、同法第 13 条第 1 項の規定により委任された場合は町が設置する。）。

第２　応急仮設住宅の対象者

１　対象者

応急仮設住宅の対象者は、り災証明の発行を受けているなど次の条件に該当する者である。

■応急仮設住宅の対象者

○　住宅が全焼、全壊又は流失した者
○　居住する住家がない者
○　自らの資力をもってしては住宅を確保できない者で次に該当する者
・生活保護法に規定する被保護者及び要保護者
・特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等

２　入居者の選定

住民対策部は、被災者の資力、その他生活条件等を十分調査のうえ、抽選その他公正な方法により入居者を選定する。

3　設置期間

仮設住宅の設置期間は、建設工事の完了後３か月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて２年以内とすることができる。ただし、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、さらに期間を延長することができる。

※関係法令：特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第８条（建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置）

第３　管理

建設対策部は、入居者の要望等に応じて、仮設住宅設備の修理や改良等の管理を行う。また、仮設住宅の戸数が数十戸以上になる場所には、集会所等を設置する。

要配慮者等の入居者の状況により、家財の搬入等の支援を行う。

第２節　公営住宅の供給

第１　公営住宅の応急修理

建設対策部は、被災した町営住宅の状況を調査し、修理を発注する。応急修理は、要配慮者のうち特に配慮が必要な者等を優先し、居住に必要不可欠な部分から実施する。

第２　公営住宅の確保

建設対策部は、住宅を失った被災者に対して、町営住宅等の公営住宅を確保して供給する。入居者の選考は、応急仮設住宅の対象者と同様に行う。

第３節　住宅の応急修理

第１　住宅の応急修理

町内で発生した災害について、災害救助法が適用された場合は、その定める範囲内において被災した住宅の応急修理を行う。

1　需要の把握

建設対策部は、災害相談窓口又は避難所にて、住宅の応急修理の申し込みを受付ける。

2　応急修理

建設対策部は、応急修理を建築業者に委託する。応急修理の内容は、居室、炊事

場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

第２　修理の対象者

１　対象者

住宅の応急修理の対象者は、り災証明の発行を受けているなど次の条件に該当する者である。

■応急修理の対象者

○　災害によって住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者
○　自らの資力をもってしては応急修理ができない者

２　対象者の選定

建設対策部は、被災者の資力、その他生活条件等を十分調査のうえ、応急修理対象者を選定する。

第１３章　被災宅地安全対策

第１　危険度判定の実施

町域において災害対策本部が設置されることとなる規模の降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図る。

１　危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、建設対策部内に危険度判定実施本部を設置する。

２ 危険度判定の支援要請

町長は、判定士の派遣要請等、知事に対し、支援要請を行う。

３　判定士の業務

知事から派遣の依頼を受けた判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

■ 危険度判定の方法

① 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し、判定を行う。
② 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の３区分に判定する。
③ 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。
・危険宅地（宅地に立ち入ることは危険）＝赤のステッカーを表示する。
・要注意宅地（宅地に入る場合は十分に注意）＝黄のステッカーを表示する。
・調査済宅地（宅地の被災程度は小さい）＝青のステッカーを表示する。

第２　危険度判定実施本部

１　危険度判定実施本部の業務

危険度判定実施本部を設置したときは、「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」に基づき、次の業務を行う。

■ 業務の内容

① 宅地に係る被害情報の収集
② 判定実施計画の作成
③ 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
④ 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
⑤ 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

第３　事前準備

町は災害の発生に基づき次に努める。

(1)　町と道は相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。

(2)　町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

第１４章　防疫・清掃

第１節　防疫活動

第１　防疫体制の確立

感染症の発生を予防し、または蔓延を防止するため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号、以下「感染症予防法」という。）に基づき必要な措置をとる。

１　検病調査班の編成

北海道（上川保健所（上川総合振興局保健環境部保健行政室））は、検病調査等のための検病調査班を編成する。

２　防疫班の編成

住民対策部は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のため、職員及び臨時雇用の作業員で防疫班を編成する。また、必要に応じて協力を要請する。

※関係法令：感染症予防法第 28 条第 2 項（ねずみ族、昆虫等の駆除）

■防疫対象地域

○　浸水区域
○　感染症患者が多く発生している地域
○　避難所
○　その他衛生状況が良好でない地域

第２　感染症の予防

１　検病調査

住民対策部は、検病調査班に協力して被災地で少なくとも１日１回以上の検病調査を行うとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導を実施する。

２　予防接種

上川保健所（上川総合振興局保健環境部保健福祉室）は、感染症予防上必要があると認めるときは、予防接種を実施する。住民対策部は、上川保健所（上川総合振興局保健環境部保健行政室）と予防接種の実施方法等を協議する。

３　被災地の消毒

住民対策部は、上川保健所（上川総合振興局保健環境部保健行政室）の指導により被災地の消毒を実施する。消毒に用いる資機材、薬品は備蓄品を使用する。不足する場合は、町内及び近郊薬局から調達する。

4　飲料水の供給

建設対策部は、感染症予防法により知事から水の利用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じられたときは、ろ過装置や薬剤等を確保し、衛生的に処理した飲料水を供給する。

5　一般飲料用井戸への措置

住民対策部は、飲料用に井戸を使用している設置者に対し、上川保健所（上川総合振興局保健環境部保健行政室）と連携して北海道飲料用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明したときの措置を指導する。

■感染症の予防措置

○　臨時予防接種に関する指示及び命令（予防接種法第 6 条）
○　感染症の病原体に汚染された場所の消毒（感染症予防法第 27 条）
○　ねずみ族、昆虫等の駆除（同第 28 条）
○　物件に係わる措置（同第 29 条）
○　死体の移動の制限（同第 30 条）
○　生活の用に供される水の使用制限等（同第 31 条）
○　建物に係わる措置（同第 32 条）
○　交通の制限又は遮断（同第 33 条）

第３　感染症患者への医療

感染症予防法に規定する一類～四類の患者が発生し又は発生した疑いがある場合、又は五類感染症の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、北海道（上川保健所（上川総合振興局保健環境部保健行政室））が次の措置を実施する。

■ 感染症患者等への措置

○ 感染症指定医療機関への入院勧告（同法第 19 条、第 20 条）

第４　避難所の防疫措置

1　健康調査等

住民対策部は、上川保健所（上川総合振興局保健環境部保健行政室）と協力して、避難者の健康状態を把握し、必要に応じて避難所にて健康診断を行う。

2　衛生管理

住民対策部は、上川保健所（上川総合振興局保健環境部保健行政室）の指導のもと、避難者の衣服等の日光消毒、トイレ・炊事場・洗濯場の消毒、手洗い・うがいの励行等の衛生指導を実施する。

3　集団給食

住民対策部は、避難所における炊き出し等の給食従事者には、健康診断が終了した者をあて、衛生に気を付けるよう配慮する。また、配膳時の衛生保持やゴミの衛生的処理を徹底させる。

第２節　し尿の処理

第１　仮設トイレの設置

住民対策部は、避難所等においてトイレが不足する場合、仮設トイレを設置する。

第２　し尿の処理

住民対策部は、仮設トイレのし尿の収集を委託業者に要請する。また、浸水により汲取り式トイレが使用できなくなったときは、委託業者に汲取りを要請する。その場合、処理能力に応じて汲取り量を制限する。

第３節　清掃・廃棄物の処理

第１　一般廃棄物の処理

1　収集・処理の実施

住民対策部は、道路の被災、避難所の開設及び収集車の配車等の状況から収集計画を立案し、ごみの収集、処理を行う。

なお、実施困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求めるものとする。

2　収集の広報

住民対策部は、災害広報紙、報道機関等を通じ、収集計画等を広報するとともに、ごみ捨てのルールを守るように協力を呼びかける。

3　仮置き場の確保

住民対策部は、道路交通の遮断、渋滞による収集の遅れや処理施設の被災による機能が低下したときは、仮置き場を確保する。仮置き場は災害規模にもよるが、周辺環境に配慮した場所とする。

4　避難所におけるごみ対策

避難所では、一般廃棄物と同じように分別を行い収集する。また、毛布、畳、ポリタンク、ダンボール等一時に大量発生するものについては、個別に収集し、リサイクルの方針にあわせて処理する。

第２　災害廃棄物の処理

住民対策部は、災害により生じたがれき等の災害廃棄物を、一時的に仮置き場に運搬し、適切な方法で処理する。また、アスベスト等有害な廃棄物については、汚染物質の発生を防ぎ、適正な処理対策を行う。

なお，処理が困難な場合は，近隣市町村及び道に応援を求めるものとする。

第１５章　障害物除去・放浪動物等対策

第１節　障害物の除去

第１　住宅関係の障害物の除去

１　除去の対象

建設対策部は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい支障を及ぼす障害物を除去する。住宅関係の障害物除去の対象者は、次のとおりである。

■障害物除去の対象者

○　当面の日常生活が営み得ない状態にある者
○　住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者
○　自らの資力では障害物の除去ができない者

２　除去の方法

建設対策部は、町所有の資機材を用いて除去作業を行う。町のみでは除去できないときは、協定に基づき建設業協会に応援を要請する。総務対策部は、必要に応じて知事（上川総合振興局長）に自衛隊の派遣要請を要求する。なお、他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。

除去した障害物は、遊休地等に集積し、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分する。

第２　河川関係の障害物の除去

建設対策部は、町管理の河川、公共下水道、排水路等の巡視を行うとともに、災害によって発生した障害物を除去する。除去の方法は、住宅関係の障害物の除去と同様に行う。

第３　主要道路上の障害物の除去

建設対策部は、町管理の道路の巡視を行い、交通に支障を及ぼしている障害物を除去する。除去の方法は、住宅関係の障害物の除去と同様に行う。

第２節　動物対策

第１　飼養動物への対応

１　ペットの避難

避難時のペットの保護及び飼養は、「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」

（平成 13 年条例第 3 号）に基づき、原則として動物の管理者が行う。避難所ではペットの保護は行わない。総務対策部は、住民による自己責任においてペットを避難させることを広報する。

2　ペット救護所の設置

住民対策部は、避難生活が長期化し、避難所において避難生活の障害となるペット問題が生じた場合は、北海道及び北海道獣医師会等とその取り扱いについて協議する。ペット救護所等を設置する場合は、公共用地に設置し、必要な資機材、ペットフードを確保する。

第２　放浪動物への対応

1　放浪又は逸走動物の収容

住民対策部は、北海道、関係団体等と協力して飼い主が不明なペット等を保護し、犬抑留場等に収容する。不足する場合は、新規に保護施設を設置する。また、住民等に放浪犬等への注意や収容について広報する。

2　死亡動物の処理

死亡した動物は、しらかば清掃センター等で処理する。

第１６章　安否情報の収集・提供

［資料編 3-8］

※　安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。

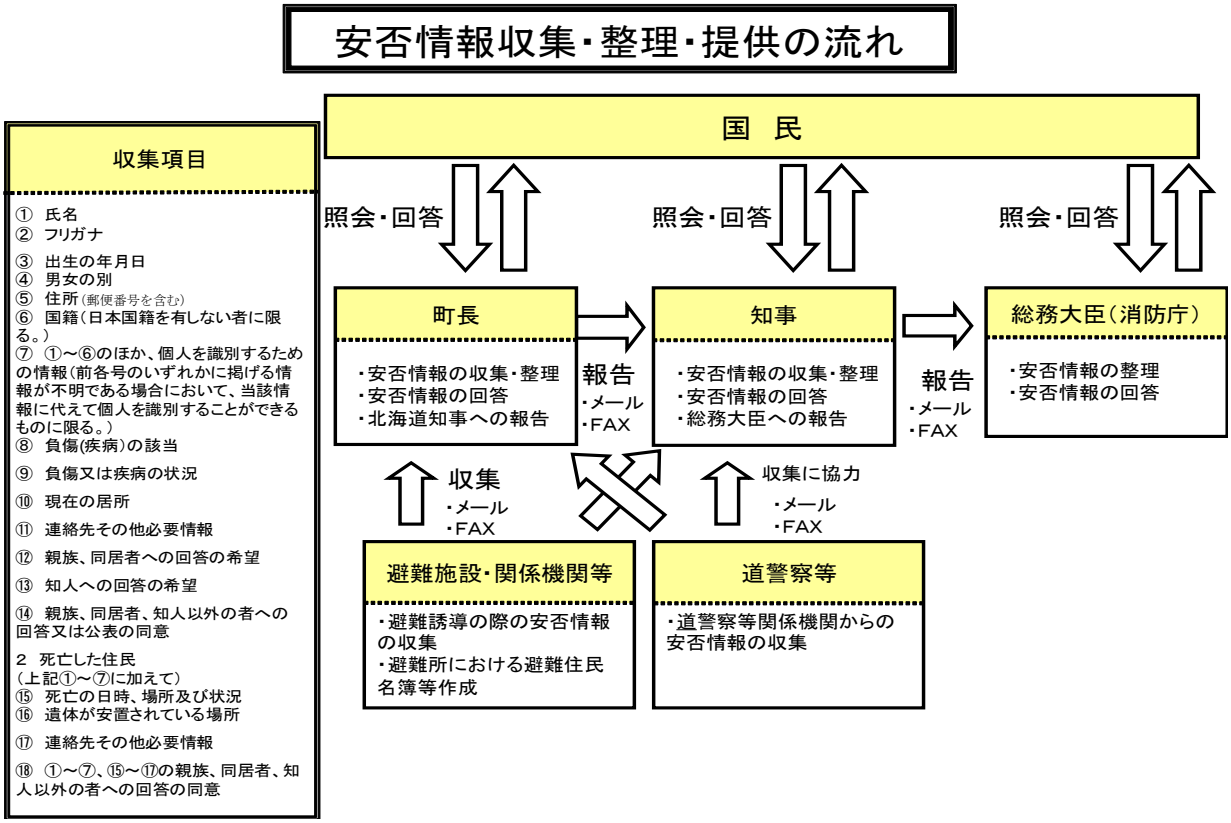

第１節　安否情報システムの利用

町は、安否情報の収集・提供を効率的に実施するため、消防庁が管理する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システムを利用するものとし、事態の状況により当該システムによることができないときは、電子メール、ＦＡＸにより安否情報の報告を行う。

第２節　安否情報の収集

第１　安否情報の収集

住民対策部は、避難所において避難者から任意で安否情報の収集を行うほか、国保診療所、諸学校等への照会、道警察への照会などによる安否情報の収集を行う。

安否情報の収集にあたっては、避難者又は災害等により負傷した住民については、安否情報省令第１条に規定する様式第１号を、災害等により死亡した住民については、同様式第２号を用いて行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難者から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

第２　安否情報収集の協力要請

住民対策部は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する。なお、この場合において、その協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、かつ、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

第３　安否情報の整理

町は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

第３節　安否情報の報告、回答等

第１　道に対する報告

町は、道への報告にあたっては、原則として、安否情報省令第２条に規定する様式第３号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで道に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

第２　安否情報の照会に対する回答

１　安否情報の照会の受付

(1)　町は、安否情報の照会窓口、電話及びＦＡＸ番号、メールアドレスについて、町対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

(2)　住民からの安否情報の照会については、原則として、町対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令第３条に規定する様式第４号に、必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。その際、本人確認を行うため、照会者に対し本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人の登録証明書、住基カード等）を提出させる。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や、照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、

書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(3)　窓口以外から照会があった場合には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の住居市町村が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行うこととする。

2　安否情報の回答

(1)　町は、その照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、原則として被照会者の同意に基づき、安否情報省令第４条に規定する様式第５号により、その照会に係る者が避難者に該当するか否か及び災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

(2)　町は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第５号により回答する。

(3)　町は、安否情報の回答を行った場合には、その回答を行った担当者、回答相手の氏名や連絡先等を把握する。

3　個人の情報の保護への配慮

(1)　安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

(2)　安否情報の回答にあたっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等、個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

第３　日本赤十字社に対する協力

町は、日本赤十字社北海道支部の要請があったときは、その要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供にあたっても、第２の３(1)(2)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、これを行う。

第１７章　行方不明者の捜索・遺体の処理

第１節　行方不明者の捜索

第１　行方不明者情報の収集

捜索の対象は、災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者とする。住民対策部は、災害相談窓口で受け付けた捜索願い及び行方不明者の情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。行方不明者のリストは、警察署に提出する。

第２　捜索活動

警察署、消防署、消防団等は、捜索チームを編成し、行方不明者リストに基づき捜索活動を実施する。なお、町長は、警察及び消防力だけでは捜索が困難と認めたときは、知事（上川総合振興局長）に自衛隊の派遣要請を要求する。

行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察官の見分を受ける。

第２節　遺体の処理

第１　遺体処理の実施

１　処理の実施者

住民対策部は、災害による社会混乱のため、遺族等が遺体識別等のための処置を行うことができないとき、遺族に代わり遺体の処理を行う。

なお、警察官が発見した遺体、又は警察官に対し届出がなされた遺体に関しては、警察官の見分が終了し、遺体が遺族又は町に引き渡されてから処理を行う。

２　遺体処理の内容

遺体処理として、次のことを行う。災害救助法が適用された場合は、遺体の処理のうち、洗浄等の処理及び検案については、知事の委託を受けた日赤道支部が行う。

■遺体の処理

○　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
○　遺体の一時保存
○　検案（遺体の死因その他の医学的検査をすること）

第２　遺体の安置

1　遺体安置所の設置

住民対策部は、被災地に近い公共施設、寺院等に遺体安置所を開設し、処理した遺体を葬儀業者等に要請し、遺体安置所に搬送する。身元が判明した遺体は、遺体安置所で遺族に引き渡す。

2　納棺用品の調達

住民対策部は、道及び葬儀業者に納棺用品等の供給を要請する。

第３節　遺体の火葬・埋葬

第１　遺体の火葬・埋葬

1　火葬・埋葬許可証の発行

住民対策部は、火葬・埋葬許可証を発行する。

2　火葬・埋葬

遺体は大雪火葬場で火葬する。住民対策部は、遺体が多数のため、火葬場で処理できないときは、近隣市町村の火葬場に火葬を依頼する。遺族では遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者等に協力を要請する。身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。

第２　遺骨の保管

住民対策部は、引取り手のない遺骨等を遺留品とともに保管する。

第１８章　ライフライン・公共施設等の応急復旧対策

第１節　ライフライン施設

ライフラインの応急対策は、各ライフライン機関があらかじめ定めた防災業務計画等に基づいて実施する。町は、防災関係機関の連絡担当者等を通じて各ライフライン施設の被害、供給状況等の情報を収集する。また、町長は各ライフライン機関に対して、重要施設等の復旧の要請を行う。

第１　上水道施設

１　応急活動体制の確立

建設対策部は、被害が発生した場合は、必要な要員を動員し、応急体制を確立する。

２　応急活動

建設対策部は、浸水した区域等の被害状況を調査する。浸水等により上水道施設が被災し、機能が停止した場合は、緊急止水をした上で機能回復作業を行う。

３　上水道の復旧対策

建設対策部は、被害状況を調査し、復旧計画を作成する。復旧計画に基づき次のような復旧作業を実施する。

■上水道施設の復旧作業

○　管類等の資機材の確保
○　復旧に必要な人員の確保
○　被害状況、復旧の見込み等の広報
○　他水道事業体への応援要請

第２　下水道施設

１　応急活動体制の確立

建設対策部は、浸水等の被害が発生した場合は、必要な要員を動員して応急活動体制を確立する。

２　応急活動

建設対策部は、浸水等により被害が発生した場合は、被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の低下、二次災害の防止等に対しては、次のような応急活動を行う。

■下水道の応急対策

○　排水機能の回復 ・可搬式ポンプによる緊急送水 ・仮管渠の設置 ・土砂の浚渫（しゅんせつ）

3　下水道の復旧対策

建設対策部は、施設の重要度、危険度を考慮し、詳細な被害調査を実施し、復旧計画を作成する。また、復旧計画に基づき次のような復旧作業を行う。

■下水道施設の復旧作業

○　資機材の確保 ○　復旧に必要な人員の確保 ○　被害状況、復旧の見込み等の広報 ○　他下水道事業体への応援要請

第３　電力施設

電気施設の応急復旧対策は、北海道電力株式会社が定める「防災業務計画」に基づいて行われる。

1　活動態勢

発令基準に従い警戒態勢、非常態勢を発令し、態勢を整備する。

2　情報収集

所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立する。

3　通信確保

本社、支社、支店重要発電所相互間の主要通信回線に対しては、迂回ルート構成を考慮するとともに、通信機器用予備電源の正常運転に十分な注意を払い通信の確保を図る。なお、災害地域の現業機関には、臨時電話の仮設などを考慮する。

4　広報

災害による停電及び使用制限にあたっては、災害概況、復旧見込みを直接又は報道機関を通じて速やかに地域住民等に周知を図る。

5　要員の確保

各支部は被害の状況により、支部管内の社外の応援を求め、なおかつ対処できないときは、本部に要請し、本部は融通動員する。

6　資材等の調達

社内における調達を図り、なおかつ不足するときは、関連工事会社及び他電力会社等からの融通等により調達を図る。

なお、必要により指定地方行政機関、地方公共団体等に対し、労務施設、設備又は物資の確保について応援を求める。

7　応急工事

災害時において、復旧順位、難易及び人員、資材の動員等を考慮して応急工事を行い、極力送電の確保に努める。

第４　ガス施設

災害発生時には、ガス事業法第 30 条により定められた「保安規程」及び「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」その他災害対策に関する諸規程によるほか、消防機関とは「ガス漏れ及び爆発事故防止対策に関する申し合わせ（昭和 55 年 11 月 21 日 55 札通ガ第 435 号）により連携を密にし、二次災害の防止に努める。

第５　通信施設

通信関連会社は、災害が発生した場合は、電気通信設備の予防措置、災害応急対策、災害復旧等に対する適切な措置をとる。

1　災害時の活動体制

災害が発生した場合は、非常態勢を発令し対処する。この場合、道、市町村及び各防災機関と密接な連携を保ち相互協力に努める。

2　設備、資機材の点検及び出動準備

災害の発生とともに、設備、資機材の点検等を行う。

3　応急措置

電気通信設備に被害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急措置をとる。この場合、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じて、電気通信事業法に定められた復旧順位に従って実施する。

4　広報

災害が発生し、通信が途絶若しくは利用の制限を行ったときは、利用制限の措置状況及び被災した設備の復旧状況を、テレビ、ラジオ、新聞掲載及び広報車により地域の住民に周知する。

第６　公共施設

１　被害調査等

各施設管理者は、所管施設の被災状況を調査し、施設利用者等の安全確保を図るため、避難誘導措置を行うとともに、二次災害の防止等の応急措置を行う。

２　冬季の災害

冬季に災害が発生した場合、次の対策を速やかに実施する。

(1) 建設対策部は、重要施設の暖房・給油設備等の被害状況を調査し、協定等を活用し、応急工事等を手配する。

(2) 各施設管理者は、施設に必要な燃料を販売業者から調達する。

第２節　交通施設

第１　道路・橋りょう

災害が発生した場合、各道路管理者等は、所管の道路、橋りょうについて被害状況を把握し、緊急輸送道路を最優先に、道路交通の確保を図る。建設対策部は、町所管道路について、通行の禁止又は制限等の措置などを講じるとともに、被災道路、橋りょうについては、応急措置を行う。

１　状況の把握

建設対策部は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、所管道路の巡回、緊急点検を行い、道路及び占用物の状況を把握する。

２　道路の啓開

建設対策部は、路肩の崩壊、がけ崩れ等により通行に支障がある場合は、障害物の除去を行い、迅速に啓開する。また、危険箇所には道路標識や警戒要員を配置するなどの措置をとる。

なお、道路の啓開は、緊急輸送等に必要な路線を優先的に行う。

３　道路・橋りょうの復旧対策

建設対策部は、緊急巡回、緊急点検によって得られた情報を整理検討のうえ、応急復旧の方針を決定し、応急復旧を行う。

４　応援要請

建設対策部は、道路の啓開、応急復旧等を行うときは、重機、資機材、復旧要員等の応援を旭川建設業協会に要請する。

なお、総務対策部は、必要に応じて知事（上川総合振興局長）に自衛隊の派遣要請を要求する。

第２　河川施設

１　状況の把握

建設対策部は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、河川施設の巡回、水位の監視を行い水害等の状況を把握する。また、北海道開発局等関係機関との連携をとる。

２　応急対策

建設対策部は、河川施設が被災した場合は、水害等の発生を予防するよう応急措置をとる。

第３　空港施設

旭川空港の応急復旧対策は、旭川市が定めた「旭川空港緊急時対応計画」に基づいて行われる。

第１９章　農業対策

第１節　農林業対策

第１　応急対策

１　状況の把握

産業対策部は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、農地、農業用施設の巡回、点検を行い、農地及び農業用施設等の状況を把握する。

２　被害調査

産業対策部は、災害による農林業の被害調査を行う。

■被害調査の項目

農業被害	○　農地　○　農作物　○　農業用施設
林業被害	○　林地　○　治山施設　○　林道　○　林産物

第２　農作物対策

産業対策部は、農業協同組合と連携して、農作物及び農地の被害状況に応じて次の措置をとる。

■農作物対策

○　浸水後の農作物への応急措置の指導
○　病害虫発生の予防措置の指導
○　薬剤、資機材の供給、農薬の散布
○　農作物の生産管理技術の指導

第２節　畜産業対策

第１　応急対策

１　被害調査

産業対策部は、家畜や畜舎等の営農施設の被害調査を行う。

２　飼料の確保

産業対策部は、被害調査結果により、被災農家が家畜飼料等の確保ができないと認められるときは、文書をもって上川総合振興局長に対して応急飼料の斡旋を要請する。

■応急飼料の斡旋方法

要請先	上川総合振興局産業振興部農務課	
要請事項	飼料	○　家畜の種類及び頭羽数 ○　飼料の種類及び数量 ○　購入予算額 ○　農家戸数等参考になる事項
	転飼	○　家畜の種類及び頭数 ○　転飼希望期間 ○　管理方法 ○　転飼予算額 ○　農家戸数等参考になる事項

第２　家畜の防疫活動

１　家畜の防疫

産業対策部は、家畜伝染性疾病等が発生又は発生するおそれのあるときは、道に対して予防接種、消毒、有害昆虫等の駆除を要請する。家畜の防疫は、北海道（家畜保健衛生所）が家畜伝染病予防法（昭和２６年法律第１６６号）に基づき、家畜防疫上必要があると認めたときは、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止のため、被災地域の立入検査、消毒等、防疫体制の整備等を行う。

第３　死亡家畜の処理

産業対策部は、家畜が死亡したときは、死亡獣畜取扱場に運搬して処理するよう指導する。また、運搬することが困難な場合は、保健所長の指導を受け処理するものとする。死亡獣蓄の処理は原則として所有者が行うものとする。所有者が不明なとき又は所有者が処理することが困難な場合は、産業対策部が行う。

死亡獣蓄の処理は、移動し得るものについては、集中焼却又は埋却処理する。移動し難いものについては、保健所の指導により、その場で他に影響を及ぼさないよう焼却又は埋却するものとする。

■ 死亡獣蓄の処理方法

○　環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却する。
○　移動できないものは、保健所長の指導を受け臨機の措置をとる。
○　埋却する場合は、１ｍ以上覆土する。

第２０章　文教・保育対策

第１節　応急保育・教育

第１　安否の確認

１　幼稚園・保育園の園児等の安否確認

教育対策部及び住民対策部は、災害発生後、園長を通じて園児、職員の安否の確認を行うとともに、保護者の所在、安否情報の把握に努める。

２　児童・生徒等の安否確認

教育対策部は、災害発生後、学校長を通じて児童・生徒・教職員の安否の確認を行うとともに、保護者の所在、安否情報の把握に努める。

第２　応急保育の実施

保育園長は、住民対策部と連携し、施設の被害状況の把握に努める。既存施設において保育の実施ができない場合、臨時的な保育所を設け、保育を実施する。

交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育園で保育することができる。また、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続きを省き、一時的保育を行うよう努める。

第３　避難所開設への協力

各学校では、避難所開設時には、派遣された職員とともに体育館等の避難スペースを確保し、避難者受け入れ準備を行う。また、避難所運営にあたっては、運営組織とともに教育スペースと避難スペースとの調整を図る。

第４　応急教育活動

１　場所の確保

学校長は、施設の被害状況を調査し、教育対策部と連携を取りつつ、応急教育のための場所を確保する。

■応急教育の場所

被害の程度	応急教育のための予定場所
校舎の一部が被害を受けた場合	○　被害を免れた学校内施設
校舎の全体が被害を受けた場合	○　公民館等の公共施設 ○　隣接学校の校舎
特定の地域について相当大きな被害を受けた場合	○　最も近い被災のない地域の学校、公共施設 ○　応急仮設校舎の設置

2　応急教育の準備

教育対策部及び学校長は、臨時の学級編成を行い、児童・生徒及び保護者に授業再開を周知する。

教職員が被災し、十分な人員を確保できない場合は、北海道教育委員会と連携して学級編成の組み替え、近隣学校からの応援等により対処する。

3　応急教育の要領

応急教育において実施する指導内容、教育内容については、特別計画を立案する。授業不可能な場合にあっても、家庭学習の方法等について指導する。

■応急教育の要領

教育内容	教科書、学用品等の損失状況を考慮する。特に、健康指導、生活指導、安全教育を指導する。
生活指導	○　児童・生徒相互の助け合い精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ○　関係機関、医師会、その他専門家と連携・協力して、児童・生徒の「こころのケア」対策を行う。

4　学校給食

学校給食は、災害復旧又は社会の混乱が沈静化するまで原則として行わない。

5　避難所との区分

教育対策部、学校長及び教職員は、校舎が避難所として使用されることになったときには、総務対策部と協議して、避難所のスペースの他に応急教育の場を確保し、相互に学業や避難生活を妨げないように配慮する。

6　学用品の給与

災害により学用品を失った児童、生徒に対し、必要な教材、学用品を給与する。

教育対策部は、学校長を通じて給与の対象となる児童・生徒数を把握し、り災者名簿及び学籍簿と照合する。

学用品、文房具については被害状況別、小中学校別に学用品購入（配分）計画表を作成する。教科書、文房具、学用品は、業者から一括購入し、学校ごとに分配する。

第５　学校施設の応急復旧

教育対策部は、学校施設が被災した場合、被害を調査して補強・修理等の応急措置を行う。

第２節　社会教育施設等の対策

第１　社会教育施設等の応急措置

施設管理者等は、災害によって被害を被るおそれのあるときは、避難誘導措置をとり、利用者の安全の確保に努める。

教育対策部は、社会教育施設等が被災した場合、補強・修理等の応急措置を行う。

また、被災した社会教育施設等を避難所、物資拠点として一時使用する場合又は利用者に開放する場合には、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、安全を確認の上使用する。

第２　文化財に対する措置

教育対策部は、文化財に被害が発生したときには、北海道教育委員会へ報告し、必要な措置を講ずる。

第２１章　防災ボランティア対策

第１　ボランティア団体等への要請

災害対策にあたり、ボランティアの協力が必要な場合は、住民組織等に要請する。住民組織等との連絡は、担当する各対策部が行う。ボランティア団体等に要請する活動は、次のとおりである。

■ ボランティア団体等に依頼する内容

○　災害、安否、生活情報の収集、伝達
○　炊き出し、その他の災害救助活動
○　高齢者、障がい者等の介護・看護活動
○　清掃及び防疫
○　災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
○　被災建築物の応急危険度判定
○　応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
○　災害応急対策事務の補助

第２　全国からのボランティアへの対応

災害状況によっては全国からのボランティアが集まるので、総務対策部は、町社会福祉協議会と連携してボランティアへの対応を行う。

1　ボランティア現地対策本部の設置

社会福祉協議会は、災害のため必要があると認めるときは、災害時における防災ボランティア活動に関する様々な情報を収集、管理し、ボランティアの活動を円滑にするため、防災ボランティア現地対策本部等を速やかに開設する。

なお、ボランティアの受付や活動内容の割り振りなどの活動は、ボランティアコーディネーター等に委ねる。

■ボランティア現地対策本部の主な活動内容

○　町及び道社会福祉協議会防災ボランティア対策本部等との連絡調整
○　被災状況等の情報収集及び提供と被災者のニーズや活動状況の把握
○　ボランティア活動の企画、実施等のコーディネート
○　ボランティアの受入れ、保険の加入
○　ボランティア活動の支援、活動に必要な資機材の調達
○　ボランティア登録者への活動要請
○　各関係機関、報道機関等に対する情報提供、広報
○　ボランティアの活動の記録管理

■ ボランティア受入れの流れ

① ボランティア：活動の申し入れ、問い合わせ（現地・電話） ↓ ② ボランティアコーディネーター（現地対策本部）：受入れ・活動内容の割り振り等 ↓ ③ ボランティア：活動参加

2 町の支援

防災ボランティアの活動は、ボランティアの組織が中心となって自らの判断で行うものであり、町はボランティアからの申し入れ等により、災害応急対策の実施について協力を受ける。

一方、町はボランティアの協力を受ける立場から、活動に必要な情報、設備及び拠点等を提供しボランティア活動を支援する。

総務対策部は、ボランティア団体、社会福祉協議会等からボランティアの申し出があった場合は、ボランティア現地対策本部の設置場所や本部で使用する資機材を提供するなど、必要な支援を行う。

住民対策部は、災害時におけるボランティア活動が円滑かつ有効に機能するために、情報提供、活動支援を主とした次の活動を行う。

■防災ボランティア活動に対する町の支援等

○ 必要に応じて社会福祉協議会の防災ボランティア現地対策本部に要員を派遣し、ボランティア関係団体との連絡調整を図る。 ○ ライフラインの復旧、交通規制や公共交通機関の復旧、防災対策の状況など、行政による被災地全体の情報をボランティア関係団体に適切に提供する。 ○ ボランティアの活動拠点となる施設の確保や活動が円滑に実施できるよう電話、ファクシミリ、事務機器等を提供する。 ○ 防災ボランティアの健康管理について配慮する。 ○ ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努め、その情報をボランティアコーディネーター等に提供する。

3 ボランティアとの調整

総務対策部は、社会福祉協議会、ボランティアコーディネーター等と定期的に協議を行い、災害対策本部からの要請事項、活動の報告や諸問題の解決を図る。

4 他地域からのボランティアの宿泊場所の検討

総務渉外対策部は、町社会福祉協議会と連携して、ボランティアの宿泊場所の確保等、検討を図る。

第３　防災ボランティア活動への配慮

防災ボランティアの活動は、被災者の安否確認、避難者の生活支援、医療・看護活動、高齢者等の介護など広い範囲に及び、専門的な知識や技術、経験などが必要となる分野もあることから、その受入にあたってはボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮する。

■ボランティアの主な活動分野

区分	活動内容
専門ボランティア	○　救急・救助（消防職団員ＯＢ） ○　医療・看護（医療従事者） ○　土砂災害危険箇所の調査（斜面判定士） ○　高齢者・障害者等の介護（社会福祉士、介護士、手話通訳等） ○　非常通信（アマチュア無線技士） ○　資機材の輸送、特殊車両等の操作（特殊車両等の運転資格者等） ○　外国語通訳 ○　ボランティアコーディネート（ボランティアコーディネーター）
一般ボランティア	○　災害・安否・生活情報の収集・伝達 ○　避難所の運営補助 ○　食料・水の配布、その他の災害救助活動 ○　要配慮者・避難者等の生活支援 ○　その他危険のない軽作業

第２２章　要配慮者対策

第１節　要配慮者への対応

第１　避難行動要支援者の安全確認

１　安否確認

住民対策部は、町内会・自主防災組織・福祉関係団体などの避難支援等関係者と協力して避難区域の在宅の避難行動要支援者の安否確認を行う。また、災害の状況によって、移送の要否等を検討する。

２　避難誘導

避難行動要支援者の避難誘導は、避難行動要支援者避難計画（全体計画・個別計画＝避難支援計画）に基づき、原則として地域の町内会、自主防災組織等の避難支援等関係者が行う。

住民対策部は、高齢者・乳幼児・傷病者・歩行困難な避難行動要支援者を車両等で輸送する。

第２　避難所での支援

１　避難所における援護対策

住民対策部は、避難所において避難所運営委員会、ボランティアと協力して、次に掲げる対策を行う。

■避難所における要配慮者への支援

ケアサービスリストの作成	○　必要となる介護・介助要員・用具の種別・規模 ○　その他介護に必要な状況
必要な設備	○　踏み板等、段差の解消 ○　簡易ベッド ○　パーティション（間仕切り）
要配慮者専用スペース	○　可能な限り少人数部屋の確保 ○　トイレ

２　広報活動への配慮

広報渉外部は、住民対策部やボランティアの協力を得て、伝言や手話等で広報を行い、視聴覚障害者に配慮する。

３　巡回ケアサービス等の実施

住民対策部は、避難所の要配慮者に対して、医師、歯科医師や保健師等による巡回ケアサービスを行うとともに、ヘルパー、ボランティア等による相談、介

助等を行う。

4　社会福祉施設等への入所

避難所の避難行動要支援者は、状況に応じて可能な限り、地域の身近な福祉避難所や地域の拠点となる福祉避難所として指定している社会福祉施設等の協力を求め入所させる。

第３　被災した在宅の避難行動要支援者への支援

住民対策部は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地等において、児童相談員、ケースワーカー等による心や今後の生活設計等の各種の相談に応じるとともに、社会福祉士、介護福祉士等による避難行動要支援者への巡回相談や、ボランティアによるホームヘルプサービスの実施に努める。

第４　仮設住宅での支援

住民対策部は、仮設住宅においても、巡回ケアサービス、広報活動等を行い、要配慮者の生活を支援する。

第２節　要配慮者利用施設入居者への対策

［資料編 4-15］

第１　災害発生時の安全確保

各要配慮者利用施設（資料編記載）では、災害により入所者が負傷した場合は、救護所等に移送する。火災の発生や災害の危険性があるときは、入所者の安否を確認し、近隣の住民等の協力を要請して避難措置をとる。火災が発生した場合、可能な限り職員は初期消火を行う。また、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にある施設は、入所者等の安全を確保するため、避難情報により速やかに避難する。

第２　情報の伝達等

町は要配慮者利用施設（資料編記載）について、災害時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう防災情報等を電話、ＦＡＸ、広報車、防災無線等により施設管理者に伝達するとともに、避難誘導等を実施する。

防災情報の伝達

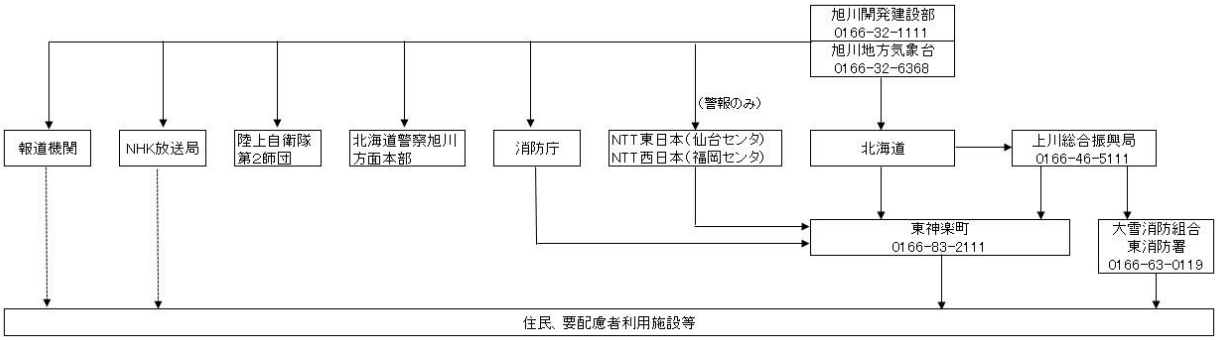

第３ 施設における生活の確保

各施設管理者は、災害によりライフライン等が断たれ、食料、飲料水、生活必需品等が不足した場合、必要とする品目、数量等を確認のうえ、住民対策部又は建設対策部に供給を要請する。

第３節　外国人への対応

第1 外国人への広報

広報渉外部は、外国語の広報紙を作成し、地震情報、安否情報、被災情報等を提供するとともに、ボランティア等の協力により災害時の広報を行う。

第2 外国人への援助

広報渉外部は、外国語の通訳・翻訳ができるボランティアを確保し、外国人に対する援助策や情報提供を実施する。

第２３章　災害応急金融対策

第１　災害応急金融対策

災害の応急復旧を図り、り災者の速やかな立ち直りを期するため、応急金融を実施する。その内容は、第６編災害復旧計画記載のとおりである。

○　生活福祉資金
○　母子・寡婦福祉資金
○　災害援護資金貸付金
○　災害復興住宅資金
○　農業経営維持安定資金
○　中小企業総合振興資金「セーフティネット貸付（災害貸付）」
○　勤労者福祉資金
○　被災者生活再建支援法による支援
○　その他

第２４章　災害救助法の適用

第１節　災害救助法の適用基準

第１　災害救助法の適用

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第１条第１項第１号～第４号の規定による。本町における具体的適用は次のいずれか１つに該当する場合である。

■災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
(1) 町内の住家が滅失した世帯の数	町 40 世帯以上	第１項第１号
(2) 道内の住家が滅失した世帯の数、かつ町内の住家が滅失した世帯の数	道　2,500 世帯以上 かつ町 20 世帯以上	第１項第２号
(3) 道内の住家が滅失した世帯の数、かつ町内の住家が滅失した世帯の数	道　12,000 世帯以上 かつ町 20 世帯に達しないが、町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき	第１項第３号前段
(4) 災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難である場合	町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき	第１項第３号後段（注）
(5) 多数の者が生命又は、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合		第１項第４号（注２）

（注）上記(4)に係る事例

ア　有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とするものであること

イ　被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること

（注２）上記(5)に係る事例

住家被害の程度に係わらず、多数の者の生命、身体に被害を及ぼす災害が社会

的混乱をもたらし、その結果、人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助を必要とする場合に相当する。

ア　交通事故あるいは船舶の沈没により多数の者が死傷した場合

イ　火山爆発又は有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

ウ　群集の雑踏により多数の者が死傷した場合

エ　山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ多数の者が死傷した場合

オ　豪雪により多数の者が危険状態となる場合

本町における被害程度の判断は、被害状況の判定基準によって行うものとする。

第２節　滅失世帯の算定基準

第１　滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。半壊等については、災害救助法施行令第１条第２項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

■滅失世帯の算定方法

滅失住家１世帯	住家被害状況	算定根拠
	全壊（全焼・流失）	１世帯
	半壊（半焼）	２世帯
	床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能の状態	３世帯

第２　住宅被害程度の認定

住家の被害程度の認定を行ううえで、おおよその基準は次のとおりとする。

■被害の認定基準

被害の区分	認定の基準
住家全壊（全焼・全流失）	住家がその住居のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊（半焼）	住家がその住居のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
住家の床上浸水土砂の堆積等	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。

※「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「１住家」として取扱う。

※「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

第３節　災害救助法の適用手続き

第１　災害救助法の適用申請

町内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、町長は直ちにその旨を上川総合振興局長に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて要請する。

■上川総合振興局長への主な報告事項

○　災害発生の日時及び場所
○　災害の原因及び被害の状況
○　既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
○　その他必要な事項

第２　適用要請の特例

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない場合には、町長は、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに上川総合振興局長に報告し、その後の処置に関して指示を受ける。

第３　特別基準の適用申請

災害救助の対象数量及び期間については、特別な事情のある場合、特別基準の適用を申請できる。

適用申請は道知事に対して行うが、期間延長については救助期間内に行う必要がある。

第４節　救助の実施者及び救助の内容等

第１　救助の実施者

災害救助法による救助は知事が行い、町長はこれを補助する。

ただし、災害救助法第 30 条第 1 項の規定により、必要により通知される救助については、町長が行う。

■救助の種類

①　避難所の設置
②　応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）
③　炊き出しの実施
④　食品の給与
⑤　飲料水の供給
⑥　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
⑦　医療
⑧　助産
⑨　災害にかかった者の救出
⑩　住宅の応急修理
⑪　学用品の給与
⑫　埋葬
⑬　死体の捜索
⑭　死体の処理
⑮　障害物の除去
⑯　輸送及び賃金職員等の雇上げ
⑰　生業資金の貸付け（現在運用されていない）

第２　救助の内容等

救助の程度、方法、期間並びに実費弁償等の救助の内容については、災害救助法施行令に基づく内閣府令等による。

第２５章　雪害対策

第１　雪害対策

１　情報の収集

各関係機関は、旭川地方気象台の発表する予報(注意報を含む。)、警報、特別警報、並びに気象情報等により、必要と認める場合にはそれぞれの定める警戒体制に入るものとする。

２　除雪路線区分

除雪路線は、積雪寒冷地特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法に基づく指定路線及び非指定路線で、特に交通確保を必要と認める主要路線について、次の区分により除雪を分担実施する。

各路線の除雪にあたっては、連絡、情報等の交換を密にして、相互協力のもとに実施するものとする。町道においては、建設対策部が実施することとし、年度ごとの除雪計画を作成実施するものとする。

■除雪分担

道道	上川総合振興局旭川建設管理部
町道	建設対策部（一部旭川市）

３　除雪作業の基準

町が管理する道路で冬期間除雪を行い、交通を確保する除雪活動の基準は下記のとおりである。

■除雪作業の基準

区分	除雪目標
第１種	定期バス、スクールバス路線、公共施設（指定避難所）に通ずる路線の常時開通を図る。
第２種	地域の幹線道路で交通途絶後３日以内に開通する。
第３種	準幹線道路で経済効果を勘案し交通途絶後７日以内に開通させる。
第４種	上記以外の路線で融雪時の雪割又は緊急事態の発生時に適宜実施する。

４　除雪作業の実施

交通の確保には極力努力し、最低１車線を開通させるとともに適宜待機所を設ける。１種路線については昼間概ね 15cm 以上の降雪の場合出動する。夜間については、特別の場合を除き出動しない。

豪雪、吹雪時においてもできる限り路線を確保するが、作業困難な場合は中止する。

定期バス、スクールバス路線については、通行時前に開通させる。なお、豪雪、吹雪等の場合はバス運行管理者と協議の上、実施する。

5　除雪計画

除雪指定計画路線は、年度ごとに除雪計画を策定し、実施するものとする。

6　交通途絶地区の緊急対策

積雪がはなはだしく、交通が途絶している地区において、急患又は食料の補給困難な事態が発生し、町への救援要請の連絡を受けたときは、町長は関係機関と協力して、速やかに救援の措置を取るものとする。

7　建築物雪害対策

積雪による建物の倒壊、破損及び落雪による災害（事故）を防止するため、屋根の雪降ろし作業の励行等、周知に努めるものとする。

8　積雪時における消防対策

町及び東消防署は、除雪計画路線のほか、密集地の路線については、地域住民、消防署員及び消防団員により、常に消防自動車等の運行に支障ないよう除雪を励行させるようにするものとする。

また、東消防署は、消防署員及び消防団員により、防火水槽等周辺の除雪を行い、消防水利の確保に努めるものとし、消防自動車の走行が困難となり又は不能となるおそれのある地域については、「消防計画」の定めるところにより、あらかじめ重点的に予防査察を実施するものとする。

第４編　震災応急対策計画

第１章　災害応急体制の確立

第１節　災害警戒態勢

第１　警戒本部の設置

１　警戒本部の設置時期

(1) 町長は、町域に震度４の地震が発生したとき、または警戒活動をする必要があると認められる場合、情報の収集や警備及び応急対策の準備、関係機関との情報交換を組織的に実施し、対策本部へ円滑に移行できる体制（災害警戒態勢）をとる。このため、町として的確かつ迅速に対処するため、警戒本部を設置する。ただし、夜間・休日の場合は、町長の指示があったものとして自動配備とする。

警戒本部は、町対策本部員のうち、総務課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

なお、震度３以下の場合であっても、災害の状況に応じて、情報収集を行える体制として、注意配備をする場合もある。

【災害等に対する体制】

時期	体制及び組織		配備	配備人員
対策本部設置前	情報連絡及び警戒体制	本部体制はとらない	注意配備	総務課及びその他必要な課の人員
		警戒本部（災害）、連絡本部(事故等)、緊急事態連絡室（国民保護）	警戒配備	
対策本部設置後	応急対策体制	対策本部	第１非常配備	総務課及びその他必要な課の人員
			第２非常配備	総務課及びその他必要な課の全員、各課長
			第３非常配備	全職員

態様に応じて警戒本部（災害）・連絡本部(事故等)・緊急事態連絡室（以下「警戒本部等」という。）

種別	配備内容	活動要領
注意配備	・災害の発生の備え、情報収集を行える体制をとる。 地震＝町内で震度３以上の地震が発生したとき	・総務対策部長及び関係対策部長によって情報収集を行う。
警戒配備	・災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、情報の収集や警備及び応急対策の準備、関係機関との情報交換を組織的に実施し、対策本部へ円滑に移行できる体制をとる。※パトロール実施 地震＝町内で震度４以上の地震が発生したとき	・総務対策部長及び関係対策部長によって情報収集を行うとともに、関係機関と連絡をとり、災害に関する情報交換を行う。 ・本部長、副本部長及び関係対策部長とも連絡を取り、対策本部が設置できるよう準備を進める。

※住民からの通報、道からの連絡その他の情報により、町職員が災害の発生を把握した場合は、直ちにその旨を町長及び幹部職員等に報告するものとする。

(2) 警戒本部は、気象台、旭川開発建設部、道、消防機関及び消防機関以外などの関係機関を通じて情報収集に努め、国、道、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

この場合、警戒本部は迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

2　初動措置の確保

町は、警戒本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく

避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、町長は、国、道等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

町は、警察官職務執行法（昭和２３年法律第１３６号）に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

3　連絡体制

総務企画課長は、災害の状況に応じ必要な部局へ災害警戒本部の連絡を行う。

4　警戒本部の活動内容

町長は、災害の状況等に応じて、災害対策本部（以下「対策本部」という。）の

活動に準じた配備又は活動を指示する。主な活動は次のとおりである。

○　災害情報の収集、伝達
○　河川、土砂災害危険区域、急傾斜地等の警戒、監視
○　小規模な災害への応急対策活動
○　住民、要配慮者利用施設等への情報の伝達
○　町所管施設の状況把握
○　関係機関等への連絡調整
○　避難所の開設

5　関係機関への支援の要請

町長は、災害への対処に関し必要があると認めるときは、道や他の市町村等に対し、支援を要請する。

6　町対策本部への移行に要する調整

警戒本部を設置した後、町対策本部の設置が必要な事態になったときは、直ちに町対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、警戒本部は廃止する。

第２節　災害対策本部体制

第１　町対策本部の設置基準

1　町対策本部の設置基準

町対策本部を設置する場合については、次の基準により行う。

対策本部の設置		
区分	設置基準	配備基準
地震	・町内で震度５弱以上の地震が発生したとき（自動開設） ・震度５弱未満でも被害の状況によって必要と認められたとき	第１非常配備（状況により第２非常配備） ※震度６弱以上は第３非常配備＝全職員参集

※第２非常配備～一部の地域で避難準備情報が出されたとき又は災害応急対策上本部長が必要と認めたとき。

※第３非常配備～複数の地域又は多数の住民の居住する地域で避難準備情報が出されたとき又は災害応急対策上本部長が必要と認めたとき。

第２　町対策本部の設置手順

1　町長による町対策本部の設置

町長は、上記基準に沿って必要と認められる場合、直ちに町対策本部を設置する。なお、事前に警戒本部を設置していた場合は、町対策本部に切り替えるものとする。

2　本部員及び町対策本部職員の参集

町対策本部担当者は、町対策本部員、町対策本部職員等に対し、連絡網等を活用し、町対策本部に参集するよう連絡する。

3　町対策本部の開設

町対策本部担当者は、東神楽町役場庁舎に町対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。特に、関係機関が相互に電話、ＦＡＸ、電子メール等を用いることを考慮し、通信手段の状況を確保する。

4　本部設置の通知

町対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに北海道及び防災関係機関に通知するとともに、町民にも公表する。

また、町長は、町対策本部を設置したときは、町議会にその旨を連絡する。

5　交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

6　本部の代替機能の確保

町は、町対策本部の設置場所が被災した場合等町対策本部が設置できない場合に備え、町対策本部の予備施設をあらかじめ指定する（第１順位、第２順位など）。なお、事態の状況に応じ、町長の判断によりその順位を変更することを妨げるものではない。

また、町の区域外への避難が必要で、町の区域内に町対策本部を設置することができない場合には、知事と町対策本部の設置場所について協議を行う。

第３　町対策本部の設置場所等

1　本部の設置場所

本部は、役場内に置く。設置要領等は次のとおりとする。

設置場所	総務課→役場大会議室→役場研修室２→議会会議室の順 ※優先順：危機の規模、被害状況により決定
設置要領	状況把握、対策会議、関係機関との連絡等ができるように対応すること。 設置時には玄関及び本部室前に「○○災害(事故等)対策本部」の明示 ※準備資機材 　地図(現況図)、電話、ＦＡＸ、コピー機、パソコン、時計、テレビ、ホワイトボード、掲示板、無線機、ハンドマイク、各種掲示物、会議用テーブル、プロジェクター、スクリーン、大型モニター、その他
設置担当	設置の統制担当：総務対策部　※必要に応じて各課より要員派遣要請
運営	運営担当～総務対策部　※必要に応じて各課より要員派遣要請

第４　町対策本部の組織構成及び機能

町対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

1　対策本部の組織

本部長	町長	本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。
副本部長	副町長	本部長を補佐し、本部長に事故ある時はその職務を代理する。
本部員	教育委員会教育長、課長職	本部会議を構成し、災害対策の方針等を決定するとともに、所管の部の事務に従事する。
班長	町長が指名する課長職	本部員の名を受け、班の事務を処理する。
班員	町長が指名する職員	上司の命を受け、災害対策事務に従事する。

2　災害本部体制

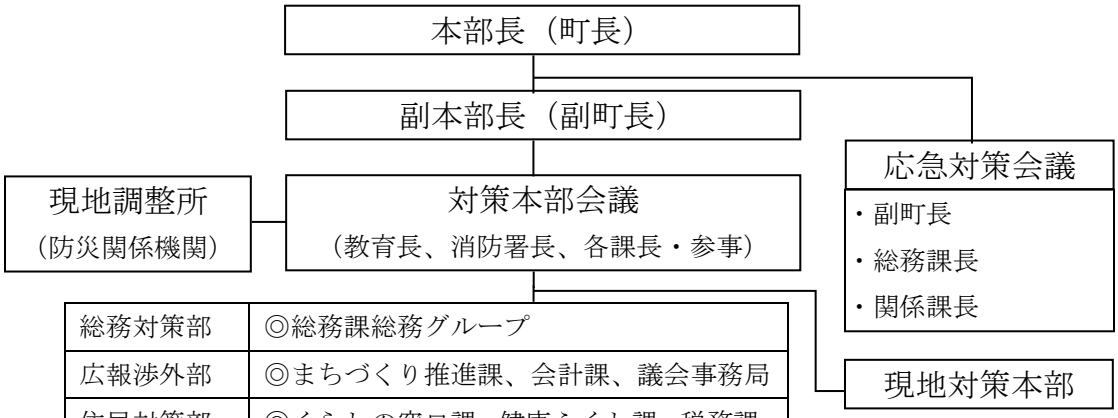

総務対策部	◎総務課総務グループ
広報渉外部	◎まちづくり推進課、会計課、議会事務局
住民対策部	◎くらしの窓口課、健康ふくし課、税務課、教育委員会地域の元気づくり課、こども未来課
建設対策部	◎建設水道課
産業対策部	◎産業振興課、農業委員会事務局
教育対策部	◎教育委員会教育推進課
医療対策部	◎国保診療所

※部の編成については、危機の規模、状況により変更する場合がある。

◎の課長が部長担任

3　部長の指揮権限及び権限の委任

対策本部の設置及び指揮は、町長の権限で行われる。町長が交通の途絶等で連絡が取れない場合は、次の順位により、その権限を委任したものとする。

第１順位	第２順位	第３順位
副町長	総務課長	まちづくり推進課長

4　会議等

対策本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。なお、本部会議において、本部員が出席できないときは、当該課内の上席の職員（課長補佐等、係長等）が出席する。

(1)　本部員会議は、本部長が必要と認めたとき開催するものとする。

(2)　本部員はそれぞれの所管事務について会議に必要な資料を提出するものとする。

(3)　本部長は、会議の構成員のほか必要と認める者を会議に出席させ又はこれらの一部をもって会議を開くことができる。

(4)　本部員は、必要により部に属する職員を伴って会議に出席することができる。

(5)　本部員において本部員会議の招集を必要とするときは、総務対策部長にその旨を申し出るものとする。

会議の種類等は次のとおりである。

■会議の種類

応急対策会議	副町長、総務課長、関係課長（自然災害時は建設水道課長、その他は災害関係課長）をもって構成し、対策本部の設置及び廃止を決議する。
対策本部会議	教育長、消防署長、課長(参事を含む。)で構成し、本部長が招集する。
現地対策本部	災害等の発生現場において、応急対策措置の実施に必要と認めるときに設置し、町対策本部の事務の一部を行う。
現地調整所	現場における防災関係機関等の活動を円滑にするために必要に応じて設置する。

■本部会議の協議事項

○　本部の非常配備体制の設定、切替及び廃止に関すること
○　災害情報、被害情報の分析と対策活動の基本方針の決定に関すること
○　本部長の指示・特命に関すること
○　関係機関に対する応援の要請に関すること
○　その他災害に関する重要事項の協議

5　町対策本部における広報等

災害発生時において情報の錯綜等による混乱を防止し、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、町対策本部における広報広聴体制を整備する。

■町対策本部における広報体制の例

(1) 広報責任者の設置

災害発生時において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置。

(2) 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備。

(3) 留意事項

ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ) 町対策本部において重要方針を決定した場合等は、広報する情報の重要性等に応じて、町長自ら記者会見を行うこと。

ウ) 道及び関係機関と連携した広報体制を構築すること。

(4) その他関係する報道機関

資料編記載の通り。

6　町現地対策本部の設置

町長は、被災現地における応急対策の的確かつ迅速な実施並びに国、道等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、町対策本部の事務の一部を行うため、町現地対策本部を設置する。

現地対策本部長や現地対策本部員は、町対策副本部長、町対策本部員その他の職員のうちから町長（町対策本部長）が指名する者をもって充てる。

7　現地調整所の設置

町長は、災害等が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（道、消防機関、道警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成例】

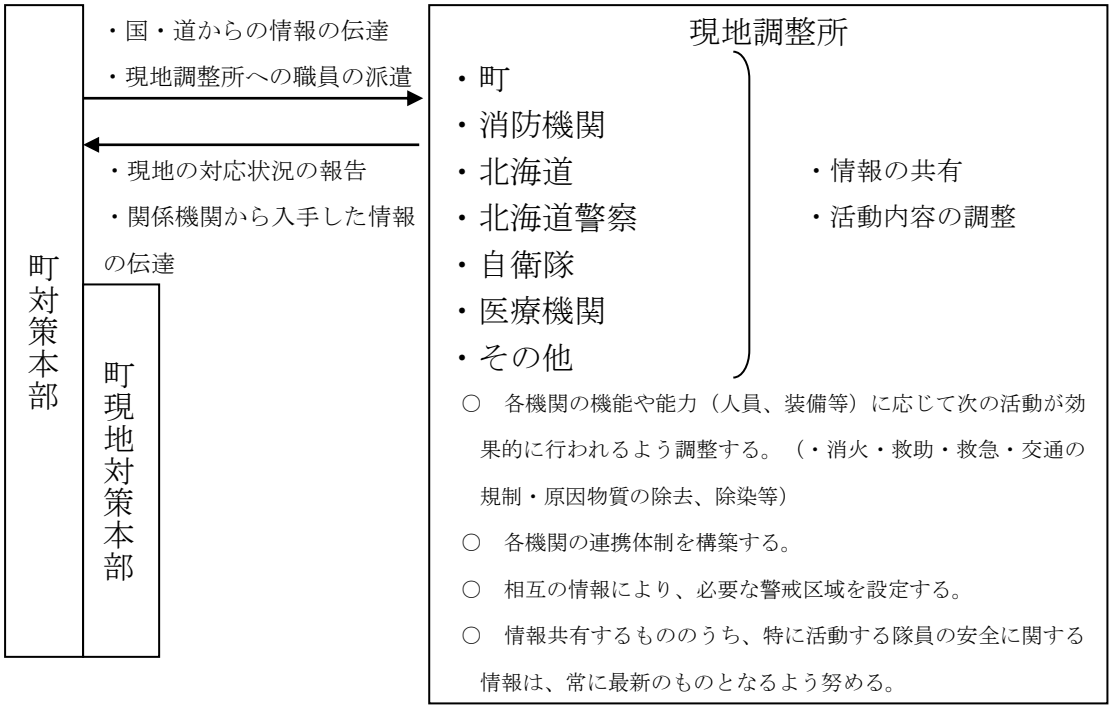

8　本部長の権限

町長（町対策本部長）は、町の区域における応急対策を総合的に推進するため、各種の応急対策の実施にあたっては、次に掲げる権限を適切に行使して、応急対策の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 町の区域内の災害に関する総合調整

町長（町対策本部長）は、町の区域に係る応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、町が実施する応急対策に関する総合調整を行う。

(2) 道及び関係機関に対する要請

町長（町対策本部長）は、道に対して、道並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する応急対策に関して必要な事項の実施や調整を行うよう要請する。また、町長（町対策本部長）は、道に対して、国が実施する災害応急対策に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、町長（町対策本部長）は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 情報の提供の求め

町長（町対策本部長）は、道に対し、町の区域に係る応急対策の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(4) 応急対策に係る実施状況の報告又は資料の求め

町長（町対策本部長）は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、町の区域に係る応急対策の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(5) 町教育委員会に対する措置の実施の求め

町長（町対策本部長）は、町教育委員会に対し、町の区域に係る応急対策を実施するため必要な限度において、必要な措置を講じるよう求める。

この場合において、町長（町対策本部長）は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

9　町対策本部の廃止

町長は、災害の危険が解消したと認めたとき、又は災害発生後における応急対策が完了したと認めるときは、町対策本部を廃止する。

第３節　災害対策本部の参集・配備

第１　体制及び配備

時期	体制及び組織		配備基準	配備	配備人員
対策本部設置前	情報連絡及び警戒体制	本部体制はとらない	・町内で震度３以下の地震が発生したとき	注意配備	総務課及びその他必要な課の人員（自主参集＋動員要請）
		警戒本部	・町内で震度４の地震が発生したとき	警戒配備	
対策本部設置後	応急対策体制	対策本部	・町内で震度５弱の地震が発生したとき ・その他町長が必要と認めたとき	第１非常配備	総務課及びその他必要な課の人員（自主参集＋動員要請）
			・町内で震度５強の地震が発生したとき ・その他町長が必要と認めたとき	第２非常配備	総務課及びその他必要な課の全員、各課長
			・町内で震度６弱以上の地震が発生したとき ・その他町長が必要と認めたとき	第３非常配備	全職員(自動参集)

１　警戒本部の体制

必要に応じて警戒本部を組織する。警戒本部を設置している場合、災害が拡大し、若しくは拡大のおそれがある場合には、町長の判断により対策本部へ移行する。

２　警戒本部の廃止

災害発生のおそれがなくなったとき、又は応急対策が概ね完了したときは、若しくは対策本部の設置に移行したときは、警戒本部を廃止する。

第２　参集場所

(1) 勤務時間内の参集場所　所属場所を参集場所とする。

(2) 勤務時間外の参集場所　勤務時間外の参集場所は、原則として所属先とする。ただし、所属先に行くことが困難な場合は、災害発生時にいた場所に近い避難所に参集する。

第３　参集の指示

(1) 勤務時間内の招集

勤務時間内に招集が必要な場合は、総務課長は、口頭、電話又は庁内放送で職員の招集を伝達する。

■勤務時間内の招集

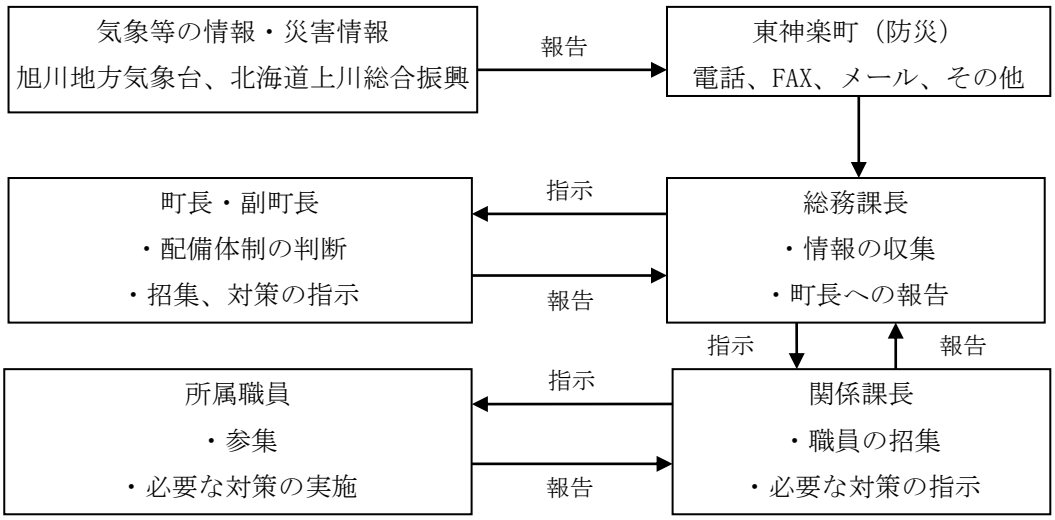

(2) 勤務時間外の招集

役場庁舎警備員は、勤務時間外に災害等に関する情報を受理した場合には、総務課長（不在の場合は課長補佐、主査等）に連絡する。総務課長は、総務課関係職員に指示して、参集をさせるとともに、必要な関係課長に連絡する。

※総務課関係職員（連絡及び代理の順序はあらかじめ決定しておく。）

・総務課参事、課長補佐
・総務グループ災害担当主査
・その他

■勤務時間外の招集

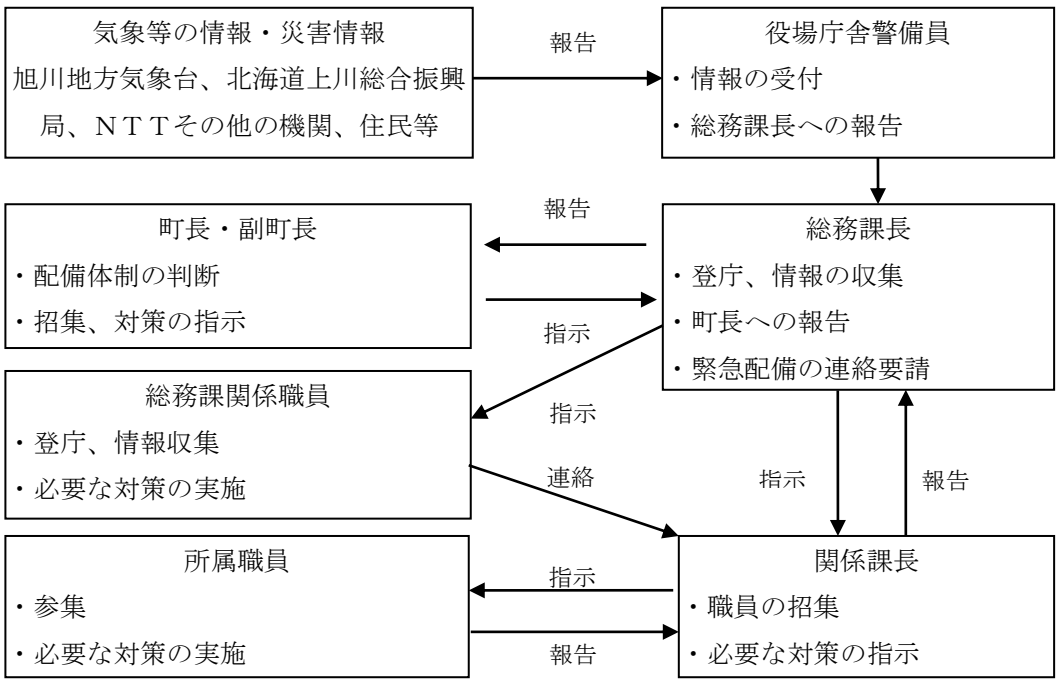

2　情報収集等の担当

項目	内容	担当
情報伝達	住民及び関係機関に対する災害情報等の収集･伝達	総務対策部 広報渉外部
被害状況の調査、報告	災害情報、被害情報の取りまとめ、所管施設等の被害状況	総務対策部
	所管道路、河川及び橋梁、公園等、上下水道施設、一般住宅及び公営住宅等の被害状況､所管施設の被害状況	建設対策部
	避難所の被害状況、所管施設の被害状況、社会福祉施設の被害状況	住民対策部
	農林水産物及び同施設の被害状況､商工業観光施設等の被害状況、所管施設等の被害状況	産業対策部
	所管施設の被害状況	教育対策部
	医療機関等の被害状況、所管施設等の被害状況	医療対策部

3　危機情報の通信方法

(1) 通信連絡の方法

固定電話、携帯電話及びＩＴ機器（パソコンメール、携帯メール）等を活用し、もっとも迅速な方法で報告する。このため、あらかじめ連絡先は課内等において確認しておく。なお、連絡すべき職員等に連絡が取れなくても、次の職員等に連絡をして、途絶しないようにするとともに、課内において縦・横・斜めに連絡が取れるような体制（フィッシュネット方式）を構築しておく。

(2) 電話途絶時の連絡方法

・防災無線の活用（移動系、固定系）
・無線基地局の確保
・移動無線、携帯無線の活用
・各官公庁無線局、報道機関に対する連絡員の派遣

(3) 防災関係連絡機関

資料編記載のとおり

第４節　災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の事務分掌は次のとおりとする。なお、各部は、被害の発生状況及び災害の経過等に伴って、部内外で協力して対策にあたる。

なお、地震災害の場合は、災害の推移によって必要となる対策も変化する。災害の段階の目安としては次のとおりである。

■災害の段階の目安

地震発生
↓
地震発生から概ね１日程度～初期活動期（救出、医療救護、消火、避難活動に重点）
↓
２日目から概ね１週間程度～応急活動期（避難所での生活確保、被害状況調査ライフラインの応急復旧等を行う）
※救出活動は３日目までを目安に重点的に実施
↓
概ね１週間以上～復旧活動期（生活の復旧等を行う次期）

■事務分掌

部	部長	班(班長)	所管事務	編成
総務対策部	総務課長	総務班(総務課総務グループ課長補佐)	1　警戒本部、連絡本部、緊急事態連絡室（国民保護）の設置、廃止及び移行に関すること。 2　対策本部会議、応急対策会議に関すること。 3　災害対策本部の庶務及び各部の連絡調整に関すること。 4　国、道、他の自治体等の防災関係機関及び防災協定団体等との連絡調整及び支援要請に関すること。 5　自衛隊の災害派遣要請に関すること。 6　気象の予報(注意報を含む。)、警報、特別警報、並びに情報等の受理並びに伝達に関すること。 7　災害の分析及び対策の骨子に関すること。 8　本部長の指揮命令の伝達に関すること。 9　警戒区域の設定、立ち入り許可等の管理及び避難指示、勧告等に関すること。 10　行政情報システムの被害調査及び応急対策に関すること。 11　通信連絡回線の確保に関すること。 12　役場庁舎の応急措置及び復旧対策に関すること。 13　災害に関する国、道への報告（各部の総括）に関すること。 14　所管施設及び普通財産の被害状況の調査及び応急対策に関	総務課総務グループ

			すること。 15　避難実施要領の策定に関すること。 16　町有車両の運用・管理に関すること。 17　避難者及び本部職員の緊急運送等に関する車両確保、緊急運送の実施及び連絡調整に関すること。 18　応急救助、復旧対策の調整に関すること。 19　被災証明及びり災証明に関すること（状況により調査班に委託する。）。 20　災害救助法の適用手続きに関すること。 21　職員の安否及び被害情報に関すること。 22　登庁職員の把握に関すること。 23　職員の動員、配置及びその調整並びに動員記録に関すること（臨時職員、派遣職員も含む。）。 24　出動職員の公務災害補償に関すること。 25　職員に対する食料、物資等の供与に関すること。 26　その他、他の部に属さないこと。	
広報渉外部	まちづくり推進課長	広報渉外班（会計課長）	1　災害等の情報収集に関すること。 2　安否情報の収集に関すること。 3　避難勧告、避難指示等住民に対する周知に関すること。 4　災害及び被災の状況把握及び記録に関すること。 5　各対策部及び防災関係機関等が実施する諸対策の把握及び災害日誌等の執行記録に関すること。 6　災害情報等、被害状況等の取りまとめ及び報告並びに公表の統制・調整、広報に関すること。 7　報道機関、防災関係機関への発表、要請及び連絡調整に関すること。 8　各対策部及び防災関係機関等との情報共有のための連絡、調整に関すること。 9　防災行政無線に関すること。 10　インターネット等を利用した災害情報等の入手及び提供に関すること。 11　被災地及び避難所等における広報・広聴活動に関すること。 12　他自治体等の応援隊受入に関すること。 13　外国人への情報提供及び相談に関すること。 14　災害にかかる予算及び財政に関すること。 15　災害にかかる経費の経理等の事務に関すること。 16　緊急物資等の調達及び受け払いに関すること。 17　財務に関する道との調整に関すること。 18　災害救援金の受付・受理に関すること。 19　他の自治体の応援受け入れに関すること。	まちづくり推進課、会計課、議会事務局

			20　災害見舞い者及び視察者の接待に関すること。 21　災害関係経費の出納に関すること。 22　議会に対する報告に関すること。 23　特命事項に関すること。	
住民対策部	くらしの窓口課長	避難班(健康ふくし課長)	1　避難勧告、避難指示その他住民に対する伝達に関すること(防災無線を除く。)。 2　安否情報の収集に関すること。 3　避難者の避難誘導に関すること。 4　避難者の避難状況の記録及び報告に関すること。 5　避難者、急患の運送に関すること。 6　避難所の開設及び管理に関すること。 7　応急仮設住宅の入居者の決定及び管理に関すること。 8　救護活動の実施・協力に関すること。 9　被災者の健康対策、保健予防、心のケアに関すること。 10　要配慮者・避難行動要支援者に関する情報収集及び避難誘導対策に関すること。 11　要配慮者・避難行動要支援者の確認に関すること。 12　要配慮者・避難行動要支援者の保護に関すること。 13　避難所における乳幼児、障がい者、高齢者等の要配慮者に対する支援に関すること。 14　日本赤十字社北海道支部との連絡調整に関すること。 15　保健所等関係機関の連絡調整に関すること。 16　災害救援活動を行う住民組織等の調整に関すること。 17　応急救援金品、被服、寝具その他生活必需品の調達配分に関すること。 18　救援物資、応急物資、応急資材の保管に関すること。 19　救護用品の受付、管理及び配分に関すること。 20　災害弔慰金の支給、救援物資の取り扱いに関すること。 21　義援金に関すること。 22　災害生活相談窓口の設置に関すること。 23　災害時に社会福祉協議会に設置される災害救援ボランティアの調整に関すること。 24　被災者、救援活動協力者の食料の供給及び搬送に関すること。 25　応急保育に関すること。 26　災害時における環境保全に関すること。 27　災害時における公害調査及び公害情報の収集に関すること。 28　遺体の収容、処理、火葬及び搬送に関すること。 29　被災者及び被災地の防疫活動に関すること。 30　災害時における廃棄物の処理に関すること。	くらしの窓口課、健康ふくし課、税務課、教育委員会地域の元気づくり課、こども未来課

			31　被災地域のし尿汲み取りに関すること。 32　浄化施設の被害調査及び応急対策に関すること。 33　災害による交通対策に関すること。 34　行方不明者の捜索に関すること。 35　危険動物、放浪動物及びペット動物の対策に関すること。 36　文化財の保護に関すること。 37　社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 38　社会福祉施設入所者の避難誘導に関すること。 39　社会体育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 40　社会体育施設の応急利用に関すること。 41　所管施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。	
		調査班(税務課長)	1　被災状況の調査及び報告に関すること。 2　災害救助法適用に必要な災害調査に関すること。 3　被災世帯名簿の作成に関すること。 4　被災証明及びり災証明に関すること（総務対策部からの委託による）。	税務課
建設対策部	建設水道課長		1　道路、河川等の被害状況の調査に関すること。 2　水防活動、土砂災害応急対策に関すること。 3　道路河川等土木関係災害に関する応急対策に関すること。 4　障害物の除去に関すること。 5　緊急除雪に関すること。 6　所管道路の交通規制に関すること。 7　応急工事に必要な資機材の確保及び輸送に関すること。 8　救農土木工事の施行に関すること。 9　災害関係請負工事に関すること。 10　災害土木復旧工事に関すること。 11　公共建築物の被害状況の調査及び応急対策に関すること。 12　応急仮設住宅の建築及び管理に関すること。 13　被災公営住宅に関すること。 14　災害住宅融資に関すること。 15　被災地における建築制限に関すること。 16　住宅の応急修理に関すること。 17　応急建築物危険度判定調査に関すること。 18　水道、下水道施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。 19　水道、下水道施設の修理・復旧に関する応急作業従事者の応援要請に関すること。 20　避難所及び断水地域への給水に関すること。 21　下水道区域内における雨水対策に関すること。 22　所管施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。 23　町有車両の運用・管理に関すること。	建設水道課

			24　避難者及び本部職員の緊急運送等に関する車両確保、緊急運送の実施及び連絡調整に関すること。	
産業対策部	産業振興課長		1　農用地、土地改良等農業関係施設及び農林作物の被害調査及び応急対策に関すること。 2　農作物及び家畜の防疫に関すること。 3　被災農家の援護対策に関すること。 4　種苗及び家畜飼料の確保に関すること。 5　救農事業に関すること。 6　被災家畜に関すること。 7　林野災害に関する被害調査及び復旧対策に関すること。 8　林野の火災予防に関すること。 9　被災商工業者の金融措置その他復旧対策に関すること。 10　観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。 11　観光施設の避難及び連絡調整に関すること。 12　災害時における応急食糧等の供給及び実施に関すること。 13　災害時における労務の供給計画に関すること。 14　所管施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。	産業振興課、農業委員会事務局
教育対策部	教育委員会教育推進課長		1　児童、生徒の安全指導に関すること。 2　教育施設の管理保全に関すること。 3　教育施設の復旧対策に関すること。 4　被災時における教職員の動員に関すること。 5　施設管理者に対する避難の指示、勧告等の伝達に関すること。 6　被災児童及び生徒に関すること。 7　児童及び生徒に対する教科書、学用品の支給に対すること。 8　町立学校への警報の内容の伝達体制の整備に関すること。 9　各学校及び教育関係機関等の連絡調整に関すること。 10　避難所の開設及び管理の応援協力に関すること。 11　災害時における学校運営、学習指導に関すること。 12　応急教育施設の確保に関すること。 13　災害時における学校給食に関すること。 14　所管施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。	教育委員会教育推進課
医療対策部	国保診療所長		1　救護所の設置及び運営体制の整備に関すること。 2　医療品及び医療機器の確保に関すること。 3　医療及び助産に関すること。 4　医師会その他医療機関に対する応援要請に関すること。 5　所管施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。	国保診療所

第２章　情報の収集・伝達

第１節　災害関連情報の伝達

第１　地震動警報等の発表

気象庁は、次のような地震動警報等を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

■地震動警報等の種類

種　　類	発表名称	内　　容
地震動特別警報	緊急地震速報（警報）又は緊急地震速報	最大震度５弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する。 最大震度６弱以上は特別警報に位置づけられている。
地震動警報		
地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度３以上又はマグニチュード３．５以上と予想されたときに、高度利用者向けに発表する。

［資料編 3-9, 4-8］

旭川地方気象台は、次のような地震情報を発表する。

■地震情報の種類

種類	内容
震度速報	地震発生約１分半後、震度３以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。なお、震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報を発表
推計震度分布図	震度５弱以上を観測した場合に、観測した各地の震度データをもとに、１㎞四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表

※震度速報は、防災機関と報道機関の一部に限り通報

第２　地震情報等の収集・伝達

１　地震情報等の収集・伝達は次の系統で行う。

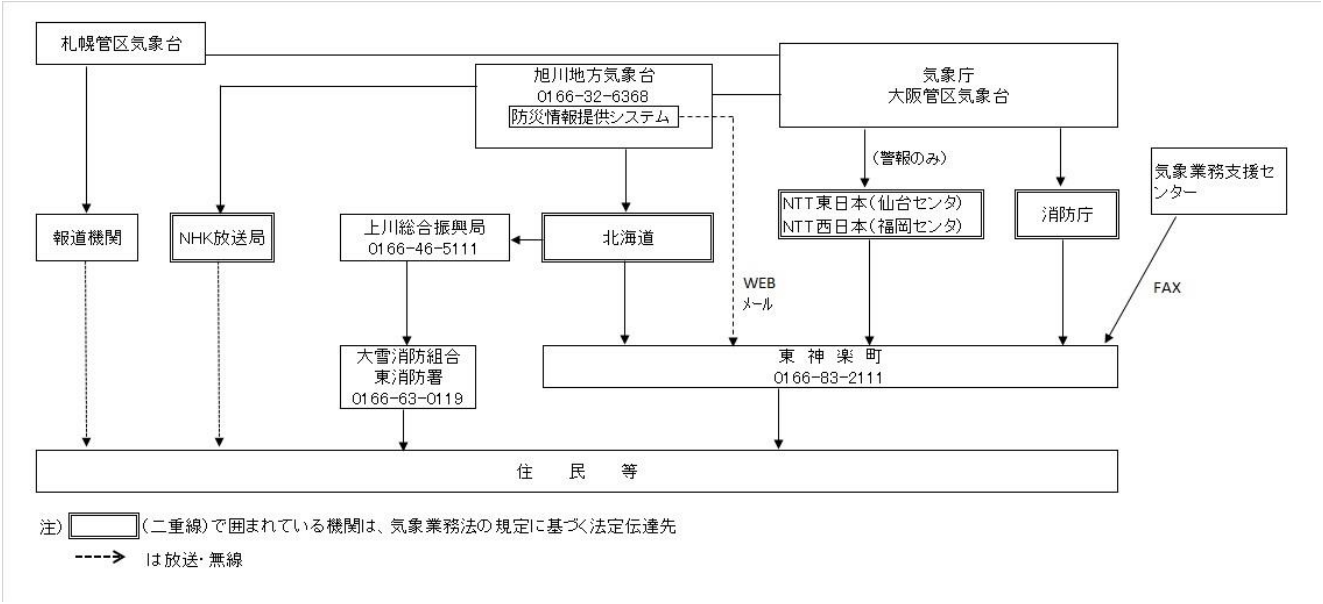

第２節　被害情報の収集・調査・報告

第１　地震直後の情報等の収集

［資料編 3-2, 3, 4, 11］

１　発見者の通報義務

地震による火災発生、建物倒壊や土砂災害による被害者などを発見した者、又はその通報を受けた警察官等は、直ちに災害対策本部に通報する。

通報を受けた災害対策本部は、その旨を気象台その他の機関に通報する。

※関係法令：災害対策基本法第 54 条（発見者の通報義務）

２　参集職員による情報の収集

災害対策本部に参集する職員は、参集後、参集途上の見聞情報をまとめ、総務対策部に報告する。

３　町への通報

発見者から通報を受けた警察官、消防署員は、その旨を町に通報する。通報は総務対策部が受け付ける。夜間・休日は役場庁舎警備員が受け付け、総務課長に連絡する。

４　関係機関への通報

総務対策部は、異常現象等の発見又は災害発生の連絡を受けた場合は、旭川地方気象台等、その事象に関係のある機関に通報する。

■災害情報等の通報先

○　上川総合振興局（地域政策部地域政策課 0166-46-5918）
○　旭川東警察署（警備課 0166-34-0110）
○　旭川開発建設部（防災対策官 0166-32-4153）
○　旭川地方気象台（観測予報管理官 0166-32-6368）
○　上川総合振興局旭川建設管理部（建設行政課主査 0166-46-4907）
○　陸上自衛隊（第２特科連隊　0166-51-6111）
○　異常現象によって災害の影響があると予想される隣接市町村

第２　被害情報等の収集・整理

1　被害状況の調査

総務対策部は、被害調査チームを編成し、家屋の倒壊等市街地の被害状況を巡視する。

また、各部は所管する施設の被害状況を調査する。

2　被害情報収集

総務対策部は、行政区長等を通じて、災害の状況、地域の実情、応急対策の実施状況等について情報を収集する。

3　ホームページによる情報の収集

北海道のホームページ「北海道防災情報」、気象庁のホームページ等、関係機関のホームページによる情報を収集する。

4　ライフラインの情報収集

総務対策部は、ライフライン施設の被害、供給状況等の情報を、関係する対策部から収集する。

■ ライフライン情報

○ ライフライン施設の被害状況
○ 交通の運行状況、道路の状況
○ 供給停止区域
○ 各機関の対策の状況

5　被害情報の整理

総務対策部は、通報を受けた情報、警戒・巡視の情報等を集約し整理する。

6　現地対策本部等との連絡

総務対策部は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、ＬＧＷＡＮ（総合行政ネットワーク）、同報系無線、

地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で、応急対策の実施に必要な情報通信手段の確保に努める。

第３　被害調査

１　被害の調査

各担当部は、災害の危険が解消した段階で、「被害状況判定基準」による被害調査を行う。各調査担当部が行う判定基準による調査対象は、次のとおりである。

■部門別調査の担当及び対象

調査担当部	調査対象
総務対策部	職員の人的被害、所管する施設の被害状況
住民対策部	人的被害、病院施設、社会福祉施設の被害状況、廃棄物処理施設の被害状況、所管する施設の被害状況
教育対策部	児童、生徒、教職員の人的被害、所管する教育施設の被害状況
産業対策部	所管する施設の被害状況、農業、畜産、農業施設、林業、商業、工業の被害状況、所管する施設の被害状況
建設対策部	河川、道路、橋りょう、公園等の被害状況、水道、下水道施設の被害状況、所管する施設の被害状況
医療対策部	人的被害（町立診療所所管分）、所管する施設の被害状況

２　被害のとりまとめ

各被害調査担当部は、調査した結果をまとめ、総務対策部に提出する。

第４　被害報告

１　道に対する報告

町長は、北海道地域防災計画で定める災害情報等報告取扱要領に基づき、災害情報及び被害状況を知事（上川総合振興局長）に報告する。

■北海道への報告事項

報告の種類		内容	報告の方法
災害情報		災害の経過に応じ、逐次報告する。	電話、無線、FAX 他
被害状況報告	速報	被害発生後、直ちに報告する。	
	中間報告	被害状況が判明次第、報告する。報告内容に変更を生じたときは、その都度報告する。	
	最終報告	応急措置が完了した後 15 日以内に報告する。	文書
上川総合振興局地域政策部地域政策課 電話　0166-46-5918　FAX　0166-46-5204　防災無線　6-550-2192			

2　国に対する報告

町長は、消防庁が定める火災・災害等即報要領(昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号)の直接即報基準に該当する地震を覚知した場合は、被害の有無を問わず第１報については、直接消防庁に報告する。また、消防庁長官から要請があった場合については、

第１報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

■国への報告先

回線・区分	平日（9:30～17:45） 消防庁応急対策室	左記以外 消防庁宿直室
ＮＴＴ回線	電話　０３－５２５３－７５２７ FAX　０３－５２５３－７５３７	電話　０３－５２５３－７７７７ FAX　０３－５２５３－７５５３
消防防災無線	電話　7527 FAX　7537	電話　7782 FAX　7789
地域衛星通信ネットワーク	電話　ＴＮ－０４８－５００－７５２７ FAX　ＴＮ－０４８－５００－７５３７	電話　ＴＮ－０４８－５００－７７８２ FAX　ＴＮ－０４８－５００－７７８９

■消防庁への直接即報基準

災害即報	(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

第３節　通信の確保

第１　情報通信手段の確保

1　通信手段の確保

町は、固定電話、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信

回線若しくは、インターネット、ＬＧＷＡＮ（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域、避難所等との間で、応急対策の実施に必要な情報通信手段の確保に努める。

２　情報通信手段の機能確認

町は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

３　通信輻輳により生じる混信等の対策

町は、災害発生時等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第３章　関係機関相互の連携

第１　国・道の対策本部との連携

１　国・道の対策本部との連携

町は、道対策本部又は道を通じ、国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により、密接な連携を図る。

２　国・道の現地対策本部との連携

町は、国・道の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、道、国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

第２　知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への応援等の要請

１　知事への応援等の要請

町長は、必要があると認めるときは、知事（上川総合振興局長、上川総合振興局旭川建設管理部長、上川保健所長（上川総合振興局保健環境部保健行政室長）、上川総合振興局南部森林室）に対し、その所掌事務に係る災害応急対策の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

２　知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

町長は、特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

３　指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

町長は、必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る必要な要請を行う。この場合において、町は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

第３　自衛隊の部隊等の派遣要請の要求等

［資料編 3-6］

１　災害派遣要請の要求

(1) 災害派遣要請基準

町長（町対策本部長）は、人命又は財産の保護に必要が認められるときに、自衛隊の災害派遣要請を知事（上川総合振興局長）に要求する。その基準は概ね次

のとおりである。

※関係法令：災害対策基本法第 68 条の 2(災害派遣の要請の要求等)
自衛隊法第 83 条(災害派遣)

■自衛隊派遣要請基準

○ 人命救助のための応援を必要とするとき
○ 水害等の災害発生が予想され、緊急措置のための応援を必要とするとき
○ 大規模な災害が発生し、応急措置のための応援を必要とするとき
○ 救援物資の輸送のための応援を必要とするとき
○ 主要道路の応急復旧のため、応援を必要とするとき
○ 応急措置のため、医療、防疫、給水、通信等の応援を必要とするとき

(2) 派遣要請の手続き

町長（町対策本部長）は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、知事（上川総合振興局長）に対して次の事項を明らかにした文書をもって要求する。ただし、緊急を要する場合は、電話、無線で要求し、後日文書を送付する。

また、緊急避難、人命救助が急迫し、知事（上川総合振興局長）に要求するいとまがないと認められるとき、若しくは通信の途絶等で知事（上川総合振興局長）に要求できないときは、直接陸上自衛隊第２師団に通知し、事後、所定の手続きを行う。なお、本部長はこの通知をしたときは、速やかにその旨を知事（上川総合振興局長）に通知する。

■災害派遣要請手続き

提出(連絡)先	上川総合振興局地域政策課 電話　0166-46-5918　　FAX　0166-46-5204 防災無線　6-550-2192
連絡方法	文書(緊急を要するときは電話、無線で行い、事後に文書送付)
要請の要求事項	○　災害の状況及び派遣要請を要求する事由 ○　派遣を希望する期間 ○　派遣を希望する区域及び活動内容 ○　派遣部隊が展開できる場所 ○　派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

■自衛隊連絡先

提出(連絡)先	陸上自衛隊第２師団 所在地　旭川市春光無番地 電話　0166-51-6111（代表）

(3) 派遣活動

自衛隊の災害派遣時における支援活動は、次のとおりである。

■自衛隊の活動

○　被害状況の把握	○　避難の援助
○　遭難者の捜索活動	○　水防活動
○　消防活動	○　応急医療、救護及び防疫
○　人員及び物資の緊急輸送	○　炊飯及び給水
○　その他	

(4) 経費の負担区分

次の費用は、町が負担する。その他必要経費については、自衛隊と協議して決定する。また、派遣部隊は、関係機関又は民間からの宿泊、給食の施設、設備等の提供を受けたときには、これを利用することができる。

■町が負担する経費

○　資材費及び機器借上料	○　電話料及びその施設費	○　電気料
○　水道料	○　汲取料	

2　自主派遣

(1) 情報の収集

自衛隊は、震度５弱以上の地震が発生した場合は、当該地震発生地域及びその周辺地域等の被害状況等について航空偵察を実施して、情報を収集する。

(2) 自主派遣

自衛隊においては、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事（上川総合振興局長）の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

■自衛隊自主派遣の判断基準

○　災害に際し、関係機関に対して災害情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
○　災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣の要請を行うことができないと認められ、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
○　災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、その救援活動が人命救助に関する場合
○　その他、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

3　撤収要請の要求

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、町長（町対策本部長）は、知事（上川総合振興局長）及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部

隊の撤収要請の要求を行う。

第４　道、他の市町村長等に対する応援の要請等

［資料編 2-3～8］

1　道への要請

(1) 応援、職員の派遣・斡旋要請

町長は、知事（上川総合振興局長）に対し、応援の要請又は職員派遣・斡旋の要請を行う。

■道への応援要請手続き

要請先	上川総合振興局地域政策課 電話　0166-46-5918　　FAX　0166-46-5204 防災無線　6-550-2192
連絡方法	文書(緊急を要するときは電話、無線で行い、事後に文書送付)
応援の要請 ※災害対策基本法第 68 条	○　災害の状況 ○　応援を必要とする理由 ○　応援を希望する物資等の品名、数量 ○　応援を必要とする場所・活動内容 ○　その他必要な事項
職員派遣･斡旋要請 ※災害対策基本法第 29 条、第 30 条、地方自治法第252条の 17	○　派遣を要請・斡旋を求める理由 ○　職員の職種別人員数 ○　派遣を必要とする期間 ○　派遣される職員の給与その他勤務条件 ○　その他必要な事項

(2) 消防防災ヘリコプターの要請

町長は、ヘリコプターによる負傷者等の搬送、物資の輸送等が必要なときは、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、道に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

■消防防災ヘリコプターの要請手続き

要請先	北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室 電話　011-782-3233　FAX　011-782-3234
連絡方法	電話、無線（速やかに消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票をファクシミリで提出）
要請事項	○　災害の種類 ○　災害発生の日時及び場所並びに災害の状況 ○　災害現場の気象状況 ○　災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場との連絡方法 ○　消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制 ○　応援に要する資機材の品目及び数量 ○　その他必要な事項

2　市町村への要請

町長は、道内の市町村への要請が必要な場合、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、知事（上川総合振興局長）又は市町村の長に対して応援の要請を行う。また、かみかわ管内１８町村に対しては、「かみかわの絆１９」に基づき、応援の要請を行う。

■市町村への要請手続き

連絡先	上川総合振興局地域政策部地域政策課又は要請先市町村
連絡方法	電話、無線（事後文書送付）
要請事項	○　被害の種類及び状況 ○　品名、数量等 ○　車両の種類、規格及び台数 ○　職員の職種別人員 ○　応援の場所及び応援場所への経路 ○　応援の期間 ○　応援の実施に関し、必要な事項

■市町村の応援の種類

○　食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及び斡旋 ○　被災者の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及び斡旋 ○　災害応急活動に必要な車両等の提供及び斡旋 ○　災害応急活動に必要な職員の派遣 ○　被災者の一時収容のための施設の提供及び斡旋 ○　特に要請のあった事項

3　消防の広域応援要請

町長は、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の市町村等の長に対し、消防の広域応援を求める。

知事は、災害の状況に応じて緊急消防援助隊の応援を要請する。

4　指定行政機関の長等に対する要請等

(1) 町長は、必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定に基づき、他の地方公共団体に対して職員の派遣を求める。

(2)　町長は、(1)の要請を行うときは、道を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要するときは、直接要請を行う。また、その要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、必要があるときは、道を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

5　協定機関・団体への要請

町長は、必要があるときは、応援協定に基づき、各団体、民間業者等に対し、応急対策活動に必要な物資その他の応援要請を行う。

6　応援隊の撤収要請

応援の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、町長は、要請先と協議の上、撤収要請を行う。

第５　応援隊の受け入れ

1　応援隊への対応

各担当部及び消防署は、応援を求める作業について作業計画を立案し、応援部隊が派遣された場合は、その長と協議して各対応を調整する。

2 応援活動への支援

(1) 宿舎等の準備

広報渉外部は、応援隊の宿泊先、食料等の手配を行う。

(2) 現場への案内

各担当部は、応援隊の車両等に同乗し、被災現場への案内等を行う。

(3) 場所の確保等

広報渉外部は、自衛隊を含む応援隊が多数の車両、施設等が展開する場所を必要とするときは、必要な場所を確保するように努める。

第６　町の行う応援等

１　他の市町村に対して行う応援等

町は、他の市町村から応援の求めがあったときには、その応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する応急対策と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

２　指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

町は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う応急対策の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められたときには、その応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する応急対策措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

３　緊急消防援助隊への協力

大雪消防組合は、緊急消防援助隊に対する取り組みを充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

第７　住民組織等に対する支援等

１　住民組織等に対する支援

町は、住民組織等による警報の内容の伝達、避難者の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

２　ボランティア活動への支援等

町は、ボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、二次災害等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、町は、安全の確保が十分であると判断した場合には、道と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

３　民間からの救援物資の受入れ

町は、道や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

第８　住民への協力要請

町は、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。要請する業務は概ね次のとおりである。

○　災害情報の収集及び伝達の応援に関すること
○　被害状況の調査及び報告の応援に関すること
○　飲料水・生活必需品の供給及び救援物資の配分応援に関すること
○　危険箇所の監視・警戒応援に関すること
○　警報の周知及び避難誘導に関すること
○　人命・家畜・財産の救助搬出応援に関すること
○　築堤の補強・越水の排除など応急作業の応援に関すること
○　避難所内における保健衛生の確保、介護及び炊き出し応援に関すること

第４章　災害広報・広聴活動

第１節　災害時の広報広聴活動

第１　災害広報活動

１　災害時の広報

(1) 災害発生時の広報活動

広報渉外部、消防署、消防団は、現場にて避難等の指示を行う。地震による火災が延焼したとき、又は危険物が漏出したときは、広報車にて避難等の広報を行う。

■広報の手段と内容

広報の手段	内容等
防災行政無線（同報系）	○　避難勧告、避難指示の内容 ○　災害発生の状況 ○　災害への注意喚起 ○　住民のとるべき措置
広報車による巡回	○　避難勧告、避難指示の内容 ○　被害の状況、余震等の状況 ○　応急活動の状況、応急活動のお知らせ ○　食料・飲料水の供給等に関する情報 ○　住民のとるべき措置
災害広報紙の配布	○　被害の状況、余震等の状況 ○　避難生活の注意事項 ○　町、北海道等の災害応急対策の内容 ○　住民サービス等の情報 ○　住民のとるべき措置
テレビ・ラジオ・新聞	○　被害の状況、余震等の状況 ○　避難生活の注意事項 ○　町、北海道等の災害応急対策の内容 ○　住民サービス等の情報
ホームページ	○　被害の状況、余震等の状況 ○　住民サービス等の情報 ○　住民のとるべき措置

(2) 応急対策活動期の広報

災害の危険性が解消された応急対策活動時における広報は、テレビ、ラジオ、

災害広報紙等にて行う。広報渉外部は、各部からの広報内容を受付け、報道機関への要請及び災害広報紙、チラシ等を作成する。

2　避難所における広報

総務対策部及び住民対策部は、避難所において避難者への広報を行う。広報にあたっては、各部との調整を行い、情報の混乱が生じないようにする。避難が長期にわたる場合は、避難者で組織する避難所運営委員会、ボランティアと協力する。

また、要配慮者に配慮し、口頭伝達や避難所運営組織等を通じた伝達など、避難者の状況に応じた広報を行う。

■避難所における広報

○　災害広報紙の配布
○　避難所広報板の設置
○　避難所運営委員会による口頭伝達

■避難所での広報項目例

○　被害の状況、余震等の状況	○　施設使用方法等避難所での注意事項
○　生活ルール	○　生活支援対策の内容
○　避難所運営等への協力要請	○　その他各種対策の内容

第２　報道機関への対応

1　報道機関への要請

広報渉外部は、報道機関に対しテレビ・ラジオ等を通じた広報を要請する。

2 記者発表

広報渉外部は、記者会見場を設置し、記者会見を定時に開いて必要な情報を報道機関へ提供する。なお、発表内容は、原則として本部会議に諮るものとする。

■記者発表の項目例

○　地震の発生状況、余震の状況	○　発生年月日、時刻
○　災害の発生場所及び被害激甚地域	○　被害状況
○　二次災害等その他の情報	○　災害救助法適用の有無
○　町の応急復旧対策	○　災害対策本部の設置又は廃止
○　住民等への情報	○　住民等への要請

第３　災害広聴活動

1　相談窓口の設置

広報渉外部は、住民等からの問い合せ等に対応するため、役場内に相談窓口を設置する。

2　被災者相談

住民の相談に対応するため、相談窓口には各対策部の担当者を置く。相談窓口で扱う主な事項は、次のとおりである。

■相談窓口の主な内容及び担当部

○ 捜索依頼の受付（住民対策部）
○ 食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報（産業対策部、建設対策部）
○ 仮設住宅の申し込み（住民対策部）
○ 住宅の応急修理の申し込み（建設対策部）※
○ 災害見舞金、義援金支給の申し込み（住民対策部）※
○ 生活資金等の相談等（住民対策部）※
※災害救助法適用の場合

第５章　避難

第１節　避難活動

第１　避難準備情報及び避難の勧告・指示

1　避難準備情報及び避難勧告・指示の発令

災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、町長は、避難行動要支援者など特に避難行動に時間を要する住民に対しては「避難準備情報」の発令を行う。また、避難を要する地区で通常の避難行動ができる住民に対しては「避難勧告」の発令を行う。ただし、事態が切迫し、急を要するときは「避難指示」の発令を行う。

具体的な発令基準については、「避難勧告等の発令ガイドライン」に基づき、「東神楽町避難対策マニュアル」にて別に定める。

「避難準備情報」はその対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその準備情報を尊重することを期待し、避難のための準備等を勧め、又は促すものである。避難行動要支援者など特に避難行動に時間を要する住民については避難を開始する段階である。「勧告」は、その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して避難の立ち退きを勧め、又は促すものである。「指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を立ち退かせるものである。

■避難準備情報及び避難勧告・指示の基準

種類	内容	発令基準
避難準備（要配慮者避難）情報※	避難の勧告・指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制を整えること	○　避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない状況のとき ○　気象警報及び洪水警報が発表されたとき ○　指定河川洪水注意報が発表されたとき ○　人的被害の発生する可能性が高まったとき ○　その他本部長が必要と認めるとき
避難勧告	あらかじめ危険が予想されるときに、災害が発生する前に避難すること	○　通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならないとき ○　土砂災害警戒情報が発表されたとき ○　指定河川洪水警報が発表されたとき

		○　人的被害の発生する可能性が明らかに高まったとき ○　その他本部長が必要と認めるとき
避難指示	避難勧告より拘束力が強く、避難のため立ち退き若しくは屋内での待避等を指示するもの	○　前兆現象の発生や事態の切迫した状況、地域の特性等から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断されたとき ○　人的災害が発生したとき ○　その他本部長が必要と認めるとき

※法令によって規定されたものではない。

■避難準備情報の発令権者及び要件

発令権者	避難準備情報の発令要件
町長	○　災害により人的被害の発生のおそれがあり、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき

※法令によって規定されたものではない。

■避難の勧告・指示の発令権者及び要件

発令権者	発令する要件	根拠法令
町長	○　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第 60 条
知事	○　災害の発生により町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第 60 条
警察官	○　町長が避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認められるとき ○　町長から要求があったとき ○　人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○　人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法第 94 条
知事、知事の命を受けた道職員	○　洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき ○　地すべりにより著しい危険が切迫していると認	水防法第 29 条 地すべり等

	められるとき	防止法第 25 条
水防管理者	○ 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第 29 条

第２　避難準備情報及び避難の勧告・指示の伝達

広報渉外部は、避難準備情報及び避難の勧告・指示を防災対策支援システムにより報道機関等を通じ住民に伝達するほか、防災無線、緊急速報メール、HP、広報車等により住民に伝達する。

また、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設への伝達は、施設に関係する各部から避難準備情報及び避難の勧告・指示を電話、ＦＡＸで伝達する。町長は、避難準備情報及び避難の勧告・指示をしたときは、速やかにその旨を知事（上川総合振興局長）に報告する。

■避難時の伝達事項

○　避難を要する事由	○　避難勧告、指示の対象区域
○　避難先	○　避難経路
○　避難時の服装、携行品等	○　避難行動における注意事項

第３　避難準備

避難準備をした場合、各対策部は、町長の指示により避難勧告・指示による避難ができるような体制づくりを行う。

■避難準備の体制

担当部	対策
住民対策部	○　避難所開設の準備 ○　避難カードの作成、住民への配布 ○　避難所施設の点検 ○　避難世帯調査票の作成
広報渉外部	○　災害広報紙の作成、住民への配布 【内容】：災害の状況・予想される現象、避難先、避難者カードの記入・提出 ○　避難準備の住民広報（防災行政無線・広報車） ○　防災無線機器の点検
建設対策部	○　避難路の確認

第４　自主避難

自主避難を促した場合は、自主的に避難する避難者の受入場所として避難所を開設する。原則として、避難者への食料や物資等の支援は行わない。住民対策部は、開設する避難所を決定し、避難所管理者とともに受入準備を行う。

渉外対策部は、住民に広報車や災害広報紙の配布などにより周知する。特に、避難行動に時間を要する者に対し自主避難を呼びかける。

在宅の避難行動要支援者の避難は、地域の住民が協力して行うが、住民では困難な場合は、住民対策部は申し出により町有車両による移動や、受入可能な施設への入所等の支援を行う。

第５　避難の勧告・指示の伝達経路

避難の勧告・指示の伝達は、次の経路のとおりとする。広報渉外部は、関係各対策部及び関係機関に避難の勧告・指示の広報を要請する。

また、総務対策部は速やかにその旨を知事（上川総合振興局長）に報告する。

■避難勧告・指示の伝達

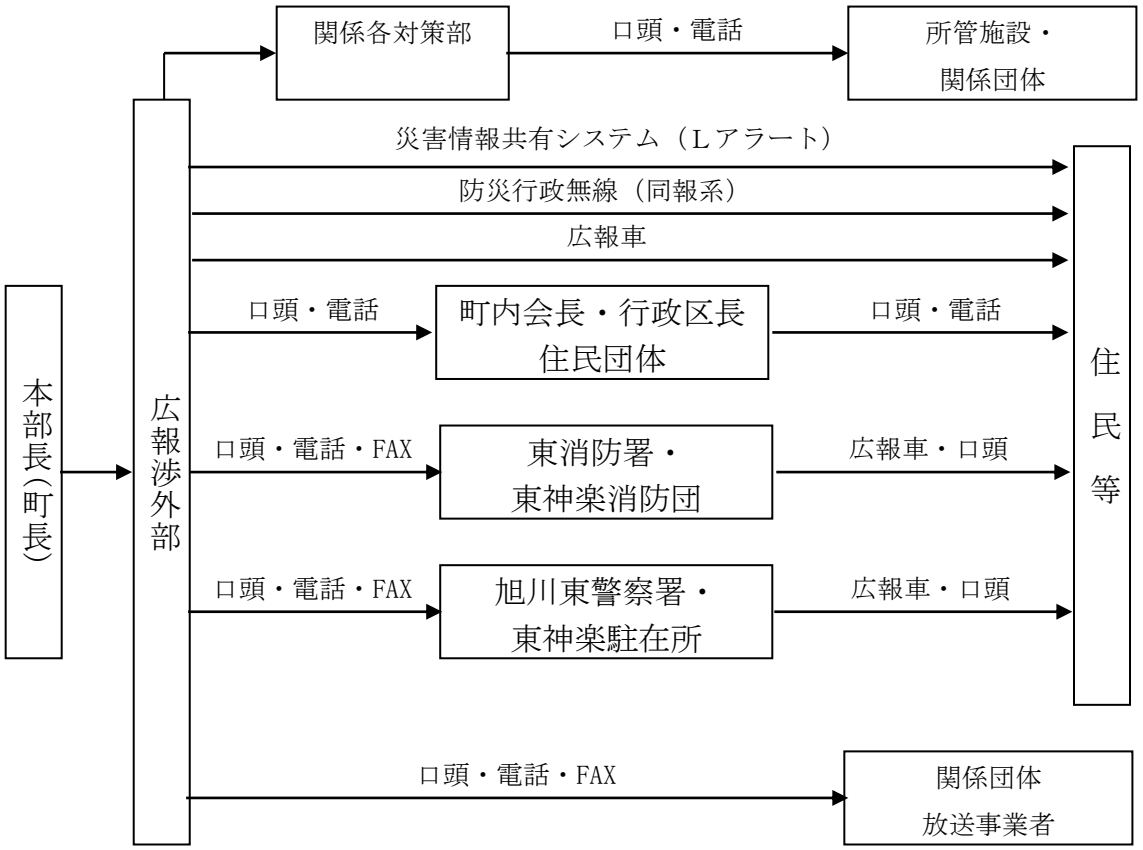

第６　解除

町長（町対策本部長）は、災害による危険がなくなったと判断されるときには、避難準備情報及び避難の勧告・指示を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事（上川総合振興局長）に報告する。

第２節　避難者の誘導等

［資料編 4-16, 17］

第１　避難勧告等の通知・伝達

１　情報の提供

総務対策部は、避難勧告等を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ被災情報や現場における事態に関する情報、避難者数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に道に提供する。

２　住民等への伝達

広報渉外部は、知事等による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じ、その内容を住民及び関係のある公私の団体に対して迅速に伝達する。

３　関係機関への通知

総務対策部は、警報に準じて他の執行機関、その他の関係機関に対し、避難の指示を迅速かつ確実に通知する。

第２　避難実施要領の策定

１　避難実施要領の策定

町長は、避難勧告・指示を行う場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、道、道警察等、自衛隊等の関係機関の意見を聞いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知、伝達が、避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合、又は災害等の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

■避難実施要領の内容

○　避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
○　避難者の誘導の実施方法、避難者の誘導に係る関係職員の配置その他避難者の誘導に関する事項
○　その他避難の実施に関し必要な事項

2　避難実施要領の策定の留意点

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするため策定するものであることから、町長は原則として、次の項目を記載する。ただし、緊急の場合には時間的な余裕がないことや事態の状況等を踏まえ、避難実施要領を簡潔な内容とすることもありうる。

■避難実施要領の項目

①　要避難地域及び避難者の誘導の実施単位
②　避難先
③　一時集合場所及び集合方法
④　集合時間
⑤　集合にあたっての留意事項
⑥　避難の手段及び避難の経路
⑦　市町村職員、消防職団員の配置等
⑧　要配慮者及び避難行動要支援者への対応
⑨　要避難地域における残留者の確認
⑩　避難誘導中の食料等の支援
⑪　避難者の携行品、服装
⑫　避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

3　避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

(1) 避難の指示の内容の確認（地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態）
(2) 災害等の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
(3) 避難者の概数把握
(4) 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
(5) 輸送手段の確保の調整（※　輸送手段が必要な場合）
（道との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
(6) 要配慮者の避難方法の決定（避難支援計画、避難行動要支援者支援班の設置）
(7) 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、道警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
(8) 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
(9) 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
(10) 自衛隊の行動と避難経路や避難手段の調整

4　避難実施要領の内容の伝達等

総務対策部は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては迅速な対応が取れるよう、各地域

の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、町長は、直ちに、その内容を、町の他の執行機関、町の区域を管轄する消防機関、警察署長等及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、町長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

第３　避難者の誘導

１　避難者の誘導実施者

避難誘導は、災害の規模、状況に応じて、最も近い避難場所等まで次のとおり行う。避難は原則として徒歩とする。なお、在宅の避難行動要支援者の避難は、地域の住民が協力して行うが、住民では困難な場合は、総務対策部及び住民対策部班が車両を手配して避難所まで搬送する。

■避難誘導者

住民	住民対策部、広報渉外部、消防団員、警察官、自主防災組織等
在宅の避難行動要支援者	原則として地域の住民の協力により行う。 ※困難な場合は、住民対策部が行う。
教育施設、保育施設	教職員等施設の職員
社会福祉施設	施設職員
事業所等	施設の防火管理者及び管理責任者
交通施設	施設管理者及び乗務員

２　避難者の誘導

総務対策部は、避難実施要領で定めるところにより、町職員並びに消防機関及び消防団長を指揮し、避難者を誘導する。その際、緊急の場合を除き、避難実施要領の内容に沿って、行政区、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、住民対策部は、避難実施要領に沿って、安全な経路で避難経路の要所や危険箇所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して誘導の円滑化を図る。

避難の誘導にあたっては、避難行動要支援者を優先する。

また、総務対策部は、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、町職員には腕章、旗等を携行させるとともに、毅然とした態度での活動を徹底させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導にあたる職員等が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど、住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

3　消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行が困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難者の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部及び消防署と連携しつつ、住民及び事業所等と連携した避難者の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内の残留者の確認等を担当するなど、地域とのつながりを活かした誘導を行う。

4　避難誘導を行う関係機関との連携

町長は、避難実施要領の内容を踏まえ、町職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難者の誘導を要請する。この場合、総務対策部は、その旨を知事に通知する。

また、警察官等が避難者の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、総務対策部は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制など関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、総務対策部は、事態の規模、状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

5　住民組織等に対する協力の要請

総務対策部は、避難者の誘導にあたっては、住民組織等におけるリーダーとなる住民に対して、避難者の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

6　誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

総務対策部は、避難者の誘導に際して、道と連携して、食料及び飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

また、避難者の心理を勘案し、避難者に対して必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難者の不安軽減のために、可能な限り事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

7　高齢者、障がい者等への配慮

総務対策部は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を組織し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、緊急輸送手段の確保を的確に行うものとする（また、「避難行動要支援者避難支援計画（全体計画及び個別計画）」を策定している場合には、当該計画に沿って対応を行う。その際、民生委員と社会福祉

協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。

8　残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

9　避難所等における安全確保等

住民対策部は、道警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに､道警察と協力し､住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安軽減に努める。

10　動物の保護等に関する配慮

住民対策部は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成１７年８月３１日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

・危険動物等の逸走対策
・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

11　通行禁止措置の周知

建設対策部は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、道警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

12　道に対する要請等

町長は、避難者の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に道による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難者の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

町長は、知事から避難者の誘導に関して是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて適切な措置を講じる。

13　避難者の運送の求め等

町長は、避難者の運送が必要な場合において、道との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難者の運送を求める。

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては道を通じて国の対策本部長に対し､指定地方公共機関にあっては道対策本部長に対し、その旨を通知する。

14　避難者の復帰のための措置

総務対策部は、避難の指示が解除された時は、避難者の復帰に関する要領を作成し、避難者を復帰させるため必要な措置を講じる。

第３節　警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限又は禁止し、退去を命じる。

消防署又は消防団は、警戒区域の設定に伴い、警察官等の協力を得て実施する。

■警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
町長	○　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
消防長・消防署長	○ ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の２
消防吏員又は消防団員	○　火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条
消防機関に属する者	○　水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条
警察官	○　町長若しくは町長の委任を受けた町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。 ○　消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任	災害対策基本法第63条

	を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき。 ○　消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき。 ○　消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。	消防法第23条の2 消防法第28条 水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○　町長若しくは町長の委任を受けた町職員及び警察官が現場にいないとき。	災害対策基本法第63条

第４節　避難所の開設・廃止

［資料編 4-16, 17］

第１　避難所の開設

(1)　避難所の決定

町長は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。開設する避難所は、被災地に最も近く安全な避難所とする。冬期間においては、積雪寒冷の気候等に配慮する。

(2)　避難所の開設

避難所は、住民対策部が開設する。避難所として開設する施設と関係する部は、施設の管理者に開設の協力を要請する。また、必要に応じ、指定された避難所以外の施設についても管理者の同意を得て避難所として開設する。

なお、住民対策部は、住民が自主的に避難してきたときは、避難所として開設する施設と関係する部及び管理者と連携し、避難所に避難者を誘導する。

(3)　避難所の応急復旧

避難所を開設する場合、避難班は施設の設備等の状況を確認し、災害対策本部へ連絡する。避難所として開設する施設と関係する班は避難班と協議し、設備等の修理が必要な場合は建設対策部等に修理を要請する。建設対策部等は、修理内容を確認し協定を活用するなど応急工事等を手配する。

第２　避難所開設の広報

広報渉外部は、避難所が開設されたとき、速やかに住民等に対して避難所開設を広報する。

第３　避難者の受入れ

住民対策部は、施設管理者と協力して避難所で避難者の受入れを行う。なお教育施設での避難者の受入れにあたっては、収容場所と教育（授業）の場とを明確に区分する。

■避難者の受入れ事項

○　体育館など収容スペースへの案内
○　避難者数等の把握
○　災害情報等の伝達

第４　避難所の統合・廃止

住民対策部は、建設対策部と連携し、仮設応急住宅の提供、公営住宅や空き家等利用可能な住宅の斡旋等により、避難所の早期解消を進める。

仮設住宅への入居等により避難者が減少したときは、地域単位に避難所を統合、廃止する。避難所としての使用を終了するときは、運営委員会に対し校舎等の清掃を行うよう指導する。

第５節　避難所の運営

第１　避難所運営体制

１　避難所運営組織

避難所の運営は、避難者自らが行うことを原則とし、住民対策部はそのために自主防災組織や町内会等住民組織のリーダーからなる避難所運営委員会を組織するよう援助し、自主運営を行う体制の整備を図るものとする。

住民対策部は、運営委員会が確立した場合でも、委員会やボランティア等との連絡・調整を十分にとり、相互の協力・連携のもとに避難所の管理を行うものとする。

■避難所運営担当者の役割

避難所運営委員会	町職員
○　運営方法等の決定 ○　生活ルールの作成 ○　避難者カード・名簿の作成 ○　町からの連絡事項の伝達 ○　食料・物資の配給 ○　ボランティア等との調整 ○　避難者の要望等のとりまとめ	○　災害対策本部との連絡 ○　避難所内の広報 ○　施設管理者、ボランティア等との調整 ○　避難所運営記録の作成

２　避難者の把握

住民対策部は、避難所運営委員会の協力を得て、避難者カード、避難者名簿を作

成し、避難者の状況を早期に把握し、避難所における生活環境に注意を払うとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

3　避難所事務所の開設

住民対策部は、避難所内に避難所事務所を開設する。

4　避難所運営記録の作成

住民対策部は、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成し、１日に１度本部へ報告する。また、病人発生等、特別な事情のある時は、そのつど必要に応じて報告する。

5　報道機関への対応

報道機関の取材活動等への対応は、原則として運営組織が当たる。

6　防犯対策

避難所では、外来者の受付記録をとり、防犯に注意する。また、必要に応じて警察官の派遣を要請する。

第２　避難所の整備及び設備の設置

1　スペースの配置

避難所職員は、施設管理者と協力して避難所のスペースを配置する。

■スペース例

○　生活スペース	○　洗面・洗濯スペース	○　配膳・配給スペース
○　休憩スペース	○　救護センタースペース	○　駐車スペース
○　更衣スペース	○　物資保管スペース	

2　避難所の設備

避難所には、季節の特性に配慮し、生活環境を向上させるため、次の設備を整備する。住民対策部は、必要な設備を本部に要請する。建設対策部は、避難所に設備の設置に協力する。

■避難所で必要な設備

○　ストーブ等の暖房器具・設備	○　仮設トイレ	○　公衆電話
○　給水・給湯施設	○　掲示板	○　間仕切り
○　食器・調理器具	○　炊き出し器具	○　清掃用具
○　入浴施設	○　ゴミ箱	○　喫煙所
○　照明器具	○　資材運搬器具	○　その他必要なもの

第３　食料・物資の供給

住民対策部は、把握した避難者数から食料、生活必需品等の必要量を本部に報告する。食料、物資等を受け取ったときは、避難所運営委員会、ボランティア等との協力により避難者に配給する。特に避難者のアレルギー等に配慮する。

第４　避難所における生活支援対策

１　衛生指導

住民対策部は、避難所運営委員会、ボランティア等と協力して、避難所の衛生指導等を行い居住環境の保持に努める。

■避難所の衛生指導

○　水飲場、トイレの清掃・消毒	○　避難所居住スペースの清掃
○　ごみ置き場の清掃・消毒	○　手洗い、うがいの励行
○　石けん、消毒薬品の配布	

２　食中毒等の予防

住民対策部は、食中毒の予防のため、避難所では食料の管理、炊事場の清掃、炊き出し時の衛生管理を徹底するよう指導する。また、食料供給業者に対しても、食中毒の予防を要請する。

３　入浴対策

住民対策部は、産業対策部と連携し、ホテル、旅館等の入浴施設を確保し、入浴計画を立案し、送迎バスの手配等を行う。

４　避難所の警備

住民対策部は、警察署、避難所運営委員会と連携して、避難所内及びその周辺のパトロールを行う。

５　健康管理等

住民対策部は、避難者等の健康状態を十分把握し、必要に応じ、救護所等を設けるとともに、インフルエンザ等の感染症予防のため、薬品を確保し、手洗い、うがいの励行を指導する。また、仮設トイレの早期設置、冬期間における暖房など避難所の生活環境を確保するほか、必要に応じてプライバシーの確保、心のケアの問題等に配慮する。

６　相談所の開設

住民対策部は、避難所内に相談所を設置し、被災者対策の各種申し込み、関係機関の支援策等の受付を行う。

7　生活バスの運行

住民対策部は、避難者の通学や買い物等の利便を図るため、バスを運行する。

第５　要配慮者への配慮

1　避難所での配慮

住民対策部は、日常生活を営む上でハンディを負う人々にとって避難所での生活ができる限り支障のないものとなるようにする。

■避難所での要配慮者対策

○　要配慮者専用スペース
○　間仕切り
○　視覚・聴覚障害者への情報伝達

2　福祉避難所の開設

避難生活が長期化し、避難所での生活が困難な要配慮者に対して、その状況に応じて福祉避難所を開設する。住民対策部は、社会福祉施設等に協力を求め福祉避難所を開設し、要配慮者のうち特に配慮を必要とする避難者を収容する。

さらに、施設に不足が生じた場合について、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の活用など、多様な避難所の確保に努める。

3　在宅療養者への配慮

住民対策部は、避難時に重度在宅療養者を特別養護老人ホーム等介護できる施設に一時受け入れ、ケアマネージャー等の助言のもと、当該施設での受け入れ又は他施設への転送等の措置をとるよう配慮する。

第６　避難所周辺地域での被災者への対応

1　被災住民の把握

住民対策部は、避難所周辺地域で被災し、支援が必要な住民を把握する。

2　食料・物資の供給

住民対策部は、把握した避難者数から食料、生活必需品等の必要量を本部に報告する。食料、物資等を受け取ったときは、避難所運営委員会、ボランティア等との協力により支援が必要な住民に配給する。

3　健康管理等

住民対策部は、把握した支援が必要な住民に対し、避難所における避難者と同様に健康管理等のサービスを提供する。

第６章　救出・救急・消火

第１節　救出・救急活動

第１　救出情報の収集

１　発見者の通報

要救出者を発見した者は、消防署又は警察署等へ通報する。

２　救出情報の収集

広報渉外部は、町及び警察署等に通報された救出情報を収集し、消防署へ伝達する。救出情報は総務対策部で管理する。

３　情報の共有

総務対策部は、要救出者等の情報を受けた場合は、東消防署、旭川東警察署に通報し、相互に情報の共有を図る。

第２　救出活動

１　救出活動

消防署及び消防団は、救出情報に基づいて救出チームを編成し救出活動を行う。消防署は、次の原則によって救出チームの出動を統括する。警察、自衛隊等の応援が出動したときは、地域や作業分担の割り振りを行う。

■救出活動の原則

○　延焼火災が多発し、多数の救出事象が発生している場合は、延焼危険度が高い地域を優先する。
○　多数の救出事象のある場合は、多くの人命を救護できる事象を優先する。
○　多数の救出事象のある場合は、救命効率の高い事象を優先する。
○　多数の救出事象のある場合は、生存が確認されている事象を優先する。

住民・自主防災組織・事業所等は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行う。

２　応援要請

町長は、町単独の対応では困難と認めたときは、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、北海道内の消防組織に対し、消防隊、救急隊及びヘリコプター等の応援を要請するとともに、消防署は応援部隊が到着したときは、救助活動に関する情報を提供し、指揮、統括を行う。また、町長は被害状況等に応じて自衛隊、警察署、

建設業協会（重機、資機材等）等に応援を要請する。

3　現地対策本部

災害現場で作業拠点が必要な場合は、災害現場に近い公共施設に現地対策本部を設置する。

第３　救急活動

消防署は、負傷者を救急車にて救護所又は救急告示指定病院等に搬送する。

町長は、道路の被害等で救急車による搬送ができない場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、道に対してヘリコプターの出動を要請する。

第２節　消火活動

第１　情報の収集

消防署は、住民、各消防署、警察署からの火災発生等の情報を収集する。収集すべき情報は、次のとおりである。

■収集する情報の種類

○　火災の発生状況
○　町内会･自主防災組織等の活動状況
○　通行可能な道路の状況
○　無線通信の状況
○　使用可能な消防水利の状況

第２　消火活動

1　消火活動

消防署は、延焼の状況等を把握し、次の点に留意して消火活動を効果的に行う。

■消火活動の留意事項

○　風向き、市街地の建物分布等を考慮し、最も効果的な消防力を投入する。
○　延焼火災の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区として確保する。
○　延焼火災が発生している地区は、直ちに住民の避難を開始し、必要に応じて避難路の確保等を最優先で行う。また、安全な方向への避難を呼びかける。
○　危険物の漏洩等のおそれがある地区は、立入り禁止措置をとり、安全な避難誘導に努める。
○　病院、避難所、幹線道路、防災拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
○　住民等が実施する初期消火活動との連携、指導に努める。

2　応援要請

消防署長は、消防署だけでは対応が困難と認めたときは、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、北海道内の消防組織に対し消防隊、救急隊及びヘリコプター等の応援を要請する。

消防署は応援部隊が到着したときは、火災の状況、分担区域、道路状況、水利等に関する情報を提供し、指揮、統括を行う。

3　災害対策本部の活動

災害対策本部は、消防部が行う活動と連携して、次のような活動を行う。

■災害対策本部の活動

○　火災の発生状況、避難の広報
○　避難勧告、避難誘導
○　避難所の開設、受け入れ
○　避難者への食料、生活必需品等の供給
○　交通規制（警察署との連携）

第３　住民・自主防災組織・事業所の活動

住民・自主防災組織・事業所等は、消防機関との連携を保ちつつ、可能な限り、次にあげる消防活動を行う。

(1) 住民・自主防災組織の活動

住民・自主防災組織は、火災が発生した場合に初期消火及び延焼防止活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。

(2) 事業所の活動

事業所は、火災が発生した場合、出火防止措置及び初期消火活動を行う。また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

■事業所の消火活動等

○　警察、消防署等最寄りの防災機関への通報
○　自衛消防隊等による初期消火､延焼防止活動
○　必要に応じて従業員、顧客等の避難
○　周辺地域の住民等に対する必要な情報の伝達
○　立入り禁止措置等の実施

第７章　医療救護

第１節　応急医療活動

第１　救護所の設置

１　救護所の決定

医療対策部は、被災情報から救護所の設置場所を決定する。

２　救護所の設営

医療対策部は、救護所となる施設に医療用資器材、電源、応急医療に必要な資機材を搬送し設置する。

建設対策部は、救護所とする建物の電気設備等を点検し、救護所としての利用可能な措置をとる。停電のときは、北海道電力に早期復旧を要請する。

■救護所の設置場所

被害が小規模なとき	国保診療所
被害が大規模なとき、被災現場が遠隔地のとき、多数の負傷者が発生したとき	被災地に近い学校、公民館、医療施設

３　救護所（トリアージポスト）の決定

医療対策部は、トリアージや応急手当に必要な医師の要請、医薬品等の準備、２次・３次医療機関への受入れ要請等を行う。

※トリアージ＝災害発生時などに多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために傷病者の治療優先順位を決定すること。

４　２次・３次医療機関への収容

医療対策部は、国保診療所では収容できない場合は、旭川赤十字病院等に収容を要請する。

５　傷病者の搬送

災害現場から国保診療所までは、救急車又は搬出にあたった機関の車両で搬送する。また、救護所から２次・３次医療機関への搬送は、救急車とする。

ただし、道路等が途絶した場合又は緊急を要する場合は、ヘリコプターでの搬送を北海道に要請する。

第２　医療チームの派遣

医療対策部は医療救護チームを編成し、救護所で応急医療にあたる。医療対策部だけでは対応できない場合は、町長を通じて医師会、歯科医師会及び道等に医療救護チームの出動を要請する。また、町長は、道を通じ、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の派遣を要請する。

第３　救護所での活動

救護所では、原則として次のような活動を行う。

■救護所での活動

○　傷病者の応急手当
○　負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージ）
○　医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
○　転送困難な患者に対する医療の実施
○　死亡の確認
○　助産
○　救護所での活動記録の作成

第４　医薬品・医療資機材の確保

１　医薬品・医療資器材等の確保

応急医療救護では、国保診療所が保有している医薬品、医療用資器材を使用する。不足するときは、医療対策部は、薬剤師会、近郊の薬品業者から医薬品、医療資器材等を確保する。近郊での入手が困難なときは、道を通じて医薬品業者、他医療機関等に要請する。

２　血液製剤等の確保

医療対策部は、輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、赤十字血液センター等に供給を依頼する。また、必要に応じて住民へ献血の呼びかけを行う。

第５　医療体制の確立

１　医療情報の収集

医療対策部は、医師会及び歯科医師会との連携のもとに、町内及び近郊の医療施設について、次の医療情報を収集する。

■収集する医療情報

○　医療施設の被害状況
○　診療機能の確保状況
○　空きベッド数、受入れ可能数
○　医薬品、医療資器材等の需給状況
○　その他参考となる事項

2　医療施設の確保

医療対策部は、医療情報をもとに重症者を収容する医療施設を確保する。町内の医療施設では収容困難なときは、近隣市町村及び道に収容を要請する。

3　医療施設への搬送

消防署は、傷病者を救護所から町内及び近郊の医療施設へ救急車で搬送する。総務対策部は、交通の状況により救急車での搬送が困難な場合は、道、自衛隊等にヘリコプターでの搬送を要請する。

第２節　被災者等への医療

第１　避難所での医療活動

1　避難所救護センターの設置

医療対策部は、避難生活が長期にわたる場合は、避難所に救護センターを併設し、医師会、歯科医師会、上川保健所（上川総合振興局保健環境部保健行政室）に巡回救護班の派遣を要請する。救護センターでは、避難者の治療及び健康相談、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

2　健康管理及び巡回医療等の実施

医療対策部及び住民対策部は、救護センターに保健師等を配置し、保健指導及び栄養指導等被災者の健康管理にあたる。医療対策部は、国保診療所の医師、歯科医師や看護師その他の職員により巡回医療チームを編成する。巡回医療チームは、救護センター又は被災地の公民館等で治療、健康診断及び検病調査を行う。また、感染症等の発生のおそれがあるときは、予防接種を実施する。

医療対策部は、国保診療所の巡回医療チームで不足するときは、医師会及び歯科医師会等に巡回医療チームの編成を要請し、精神科、歯科等を含めた医療救護活動を行う。

3　感染症患者への措置等

医療対策部は、保健所等と連携して感染症患者又は病原菌保菌者が発生したときは、感染症指定医療機関への入院勧告又は入院措置をとる。

第２　心の医療活動

医療対策部及び住民対策部は、避難生活が長期化する場合は、精神科医療機関の協力によりカウンセリングやメンタルケア資料の作成等を行い、被災者や要配慮者の精神的負担の軽減に努める。

第３　医療情報の提供

医療対策部及び住民対策部は、通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、テレビ・ラジオ、災害広報紙等で提供する。

第８章　生活救援

第１節　給水活動

第１　優先給水

建設対策部は、水道施設の破損等により水の供給が停止した場合、断水地区の重要施設に対し優先給水を行う。給水は、町所有の車両、資機材を用いて行う。

■優先給水先

○　救護所　　○　病院　　○　要配慮者利用施設　　○　避難所

第２　給水活動

１　需要の把握

建設対策部は、水の供給が停止したときは、給水の必要な地域、給水活動の規模を決定するため、需要の把握を行う。

■把握する内容

○　断水地区の範囲　　○　断水地区の人口、世帯数　　○　避難所及び避難者数 ○　給水所の設置場所　○　断水地区内の要配慮者利用施設及び防災関係機関

２　水源の確保

水源は、専用水道とする。建設対策部は、被災のため使用できない場合は、近隣市町村の水源からの供給を要請する。

３　給水活動の準備

建設対策部は、次のように給水活動の準備を行う。

■給水活動の準備事項

給水拠点の設定	避難所又は被災地の公園等
活動計画策定	給水ルート、給水方法、給水量、人員配置、広報の内容・方法等
応援要請	自衛隊、他水道事業者
給水資機材の確保	水槽積載車～自衛隊、他水道事業者 ポリタンク等の備蓄品（不足するときは業者から確保）

４　給水活動

浄水場から給水拠点までは、水槽積載車で運搬する。給水拠点では、住民自らが

持参したポリタンク、バケツ等に給水する。なお、復旧に長期を要するときは、応急仮設配管などの措置をとる。

■給水量の基準

１人１日３リットル（飲料水）（給水体制の復旧に応じて拡大する。） 概ね１週間～ １人１日２０リットル（飲料水・生活用水） （給水体制の復旧に応じて増減する）

5　浄水装置による給水

輸送による給水が困難な場合で、付近に利用可能な水源がある場合は、上川保健所（上川総合振興局保健環境部保健行政室）、自衛隊に浄水装置の設置を要請し、浄水して供給する。

6　家庭用井戸等による給水

家庭用井戸、事業所の井戸について、水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、近隣の住民に飲料水として提供する。

第２節　食料の供給

第１　備蓄食料の供給

住民対策部は、必要に応じて被災地の避難所、要配慮者利用施設等に備蓄食料を搬送する。

第２　食料の確保

1　食料供給の対象者

食料供給の対象者は、次のとおりである。

■食料供給の対象者

○　避難指示等に基づき避難所に収容された人 ○　住家が被害を受け、炊事の不可能な人 ○　旅行者、町内通過者などで他に食料を得る手段のない人 ○　施設で調理することができない要配慮者利用施設等の入所者 ○　災害応急活動従事者※ ○　食料供給システムが麻痺し、食料の調達が不可能となった人※ ※これらの者は、災害救助法の実費弁償の対象外である。

2　需要の把握

住民対策部は、被災者や災害対策要員等に食料を供給するため、各部からの報告

等により必要な量を把握する。

■需要の把握方法

対象者	方法
避難者	避難所運営組織等からの報告に基づいて、住民対策部が把握
災害対策本部要員	各対策部からの報告を総務対策部が把握
応援者、作業従事者	作業を所管する各対策部からの報告を総務対策部が把握

3　食料の確保

供給する食料は、弁当、パン、牛乳、飲料とし、副食等は炊き出しで補う。

総務対策部は、報告された必要量を「災害時における応急生活物資の供給等に関する協定」等により食料調達業者に要請する。なお、町内だけでは確保が困難なときは、道又は道内市町村に対して食料の供給を要請する。

また、応急用米穀の確保ができないときは、上川総合振興局長を通じて知事に要請し、知事の指示に基づいて北海道農政事務所から受領する。

第３　食料の供給

1　食料の輸送

食料の輸送は、原則として食料調達業者に依頼する。食料調達業者が輸送困難なときは、輸送業者に要請する。なお、輸送が困難なときは総務対策部が輸送する。

2　食料の分配

避難所では、住民対策部が避難所運営委員会、ボランティア等の協力により食料を分配する。

第４　炊き出し

1　炊き出しの実施

住民対策部は、弁当等が調達できない場合や避難所等から申し出があった場合は、炊き出しを実施する。避難所内での炊き出しは、運営組織、ボランティア等の協力により行う。

2　食材の確保

産業対策部は、避難所内での炊き出しに使用する食材を、東神楽農協、食料品販売業者から調達する。米穀は町内又は近郊の米穀取扱業者から調達する。不可能な場合は、上川総合振興局長を通じて知事に要請し、知事の指示に基づいて北海道農政事務所（地域第四課）から受領する。

3　炊き出し施設の確保

炊き出しは、避難所等の既存施設を活用する。住民対策部はこれらの既存施設を確保する。なお、炊き出し施設を確保できないときは、自衛隊に炊飯支援を要請する。

第３節　物資の供給

第１　備蓄品の供給

住民対策部は、必要に応じて被災地の避難所、救護所等に備蓄物資を搬送する。

第２　物資の確保

１　物資供給の対象者

物資供給の対象者は、次のとおりである。本部長は、このうち特に必要と認められる者に支給する。

■物資供給の対象者

○　避難指示等に基づき避難所に収容された人
○　災害により住家に被害を受けた人
○　被服、寝具その他生活上必要な最低限度の家財等を喪失した人
○　被服、寝具その他生活上必要な物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な人
○　指定避難所以外の施設で避難生活を送る人

主な供給対象物資は次のとおりとし、必要に応じ支給する。

■主な供給対象物資

○　寝具	○　肌着	○　食器	○　外衣	○　身の回り品
○　日用品	○　炊事道具	○　光熱材料		

２　需要の把握

物資の必要量の把握は、食料と同様に行う。

３　物資の調達

総務対策部は、報告された必要量を「災害時における応急生活物資の供給等に関する協定」等により物資調達業者に要請する。なお、町内だけでは確保が困難なときは、道又は道内市町村に対して物資の供給を要請する。また、住民対策部は、日本赤十字社北海道支部に必要な物資を要請する。

第３　物資の供給

１　物資の輸送

物資の輸送は、原則として物資調達業者に依頼する。物資調達業者が輸送困難なときは、輸送業者に要請する。総務対策部は協定に基づき、輸送業者に要請する。

２　物資の分配

各避難場所等を配給場所として、避難所運営委員会、ボランティア等の協力のもとに分配する。

第４節　救援物資の供給

第１　救援物資拠点の設置

住民対策部は、救援物資を保管・管理するために公共施設に物資保管センターを開設する。

第２　救援物資の受入れ・管理・供給

住民対策部は、ボランティア等の協力により、物資を受入れ、在庫を管理する。物資供給の請求があったときは、総務対策部を通じて輸送業者に要請する。

第３　救援物資の要望及び拒否

住民対策部は、必要な救援物資について把握し、総務対策部を通じて要望する。救援物資の要望は、原則として、金銭によるものとし、それ以外の物資については、緊急的に必要なものを除き、受け入れないものとする。

第４　義援金の取り扱い

義援金は、北海道災害義援金募集（配分）事業要綱骨子に準じ、関係機関と協議して災害義援金募集委員会を設立し、全国に呼びかける。寄せられた義援金は、災害義援金配分委員会によって配分する。

第５　要配慮者への配慮

食料や救援物資等の提供を適切に行うため、特に聴覚障がい者等の要配慮者に対する情報提供に留意し、要配慮者が食料等の提供を受けられないことのないよう配慮する。

第９章　交通対策・緊急輸送

第１節　交通対策

第１　交通情報の収集

総務対策部は、警察署及び各道路管理者と連絡を取り、交通情報の収集、整理を行う。

■収集する交通情報

○　主要道路、橋りょう等の被害状況及び復旧の見通し
○　交通規制の実施状況（道路名、区間、迂回路等）
○　特に危険と認められた道路及び橋りょうの位置
○　その他必要な事項

第２　交通規制

１　交通規制

警察署又は道路管理者は、応急対策上重要な路線について交通規制を実施する。

建設対策部は、町管理の道路が、浸水、土砂災害等により危険なとき、又は緊急輸送のため必要なときは、通行禁止又は制限等の措置をとる。

■交通規制等の実施者及び状況・内容

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
公安委員会	○　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。 ○　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他道路における交通の規制をすることができる。	災害対策基本法第 76 条 道路交通法第４条
警察署長	○ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものをすることができる。	道路交通法第５条
警察官	○　通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、	災害対策基本法第 76 条の

	災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、措置をとることを命ぜられたものが当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自ら当該措置をとることができる。 ○　道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。	3 第1項 災害対策基本法第 76 条の3 第2項 道路交通法第6条第4項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○　警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第 76 条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法第 76 条の3 第3項
消防吏員	○　警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第 76 条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法第 76 条の3 第4項
道路管理者	○　道路の破損、一部流出（崩壊）、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法第 46 条

第３　緊急通行車両等の確認

1　緊急通行車両の確認

上川総合振興局長又は公安委員会（警察署長）は、使用者の申し出により、応急対策で物資の輸送等に使用する車両を緊急通行車両として確認する。確認は、支庁又は警察署及び交通検問所で行う。総務対策部は、町の応急対策で使用する車両について、所定の書式に記入し、支庁又は警察署で各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」の交付を受ける。「標章」は車両の前面に掲示する。

2　規制対象外車両の確認

公安委員会（警察署長）は、使用者の申し出により、公益上又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として確認する。確認は、警察署及び交通

検問所で行う。

総務対策部は、町の応急対策で使用する車両等について、所定の書式に記入し、警察署で各車両ごとに「規制対象除外車両通行証明書」、「標章」の交付を受ける。

「標章」は車両の前面に掲示する。また、避難者が一時帰宅等に使用する車両についても、避難者の申し出により交付を受ける。

第４　緊急輸送道路の確保

建設対策部は、道路管理者と連携を図り、緊急輸送道路となる道路の状況を点検し、交通規制、応急復旧などを行い通行を確保する。総務対策部は、道路の通行禁止、制限等緊急輸送道路における状況について各道路管理者及び警察署と密接な連絡をとる。

■北海道緊急輸送道路ネットワーク

北海道では、道路管理者及び北海道警察等からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会により緊急輸送道路のネットワーク化を図るため「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画」を策定している。

第１次緊急輸送道路ネットワーク	札幌市、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路
第２次緊急輸送道路ネットワーク	第１次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路
第３次緊急輸送道路ネットワーク	その他の道路

第５　緊急除雪

建設対策部は、旭川開発建設部、上川総合振興局旭川建設管理部と協力して、緊急輸送道路及び重要路線の除雪を行う。道路管理者だけで実施困難なときは、建設業協会及び自衛隊等に要請する。

■除雪対象路線

○　緊急輸送道路
○　災害対策本部と防災関係機関とを結ぶ道路
○　緊急輸送道路と避難所等とを結ぶ道路

第２節　緊急輸送

第１　車両・燃料の確保

１　町有車両の確保・配車

建設対策部は、町の所有する車両その他の車両を管理し、各部からの配車要請に基づいて配車を行う。町の所有する車両だけでは不足する場合は、協定に基づき輸送業者に応援を要請し、各部からの輸送要請に基づいて連絡調整を行う。

２　燃料の確保

建設対策部は、町の所有する車両、応援車両等、すべての車両に必要な燃料を燃料販売業者から調達する。

第２　緊急輸送

１　緊急輸送の範囲

町及び防災関係機関が実施する緊急輸送の対象は、次のとおりである。

■緊急輸送の範囲

○　医療救護を必要とする人（負傷者等）
○　消防、救助救急、医療、救護のための要員、資機材
○　避難を要する避難行動要支援者
○　被災者
○　災害対策要員
○　食料、飲料水、生活必需品等の救援物資
○　応急復旧用資機材

２　広域輸送

緊急輸送は、トラック等による陸上輸送を原則とする。ただし、北海道全域との広域輸送を行う場合は、鉄道、ヘリコプター、航空機による輸送を行う。

３　ヘリコプターによる輸送

孤立者の救出、重傷者の搬送、道路寸断時の輸送等のために必要がある場合は、ヘリコプターによる輸送を実施する。町長は、北海道、警察又は自衛隊のヘリコプターを要請する。

■ ヘリコプター要請先

○ 北海道消防防災ヘリコプター（北海道総務部危機対策局危機対策課）
○ 北海道警察ヘリコプター（旭川東警察署）
○ 自衛隊ヘリコプター（上川総合振興局）

第３　輸送拠点の設置

１　物資拠点

建設対策部は、調達した物資や他県市町村等からの救援物資を受け入れ、保管・管理するために、住民対策部と協力して、公共施設に物資保管センターを開設する。

また、不足する場合は、駅、道路などの交通条件のよい体育館等を物資拠点とする。

２　ヘリポートの設置

建設対策部は、臨時ヘリポートの開設予定地にヘリポートを開設する。設置にあたっては、必要に応じ自衛隊等の協力を要請する。

第１０章　災害警備

第１節　警察の災害警備

第１　災害警備体制の確立

警察署は、地震が発生した場合、その災害の規模、態様に応じて「災害警備計画」に基づいて災害警備本部等を設置する。

第２　応急対策

１　災害情報の収集

警察署の体制を速やかに確立し、災害警備活動に必要な情報収集活動を徹底する。

２　避難の指示等

災害対策基本法等の規定に基づき、避難の指示又は警告を行うとともに、町災害対策本部と連携して避難先を示す。住民の避難にあたっては、町災害対策本部及び消防機関と協力し、安全な経路を選定して誘導する。

３　広報

地震が発生した場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努める。

４　救助

防災関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動を実施するとともに、遺体の検分等にあたる。

５　交通規制

道路管理者等と連携して、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両及び規制対象外車両以外の通行を禁止又は制限する。また、通行禁止区域等において、車両等が通行の妨害となるときは、所有者等に対し、移動等の措置を命ずる。

第２節　被災地の警備

第１　被災地の警備

警察署は、避難後の無人化した住宅地、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等にあたる。

第１１章　建物対策

第１節　被災建築物の応急危険度判定

第１　応急危険度判定の実施

被災建築物による二次災害を防止するため、被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせるため、北海道建築関連団体等と連携し、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、応急危険度判定を実施する。

1　実施本部の設置

町長は、地震により多数の建築物が被災した場合、建設対策部内に応急危険度判定実施本部を設置する。なお、設置したときは、この旨を知事（上川総合振興局長）に報告する。

2　応急危険度判定士の確保

町長は、社団法人北海道建築歯科医旭川支部に応急危険度判定士の動員を要請する。また、北海道に応急危険度判定士、応急危険度判定コーディネーターの派遣を要請する。

3　判定用資機材の調達

建設対策部は、判定に必要な資機材を確保する。

■応急危険度判定に必要な資機材

○ 判定街区マップ	○ 判定調査表	○ 判定ステッカー	○ 腕章
○ ヘルメットシール	○ ヘルメット	○ クラックスケール	○ 下げ降り
○ 文具	○ 判定士手帳	○ 移動車両、自転車　等	

第２　応急危険度判定の基本的事項

1　判定対象建築物

応急危険度判定は、原則としてすべての建築物を対象とするが、被害の状況により判定の対象を限定することができる。

2　判定開始時期、調査方法

応急危険度判定は、地震の発生後できるだけ早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査票により行う。

3　判定の内容、判定結果の表示

応急危険度判定は、２人１組の判定チームを適宜編成し、被災建築物の構造躯体ごとに危険性を調査する。判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」の３段階で判定し、３色の判定ステッカーに対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

■応急危険度判定の区分

危険（赤色）	建築物の損傷が激しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。
要注意（黄色）	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより、立ち入りが可能である。
調査済（緑色）	建築物の損傷が少なく、使用が可能である。

４　判定の効力

応急危険度判定の効力は、東神楽町による情報の提供とする。

５　判定の変更

応急危険度判定は、応急的な調査であり、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第２節　応急仮設住宅

第１　仮設住宅の建設

１　需要の把握

住民対策部は、災害直後に被害の程度から仮設住宅の概数を把握する。また、住民対策部は、災害相談窓口又は避難所にて、仮設住宅入居の申し込みを受付ける。

２　用地の確保

建設対策部は、仮設住宅の需要、ライフライン等の被害、交通の状況等に基づいて、あらかじめ調査してある仮設住宅建設可能地から適当な土地を選定する。

３　仮設住宅の建設

建設対策部は、プレハブメーカー、建設業者等に仮設住宅の建設を発注する。仮設住宅の仕様は、原則として北海道の基準に準じる。気象条件や要配慮者に配慮して、ストーブの設置、段差の排除等に配慮する。建築資材等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼する。

なお、災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅は原則として道が設置する（ただし、同法第 13 条第 1 項の規定により委任された場合は町が設置する。）。

第２　応急仮設住宅の対象者

１　対象者

応急仮設住宅の対象者は、り災証明の発行を受けているなど次の条件に該当する者である。

■応急仮設住宅の対象者

○　住宅が全焼、全壊又は流失した者 ○　居住する住家がない者 ○　自らの資力をもってしては住宅を確保できない者で次に該当する者 ・生活保護法に規定する被保護者及び要保護者 ・特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等

２　入居者の選定

住民対策部は、被災者の資力、その他生活条件等を十分調査のうえ、抽選その他公正な方法により入居者を選定する。

３　設置期間

仮設住宅の設置期間は、建設工事の完了後３か月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて２年以内とすることができる。ただし、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、さらに期間を延長することができる。

※関係法令：特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第８条（建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置）

第３　管理

建設対策部は、入居者の要望等に応じて、仮設住宅設備の修理や改良等の管理を行う。また、仮設住宅の戸数が数十戸以上になる場所には、集会所等を設置する。

要配慮者等の入居者の状況により、家財の搬入等の支援を行う。

第３節　公営住宅の供給

第１　公営住宅の応急修理

建設対策部は、被災した町営住宅の状況を調査し、修理を発注する。応急修理は、要配慮者のうち特に配慮が必要な者等を優先し、居住に必要不可欠な部分から実施する。

第２　公営住宅の確保

建設対策部は、住宅を失った被災者に対して、町営住宅等の公営住宅を確保して供給する。入居者の選考は、応急仮設住宅の対象者と同様に行う。

第４節　住宅の応急修理

第１　住宅の応急修理

町内で発生した災害について、災害救助法が適用された場合は、その定める範囲内において被災した住宅の応急修理を行う。

１　需要の把握

建設対策部は、災害相談窓口又は避難所にて、住宅の応急修理の申し込みを受付ける。

２　応急修理

建設対策部は、応急修理を建築業者に委託する。応急修理の内容は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

第２　修理の対象者

１　対象者

住宅の応急修理の対象者は、り災証明の発行を受けているなど次の条件に該当する者である。

■応急修理の対象者

○　災害によって住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者
○　自らの資力をもってしては応急修理ができない者

２　対象者の選定

建設対策部は、被災者の資力、その他生活条件等を十分調査のうえ、応急修理対象者を選定する。

第１２章　被災宅地安全対策

第１　危険度判定の実施

町域において災害対策本部が設置されることとなる規模の降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図る。

1　危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、建設対策部内に危険度判定実施本部を設置する。

2 危険度判定の支援要請

町長は、判定士の派遣要請等、知事に対し、支援要請を行う。

3　判定士の業務

知事から派遣の依頼を受けた判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

■ 危険度判定の方法

①「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し、判定を行う。
②　宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の３区分に判定する。
③　判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。
・危険宅地（宅地に立ち入ることは危険）＝赤のステッカーを表示する。
・要注意宅地（宅地に入る場合は十分に注意）＝黄のステッカーを表示する。
・調査済宅地（宅地の被災程度は小さい）＝青のステッカーを表示する。

第２　危険度判定実施本部

1　危険度判定実施本部の業務

危険度判定実施本部を設置したときは、「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」に基づき、次の業務を行う。

■ 業務の内容

① 宅地に係る被害情報の収集
② 判定実施計画の作成
③ 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
④ 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
⑤ 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

第３　事前準備

町は災害の発生に基づき次に努める。

(1)　町と道は相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。

(2)　町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

第１３章　防疫・清掃

第１節　防疫活動

第１　防疫体制の確立

感染症の発生を予防し、または蔓延を防止するため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号、以下「感染症予防法」という。）に基づき必要な措置をとる。

１　検病調査班の編成

北海道（上川保健所（上川総合振興局保健環境部保健行政室））は、検病調査等のための検病調査班を編成する。

２　防疫班の編成

住民対策部は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のため、職員及び臨時雇用の作業員で防疫班を編成する。また、必要に応じて協力を要請する。

※関係法令：感染症予防法第 28 条第 2 項（ねずみ族、昆虫等の駆除）

■防疫対象地域

○　浸水区域
○　感染症患者が多く発生している地域
○　避難所
○　その他衛生状況が良好でない地域

第２　感染症の予防

１　検病調査

住民対策部は、検病調査班に協力して被災地で少なくとも１日１回以上の検病調査を行うとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導を実施する。

２　予防接種

上川保健所（上川総合振興局保健環境部保健福祉室）は、感染症予防上必要があると認めるときは、予防接種を実施する。住民対策部は、上川保健所（上川総合振興局保健環境部保健行政室）と予防接種の実施方法等を協議する。

３　被災地の消毒

住民対策部は、上川保健所（上川総合振興局保健環境部保健行政室）の指導により被災地の消毒を実施する。消毒に用いる資機材、薬品は備蓄品を使用する。不足する場合は、町内及び近郊薬局から調達する。

4　飲料水の供給

建設対策部は、感染症予防法により知事から水の利用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じられたときは、ろ過装置や薬剤等を確保し、衛生的に処理した飲料水を供給する。

5　一般飲料用井戸への措置

住民対策部は、飲料用に井戸を使用している設置者に対し、上川保健所（上川総合振興局保健環境部保健行政室）と連携して北海道飲料用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明したときの措置を指導する。

■感染症の予防措置

○　臨時予防接種に関する指示及び命令（予防接種法第 6 条）
○　感染症の病原体に汚染された場所の消毒（感染症予防法第 27 条）
○　ねずみ族、昆虫等の駆除（同第 28 条）
○　物件に係わる措置（同第 29 条）
○　死体の移動の制限（同第 30 条）
○　生活の用に供される水の使用制限等（同第 31 条）
○　建物に係わる措置（同第 32 条）
○　交通の制限又は遮断（同第 33 条）

第３　感染症患者への医療

感染症予防法に規定する一類～四類の患者が発生し又は発生した疑いがある場合、又は五類感染症の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、北海道（上川保健所（上川総合振興局保健環境部保健行政室））が次の措置を実施する。

■ 感染症患者等への措置

○ 感染症指定医療機関への入院勧告（同法第 19 条、第 20 条）

第４　避難所の防疫措置

1　健康調査等

住民対策部は、上川保健所（上川総合振興局保健環境部保健行政室）と協力して、避難者の健康状態を把握し、必要に応じて避難所にて健康診断を行う。

2　衛生管理

住民対策部は、上川保健所（上川総合振興局保健環境部保健行政室）の指導のもと、避難者の衣服等の日光消毒、トイレ・炊事場・洗濯場の消毒、手洗い・うがいの励行等の衛生指導を実施する。

3　集団給食

住民対策部は、避難所における炊き出し等の給食従事者には、健康診断が終了した者をあて、衛生に気を付けるよう配慮する。また、配膳時の衛生保持やゴミの衛生的処理を徹底させる。

第２節　し尿の処理

第１　仮設トイレの設置

住民対策部は、避難所等においてトイレが不足する場合、仮設トイレを設置する。

第２　し尿の処理

住民対策部は、仮設トイレのし尿の収集を委託業者に要請する。また、浸水により汲取り式トイレが使用できなくなったときは、委託業者に汲取りを要請する。その場合、処理能力に応じて汲取り量を制限する。

第３節　清掃・廃棄物の処理

第１　一般廃棄物の処理

1　収集・処理の実施

住民対策部は、道路の被災、避難所の開設及び収集車の配車等の状況から収集計画を立案し、ごみの収集、処理を行う。

なお、実施困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求めるものとする。

2　収集の広報

住民対策部は、災害広報紙、報道機関等を通じ、収集計画等を広報するとともに、ごみ捨てのルールを守るように協力を呼びかける。

3　仮置き場の確保

住民対策部は、道路交通の遮断、渋滞による収集の遅れや処理施設の被災による機能が低下したときは、仮置き場を確保する。仮置き場は災害規模にもよるが、周辺環境に配慮した場所とする。

4　避難所におけるごみ対策

避難所では、一般廃棄物と同じように分別を行い収集する。また、毛布、畳、ポリタンク、ダンボール等一時に大量発生するものについては、個別に収集し、リサイクルの方針にあわせて処理する。

第２　災害廃棄物の処理

住民対策部は、災害により生じたがれき等の災害廃棄物を、一時的に仮置き場に運搬し、適切な方法で処理する。また、アスベスト等有害な廃棄物については、汚染物質の発生を防ぎ、適正な処理対策を行う。

なお，処理が困難な場合は，近隣市町村及び道に応援を求めるものとする。

第１４章　障害物除去・放浪動物等対策

第１節　障害物の除去

第１　住宅関係の障害物の除去

１　除去の対象

建設対策部は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい支障を及ぼす障害物を除去する。住宅関係の障害物除去の対象者は、次のとおりである。

■障害物除去の対象者

○　当面の日常生活が営み得ない状態にある者
○　住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者
○　自らの資力では障害物の除去ができない者

２　除去の方法

建設対策部は、町所有の資機材を用いて除去作業を行う。町のみでは除去できないときは、協定に基づき建設業協会に応援を要請する。総務対策部は、必要に応じて知事（上川総合振興局長）に自衛隊の派遣要請を要求する。なお、他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。

除去した障害物は、遊休地等に集積し、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分する。

第２　河川関係の障害物の除去

建設対策部は、町管理の河川、公共下水道、排水路等の巡視を行うとともに、災害によって発生した障害物を除去する。除去の方法は、住宅関係の障害物の除去と同様に行う。

第３　主要道路上の障害物の除去

建設対策部は、町管理の道路の巡視を行い、交通に支障を及ぼしている障害物を除去する。除去の方法は、住宅関係の障害物の除去と同様に行う。

第２節　動物対策

第１　飼養動物への対応

１　ペットの避難

避難時のペットの保護及び飼養は、「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」（平成 13 年条例第 3 号）に基づき、原則として動物の管理者が行う。避難所ではペットの保護は行わない。総務対策部は、住民による自己責任においてペットを避難させることを広報する。

2　ペット救護所の設置

住民対策部は、避難生活が長期化し、避難所において避難生活の障害となるペット問題が生じた場合は、北海道及び北海道獣医師会等とその取り扱いについて協議する。ペット救護所等を設置する場合は、公共用地に設置し、必要な資機材、ペットフードを確保する。

第２　放浪動物への対応

1　放浪又は逸走動物の収容

住民対策部は、北海道、関係団体等と協力して飼い主が不明なペット等を保護し、犬抑留場等に収容する。不足する場合は、新規に保護施設を設置する。また、住民等に放浪犬等への注意や収容について広報する。

2　死亡動物の処理

死亡した動物は、しらかば清掃センター等で処理する。

第１５章　安否情集・提供

※　安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。

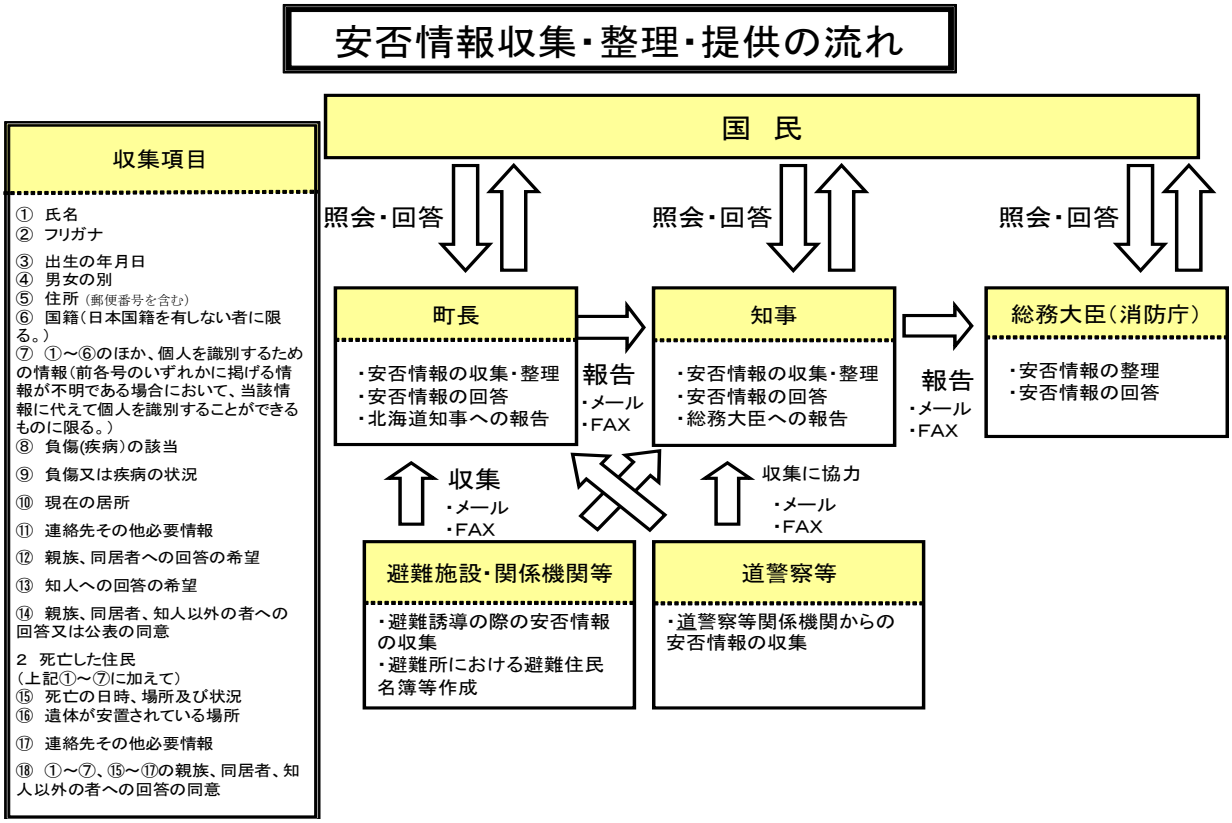

第１節　安否情報システムの利用

町は、安否情報の収集・提供を効率的に実施するため、消防庁が管理する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システムを利用するものとし、事態の状況により当該システムによることができないときは、電子メール、ＦＡＸにより安否情報の報告を行う。

第２節　安否情報の収集

第１　安否情報の収集

住民対策部は、避難所において避難者から任意で安否情報の収集を行うほか、国保診療所、諸学校等への照会、道警察への照会などによる安否情報の収集を行う。

安否情報の収集にあたっては、避難者又は災害等により負傷した住民については、安否情報省令第１条に規定する様式第１号を、災害等により死亡した住民については、同様式第２号を用いて行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難者から任意で収集した情報のほ

か、住民基本台帳、外国人登録原票等、町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

第２　安否情報収集の協力要請

住民対策部は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する。なお、この場合において、その協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、かつ、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

第３　安否情報の整理

町は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

第３節　安否情報の報告、回答等

第１　道に対する報告

町は、道への報告にあたっては、原則として、安否情報省令第２条に規定する様式第３号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで道に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

第２　安否情報の照会に対する回答

１　安否情報の照会の受付

(1)　町は、安否情報の照会窓口、電話及びＦＡＸ番号、メールアドレスについて、町対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

(2)　住民からの安否情報の照会については、原則として、町対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令第３条に規定する様式第４号に、必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。その際、本人確認を行うため、照会者に対し本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人の登録証明書、住基カード等）を提出させる。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や、照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(3)　窓口以外から照会があった場合には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の住居市町村が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行うこととする。

2　安否情報の回答

(1)　町は、その照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、原則として被照会者の同意に基づき、安否情報省令第４条に規定する様式第５号により、その照会に係る者が避難者に該当するか否か及び災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

(2)　町は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第５号により回答する。

(3)　町は、安否情報の回答を行った場合には、その回答を行った担当者、回答相手の氏名や連絡先等を把握する。

3　個人の情報の保護への配慮

(1)　安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

(2)　安否情報の回答にあたっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等、個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

第３　日本赤十字社に対する協力

町は、日本赤十字社北海道支部の要請があったときは、その要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供にあたっても、第２の３(1)(2)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、これを行う。

第１６章　行方不明者の捜索・遺体の処理

第１節　行方不明者の捜索

第１　行方不明者情報の収集

捜索の対象は、災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者とする。住民対策部は、災害相談窓口で受け付けた捜索願い及び行方不明者の情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。行方不明者のリストは、警察署に提出する。

第２　捜索活動

警察署、消防署、消防団等は、捜索チームを編成し、行方不明者リストに基づき捜索活動を実施する。なお、町長は、警察及び消防力だけでは捜索が困難と認めたときは、知事（上川総合振興局長）に自衛隊の派遣要請を要求する。

行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察官の見分を受ける。

第２節　遺体の処理

第１　遺体処理の実施

１　処理の実施者

住民対策部は、災害による社会混乱のため、遺族等が遺体識別等のための処置を行うことができないとき、遺族に代わり遺体の処理を行う。

なお、警察官が発見した遺体、又は警察官に対し届出がなされた遺体に関しては、警察官の見分が終了し、遺体が遺族又は町に引き渡されてから処理を行う。

２　遺体処理の内容

遺体処理として、次のことを行う。災害救助法が適用された場合は、遺体の処理のうち、洗浄等の処理及び検案については、知事の委託を受けた日赤道支部が行う。

■遺体の処理

○　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
○　遺体の一時保存
○　検案（遺体の死因その他の医学的検査をすること）

第２　遺体の安置

１　遺体安置所の設置

住民対策部は、被災地に近い公共施設、寺院等に遺体安置所を開設し、処理した遺体を葬儀業者等に要請し、遺体安置所に搬送する。身元が判明した遺体は、遺体安置所で遺族に引き渡す。

２　納棺用品の調達

住民対策部は、道及び葬儀業者に納棺用品等の供給を要請する。

第３節　遺体の火葬・埋葬

第１　遺体の火葬・埋葬

１　火葬・埋葬許可証の発行

住民対策部は、火葬・埋葬許可証を発行する。

２　火葬・埋葬

遺体は大雪火葬場で火葬する。住民対策部は、遺体が多数のため、火葬場で処理できないときは、近隣市町村の火葬場に火葬を依頼する。遺族では遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者等に協力を要請する。身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。

第２　遺骨の保管

住民対策部は、引取り手のない遺骨等を遺留品とともに保管する。

第１７章　ライフライン・公共施設等の応急復旧対策

第１節　ライフライン施設

ライフラインの応急対策は、各ライフライン機関があらかじめ定めた防災業務計画等に基づいて実施する。町は、防災関係機関の連絡担当者等を通じて各ライフライン施設の被害、供給状況等の情報を収集する。また、町長は各ライフライン機関に対して、重要施設等の復旧の要請を行う。

第１　上水道施設

１　応急活動体制の確立

建設対策部は、被害が発生した場合は、必要な要員を動員し、応急体制を確立する。

２　応急活動

建設対策部は、浸水した区域等の被害状況を調査する。浸水等により上水道施設が被災し、機能が停止した場合は、緊急止水をした上で機能回復作業を行う。

３　上水道の復旧対策

建設対策部は、被害状況を調査し、復旧計画を作成する。復旧計画に基づき次のような復旧作業を実施する。

■上水道施設の復旧作業

○　管類等の資機材の確保
○　復旧に必要な人員の確保
○　被害状況、復旧の見込み等の広報
○　他水道事業体への応援要請

第２　下水道施設

１　応急活動体制の確立

建設対策部は、浸水等の被害が発生した場合は、必要な要員を動員して応急活動体制を確立する。

２　応急活動

建設対策部は、浸水等により被害が発生した場合は、被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の低下、二次災害の防止等に対しては、次のような応急活動を行う。

■下水道の応急対策

○　排水機能の回復 ・可搬式ポンプによる緊急送水 ・仮管渠の設置 ・土砂の浚渫（しゅんせつ）

3　下水道の復旧対策

建設対策部は、施設の重要度、危険度を考慮し、詳細な被害調査を実施し、復旧計画を作成する。また、復旧計画に基づき次のような復旧作業を行う。

■下水道施設の復旧作業

○　資機材の確保 ○　復旧に必要な人員の確保 ○　被害状況、復旧の見込み等の広報 ○　他下水道事業体への応援要請

第３　電力施設

電気施設の応急復旧対策は、北海道電力株式会社が定める「防災業務計画」に基づいて行われる。

1　活動態勢

発令基準に従い警戒態勢、非常態勢を発令し、態勢を整備する。

2　情報収集

所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立する。

3　通信確保

本社、支社、支店重要発電所相互間の主要通信回線に対しては、迂回ルート構成を考慮するとともに、通信機器用予備電源の正常運転に十分な注意を払い通信の確保を図る。なお、災害地域の現業機関には、臨時電話の仮設などを考慮する。

4　広報

災害による停電及び使用制限にあたっては、災害概況、復旧見込みを直接又は報道機関を通じて速やかに地域住民等に周知を図る。

5　要員の確保

各支部は被害の状況により、支部管内の社外の応援を求め、なおかつ対処できないときは、本部に要請し、本部は融通動員する。

6　資材等の調達

社内における調達を図り、なおかつ不足するときは、関連工事会社及び他電力会社等からの融通等により調達を図る。

なお、必要により指定地方行政機関、地方公共団体等に対し、労務施設、設備又は物資の確保について応援を求める。

7　応急工事

災害時において、復旧順位、難易及び人員、資材の動員等を考慮して応急工事を行い、極力送電の確保に努める。

第４　ガス施設

災害発生時には、ガス事業法第 30 条により定められた「保安規程」及び「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」その他災害対策に関する諸規程によるほか、消防機関とは「ガス漏れ及び爆発事故防止対策に関する申し合わせ（昭和 55 年 11 月 21 日 55 札通ガ第 435 号）により連携を密にし、二次災害の防止に努める。

第５　通信施設

通信関連会社は、災害が発生した場合は、電気通信設備の予防措置、災害応急対策、災害復旧等に対する適切な措置をとる。

1　災害時の活動体制

災害が発生した場合は、非常態勢を発令し対処する。この場合、道、市町村及び各防災機関と密接な連携を保ち相互協力に努める。

2　設備、資機材の点検及び出動準備

災害の発生とともに、設備、資機材の点検等を行う。

3　応急措置

電気通信設備に被害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急措置をとる。この場合、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じて、電気通信事業法に定められた復旧順位に従って実施する。

4　広報

災害が発生し、通信が途絶若しくは利用の制限を行ったときは、利用制限の措置状況及び被災した設備の復旧状況を、テレビ、ラジオ、新聞掲載及び広報車により地域の住民に周知する。

第６　公共施設

１　被害調査等

各施設管理者は、所管施設の被災状況を調査し、施設利用者等の安全確保を図るため、避難誘導措置を行うとともに、二次災害の防止等の応急措置を行う。

２　冬季の災害

冬季に災害が発生した場合、次の対策を速やかに実施する。

(1) 建設対策部は、重要施設の暖房・給油設備等の被害状況を調査し、協定等を活用し、応急工事等を手配する。

(2) 各施設管理者は、施設に必要な燃料を販売業者から調達する。

第２節　交通施設

第１　道路・橋りょう

災害が発生した場合、各道路管理者等は、所管の道路、橋りょうについて被害状況を把握し、緊急輸送道路を最優先に、道路交通の確保を図る。建設対策部は、町所管道路について、通行の禁止又は制限等の措置などを講じるとともに、被災道路、橋りょうについては、応急措置を行う。

１　状況の把握

建設対策部は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、所管道路の巡回、緊急点検を行い、道路及び占用物の状況を把握する。

２　道路の啓開

建設対策部は、路肩の崩壊、がけ崩れ等により通行に支障がある場合は、障害物の除去を行い、迅速に啓開する。また、危険箇所には道路標識や警戒要員を配置するなどの措置をとる。

なお、道路の啓開は、緊急輸送等に必要な路線を優先的に行う。

３　道路・橋りょうの復旧対策

建設対策部は、緊急巡回、緊急点検によって得られた情報を整理検討のうえ、応急復旧の方針を決定し、応急復旧を行う。

４　応援要請

建設対策部は、道路の啓開、応急復旧等を行うときは、重機、資機材、復旧要員等の応援を旭川建設業協会に要請する。

なお、総務対策部は、必要に応じて知事（上川総合振興局長）に自衛隊の派遣要請を要求する。

第２　河川施設

１　状況の把握

建設対策部は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、河川施設の巡回、水位の監視を行い水害等の状況を把握する。また、北海道開発局等関係機関との連携をとる。

２　応急対策

建設対策部は、河川施設が被災した場合は、水害等の発生を予防するよう応急措置をとる。

第３　空港施設

旭川空港の応急復旧対策は、旭川市が定めた「旭川空港緊急時対応計画」に基づいて行われる。

第１８章　農業対策

第１節　農林業対策

第１　応急対策

１　状況の把握

産業対策部は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、農地、農業用施設の巡回、点検を行い、農地及び農業用施設等の状況を把握する。

２　被害調査

産業対策部は、災害による農林業の被害調査を行う。

■被害調査の項目

農業被害	○　農地　○　農作物　○　農業用施設
林業被害	○　林地　○　治山施設　○　林道　○　林産物

第２　農作物対策

産業対策部は、農業協同組合と連携して、農作物及び農地の被害状況に応じて次の措置をとる。

■農作物対策

○　浸水後の農作物への応急措置の指導
○　病害虫発生の予防措置の指導
○　薬剤、資機材の供給、農薬の散布
○　農作物の生産管理技術の指導

第２節　畜産業対策

第１　応急対策

１　被害調査

産業対策部は、家畜や畜舎等の営農施設の被害調査を行う。

２　飼料の確保

産業対策部は、被害調査結果により、被災農家が家畜飼料等の確保ができないと認められるときは、文書をもって上川総合振興局長に対して応急飼料の斡旋を要請する。

■応急飼料の斡旋方法

要請先	上川総合振興局産業振興部農務課	
要請事項	飼料	○　家畜の種類及び頭羽数 ○　飼料の種類及び数量 ○　購入予算額 ○　農家戸数等参考になる事項
	転飼	○　家畜の種類及び頭数 ○　転飼希望期間 ○　管理方法 ○　転飼予算額 ○　農家戸数等参考になる事項

第２　家畜の防疫活動

1　家畜の防疫

産業対策部は、家畜伝染性疾病等が発生又は発生するおそれのあるときは、道に対して予防接種、消毒、有害昆虫等の駆除を要請する。家畜の防疫は、北海道（家畜保健衛生所）が家畜伝染病予防法（昭和２６年法律第１６６号）に基づき、家畜防疫上必要があると認めたときは、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止のため、被災地域の立入検査、消毒等、防疫体制の整備等を行う。

第３　死亡家畜の処理

産業対策部は、家畜が死亡したときは、死亡獣畜取扱場に運搬して処理するよう指導する。また、運搬することが困難な場合は、保健所長の指導を受け処理するものとする。死亡獣蓄の処理は原則として所有者が行うものとする。所有者が不明なとき又は所有者が処理することが困難な場合は、産業対策部が行う。

死亡獣蓄の処理は、移動し得るものについては、集中焼却又は埋却処理する。移動し難いものについては、保健所の指導により、その場で他に影響を及ぼさないよう焼却又は埋却するものとする。

■ 死亡獣蓄の処理方法

○　環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却する。
○　移動できないものは、保健所長の指導を受け臨機の措置をとる。
○　埋却する場合は、１ｍ以上覆土する。

第１９章　文教・保育対策

第１節　応急保育・教育

第１　安否の確認

１　幼稚園・保育園の園児等の安否確認

教育対策部及び住民対策部は、災害発生後、園長を通じて園児、職員の安否の確認を行うとともに、保護者の所在、安否情報の把握に努める。

２　児童・生徒等の安否確認

教育対策部は、災害発生後、学校長を通じて児童・生徒・教職員の安否の確認を行うとともに、保護者の所在、安否情報の把握に努める。

第２　応急保育の実施

保育園長は、住民対策部と連携し、施設の被害状況の把握に努める。既存施設において保育の実施ができない場合、臨時的な保育所を設け、保育を実施する。

交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育園で保育することができる。また、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続きを省き、一時的保育を行うよう努める。

第３　避難所開設への協力

各学校では、避難所開設時には、派遣された職員とともに体育館等の避難スペースを確保し、避難者受け入れ準備を行う。また、避難所運営にあたっては、運営組織とともに教育スペースと避難スペースとの調整を図る。

第４　応急教育活動

１　場所の確保

学校長は、施設の被害状況を調査し、教育対策部と連携を取りつつ、応急教育のための場所を確保する。

■応急教育の場所

被害の程度	応急教育のための予定場所
校舎の一部が被害を受けた場合	○　被害を免れた学校内施設
校舎の全体が被害を受けた場合	○　公民館等の公共施設 ○　隣接学校の校舎
特定の地域について相当大きな被害を受けた場合	○　最も近い被災のない地域の学校、公共施設 ○　応急仮設校舎の設置

2　応急教育の準備

教育対策部及び学校長は、臨時の学級編成を行い、児童・生徒及び保護者に授業再開を周知する。

教職員が被災し、十分な人員を確保できない場合は、北海道教育委員会と連携して学級編成の組み替え、近隣学校からの応援等により対処する。

3　応急教育の要領

応急教育において実施する指導内容、教育内容については、特別計画を立案する。授業不可能な場合にあっても、家庭学習の方法等について指導する。

■応急教育の要領

教育内容	教科書、学用品等の損失状況を考慮する。特に、健康指導、生活指導、安全教育を指導する。
生活指導	○　児童・生徒相互の助け合い精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ○　関係機関、医師会、その他専門家と連携・協力して、児童・生徒の「こころのケア」対策を行う。

4　学校給食

学校給食は、災害復旧又は社会の混乱が沈静化するまで原則として行わない。

5　避難所との区分

教育対策部、学校長及び教職員は、校舎が避難所として使用されることになったときには、総務対策部と協議して、避難所のスペースの他に応急教育の場を確保し、相互に学業や避難生活を妨げないように配慮する。

6　学用品の給与

災害により学用品を失った児童、生徒に対し、必要な教材、学用品を給与する。

教育対策部は、学校長を通じて給与の対象となる児童・生徒数を把握し、り災者名簿及び学籍簿と照合する。

学用品、文房具については被害状況別、小中学校別に学用品購入（配分）計画

表を作成する。教科書、文房具、学用品は、業者から一括購入し、学校ごとに分配する。

第５　学校施設の応急復旧

教育対策部は、学校施設が被災した場合、被害を調査して補強・修理等の応急措置を行う。

第２節　社会教育施設等の対策

第１　社会教育施設等の応急措置

施設管理者等は、災害によって被害を被るおそれのあるときは、避難誘導措置をとり、利用者の安全の確保に努める。

教育対策部は、社会教育施設等が被災した場合、補強・修理等の応急措置を行う。

また、被災した社会教育施設等を避難所、物資拠点として一時使用する場合又は利用者に開放する場合には、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、安全を確認の上使用する。

第２　文化財に対する措置

教育対策部は、文化財に被害が発生したときには、北海道教育委員会へ報告し、必要な措置を講ずる。

第２０章　防災ボランティア対策

第１　ボランティア団体等への要請

災害対策にあたり、ボランティアの協力が必要な場合は、住民組織等に要請する。住民組織等との連絡は、担当する各対策部が行う。ボランティア団体等に要請する活動は、次のとおりである。

■ ボランティア団体等に依頼する内容

○　災害、安否、生活情報の収集、伝達
○　炊き出し、その他の災害救助活動
○　高齢者、障がい者等の介護・看護活動
○　清掃及び防疫
○　災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
○　被災建築物の応急危険度判定
○　応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
○　災害応急対策事務の補助

第２　全国からのボランティアへの対応

災害状況によっては全国からのボランティアが集まるので、総務対策部は、町社会福祉協議会と連携してボランティアへの対応を行う。

1　ボランティア現地対策本部の設置

社会福祉協議会は、災害のため必要があると認めるときは、災害時における防災ボランティア活動に関する様々な情報を収集、管理し、ボランティアの活動を円滑にするため、防災ボランティア現地対策本部等を速やかに開設する。

なお、ボランティアの受付や活動内容の割り振りなどの活動は、ボランティアコーディネーター等に委ねる。

■ボランティア現地対策本部の主な活動内容

○　町及び道社会福祉協議会防災ボランティア対策本部等との連絡調整
○　被災状況等の情報収集及び提供と被災者のニーズや活動状況の把握
○　ボランティア活動の企画、実施等のコーディネート
○　ボランティアの受入れ、保険の加入
○　ボランティア活動の支援、活動に必要な資機材の調達
○　ボランティア登録者への活動要請
○　各関係機関、報道機関等に対する情報提供、広報
○　ボランティアの活動の記録管理

■ ボランティア受入れの流れ

① ボランティア：活動の申し入れ、問い合わせ（現地・電話） ↓ ② ボランティアコーディネーター（現地対策本部）：受入れ・活動内容の割り振り等 ↓ ③ ボランティア：活動参加

2 町の支援

防災ボランティアの活動は、ボランティアの組織が中心となって自らの判断で行うものであり、町はボランティアからの申し入れ等により、災害応急対策の実施について協力を受ける。

一方、町はボランティアの協力を受ける立場から、活動に必要な情報、設備及び拠点等を提供しボランティア活動を支援する。

総務対策部は、ボランティア団体、社会福祉協議会等からボランティアの申し出があった場合は、ボランティア現地対策本部の設置場所や本部で使用する資機材を提供するなど、必要な支援を行う。

住民対策部は、災害時におけるボランティア活動が円滑かつ有効に機能するために、情報提供、活動支援を主とした次の活動を行う。

■防災ボランティア活動に対する町の支援等

○ 必要に応じて社会福祉協議会の防災ボランティア現地対策本部に要員を派遣し、ボランティア関係団体との連絡調整を図る。 ○ ライフラインの復旧、交通規制や公共交通機関の復旧、防災対策の状況など、行政による被災地全体の情報をボランティア関係団体に適切に提供する。 ○ ボランティアの活動拠点となる施設の確保や活動が円滑に実施できるよう電話、ファクシミリ、事務機器等を提供する。 ○ 防災ボランティアの健康管理について配慮する。 ○ ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努め、その情報をボランティアコーディネーター等に提供する。

3 ボランティアとの調整

総務対策部は、社会福祉協議会、ボランティアコーディネーター等と定期的に協議を行い、災害対策本部からの要請事項、活動の報告や諸問題の解決を図る。

4 他地域からのボランティアの宿泊場所の検討

総務渉外対策部は、町社会福祉協議会と連携して、ボランティアの宿泊場所の確保等、検討を図る。

第３　防災ボランティア活動への配慮

防災ボランティアの活動は、被災者の安否確認、避難者の生活支援、医療・看護活動、高齢者等の介護など広い範囲に及び、専門的な知識や技術、経験などが必要となる分野もあることから、その受入にあたってはボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮する。

■ボランティアの主な活動分野

区分	活動内容
専門ボランティア	○　救急・救助（消防職団員ＯＢ） ○　医療・看護（医療従事者） ○　土砂災害危険箇所の調査（斜面判定士） ○　高齢者・障害者等の介護（社会福祉士、介護士、手話通訳等） ○　非常通信（アマチュア無線技士） ○　資機材の輸送、特殊車両等の操作（特殊車両等の運転資格者等） ○　外国語通訳 ○　ボランティアコーディネート（ボランティアコーディネーター）
一般ボランティア	○　災害・安否・生活情報の収集・伝達 ○　避難所の運営補助 ○　食料・水の配布、その他の災害救助活動 ○　要配慮者・避難者等の生活支援 ○　その他危険のない軽作業

第２１章　要配慮者対策

第１節　要配慮者への対応

第１　避難行動要支援者の安全確認

１　安否確認

住民対策部は、町内会・自主防災組織・福祉関係団体などの避難支援等関係者と協力して避難区域の在宅の避難行動要支援者の安否確認を行う。また、災害の状況によって、移送の要否等を検討する。

２　避難誘導

避難行動要支援者の避難誘導は、避難行動要支援者避難計画（全体計画・個別計画＝避難支援計画）に基づき、原則として地域の町内会、自主防災組織等の避難支援等関係者が行う。

住民対策部は、高齢者・乳幼児・傷病者・歩行困難な避難行動要支援者を車両等で輸送する。

第２　避難所での支援

１　避難所における援護対策

住民対策部は、避難所において避難所運営委員会、ボランティアと協力して、次に掲げる対策を行う。

■避難所における要配慮者への支援

ケアサービスリストの作成	○　必要となる介護・介助要員・用具の種別・規模 ○　その他介護に必要な状況
必要な設備	○　踏み板等、段差の解消 ○　簡易ベッド ○　パーティション（間仕切り）
要配慮者専用スペース	○　可能な限り少人数部屋の確保 ○　トイレ

２　広報活動への配慮

広報渉外部は、住民対策部やボランティアの協力を得て、伝言や手話等で広報を行い、視聴覚障害者に配慮する。

３　巡回ケアサービス等の実施

住民対策部は、避難所の要配慮者に対して、医師、歯科医師や保健師等による巡

回ケアサービスを行うとともに、ヘルパー、ボランティア等による相談、介助等を行う。

4　社会福祉施設等への入所

避難所の避難行動要支援者は、状況に応じて可能な限り、地域の身近な福祉避難所や地域の拠点となる福祉避難所として指定している社会福祉施設等の協力を求め入所させる。

第３　被災した在宅の避難行動要支援者への支援

住民対策部は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地等において、児童相談員、ケースワーカー等による心や今後の生活設計等の各種の相談に応じるとともに、社会福祉士、介護福祉士等による避難行動要支援者への巡回相談や、ボランティアによるホームヘルプサービスの実施に努める。

第４　仮設住宅での支援

住民対策部は、仮設住宅においても、巡回ケアサービス、広報活動等を行い、要配慮者の生活を支援する。

第２節　要配慮者利用施設入居者への対策

［資料編 4-15］

第１　災害発生時の安全確保

各要配慮者利用施設（資料編記載）では、災害により入所者が負傷した場合は、救護所等に移送する。火災の発生や災害の危険性があるときは、入所者の安否を確認し、近隣の住民等の協力を要請して避難措置をとる。火災が発生した場合、可能な限り職員は初期消火を行う。また、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にある施設は、入所者等の安全を確保するため、避難情報により速やかに避難する。

第２　情報の伝達等

町は要配慮者利用施設（資料編記載）について、災害時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう防災情報等を電話、ＦＡＸ、広報車、防災無線等により施設管理者に伝達するとともに、避難誘導等を実施する。

防災情報の伝達

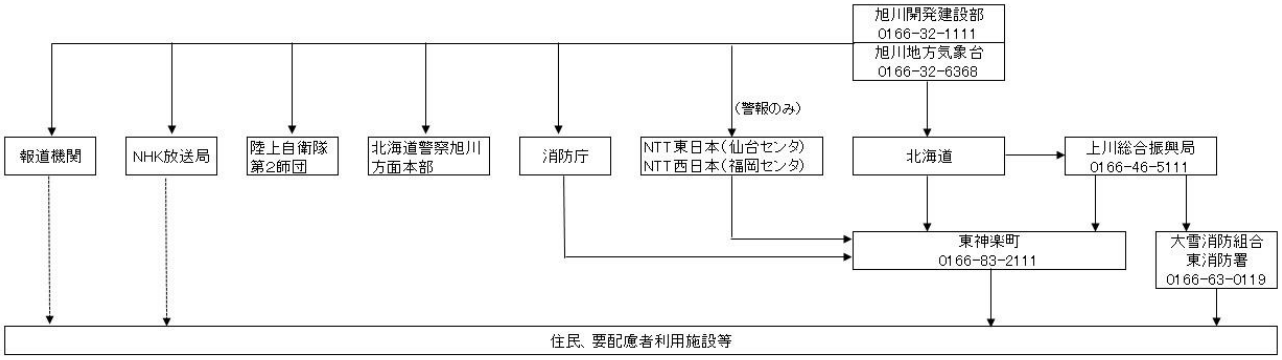

第３ 施設における生活の確保

各施設管理者は、災害によりライフライン等が断たれ、食料、飲料水、生活必需品等が不足した場合、必要とする品目、数量等を確認のうえ、住民対策部又は建設対策部に供給を要請する。

第３節　外国人への対応

第1 外国人への広報

広報渉外部は、外国語の広報紙を作成し、地震情報、安否情報、被災情報等を提供するとともに、ボランティア等の協力により災害時の広報を行う。

第2 外国人への援助

広報渉外部は、外国語の通訳・翻訳ができるボランティアを確保し、外国人に対する援助策や情報提供を実施する。

第２２章　災害応急金融対策

第１　災害応急金融対策

災害の応急復旧を図り、り災者の速やかな立ち直りを期するため、応急金融を実施する。その内容は、第６編災害復旧計画記載のとおりである。

○　生活福祉資金
○　母子・寡婦福祉資金
○　災害援護資金貸付金
○　災害復興住宅資金
○　農業経営維持安定資金
○　中小企業総合振興資金「セーフティネット貸付（災害貸付）」
○　勤労者福祉資金
○　被災者生活再建支援法による支援
○　その他

第２３章　災害救助法の適用

第１節　災害救助法の適用基準

第１　災害救助法の適用

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第１条第１項第１号～第４号の規定による。本町における具体的適用は次のいずれか１つに該当する場合である。

■災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
(1) 町内の住家が滅失した世帯の数	町 40 世帯以上	第１項第１号
(2) 道内の住家が滅失した世帯の数、かつ町内の住家が滅失した世帯の数	道　2,500 世帯以上 かつ町 20 世帯以上	第１項第２号
(3) 道内の住家が滅失した世帯の数、かつ町内の住家が滅失した世帯の数	道　12,000 世帯以上 かつ町 20 世帯に達しないが、町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき	第１項第３号前段
(4) 災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難である場合	町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき	第１項第３号後段（注）
(5) 多数の者が生命又は、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合		第１項第４号（注２）

（注）上記(4)に係る事例

ア　有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とするものであること

イ　被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること

（注２）上記(5)に係る事例

住家被害の程度に係わらず、多数の者の生命、身体に被害を及ぼす災害が社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助

を必要とする場合に相当する。

ア　交通事故あるいは船舶の沈没により多数の者が死傷した場合

イ　火山爆発又は有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

ウ　群集の雑踏により多数の者が死傷した場合

エ　山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ多数の者が死傷した場合

オ　豪雪により多数の者が危険状態となる場合

本町における被害程度の判断は、被害状況の判定基準によって行うものとする。

第２節　滅失世帯の算定基準

第１　滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。半壊等については、災害救助法施行令第１条第２項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

■滅失世帯の算定方法

滅失住家１世帯	住家被害状況	算定根拠
	全壊（全焼・流失）	１世帯
	半壊（半焼）	２世帯
	床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能の状態	３世帯

第２　住宅被害程度の認定

住家の被害程度の認定を行ううえで、おおよその基準は次のとおりとする。

■被害の認定基準

被害の区分	認定の基準
住家全壊(全焼・全流失)	住家がその住居のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊(半焼)	住家がその住居のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
住家の床上浸水土砂の堆積等	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。

※「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1住家」として取扱う。

※「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

第3節　災害救助法の適用手続き

第1　災害救助法の適用申請

町内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、町長は直ちにその旨を上川総合振興局長に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて要請する。

■上川総合振興局長への主な報告事項

○　災害発生の日時及び場所
○　災害の原因及び被害の状況
○　既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
○　その他必要な事項

第２　適用要請の特例

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない場合には、町長は、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに上川総合振興局長に報告し、その後の処置に関して指示を受ける。

第３　特別基準の適用申請

災害救助の対象数量及び期間については、特別な事情のある場合、特別基準の適用を申請できる。

適用申請は道知事に対して行うが、期間延長については救助期間内に行う必要がある。

第４節　救助の実施者及び救助の内容等

第１　救助の実施者

災害救助法による救助は知事が行い、町長はこれを補助する。

ただし、災害救助法第 30 条第１項の規定により、必要により通知される救助については、町長が行う。

■救助の種類

①　避難所の設置
②　応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）
③　炊き出しの実施
④　食品の給与
⑤　飲料水の供給
⑥　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
⑦　医療
⑧　助産
⑨　災害にかかった者の救出
⑩　住宅の応急修理
⑪　学用品の給与
⑫　埋葬
⑬　死体の捜索
⑭　死体の処理
⑮　障害物の除去
⑯　輸送及び賃金職員等の雇上げ
⑰　生業資金の貸付け（現在運用されていない）

第２　救助の内容等

救助の程度、方法、期間並びに実費弁償等の救助の内容については、災害救助法施行令に基づく内閣府令等による。

第５編　大規模事故災害対策計画

第１章　事故災害対策

第１節　大規模事故に対する体制

第１　対象とする災害

大規模事故として想定する災害は、災害対策基本法第２条及び同法施行令第１条で定める災害のうち、社会的原因により発生する事故であり、その災害により人的あるいは物的被害を伴い、社会的に大きな影響を与えるものをいう。

東神楽町で発生すると予想される大規模事故は次のとおりであるが、想定されていない災害で大規模事故に類する災害についても、この計画を適用する。

■ 予想される大規模事故

○ 航空機事故
○ 道路災害
○ 大規模火災
○ 危険物等災害
○ 林野災害

第２　基本的な対応

１　基本方針

大規模事故は、風水害、地震災害及び火山災害と異なり、発生原因となる事象及び災害の影響範囲が局地的である。したがって、応急対策に不可欠な交通ネットワーク、ライフライン、情報網が機能している。

また、住民生活への影響は少ないため事故そのものへの対応が中心となる。そこで、大規模事故対策への基本的な方針を次のように定める。

■　基本方針

○ 一刻も早く人命救助と二次災害の防止を図ること
○ 正確な情報を収集し、事故の影響から住民の安全を図ること
○ 被災した住民等へ必要な支援を行うこと

２　対応の実施者

大規模事故災害対策は、原則として事故の原因者、施設の管理者及び警察、消防が中心となる。

町においては、第一に東消防署及び旭川東警察署・東神楽駐在所が、救出、救急、

消火等の作業を実施するが、事故による被害が甚大な場合、あるいは住民等への影響が及ぶおそれがある場合は、町の機能をもって応急対策を実施する。

第３　防災体制

1　基本的な対応

大規模災害が発生した場合は、総務課内に「情報連絡本部」を設置し、情報の収集にあたる。

各対策部にわたる対策が必要な場合は、「事故災害対策本部」を設置し、災害対策本部第１非常配備に準ずる配備をとる。その後、対策の必要に応じて高次の配備体制に移行する。

■大規模事故への基本的対応

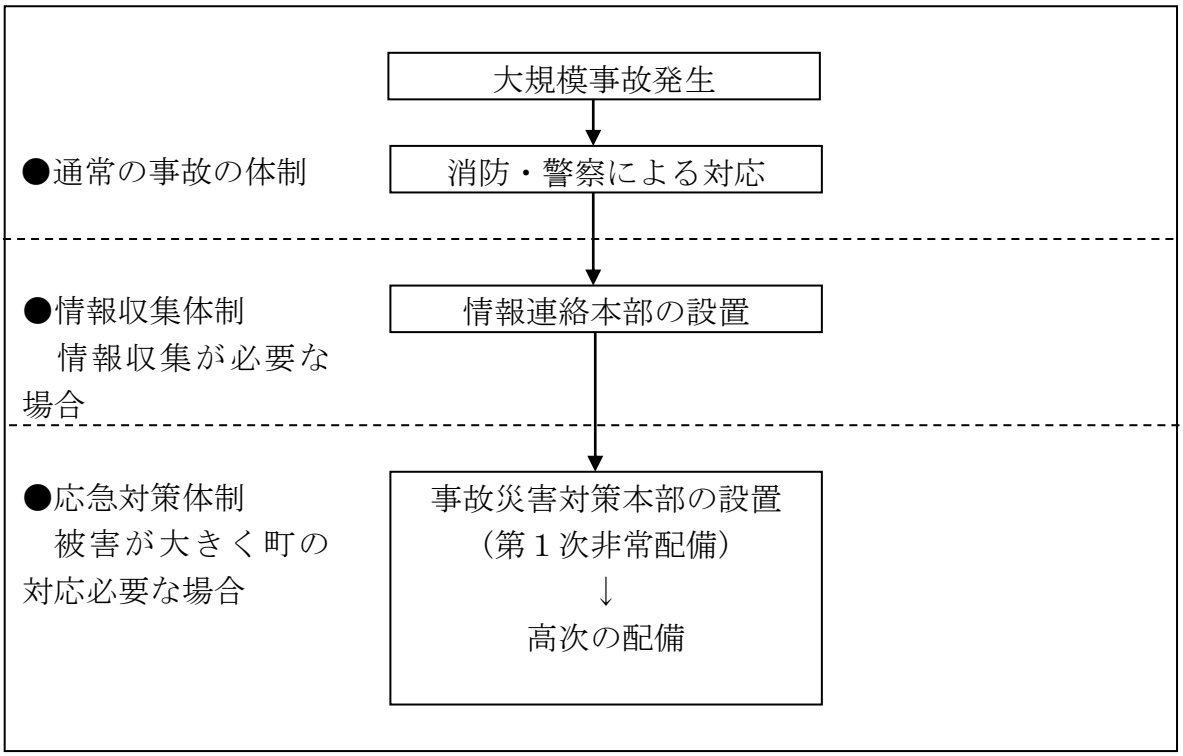

2　情報連絡本部の設置

総務課は、大規模事故発生の情報を東消防署、旭川東警察署等から入手した場合は、総務課内に情報連絡本部を設置し、関係機関等から情報を収集するほか、事故現場に出動し状況を把握する。

3　事故対策本部の設置

情報収集の結果、町で対応する必要がある場合、町長は事故災害対策本部を設置し、必要な配備体制及び職員の動員を指示する。

時期	体制及び組織		配備	配備人員
対策本部設置前	情報連絡及び警戒体制	本部体制はとらない	注意配備	総務課及びその他必要な課の人員
		警戒本部（災害）、連絡本部(事故等)、緊急事態連絡室（国民保護）	警戒配備	
対策本部設置後	応急対策体制	対策本部	第１非常配備	総務課及びその他必要な課の人員
			第２非常配備	総務課及びその他必要な課の全員、各課長
			第３非常配備	全職員

態様に応じて警戒本部（災害）・連絡本部(事故等)・緊急事態連絡室（以下「警戒本部等」という。）

4　組織及び運営

事故対策本部の組織及び運営は、災害対策本部の組織及び運営を適用する。

第２節　航空機事故対策

第１　基本方針

旭川空港内又は東神楽町域における航空機の墜落炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、関係機関と連携して被災者を迅速かつ適切に救助することにより、被害の軽減を図るため、東神楽町が取るべき応急措置を定める。なお、想定する航空災害は、次のとおりである。

■ 想定する航空災害

○　旭川空港を離発着する航空機の墜落炎上により、多数の搭乗者あるいは住民に被害が発生した場合

○　ヘリコプター、小型飛行機等の墜落炎上により、搭乗者とともに住民等に影響がある被害が発生した場合

第２　災害情報の伝達

航空機事故災害情報の伝達経路は次のとおりである。

1　空港区域又は空港区域周辺の場合

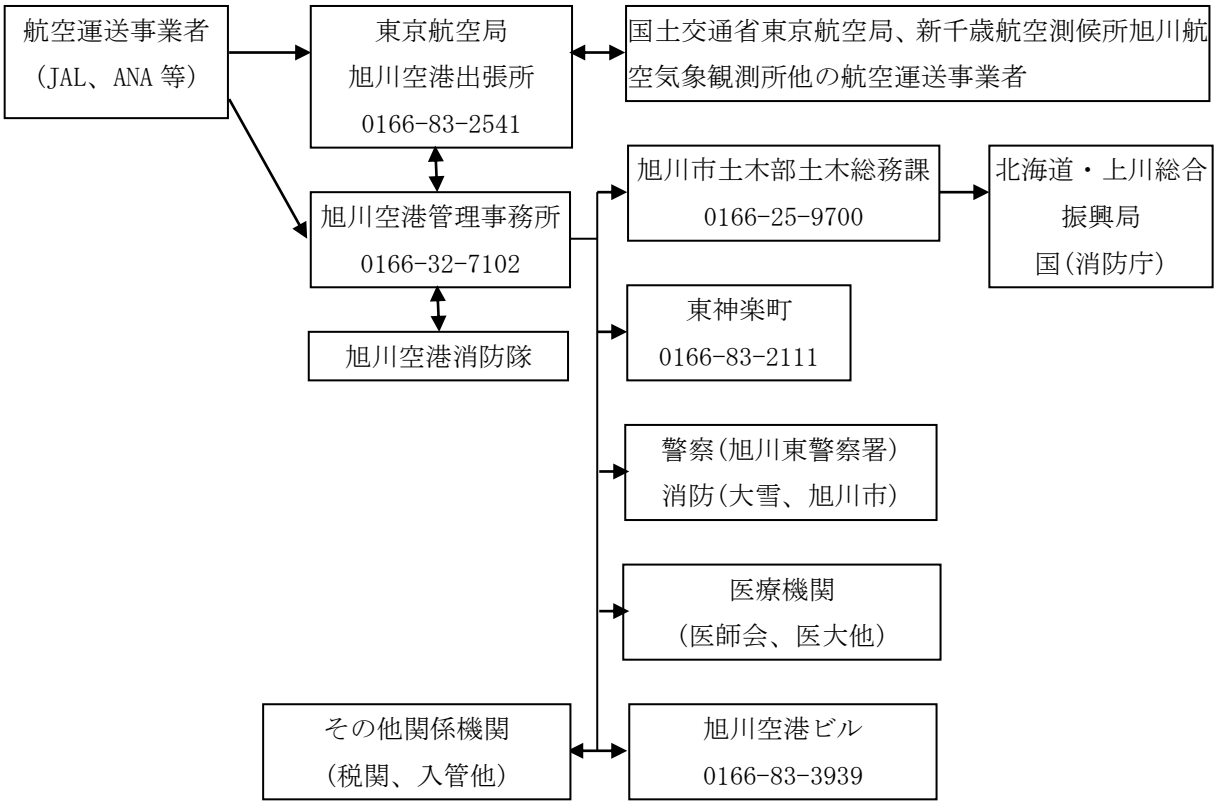

2　発生地点が不明な場合

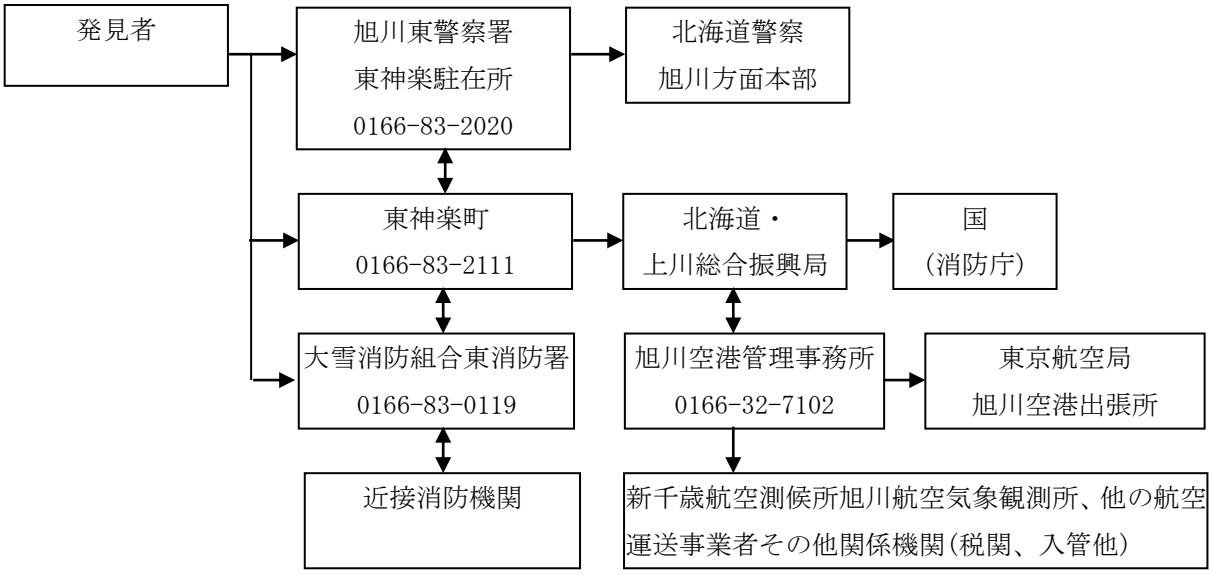

3　発生地点が不明な場合（航空機の捜索活動）

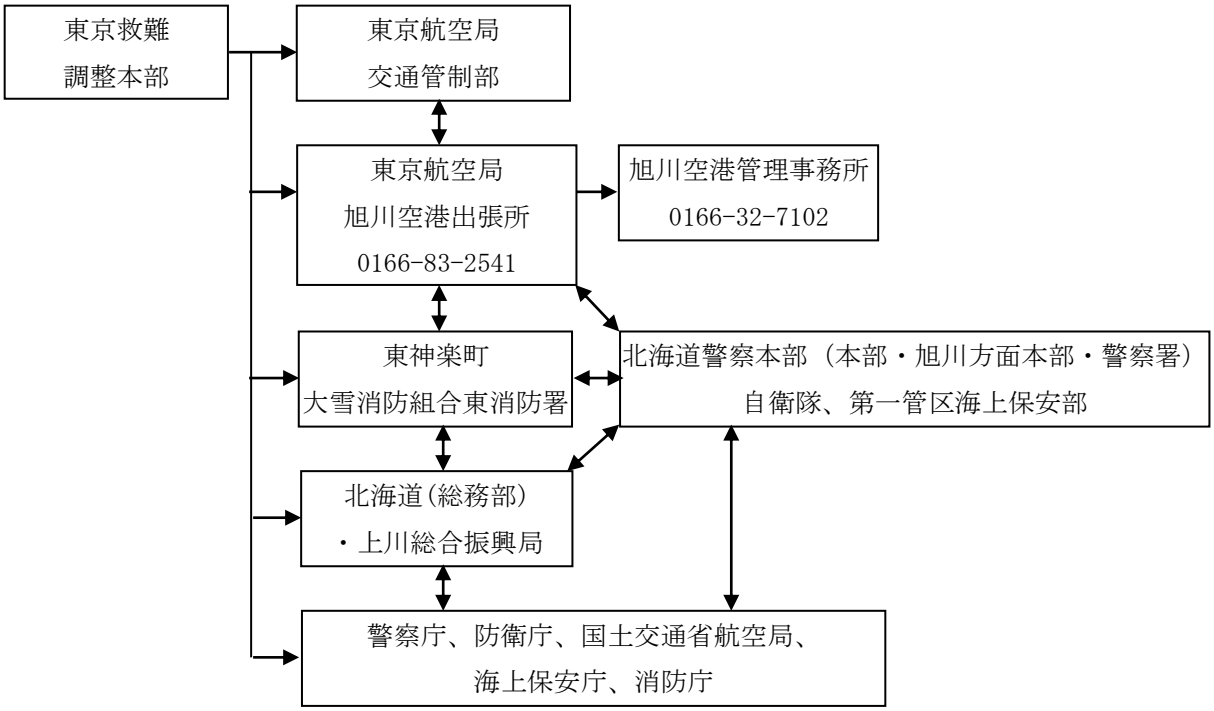

第３　応急対策

航空災害が発生した場合は、次の応急対策を実施する。対策の詳細については、第３編災害応急対策計画を適用する。

1　広報活動

住民に対して防災行政無線、広報車等により災害発生の状況、避難の必要性等について広報する。

2　応急活動体制

必要に応じて情報連絡本部あるいは事故対策本部を設置する。災害対策現地合同本部が設置された場合は、公共施設、資機材の提供等の支援を実施する。

3　捜索・救助救出活動

東消防署、旭川東警察署・東神楽駐在所、自衛隊が対応する。

4　医療救護活動

診療所で対応する。必要に応じて災害現場近くに救護所を設置し、※トリアージを行う。負傷者の搬送は東消防署が対応する。

※トリアージ＝災害時発生時などに多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために傷病者の治療優先順位を決定すること。

5　消防活動

航空機の墜落炎上による火災の消火は、東消防署が実施する。消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

6　交通規制

旭川東警察署は、応急活動のため必要に応じて交通規制を実施する。

7　遺体の収容・処理

警察官による見分を終了した遺体を収容するために、公共施設に遺体安置所を設置し、必要な措置をとる。

8　被災者家族等への支援

被災者家族等のために原因者等の要請に基づき、待機所や宿泊施設、火葬等の必要な対策を支援する。

第３節　道路災害対策

第１　基本方針

東神楽町域において車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要な事故が発生した場合、関係機関と連携して被災者を迅速かつ適切に救助することにより被害の軽減を図るため、町が取るべき応急措置を定める。なお、想定する道路災害は次のとおりである。

■ 想定する道路災害

○　観光バス等の大型車両の事故により多数の死傷者が発生する場合
○　集団交通事故により多数の死傷者が発生する場合
○　危険物を積載する車両の事故により危険物が流出し、住民等に被害の影響が及ぶ場合

第２　災害情報の伝達

道路災害発生時の情報伝達経路は、次のとおりである。

1　道の管理する道路の場合

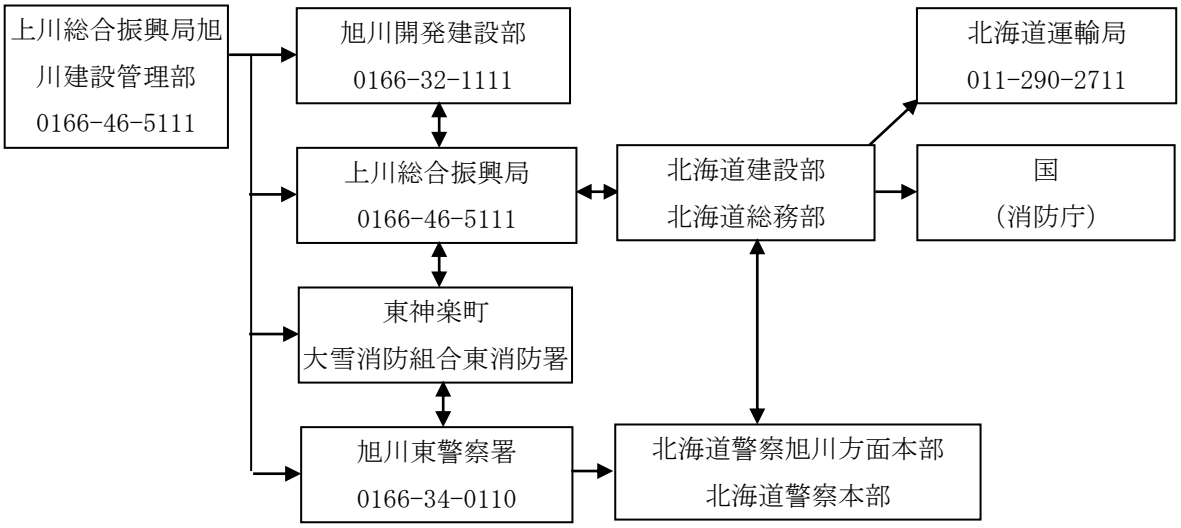

2　町の管理する道路の場合

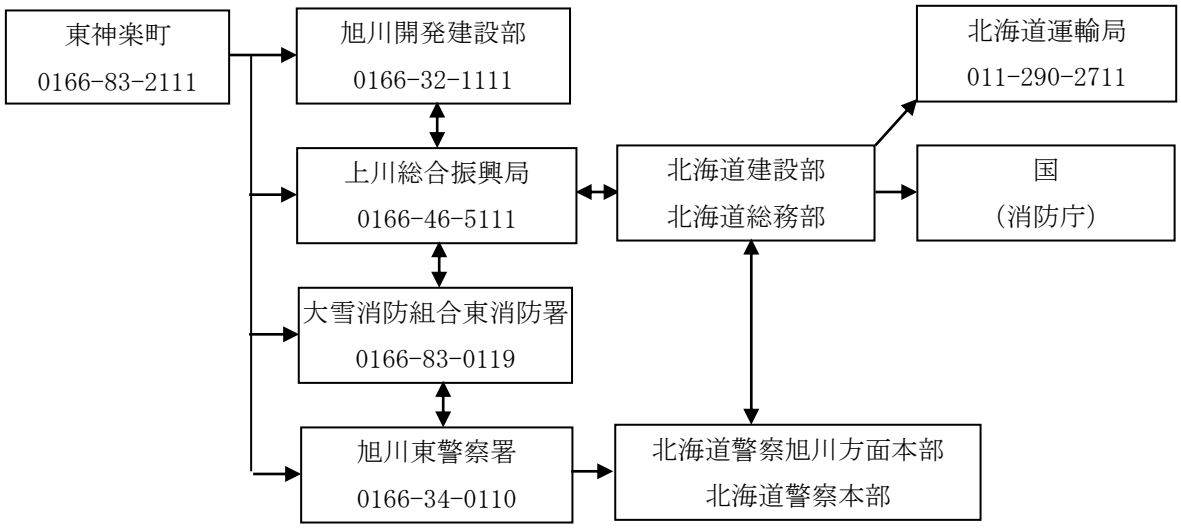

第３　応急対策

道路災害が発生した場合は、次の応急対策を実施する。対策の詳細については、第３章災害応急対策計画を適用する。

1　広報活動

住民に対して防災行政無線、広報車等により災害発生の状況、危険物流出に対する対処方法、避難指示等について広報する。

2　応急活動体制

必要に応じて情報連絡本部あるいは事故対策本部を設置する。災害対策現地合同本部が設置された場合は、公共施設、資機材の提供等の支援を実施する。

3　捜索・救助救出活動

東消防署、旭川東警察署が対応する。

4　医療救護活動

国保診療所で対応する。負傷者の搬送は東消防署が対応する。

5　消防活動

火災の消火は、東消防署が実施する。消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

6　危険物流出対策

危険物積載車両から危険物が流出した場合、東消防署は、危険物の性状を把握し、流出・拡散防止の措置をとる。住民への被害の影響がある場合は、町に連絡する。

7　避難

危険物が流出し住民への被害影響がある場合は、東消防署、旭川東警察署等と連携して、事故の状況や対処方法等を広報する。避難する必要がある場合は、避難区域を設定し、避難広報、誘導を行うとともに、避難所を開設し、受け入れを行う。

8　交通規制

旭川東警察署は、応急活動のため必要に応じて交通規制を実施する。

9　遺体の収容・処理

警察官による見分を終了した遺体を収容するために、公共施設に遺体安置所を設置し、必要な措置をとる。

10　家族等への支援

被災者家族等のために原因者等の要請に基づき、待機所や宿泊施設、火葬等の必要な対策を支援する。

11　災害復旧

道路管理者は、障害物の除去、応急復旧を迅速に行い、交通の確保を図る。

第４節　危険物等災害対策

第１　基本方針

町域において危険物等の漏えい、流出、火災、爆発等により多数の死傷者を伴う大規模な事故や住民に影響する事故が発生した場合に、関係機関と連携して被害者を迅速かつ適切に救助し、住民対策をすることにより被害の軽減を図るため、町がとるべき応急措置を定める。なお、危険物等とは次のものをいい、想定する危険物等災害は次のとおりである。

■ 危険物等の定義

危険物：消防法第２条第７項に規定されているもの
（例）石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など
火薬類：火薬取締法第２条に規定されているもの
（例）火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管）など
高圧ガス：高圧ガス保安法第２条に規定されているもの
（例）液化石油ガス（ＬＰＧ）、アセチレン、アンモニアなど
毒物・劇物：毒物及び劇物取締法第２条に規定されているもの
（例）毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）
劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など
放射性物質：放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの
「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等によりそれぞれ規定されている。

■ 想定する危険物等災害

危険物等の漏えい、流出、火災、爆発等により、多数の死傷者が発生する場合
危険物等の漏えい、流出、火災、爆発等により、地域住民等に被害の影響が及ぶ場合

第２　災害情報の伝達

危険物等災害発生時の情報伝達経路は、次のとおりである。

■情報伝達経路

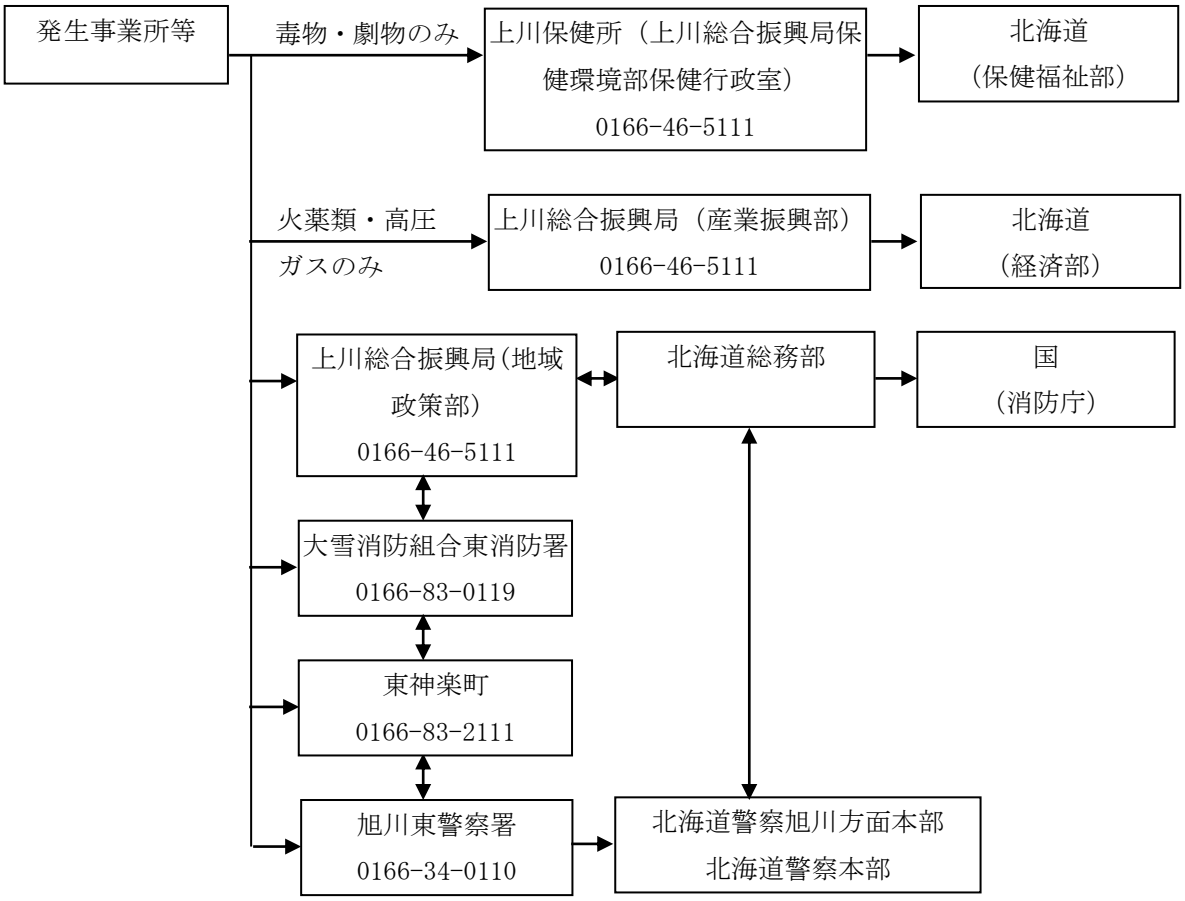

第３　応急対策

危険物等火災が発生した場合は、次の応急対策を実施する。対策の詳細については、第３章災害応急対策計画を適用する。

1　広報活動

住民に対して防災行政無線、広報車等により次の事項を広報する。

■ 住民に対する広報

○　災害発生の状況
○　危険物等の種類、性状など人体に影響に与える状況、対処方法
○　医療機関等の情報
○　関係機関の実施する応急対策の概要
○　避難の指示、連絡先

2　応急活動体制

必要に応じて情報連絡本部あるいは事故対策本部を設置する。災害対策現地合同本部が設置された場合は、公共施設、資機材の提供等の支援を実施する。

3　捜索・救助救出活動

東消防署、旭川東警察署が対応する。

4　医療救護活動

国保診療所で対応する。負傷者の搬送は東消防署が対応する。

5　消防活動

事業者は、消防が到達するまでの間、自衛消防組織等によりその延焼の拡大を最小限に抑える。東消防署は、事業者との連携により、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知機等を活用し、危険物等の性状にあった適切な消防活動を実施する。なお、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。住民の避難の必要がある場合は、町に連絡する。

6　避難

危険物が流出し住民への被害影響がある場合は、東消防署、旭川東警察署等と連携して、事故の状況や対処方法等を広報する。避難する必要がある場合は、避難区域を設定し、避難広報、誘導を行うとともに、避難所を開設し、受け入れを行う。

7　交通規制

旭川東警察署は、応急活動のため、必要に応じて交通規制を実施する。

第５節　大規模火災対策

第１　基本方針

東神楽町域において大規模な延焼火災が発生した場合に、関係機関と連携して被災者を迅速かつ適切に救助するとともに、延焼の防止等被害の軽減を図るため、町が取るべき応急措置を定める。

なお、想定する大規模火災は、次のとおりである。

■ 想定する大規模火災

○　市街地における延焼火災が発生した場合

第２　災害情報の伝達

大規模火災発生時の情報伝達経路は、次のとおりである。

■情報伝達経路

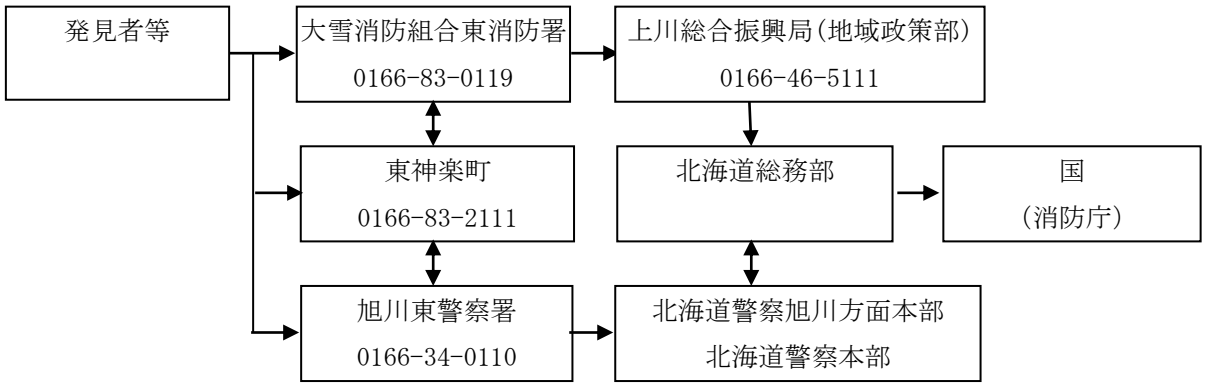

第３　応急対策

大規模火災が発生した場合は、次の応急対策を実施する。対策の詳細については、第３章災害応急対策計画を適用する。

１　広報活動

住民に対して防災行政無線、広報車等により火災発生の状況、避難指示等について広報する。

２　応急活動体制

必要に応じて情報連絡本部あるいは事故対策本部を設置する。災害対策現地合同本部が設置された場合は、公共施設、資機材の提供等の支援を実施する。

３　捜索・救助救出対策

捜索・救出は東消防署、旭川東警察署が対応する。

４　消防活動

火災の消火は、東消防署が実施する。消火にあたっては、避難場所・避難経路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。また、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。東消防署だけでは対応が困難なときは、大雪消防組合美瑛消防署あるいは「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、北海道内の消防組織に対し、応援を要請する。消火、飛火警戒等においては、近隣住民、町内会の協力を得て、効果的な活動を実施する。

５　避難

延焼火災の発生により住民への影響がある場合は、東消防署、旭川東警察署等と連携して、避難区域を設定し、避難広報、誘導を行うとともに、避難場所を開設し、受け入れを行う。

6　医療救護体制

町立病院で対応する。負傷者の搬送は東消防署が対応する。

7　交通規制

旭川東警察署は、応急活動のため必要に応じて交通規制を実施する。

第６節　林野火災対策

第１　基本方針

東神楽域において広範囲にわたる林野火災が発生した場合、関係機関と連携して延焼の防止等被害の軽減を図るため、町が取るべき応急措置を定める。なお、想定する林野火災は次のとおりである。

■ 想定する林野火災

○　町域において広範囲にわたる林野火災が発生した場合
○　町域の林野火災により、住民の避難、観光客等の森林滞在者の救出等が必要な場合

第２　災害情報の伝達

1　林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として、旭川地方気象台が火災気象通報の発表及び終了をもって行う。林野火災気象通報を受けたときは、通報内容及び取るべき予防措置等を東消防署等の関係機関へ通報するとともに、住民に広報する。また、町長は上川総合振興局長から林野火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生の危険性があると認めたときは、消防法第 22 条に基づき火災警報を発令する。

■林野火災通報の伝達経路

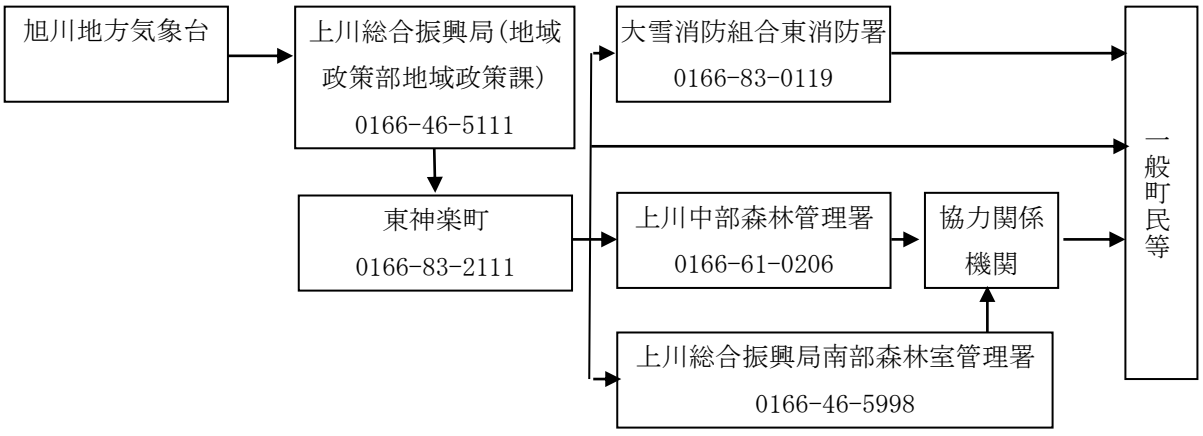

■情報伝達経路

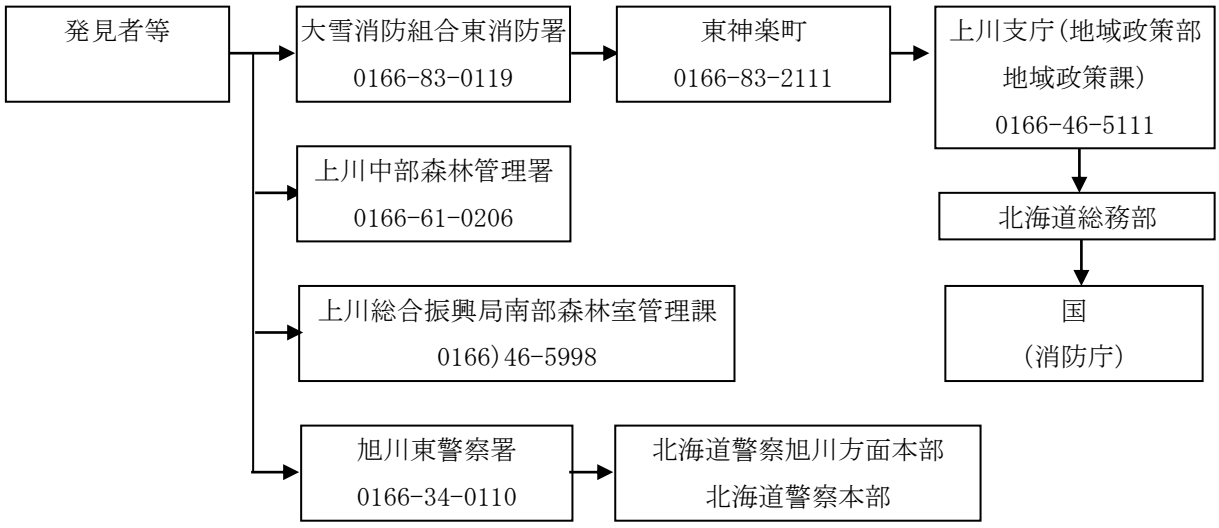

第３　応急対策

林野火災が発生した場合は、次の応急対策を実施する。対策の詳細については、第３章災害応急計画を適用する。

１　広報活動

住民に対して防災行政無線、広報車等により火災発生の状況、避難指示等について広報する。また、火災発生区域の観光客、営林活動作業者等の森林滞在者に対して退去するよう広報する。

２　応急活動体制

必要に応じて情報連絡本部あるいは事故対策本部を設置する。災害対策現地合同本部が設置された場合は、公共施設、資機材の提供等の支援を実施する。

３　消防活動

火災の消火は、東消防署が実施する。消火にあたっては林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、町森林組合等の出動協力等により効果的な地上消火を行う。東消防署だけでは対応が困難なときは、大雪消防組合美瑛消防署あるいは「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、北海道内の市町等に対し、消防隊、救急隊等の応援を要請する。住家への延焼拡大の危険性がある場合あるいは林野火災が広域化する場合等は、北海道にヘリコプターの出動を要請し、空中消火を実施する。

４　避難

林野火災が住宅地まで及ぶ危険性がある場合は、避難区域を設定し、避難広報、誘導を行うとともに、避難所を開設し、受け入れを行う。

5　捜索・救助救出活動

孤立者を発見した場合は、ヘリコプターによる救出を北海道に要請する。

6　交通規制

旭川東警察署は、応急活動のため必要に応じて交通規制を実施する。

第６編　災害復旧計画

第１章　住民生活復旧への支援

第１節　被災者への支援

第１　災害弔慰金等の支給

１　災害弔慰金

健康ふくし課は「東神楽町災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

２　災害障害見舞金

健康ふくし課は、「東神楽町災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた住民に対して災害障害見舞金を支給する。

３　被災者生活再建資金

健康ふくし課は、「被災者生活再建支援法第４条２項」に基づき、道より支給事務の委託があった場合には、自然災害により被災した住民に対し支援金を支給する。

第２　災害援護資金等の貸付け

１　災害援護資金

健康ふくし課は、「東神楽町災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸付ける。

２　生活福祉資金

社会福祉協議会は、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける。なお「東神楽町災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

第３　災害復興住宅資金の融資

住宅金融支援機構は、災害により住宅を失い、又は破損した者が住宅の建設、補修、購入、宅地整備等を行えるよう災害復興住宅資金を融資する。

第４　り災証明書の交付

家屋の被害調査の結果から「り災台帳」を作成し、被災者の「り災証明書」交付申請に対し、り災台帳で確認のうえ遅滞なく交付する。なお、り災台帳で確認でき

ないときでも、申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは「り災証明書」を交付する。

証明する範囲は、災害対策基本法第２条第１号に規定する災害で、次の事項について証明する。

■り災証明の担当及び証明の範囲

担当	証明の範囲
税務課	家屋の全壊、流失、半壊、床上浸水、床下浸水、一部破損

第５　被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

１　被災者台帳の作成

(1)　町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効果的に実施するため、必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

(2)　被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア　氏名	サ　町長が台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
イ　生年月日	
ウ　性別	
エ　住所又は居所	シ　サの提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
オ　住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況	ス　被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律代27号)第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者にかかる個人番号
カ　援護の実施の状況	
キ　要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する理由	
ク　電話番号その他の連絡先	
ケ　世帯の構成	セ　その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項
コ　り災証明書の交付の状況	

(3)　町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(4)　町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

２　台帳情報の利用及び提供

(1)　町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、そ

の保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、または提供することができる。

ア　本人（台帳情報によって識別される特定の個人を言う。以下この号において同じ。）の同意があるとき、または本人に提供するとき。

イ　町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ　他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2)　台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する市町村長に提出しなければならない。

ア　申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ　申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ　提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ　提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者にかかるものが含まれる場合には、その使用目的

オ　その他台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

(3)　町長は、(2)の申請があった場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるときまたは申請者が台帳情報の提供を受けることにより知りえた情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（1の(2)のス）を含めないものとする。

第６　災害公営住宅の供給

災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の条件の１つに達した場合に、低所得り災世帯のため、国庫から補助を受け整備し入居させるものである。建設水道課は、災害公営住宅の整備及び管理を行う。

■災害公営住宅の適用条件（公営住宅法第８条）

○ 地震、暴風雨、洪水、その他異常な天然現象による災害の場合
・被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき
・１市町村の区域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき
・滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の１割以上のとき
○ 火災による場合
・被災地域の滅失戸数が 200 戸以上のとき
・滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の１割以上のとき

第７　租税等の減免

１　税の減免

税務課は、災害によって被害を受けた住民に対して住民税等の減免、納税延期及び徴収猶予を行う。

■租税の減免等の種類

①納税期限の延長	災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は住民税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、当該期限の延長を行う。
②徴収猶予	災害により財産に被害を受けた納税義務者等が住民税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、１年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに１年以内の延長を行う。（地方税法第 15 条）
③減免	被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について減免を行う。

■税等の減免の内容

税目	減免の内容
個人の住民税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税・都市計画税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。
国民健康保険料	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
軽自動車税	
特別土地保有税	災害により著しく価値を減じた土地について行う。

２　使用料等の減免

健康ふくし課、建設水道課は、災害によって被害を受けた住民に対して住民税等の減免、納税延期及び徴収猶予を行う。

第８　職業の斡旋

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職の斡旋を行う。産業振興課では、町民にこれらの情報を提供する。

■職業安定所の職業の斡旋

○　被災者のための臨時職業相談窓口の設置
○　公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施
○　職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等の活用

第２節　地域経済への復旧支援

第１　農林業への融資

産業振興課は、災害により被害を受けた農林業者に対し、道、農業協同組合等の協力を得て災害復旧融資制度の広報等の支援策を行う。

■農林業への融資

○　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の規定に基づいた、指定された天災に基づく被害を受けた農林漁業者に必要な資金融資（農業協同組合、金融機関）
○　日本政策金融公庫による復旧資金融資（農業協同組合、金融機関）

第２　中小企業への融資

産業振興課は、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定を図るため、復旧に必要な資金並びに事業費の融資を促進する。

■中小企業への融資制度

○　一般金融機関、政府系金融機関の融資
○　中小企業総合振興資金等の融資
○　信用保証協会による融資の保証
○　災害融資特別県費預託等

第３節　義援金の受付け・配分

第１　義援金の受付け

健康ふくし課は、義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。

被災者に配分するまでの間、指定金融機関に専用口座をつくり保管する。

第２　義援金の配分

健康ふくし課は、義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災者世帯数、被災状況等を考慮して義援金の配分を決定する。

第２章　災害復旧事業の推進

第１節　災害復旧事業の推進

道及び町は、災害復旧事業の推進にあたっては、民生の安定、社会経済活動の早期回復を目指し、再び被災しないよう災害の防止を図るため、法律に基づいて、次にあげる復旧事業を迅速に実施する。

■公共施設の災害復旧事業の種類

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画
　①河川
　②砂防設備
　③林地荒廃防止施設
　④地すべり防止施設
　⑤急傾斜地崩壊防止施設
　⑥道路
　⑦下水道
　⑧公園
(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
(3) 都市施設災害復旧事業計画
(4) 上水道災害復旧事業計画
(5) 住宅災害復旧事業計画
(6) 空港施設災害復旧事業計画
(7) 社会福祉施設災害復旧事業計画
(8) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
(9) 学校教育施設災害復旧事業計画
(10)社会教育施設災害復旧事業計画
(11)その他災害復旧事業計画

第２節　激甚法による災害復旧事業

道及び町は、激甚災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年９月６日法律第 150 号以下「激甚法」という。）の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和 37 年 12 月７日・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和 43 年 11 月 22 日・中央防災会議決定）の２つがあり、この基準により指定を受ける。

「激甚法」により財政援助等を受ける事業は、次のとおりである。

■激甚法による財政援助

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	○　公共土木施設災害復旧事業 ○　公共土木施設災害関連事業 ○　公立学校施設災害復旧事業 ○　公営住宅災害復旧事業 ○　生活保護施設災害復旧事業 ○　児童福祉施設災害復旧事業 ○　老人福祉施設災害復旧事業 ○　身体障がい者更正援護施設災害復旧事業 ○　知的障がい者更正施設又は知的障がい者授産施設災害復旧事業 ○　婦人保護施設災害復旧事業 ○　感染症指定医療機関災害復旧事業 ○　感染症予防事業 ○　堆積土砂排除事業 ○　湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	○　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ○　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ○　開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助 ○　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ○　森林災害復旧事業に対する補助 ○　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ○　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
中小企業に関する特別の助成	○　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ○　小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例 ○　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 ○　中小企業者に対する資金の融通に関する特例
その他の財政援助及び助成	○　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ○　私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ○　市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ○　母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例 ○　水防資材費の補助の特例 ○　り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 ○　産業労働者住宅建設資金融通の特例 ○　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ○　雇用保険法による求職者給付に関する特例

第３章　災害復興計画の推進

第１節　災害復興体制の確立

第１　災害復興基本計画

大規模な災害が発生した場合は、町長を本部長とする「災害復興本部」を設置し、「災害復興基本計画」を策定する。災害復興事業については、復興のためのまちづくりをはじめとし、経済復興や住民生活の再建など、住民の生活すべてにわたる分野を対象とする。

第２　災害復興の推進

災害復興事業のうち、まちづくりに関する分野の復興については、平常時から進めるまちづくり計画を生かしながら、被害状況を的確に計画・事業に反映することができるよう被害状況の早期把握に努めるとともに、被害状況や基盤整備状況などの地域特性に応じた復興計画を策定し、速やかな事業の実現を図る。事業の実施にあたっては、必要に応じて関連諸制度を活用しながら、良好な市街地の形成と都市機能の更新を図る。